

平成22年 第3回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成22年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成22年9月10日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 報告第6号から諮問第2号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

平成22年請願第2号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書

平成22年請願第3号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願

平成22年請願第4号 「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1番	湯田 哲	議員	3番	高野 精一	議員
4番	馬場 信作	議員	5番	山内 政	議員
6番	渡部 優	議員	7番	星 光久	議員
8番	楠 正次	議員	9番	湊田 幹夫	議員
10番	渡部 忠雄	議員	11番	湯田 秀春	議員
12番	星 登志一	議員	13番	星 和男	議員
14番	平野 昌盛	議員	15番	阿久津 梅夫	議員
16番	渡部 東	議員	17番	芳賀沼 順一	議員

18番 菅家幸弘 議員

20番 児山寿明 議員

22番 渡部康吉 議員

19番 大竹幸一 議員

21番 五十嵐 司 議員

欠席議員（1名）

2番 渡部俊夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	馬場増男	会計室長 兼税務課長
宍戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	長沼芳樹	住民生活課長
渡部仁	健康福祉課長	児山忠男	建設課長
星恵助	環境水道課長	大竹洋一	農林課長
齋藤友一	農業委員会 事務局長	原田稔	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	舘岩総合支所長
渡部文政	伊南総合支所長	森秀一	南郷総合支所長
木下光廣	監査委員		

事務局職員出席者

渡部俊夫 事務局長 星欣一 事務局長補佐

開会 午前10時00分

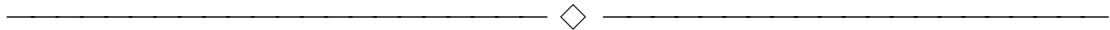
◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は2番、渡部俊夫君
であります。

ただいまから平成22年第3回南会津町議会定例会を開会いたします。

大変暑いので、上衣の脱衣を許可します。



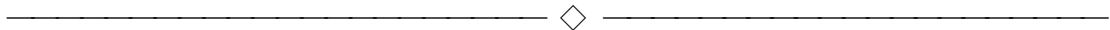
◎異動職員の紹介

○渡部康吉議長 ここで、執行部より人事異動による異動職員について紹介したい旨の申し出
がなされておりますので、これを許可します。

副町長。

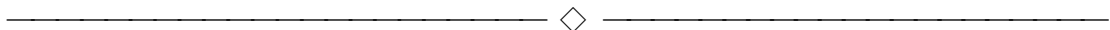
○渡部龍一副町長 人事異動による異動職員について紹介いたします。

8月1日付で空席となっておりました農林課長に、農林課長補佐兼林政係長でありました大
竹洋一君を、農林課長兼林政係長として発令いたしましたので、紹介させていただきますので、
よろしく願いいたします。



◎開議の宣告

○渡部康吉議長 これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、渡部忠雄君、18番、菅家幸弘君を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの12日間とし、明11日から14日まで及び18日から20日までの7日間を休会とし、お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの12日間とし、明11日から14日まで及び18日から20日までの7日間を休会とすることに決しました。

◇

◎諸報告

○渡部康吉議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成22年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る7月12日同日開催されました平成22年第2回西部環境衛生組合議会臨時会、平成22年第1回田島下郷町衛生組合議会臨時会及び8月23日に開催されました平成22年第3回西部環境衛生組合議会定例会並びに8月27日に開催されました平成22年第2回田島下郷町衛

生組合議会定例会及び8月30日開催の平成22年第2回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり認定及び可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成22年8月までの例月出納検査の結果について監査委員より報告書が提出されてあります。事務局に保管されてありますので、ご了承願います。

次に、本町関係法人に係る平成21年度の経営状況を説明する資料について、次の法人の資料が町長より提出されております。南会津地方土地開発公社、財団法人田島振興公社、財団法人館岩農業公社、会津高原たていわ農産有限会社、医療法人社団仁嘉会、会津高原フレンドカントリークラブ株式会社、株式会社I N A、株式会社さゆりの里、株式会社南会津観光公社、みなみやま観光株式会社、以上10法人に係る説明資料は事務局に保管されてありますので、ご了承願います。

議長からは以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成22年第2回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細については配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎報告第6号から諮問第2号まで一括上程、説明

○渡部康吉議長 次に、日程第4、報告第6号から諮問第2号までを一括上程いたします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、おはようございます。

平成22年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、まことにありがとうございます。

これより、今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第6号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、堺地内において、町有車が駐車場からバックで国道289号に出ようとした際、誤って歩道と車道の境界にあったデリネーターを損壊したものでありまして、過失割合を町100%として、福島県山口土木事務所に対して賠償金3万450円を支払うことで合意しましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、専決処分をしたものであります。

次に、議案第78号 南会津町伝統的建造物群保存地区保存条例についてご説明を申し上げます。

本案は、伝統的建造物群保存地区を新たに設置するため、必要となる関係条例を制定するものであります。

次に、議案第79号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を改正するものでありまして、主な改正内容は、職員以外に育児または介護できる人がいても、請求により早出、遅出勤務をさせる規定のほか、3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務を請求に基づき制限するものであります。

次に、議案第80号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、育児休業を取得できる対象者が拡大され、父母がともに取得できることや、配偶者の出産後8週間以内に父親が最初の育児休業をした場合は、特別の事情がなくとも再び育児休業をすることができることなどであります。

次に、議案第81号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、古町温泉赤岩荘の温泉水の新たな利活用を図るため、温泉の販売を行えるよう、条例別表に温泉利用料金の規定を加えるものであります。

次に、議案第82号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、身体障害者福祉法の改正により肝臓機能障害の追加があったことから、助成の対象となる重度心身障害者の定義規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第83号 南会津町田島農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、田島地域関本地区と南郷地域和泉田地区にあります農村環境改善センターが、ともに設置目的等が類似の施設でありながら別々の条例規定が設けられ、利用料金等の規定に差異がありますので、条例を一本化し、利用者に対する公平性を確保するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第84号 財産の購入についてご説明を申し上げます。

本案は、内川字向ノ原1番1外18筆、7,493.58平方メートルを、購入金額1,461万2,000円にて公共用地として株式会社金門製作所から購入するため、南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

次に、議案第85号 南会津町過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、南会津町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、広域行政圏計画策定要綱等の廃止に伴い、広域市町村圏計画の策定の必要がなくなったことなどから、組合規約の変更を行うものです。

次に、報告第7号 平成21年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、次の議案以下の各会計の決算を認定に付すための説明書として、平成21年度決算概要及び事務報告をご配付申し上げますので、決算とあわせてごらんくださるようお願いを申し上げますと報告とさせていただきます。

なお、次の議案第87号から第95号までの各会計決算認定に係る議案の提案理由の説明に当たりますには、決算額等の金額につきまして千円単位でご説明を申し上げますのでご了承をお願いいたします。

議案第87号 平成21年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

平成21年度の予算編成に当たっては、急激な雇用環境の悪化を受けて創出された地域雇用創出推進費等、国の地方財政対策を十分に見きわめながら、だれもが将来に夢と希望を持てるま

ちづくりを基本目標に、①やまなみ泊覧会の開催、②子育て支援に関する施策、③医療費削減に関する施策、④頑張る人や地域を応援する施策、⑤地方交付税の合併算定外期間終了後に終了後を見越した施策、⑥第三セクターの経営の安定化のための施策の6つの重点施策を掲げ、厳しい財政状況を十分認識し、昨年度に引き続き課題を前提とした予算編成を基本方針としたところであります。

その後、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金等、国の補正予算に対応した予算等を補正した結果、平成21年度一般会計の最終予算規模は10回の補正と前年度繰越明許費を加えて145億9,412万1,000円となりました。

決算規模においては、歳入総額で134億6,313万5,000円、歳出総額は135億5,726万7,000円で、歳入歳出とも対前年度比それぞれ4.0%、3.5%の増となりました。歳入から歳出を差し引いた形式収支額は4億586万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,170万円を除いた実質収支額は2億3,416万8,000円となりました。

また、前年度実質収支額との差額である単年度収支は3,614万2,000円の赤字で、これに財政調整基金の積み立て及び町債の繰上償還額を加えた実質単年度収支は2億1,992万1,000円の黒字となり、決算収支は健全性が保たれました。

普通会計における主な財政指標の状況では、経常収支比率は依然高い水準にありますが、経常経費の削減等により対前年度比4.9ポイント改善され、合併後初めて90%を下回り87.2%となりました。

公債費関係の指標では、3カ年平均の実質公債費比率で前年度より2.2ポイント低下し、15.4%となったほか、他の公債費関係指標も改善されてきており、おおむね財政健全化計画に即した財政運営が図られたと判断しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表が義務化された健全化判断比率の報告は、決算概要の最終ページのとおりであります。5つの指標とも基準以下であり、財政規律が守られておりますが、引き続き、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

歳入面では、地方交付税が対前年度並みの決算額となりましたが、景気低迷により個人及び法人所得が減となり、町税が対前年度比6.0%の大幅なマイナスになったほか、地方譲与税等も減収となったことから、第1款町税から第11款交通安全対策特別交付金までのいわゆる一般財源ベースでは1.2%の減となりました。

また、第9款地方特例交付金の大きな伸びは、地方税等減収補てん臨時交付金等の増による

ものであります。

一方、特定財源関連歳入項目では、各種の臨時交付金により国庫支出金が大幅な増収となったほか、繰越金の増は繰越明許費繰越によるものでありまして、財産収入の増は東北電力送電線下補償料等によるものであります。

主な特定財源項目で減収率の高い歳入項目を概略説明しますと、第17款寄付金は全体的な特殊寄付金の減でありまして、第18款繰入金は、平成20年度において土地開発基金から1億円を繰り入れした特殊要因等によるものであります。

歳出は、増減率の大きい主な款別決算で申し上げますと、統合保育所建設事業による民生費、緊急雇用対策費による労働費、生活対策及び経済危機対策臨時交付金等による農林水産業費、同じく臨時交付金ややまなみ泊覧会開催費による商工費、さらに臨時交付金事業や土地改良整理事業等による土木費が大きく増となる一方、防災行政無線整備事業が完了した消防費や災害復旧が大幅な減となりました。

また、性質別では、義務的経費を構成する人件費、扶助費、公債費のすべての経費において減少となりました。投資的経費は、国の経済対策に伴う数次にわたる各種臨時交付金事業や各年度で取り組んだ事業費の増減により、最終的には対前年度比5.0%増の決算となりました。

その他の経費は、対前年度比で大きな増減がありましたので、費目ごとに説明させていただきます。

まず、物件費は、緊急雇用対策事業委託料、学習サポート事業委託料、やまなみ泊覧会開催費等により、対前年度比22.1%の大幅な増となりました。

次に、維持補修費の伸びは、除雪費及び各種施設の維持補修費でありまして、補助費等の減は、定額給付金支給費の減が主な内容であります。

積立金の増は、平成21年度に新規に積み立てました地域雇用創出基金等によるものでありまして、投資及び出資金、貸付金は、一般財団法人南会津総合支援センター出捐金等による増であります。

また、繰出金は、国の補正予算に伴う各種臨時交付金事業の特別会計への繰り出し等により大きな伸びとなりました。

総体的には、合併後、毎年財政指標の改善が進んでおりますが、自主財源が少なく地方交付税に依存する財政構造となっていることから、引き続き財政健全化計画を堅持しながら、合併特例期間中に財政基盤を強化していかなければならないと考えております。

次に、議案第88号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

てご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額23億4,501万4,000円となり、対前年度比3.0%の減、歳出総額22億3,334万5,000円で、対前年度比2.7%の減となりまして、歳入歳出差引額1億1,166万9,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

当該年度の保険給付費は、一般被保険者数の減等により対前年度比2.8%、4,092万9,000円の減となりました。本会計は、財政基盤が弱い構造的な課題があることから、今後の医療制度改革を十分注視しながらも、医療費削減に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、保険税収入は、対前年度比で5.7%、2,714万1,000円の減となりました。

次に、議案第89号 平成21年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことによる過年度診療分に係る精算整理のための予算であることから、決算数値も歳入総額155万1,000円、歳出総額147万円と大きく減となり、歳入歳出差引額8万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第90号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の2年目の決算は、歳入総額2億1,549万8,000円、歳出総額2億1,098万4,000円で、歳入歳出差引額451万4,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。歳入の後期高齢者医療保険料は、前年度に引き続き軽減策が実施されたことから、対前年度比2.0%増の1億1,628万6,000円となり、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金は対前年度比9.0%増の1億9,027万3,000円となりましたが、本会計は法定の負担割合が定められておりますので、過不足額は次年度以降の会計で精算されることとなります。

次に、議案第91号 平成21年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額15億2,467万6,000円、歳出総額15億1,432万1,000円で、歳入歳出差引額1,035万5,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。介護認定者と介護サービス利用者がふえてきていることから、保険給付費は対前年度比4.9%の増となり、歳出決算額も2.8%増の決算額となりました。

なお、第1号被保険者の保険料の収納状況は、保険料の改定に伴い対前年度比9.1%の増となりました。

次に、議案第92号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額2億1,579万6,000円、歳出総額2億1,308万円で、歳入歳出差引額271万6,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計は田島地域で針生及び田部地区、館岩地域、伊南地域での農業集落排水施設及び南郷地域の林業集落排水施設並びに館岩地域の簡易排水施設、合わせて9施設の維持管理経費でありまして、平成21年度は地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用して、除雪対応型のマンホールの改修事業を実施したほか、昨年度に引き続き高利の起債を2,950万円借りかえし、将来的な金利負担の軽減を図ったところであります。

次に、議案第93号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額4億776万6,000円、歳出総額4億548万5,000円で、228万1,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。本会計では、田島地域の公共下水道施設及び南郷地域の特定環境保全公共下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、管渠埋設工事により整備済み面積が、田島地域が約122ヘクタール、南郷地域が約98ヘクタールで、全体で約220ヘクタールとなりました。また、全体の整備済み人口に対する接続率は年度末で68.8%となり、接続世帯数は1,682世帯となりました。

次に、議案第94号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成21年度においては、主に栗生沢簡易水道整備事業、静川簡易水道給排水管布設がえ事業、南郷簡易水道変更認可事業を実施したほか、各簡易水道の維持管理に努め、給水の安定供給を図りました。

決算額は、歳入総額9億827万4,000円、歳出総額9億362万1,000円となり、歳入歳出差引額465万3,000円を翌年度へ繰り越すこととなりました。

次に、議案第95号 平成21年度南会津町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成21年度においては、主に公共下水道事業や土地区画整理事業、町道改良事業にあわせて給排水管布設がえ工事等を実施したほか、田島上水道第1水源ポンプ等の交換事業を施行いたしました。

当年度の消費税抜きの損益勘定については、収益的収入1億5,112万2,000円に対し、収益

的支出は1億4,106万8,000円となり、差し引き1,005万4,000円の純利益が確保されました。

また、資本的収支は、収入で7,009万5,000円、支出が1億3,475万円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,465万5,000円につきましては、損益勘定留保資金、過年度分消費税、資本的収支調整額により補てんし、決算いたしました。

以上、各会計の決算についてご説明いたしましたが、6月定例議会に報告しましたとおり、きめ細かな臨時交付金等を中心として、繰越明許費として純計額ベースで、総額13億1,364万円を平成22年度に繰り越しておりますので、改めて報告させていただきます。

次に、議案第96号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ6億8,547万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億8,935万円とするものであります。

主な補正の要因としましては、普通交付税の繰越金等の決定のほか、今年度事業の一部見直し等、各種事務事業費の変更や地上デジタル放送対応経費や、介護保険施設整備費助成補助金等の年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は、交付決定額により619万円の減額となりました。

第10款地方交付税は、普通交付税の決定により6億4,639万7,000円の追加補正であります。本年度の普通交付税の決定額は64億6,639万7,000円で、対前年度比2.4%、1億5,298万1,000円の増となりました。また、普通交付税に臨時財政対策債を加えた額の前年度との比較では4.1%、2億8,485万円の増となりました。

第12款分担金及び負担金は、田部地区の農業用施設修繕に係る受益者分担金及び普通交付税確定に伴う下郷町からの清掃費再配分負担金の追加でありまして、314万6,000円の補正であります。

第14款国庫支出金は、今年度より3カ年事業として新たに取り組む地域伝統文化総合活性化事業委託金の計上のほか、本年度事業費の交付決定等による補正で833万円の追加であります。

第15款県支出金は、介護保険施設整備費助成補助金、産地生産力強化総合支援事業補助金等の追加により5,005万円の追加補正となりました。

第16款財産収入は、教職員公社貸付料の追加のほか、山口地内の国道改良工事に伴う町有地売払収入及び公用車売払収入の計上でありまして、460万4,000円の追加補正であります。

第17款寄付金は、社会教育費寄付金20万円の計上であります。

第18款繰入金は、老人保健事業過年度精算金を特別会計から繰り入れするほか、集落維持発展支援事業に充当するため、ふるさと水と土保全基金から繰り入れするものでありまして、合わせて260万5,000円の追加であります。

第19款繰越金は、平成21年度決算に基づく2億416万7,000円の追加であります。

第20款諸収入は、397万6,000円の増額で、障害者の地域活動支援センター運営費の他町村からの負担金や放課後児童対策事業実費負担金の追加等が主な内容であります。

第21款町債は、将来の公債費負担を軽減するため臨時財政対策債発行額を圧縮したほか、財政措置率の高い町債へ組み替え等をした結果、2億3,181万3,000円の減額であります。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

第2款総務費は、財政調整基金への決算剰余積立及び一般積立、地上デジタル放送対応事業、町長車購入費、町税賦課事務事業等の補正のほか、やまはく周遊バス運行委託料等の事業費見直しにより5億5,308万8,000円の追加であります。

第3款民生費は4,410万6,000円の追加で、介護保険施設整備費助成補助金、介護保険特別会計繰出金、県の安心子ども基金事業で実施する親子ふれあい文庫整備事業等の計上であります。

第4款衛生費は、自殺対策緊急強化基金、女性特有のがん検診推進事業、土地開発基金で保有をしていました町営観音寺墓地駐車場用地の一般会計買戻金等の補正で918万6,000円の追加計上であります。

第6款農林水産業費は4,139万8,000円の追加で、集落維持発展支援事業補助金、産地生産力強化総合支援事業補助金、森林整備環境事業費を追加するほか、土地開発基金からの保有地の買戻費、そば乾燥機格納庫建築工事費等、所要の予算を措置するものです。

第7款商工費は、宅急便による物流システム関連経費等の計上でありまして、369万8,000円を追加補正するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の確定見込みによる補正のほか、町営住宅の地上デジタル放送対応経費や土地区画整理事業等、年度後半に必要な経費を計上し、合わせて103万5,000円の追加であります。

第9款消防費は172万2,000円の追加で、全国消防操法大会出場経費の補正であります。

第10款教育費は、幼稚園費への親子ふれあい文庫整備事業費、文化財保護費への地域伝統文化総合活性化事業費を新規計上する一方、社会総務費に計上しておりました事業の一部を見直すとともに、体育施設の指定管理料の追加等が主な補正で552万2,000円の追加であります。

第14款予備費は、歳入との関連で2,571万7,000円を追加するものであります。

また、既定の町債の変更及び廃止は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第97号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,546万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,339万3,000円とするものであります。

その内容は、歳入では療養給付費交付金や共同事業交付金を初めとした本年度交付額の確定見込みによる補正のほか、前年度決算による繰越金等をそれぞれ補正するものであります。

一方、歳出では共同事業拠出金、事務経費等の補正であります。

次に、議案第98号 平成22年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18万5,000円とするものでありまして、歳入歳出ともに平成21年度決算に伴う過年度精算の補正であります。

次に、議案第99号 平成22年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,666万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,766万2,000円とするものであります。

その内容は、介護認定審査会負担金を除き、老人保健特別会計補正予算と同様、歳入歳出ともに平成21年度決算に伴う過年度精算の補正が主な内容でありまして、歳出では今後の給付費の見込みにより保険給付費を組み替えするほか、基金に積み立てするものであります。

次に、議案第100号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,197万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,077万1,000円とするものでありまして、社会資本整備総合交付金の追加内示を受けて2,000万円の事業費を追加するほか、既存事業の組み替え等の補正であります。

次に、議案第101号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ150万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

5億5,429万9,000円とするものでありまして、その内容は、町道改良関連補償事業費の減額と館岩簡易水道施設の修繕料の追加であります。歳入は、町道改良関連補償工事費繰入金の減額と繰越金の補正であります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年1月1日から人権擁護委員としてご尽力いただいております木下武司氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、再任のための人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。木下氏は人物、識見ともにすぐれ、人権擁護委員として適任であるため引き続きその責務を担っていただくことと推薦するものです。

なお、任期は平成23年1月1日から3年間となる予定です。

先ほどの理由の説明の中で間違いがありましたものですから訂正させていただきます。

議案第87号平成21年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定の中で、歳出総額を最初私が申しあげましたのが135億5,726万7,000円と申しあげましたけれども、正しくは130億5,726万7,000円でした。訂正方よろしくお願いいたします。

以上、本定例会に提案をいたしました議案24件、報告2件、諮問1件につきましてご説明を申しあげましたので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申しあげまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで議案第87号から議案第95号までの、平成21年度南会津町一般会計及び特別会計並びに事業会計に係る歳入歳出決算について、代表監査委員に決算審査結果の報告を求めます。

木下光廣代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 監査委員の木下光廣でございます。

平成21年度南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況、平成21年度南会津町水道事業会計決算、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告を申し上げます。

まず、決算審査は平成22年7月26日から8月5日までの実質9日にわたり、渡部勝善監査委員、平野昌盛監査委員とともに実施いたしました。

審査の方法は、町長から提出されました平成21年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況調書及び平成

21年度水道事業決算について、関係諸帳簿及び証拠書類等と照合し、計数の確認とあわせて関係職員から説明を聴取し、決算の成否及び予算の執行状況について審査を行いました。

審査に付された関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は誤りのないものであり、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められたので、ここにご報告させていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入決算額134億6,313万4,718円、歳出決算額130億5,726万7,072円、歳入歳出差引額4億586万7,646円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,170万円を差し引いた南会津町の実質収支は2億3,416万7,646円となっております。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額56億1,857万6,117円、歳出決算額54億8,230万5,549円で実質収支は1億3,627万568円となっております。

前年度と比較しますと、経常収支比率は87.2%、前年度は92.1%でしたので4.9ポイント減少しました。また、実質公債費比率は15.4%と前年度17.6%より2.2ポイント減少しました。

次に、町税等の未納額についてであります。自主財源である町税等の未納額が依然として発生している状況にあります。主な未納額を千円単位で申し上げますと、町民税、固定資産税、軽自動車税などの未納額は1億4,206万6,000円となり、前年度と比較しますと1,623万2,000円の増加となっております。

国民健康保険税の未納額は1億3,732万5,000円となり、前年度と比較しますと1,511万7,000円の増加となっております。

一方、使用料等の未納額は、水道事業会計を含めると9,846万4,000円となり、前年度と比較しますと994万8,000円の増加となっております。

一般会計、特別会計及び水道事業会計の未納額の合計では3億8,815万5,000円となり、前年度と比較しますと4,263万3,000円の増加となっております。

町民負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、未納対策など収納率の向上に意鋭努力する必要があります。

特に、支払い能力があるにもかかわらず義務を果たさない悪質滞納者に対しては、公平・公正を期すため断固とした態度で臨むべきであり、行政の信頼にもかかわる問題であることを十分留意され、収納率向上対策に格段の努力を望むものであります。

また、町税等未納対策として、滞納整理委員会及び滞納対策連絡会が設けられ活動を開始しております。滞納状況の共有や督促の連携が図られて効果も出てきておりますが、今後も実効の上がるよう努めていただきたいと思います。

次に、公債費についてであります。一般会計の平成20年度末地方債現在残高は163億8,187万5,000円でありましたが、利息の負担軽減を図るため、町債繰上償還1億2,005万1,000円を行うことにより、平成21年度末では160億387万7,000円と3億7,799万8,000円減少しました。

なお、繰上償還により将来負担額は1億3,895万円の削減が図られました。

特別会計の平成20年度末地方債現在高は、水道事業特別会計を含めまして80億5,837万7,000円でありましたが、平成21年度末では77億5,976万3,000円と2億9,861万4,000円減少しました。また、利息の負担軽減を図るため、高金利の地方債の借りかえを行い、将来負担額4,566万5,000円の利息軽減が図られました。

実質公債費比率は、3カ年の平均値で算出いたしますが、単年度ごとの実質公債費比率で見ますと、平成19年度は17.7%、平成20年度は15.6%、平成21年度は12.9%となっております。平成21年度は、前年度と比較しますと2.7ポイント減少し、改善の跡が見られる結果となっております。コスト削減に努力し、地方債残高及び実質公債費比率の減少に向けて努力することを望むものであります。

次に、水道事業会計決算について、審査意見書によって申し述べさせていただきます。

まず、前年度の赤字から黒字に変換いたしました。平成21年度の期間利益は1,005万3,789円となりましたが、さらに経費節減に努力されることを期待するものであります。

次に、収益的収支であります。収入については、予算額1億6,515万6,000円に対し、決算額1億5,801万183円で714万5,817円、4.3%の減となっております。

支出については、予算額1億5,945万3,000円に対し、決算額1億4,744万8,244円で、1,200万4,756円、7.5%の減となっております。

次に、資本的支出であります。平成21年度において利息の負担軽減を図るため高金利の地方債の借りかえを行い、5,156万3,321円の繰上償還を行い、将来負担額1,711万6,049円の利息軽減が図られました。

次に、使用料等収入未納額の解消についてであります。平成21年度未納額は397万5,050円発生し、未納累積額は2,145万5,010円となっております。前年度と比較しますと2万6,000円、0.1%の増加にとどまり、努力の成果が認められる内容となっております。使用料負担の公平性の確保と受益者負担の原則から、滞納解消のために徴収計画書を作成し、滞納解消に努める必要があると考えます。

次に、財政健全化判断比率審査意見書及び公営企業会計資金不足比率審査意見を述べさせて

いただきます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により実施するものであります。

この法律は、公共団体の財政の健全化に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るため、行財政上の措置を講ずることにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであります。

その審査の概要であります。町長から提出された健全化判断比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に沿って作成されているかなどに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施いたしました。

審査結果ですが、審査に付された次の平成21年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

実質赤字比率は、一般会計等の平成21年度決算収支において実質赤字額は生じておらず、財政収支に問題はありません。

連結実質赤字比率は、この一般会計等の平成21年度決算収支において、実質赤字額は生じておりませんので、財政収支に問題はありません。

実質公債費比率については、平成21年度の実質公債費比率は3年間の平均値で算出いたしますが15.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、問題はありません。単年度で比較してみますと、平成19年度17.7%、平成20年度15.6%、平成21年度12.9%と良化しております。

将来負担比率については、平成21年度の将来負担比率は90.5%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っており問題はありません。単年度比較で見ても、平成19年度117.6%、平成20年度102.0%、平成21年度90.5%と良化しております。

次に、資金不足比率については、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じておりません。経営健全化基準の20.0%と比較しても問題はありません。

平成21年度の財政指数については、健全財政に向け改善の跡が見られますが、今後も普通交付税等一般財源の減少、人口の減少により、財政の見通しはますます厳しくなっており、行財政改革のさらなる推進が必要であると考えます。

限られた財源を、効率・効果的に活用することを念頭に置き、町民の立場に立った安全で安

心して暮らせる南会津町の実現には、行政評価の導入が有効であると思料されるので、早急に確立されることを望むものであります。

第1次南会津町振興計画達成に向けた夢と希望のある南会津町の実現に、各課は役割を認識し、着実に目標達成に向かって努力されることを期待するものであります。

社会の急激な改革に乗りおくれることのないよう時代を先取りし、南会津町の大いなる躍進を願い決算審査の意見といたします。

なお、個別の指摘・改善指示事項については、審査意見書に記載しておりますので、後ほどごらんいただくことで割愛させていただきます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 以上で監査委員の報告を終わります。



◎請願・陳情の委員会付託

○渡部康吉議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る9月6日までに請願3件を受理しております。常任委員会の付託に先立ちまして、請願書に係る紹介議員の趣旨弁明を求めます。

それでは、平成22年請願第2号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 それでは、請願第2号、森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書ということで、皆さんこれはみんな林業活性化委員会の中に参加してもらっているんですが、そこに森林労働組合より要望書が上がったわけなんです、役員会の中でこれを請願にして議会として上に上げたらということになりましたので、一応請願にいたしましたのでよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、読み上げて提案いたします。

森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書。

南会津町議会議長、渡部康吉様。

請願者、南会津郡南会津町山口字村上867。

森林労連全国林野関連労働組合。

南会津分会執行委員長、山口茂幸様からでございます。

請願の趣旨。

地球温暖化問題が益々深刻化する中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、地域の林業は、戦後植林した人工林が成長し、利用可能な段階に入っていますが、路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低い状況にあります。また、木材価格が長期低迷する中で、林業の採算性は悪化し、森林所有者の経営意欲も極度に低下するなど、適切な森林の育成・整備等が停滞する現状にあります。

こうした状況下において、森林整備の推進、木材需要の拡大などを図っていくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

こうした中、政府は、2009年12月25日に「森林・林業再生プラン」を策定し、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築することとしています。このことは、森林・林業の再生を通じて、地域経済を活性化させ、雇用の創出にもつながるものとして、地域にとってその推進は極めて重要な意義を有しています。

今後の林政の展開に当たっては、地球温暖化防止森林吸収源対策を着実に推進することはもとより、「森林・林業再生プラン」の具体化、林業労働力の確保等対策の確実な実行や、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与するため、下記事項の実現に向け意見書を国に対して提出してくださるよう請願いたします。

記。

1 森林吸収源対策を着実に推進するための安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

このため、森林所有者に対して、森林の適切な経営を義務付けるとともに、間伐等の森林整備を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を創設するなど、新たな施策を推進すること。

2 森林の整備や木材生産の効率化に必要な路網の整備を行うため、低コストで耐久性のある路網作設技術の早期確立、普及を行うこと。

3 森林・林業に係る人材を育成するため、「日本型フォレスター」制度の創設、森林施業プランナーの育成の加速化、緑の雇用担い手対策の抜本的見直しなど、森林・林業の担い手対策の拡充を図ること。

4 低炭素社会を実現するとともに、林業が産業として再生できるよう、公共建築物などへの木材利用の推進や木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策を早急に進め、地域林業・木材産業の振興を図ること。

5 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度を創設すること。

6 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、その組織・事業のすべてを一般会計に移行する中で、これまで以上に民有林との連携を図り、地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化に寄与する体制とすること。

これは、あては農林大臣と林野庁長官であります。よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

次に、平成22年請願第3号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願について、平成22年請願第4号 「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願について、以上2件について紹介議員の趣旨弁明を求めます。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、2件の請願につきまして、朗読をして説明させていただきます。

初めは、「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願であります。

請願者は、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合、中央執行委員長、竹中柳一さんであります。

請願の趣旨は、福島県においては、県及び各自治体の努力によって、県単独で30人学級・

30人程度学級など少人数学級・少人数指導が実施されています。個々に応じた支援が可能となり、発言・発表など子どもたちの活動が増えるなど、きめ細かな指導により教育効果を上げています。しかし、一方で、少子化による児童数減少によって、複式学級による指導を行わなければならない学校も増えています。福島県における複式学級は年々増加し、平成21年度は公立小学校で220学級が設置されています。県及び各自治体では、複式学級の実質解消に向け教員加配に努力されていますが、まだまだ解消されていません。

複式学級では、一人の教師が時間を区切って学年の異なる子どもたちに直接指導とプリント学習等による間接指導を行っています。学習指導において、直接・間接指導の切り替えがスムーズに行かず学習が停滞したり、間接指導時に思考の中断が生じたりします。課題を克服するために、教員は日々研修を積んで複式学習指導法の技術を身につけ、子どもたちの豊かな学習活動を保障するために多様な工夫・支援を行っています。

複式学級設置の小規模小学校では、児童も教職員も大きな負担を抱えながら学習活動、学校運営を行っている現状にあります。児童及び教職員の負担を軽減し、たとえ少人数でも平等な教育を受けられるよう、複式学級を解消する教職員定数基準の改善を強く願うところです。

また、小規模校ということで、事務職員または養護教員が未配置の学校もあります。子どもたちの学校生活を支える学校事務職員、子どもたちの健康・安全を支える養護教員の役割は通常の学校と同等です。小規模校であっても全校に配置し、子どもたちの学校生活、学習活動を支える教育条件を整えることが必要です。さらに、給食の食数減により、自校給食実施校にもかかわらず、栄養教職員が配置されていない学校も多く存在します。栄養職員の配置されていない学校では、その業務を養護教員等が担っており、自らの業務と合わせて負担過重となっています。食の安全、食育の推進においても、栄養教職員の配置基準の改善が必要です。

このような理由から、貴議会におかれましては、複式学級解消及び、小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善について、政府関係当局に対し、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出されるようお願いいたします。

請願事項。

子どもたちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を求める意見書を提出すること。

要請先は、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

次は、「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願で

あります。

請願者は、福島市上浜町10-38、福島県教職員組合、中央執行委員長、竹中柳一さんでございます。

請願の趣旨であります。私たちは、すべての子どもたちが学ぶ喜びを実感し、豊かな人間性と能力を身に付けることのできる教育を目指しています。そして、保護者、地域の人々と手を携えて、未来を担う人材の育成のため日々努力をしています。「教育は未来への先行投資」といわれるように、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が非常に多くなっています。子どもたちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

福島県では、2002年度（平成14年度）に小学校1年と中学校1年で30人学級を実施し、2003年度（平成15年度）から小学校2年に拡大して少人数教育を実施しています。そして、2005年度（平成17年度）からは小学校3年以上と中学校2・3年で30人程度学級が始まり、小・中学校全学年で県単独の少人数教育が実施されています。福島県教育委員会の調査（平成19年度）では、児童生徒は「勉強がわかるようになった」「先生と話をする機会が増えた」、保護者は、「丁寧に見てもらえるようになった」、教員は「個に応じた指導ができる」「指導面で早期に対応できる」など、それぞれの立場で少人数教育の良さを実感していることが明らかになりました。また、生活面での指導の充実にも成果が見られ、暴力行為やいじめの減少にもつながっています。

少人数教育は大きな成果を上げています。そして、児童生徒、保護者、教職員の多くは少人数教育の継続を望んでいます。一方で、標準定数が40人学級のまま実施されていることから、多くの講師を配置するため県の財政的負担が大きくなっています。今後さらに充実した少人数教育を行うためには、県の大きな財政負担の改善を進めなければなりません。そのためにも、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制基準を30人以下とすべきです。そして、教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に回復し、安定した教育予算が確保される必要があります。また、地方財政が厳しい中でも教育諸条件整備が進められるよう、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など教育予算の拡充を進める必要があります。

このような理由から、貴議会におかれましては、国の2011年度の教育予算の拡充に向けて、政府関係当局に対し、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出されるようお願いいたします。

請願事項。

1. 子どもたちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と、学校施設整備費・図書費・教材費・就学援助・奨学金など、2011年度の教育予算拡充を求める意見書を提出すること。

要請先は、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

ひとつ、慎重審議の上、ご決定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ただいま、2件の請願が上がっていましたが、この請願書ですと目的が何もなくて改善をしてくださいというような請願なんですけれども、実際に請願の趣旨の中で全く検討されていないのか、国・県がですね、あるいは、国・県の仕事ですから、もうそろそろ今の時期だと来年度の予算とかそういった動きは見えるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、請願者のほうの問題意識とかあるいは認識とか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今の質問ですが、例えば複式学級解消のほうの請願を例にとって話をしますと、この請願事項の中に幾つかの基準ですね、教職員定数基準の改善、あと教職員の配置基準ですか、こういう改善を求める意見書提出であるものですから、その現在の基準はどうなっているんだというようなことでちょっと聞きまして、それで資料を送っていただきまして、例えば学校事務職員の定数の基準というのを聞いてみますと、3学級以下の学校では事務職員か養護教員どちらかを配置するという基準になっているそうです。それから、3学級以上の小学校・中学校に1名ずつ配置になっているそうです。それから、27学級以上の小学校と21学級以上の中学校では、2名の配置というふうになっているそうですが、それらのもっと人数をふやしていただきたいと、こういう請願であります。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 こういった内容の請願は毎年出てくるものですから、今後出すときにはきちんとやはり現状はこうなんだと、だからこういことを目標値としてはこんなこと

をしてもらいたいというような請願の資料をきちんとつけて各議員に配付できるような体制で今後の請願に臨んでももらいたいと思います。

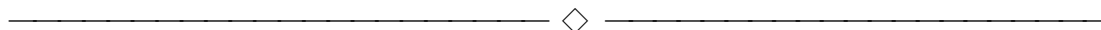
以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

それでは、お手元に配付の請願文書表のとおり、請願3件を会議規則第93条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いいたします。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

上衣の着衣をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月15日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

散会 午前11時32分

平成22年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成22年9月15日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 渡部 優 議員
- 7番 星 光久 議員
- 17番 芳賀沼 順一 議員
- 1番 湯田 哲 議員
- 9番 湊田 幹夫 議員
- 4番 馬場 信作 議員
- 5番 山内 政 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 湯田 哲 議員 | 3番 高野 精一 議員 |
| 4番 馬場 信作 議員 | 5番 山内 政 議員 |
| 6番 渡部 優 議員 | 7番 星 光久 議員 |
| 8番 楠 正次 議員 | 9番 湊田 幹夫 議員 |
| 10番 渡部 忠雄 議員 | 11番 湯田 秀春 議員 |
| 12番 星 登志一 議員 | 13番 星 和男 議員 |
| 14番 平野 昌盛 議員 | 15番 阿久津 梅夫 議員 |
| 16番 渡部 東 議員 | 17番 芳賀沼 順一 議員 |
| 18番 菅家 幸弘 議員 | 19番 大竹 幸一 議員 |
| 20番 児山 寿明 議員 | 21番 五十嵐 司 議員 |
| 22番 渡部 康吉 議員 | |

欠席議員（1名）

2番 渡部俊夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	馬場増男	会計室長 兼税務課長
穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	長沼芳樹	住民生活課長
渡部仁	健康福祉課長	児山忠男	建設課長
星恵助	環境水道課長	大竹洋一	農林課長
齋藤友一	農業委員会 事務局長	原田稔	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	舘岩総合支所長
渡部文政	伊南総合支所長	森秀一	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	星欣一	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、2番、渡部俊夫君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

大変暑くなっておりますので、上衣の脱衣を許可します。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、町長より発言したい旨の申し入れがされておりますので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日の議事日程に入る前に、昨日開催されましたみなみやま観光株式会社の定時株主総会及び取締役会について、議員の皆様にご報告をさせていただきます。

昨日2時より、リゾートイン台鞍3階会議室におきまして、みなみやま観光株式会社の第9期定時株主総会が開催され、昨年7月からことし6月までの第9期決算報告書が承認されるとともに、新たな取締役の選任がございました。常勤取締役として、現職の川井孝弘氏、渡部一夫氏。両名のほかに非常勤取締役として、新任で副町長の渡部龍一氏を選任し、引き続き開催された取締役会におきまして、代表取締役に渡部龍一氏が選任されました。

第三セクターを取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、当町においても、地域の雇用と経済の活性化に占める第三セクターの役割は非常に大きなものがありますので、新たな経営

陣のもとで経営基盤を強化してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

◇

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるようご協力方よろしくお願いいたします。

◇ 渡 部 優 議員

○渡部康吉議長 それでは、6番、渡部優君の登壇を許します。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 皆さんおはようございます。

通告順序に従いまして、ただいまより私の一般質問を開始いたします。

今回の議会においては、大きく2点について質問をいたしたいというふうに思います。

1点目、来年度予算方針はということで、予算に絡まる質問をいたしたいというふうに思います。

国政の来年度各省概算要求は96.7兆円で、過去最大になったとの報道がございました。きのうほど行われました民主党選挙において、大差で当選されました菅首相は、雇用を最大の施策として、1に雇用、2に雇用、3に雇用というふうにおっしゃっていました。社会保障の介護などにその雇用をと主張しておりました。

そこで、本町の来年度の予算方針を各課に示しているものと思いますので、その内容について伺います。聞くところによると、まだ示していないというふうにも聞いていますので、町長のお考えをこの場で言うていただければ職員もありがたいのかなというふうに思いますので、

順序に沿って質問をいたしたいというふうに思います。

1 番目、来年度予算の基本方針は。

2 つ目、予算規模をどのように考えているのか。

3 点目、重点配分分野はどういうふうに考えているか。

4 番目、前回の議会において、自分の背丈というか背丈に合った施策という表現がありましたが、町長、その本意をお聞かせください。

5 番目、これも繰り返しの質問になるかなというふうに思いますけれども、町長がかわったということで、本町のまちづくりの方向性に大きな変化があるのか。先ほど報告がございましたとおり、町出資100%の会社のトップが今回かわったというふうな大きな変化がございましたけれども、そういった点でも大きな変化があるんだなというふうに先ほど痛感しましたけれども、その中身についてお伺いしたいというふうに思います。

もちろん、きのうほど行われました民主党の党首選においても、同じ党においても大きな考えの隔たりがあるくらいですから、町の町長というのは大統領と同じでございますから、大きく変わるのも当然だろうというふうにも思いますので、そのところを、また1つ言えるのは継続性という行政の1つの姿がありますので、その辺等をかんがみまして、どのような変化があるのかお伺いしたいというふうに思います。

6 番目、予算の各課予算編成において示していないということでこれから示すのだろうかけれども、特に町長が指示したい内容があったらお聞かせください。

大きく2番目、田島地区商店街の振興策はということで、これも私、旧田島町出身の議員として一番危惧している中身でありまして、もう何度も何度も質問しているわけでございますが、これまで、なかなか明快な答弁を示されておりません。合併直前、平成18年3月でございますけれども、旧田島町時に策定された市街地活性化基本計画の報告書があるわけでございますけれども、それに沿った内容で今後も進めるのか。それとも、合併後、各町村の状況をかんがみて基本方針を変えるのか。どちらにしても南会津町の中心市街地であります旧田島商店街の停滞は避けなければなりません。明確な町の方針を示し、商工会や商店街への協力を求め、理解をしていただきながら強力に進めていかなければならないというふうに、私はずっと言っておるわけでございますが、町長のお考えを明快に示していただきたい。希望の光を与えてあげていただきたいというふうな思いで、今回、何度も繰り返している質問を今回もいたしました。よろしくお伺いしたいというふうに思います。

以上、2点について演壇からの質問を終わります。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、来年度予算編成方針に関する1点目、予算の基本方針についてのおたただしでありませんが、本町財政は、地方交付税を初めとした依存財源の動向に大きく左右されることから、国・県の動向を注視しながら、地方交付税、合併算定替の終了時に備え、将来予測に耐え得るまちづくりを図ることを予算編成の基本方針といたします。

次に2点目、予算規模をどのように考えているかのおたただしではありますが、徹底して無駄な予算を省くことにより経常経費の削減に努め、予算規模の縮減に努めることとし、投資的な経費については国・県の予算配分を見ながら対応してまいります。

次に3点目、予算の重点配分分野についてのおたただしではありますが、第1に、生産者や組織との連携による農林業への支援。次に、地場産業振興や企業との連携による雇用創出対策。少子・高齢化社会に安心して生活できるまちづくりのための事業。また、地域の歴史や文化、伝統などの特性を生かした事業。さらに、合併算定替の終了後も持続的可能な財政基盤構築のための投資の5項目に重点的に取り組む考えであります。

次に4点目、背丈に合った施策という表現の本意は、おたただしではありますが、行政改革大綱、財政健全化計画などの各種計画に沿って、費用対効果を勘案しながら、無理をしない施策に取り組むことと考えております。このため、住民目線によるこれまでの事務事業の見直しを引き続き進めてまいります。

次に5点目、町長がかわったことでまちづくりの方向性に大きな変化があるのかのおたただしではありますが、これまでの、頑張る人を支援する選択と競争から、公正と標準をまちづくりの基本姿勢と考え、関係する方々との話し合いを重視しながら、透明感のある行政執行により町民生活の向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。

最後に6点目、来年度の予算編成に向けた町長の指示事項についてありますが、来年度の予算編成方針は、今後各課長に指示いたしますが、徹底的に無駄の排除、施設の統廃合による維持管理経費の縮減を図ること。公債費の圧縮のため、起債を財源とした事業には慎重に期すること。投資的な予算の計上に当たっては、後年度負担と投資効果を明確にすることを念頭に置いてまいります。

以上です

〔「もう一個」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 失礼しました。もう1点ありますね。田島地区商店街の振興策ですね。失礼

しました。

次に、田島地区商店街の振興策に関してのおたただしであります、まちづくりは本町の重要な課題であり、基本的には、平成18年3月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき施策を進めていく考えであります。

今年度、田島地区商店街のにぎわいのあるまちづくりを目指し、南会津町シルバー人材センターや南会津町商工会の提案による空き店舗の活用を図っております。今後も町商工会等との連携を強め、当事者である地域商店街の主体的な取り組みにつながるよう中心市街地の活性化に努めてまいりたい、そのように考えております。

また、現在建設を進めております歌舞伎屋台格納庫や鳴山城跡などの地域資源を活用し、地域との連携を図りながら、町なかの回遊ルートづくりによる田島地区商店街の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 幾つか再質問をさせていただきます。

来年度予算の基本方針ということでお伺いしたわけですが、国・県の動向をかんがみながらその方針をつくっていききたいという旨のお答えかなというふうに思いましたけれども、県・国の動向、まさしく国の動向がよくわからないというふうな状況の中で、今回、民主党が言っている、ひもつき補助金の一括交付金化というふうな話が出ているわけですが、補助金の実態としては7割ほどは社会保障であるし、10%、1割ちょっとは義務教育等々なわけで、なかなか一括交付金にして総額を減らすというふうな考えなのかなと私なんかは思っていますけれども、今回、きょうの新聞にも載っていましたとおり、平成11年度はハード事業における21兆のうち4兆ぐらいのことをハード事業については前倒しで一括交付金化すると。11年度からそういった予算編成をするというふうな新聞報道がございました。

そういった中身で、本町においてその一括交付金化された場合にどのようなお考えがあるかちょっとお伺いしたいですね。やりやすいのか、町長にとって。それとも、やはり、例えば義務教育に限定された補助金ですから、町の財政力によっては、社会保障を削って、例えば公共事業に回すとか、そういったことも陥りやすいというふうに思いますので、その辺の考えを、方針として来年度示されましたけれども、国・県の動向ということでその点をお伺いしたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

民主党の代表選挙の中で一括交付金の話、確かに話題になりましたし、私も、どのように選挙の結果がなるのかなと思っていました。小沢さんがなれば余計それが強くなるのかなと思いましたがけれども、今の菅さんになりまして、果たしてこれから、その一括交付金がどのようになるのかということが、やはり私も不透明だなという部分感じていますので、ただ、その一括交付金になったときどうなのかというおただしなので、そのことに関して申し上げますと、私は、一括交付金ということになれば、それだけ、その自治体の主体性、それから、その考え方というのが大変重要になってくると、そのように考えております。

そういう中で、やはり、今、町の状況というもの考えたときに、合併算定替の話も当然、私どもの町には大変重要な今後の課題でもありますし、そういう中で、私としては、やはり地域振興、雇用、これらを重点にした施策をすべきではないかなと、私はそう思っています。そういう意味で先ほども申し上げましたけれども、そして、自主財源も、少ないとは言いながらもやはり地力をつけて、そして今後の町の体制を整えていく、そのようなことを私は基本にすべきであると。大事な事業はいっぱいありますけれども、そのように考えたいとそう思います。

そういう意味で、先ほどもみなみやま観光の役員の改選は、これいろいろな事情がありましたからこれとはまた別ですけれども、そういうことに当たってはみなみやま観光の事業も、やはり雇用と今後の町の振興に当たっては、ある意味町が出資している会社としても重要な役割を占めていますから、そういう中で私は、その点も重点的な事業の見直しもいろいろあるでしょうけれども、そういうことを進めながらやっていく方針であると。大きく言えばそのような状況になりますけれども、正直、一括交付金になるのかならないのかその辺の見きわめも大事かと——大事というか国の方針ですからね。今後、私どもの町ばかりでなくて、全国的にどのようになるのか。みんな注視しているところではないかなと私はそう感じています。

○6番 渡部 優議員 議長、6番。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 答弁ありがとうございました。

それで、先ほど町長の答弁にもありましたように、依存財源に物すごく大きく左右される本町の財政状況であるということで、非常に国の予算方針というのか、そういった地方主権にかかわるいろいろな課題に対しては、敏感に情報収集してほしいなというふうに強く思います。

それで、昨年度までは雇用対策の臨時交付金とか、ことしの当初予算でいうと繰越明許で12

億ちょっとぐらいあったわけなんですけれども、そういったことで、ちなみに予算をつくるに当たって、非常にさまざまな財政数値がよくなっているという結果を、議案の提出時に報告いただいたわけなんですけれども、そういった事情があつてのそういった形だったものですから、これまで多くの、多くのというか主に建設業者等は比較的仕事があつて、町に対してありがたいなというふうな風潮があつたわけでございますけれども、来年度予算に関しては、その無駄を省くというふうなものを重点的に考えて、事業の見直し等もどんどん行われているようでございますけれども、ただ、これまでの町政のあり方というのは意外と前に前にと。新しい事業、新しい事業というふうな、本当に前のめりの政策が確かに多かったなというふうには感じているわけなんですけれども、その反動で、今回は、内政向きの、今町長は内政向きの施策が主な施策になるのかなというふうな感じを持っているわけでございますけれども、ただ、そういった臨時交付金等の、来年度からの交付金、いわゆる自由に使えるお金、交付税とはまた別の、別枠のお金でありますから、これは非常に私どもの本町にとってはありがたいお金であるわけであります。

そういうわけで、その交付金等の情報収集等々を積極的に今年度から行わなければならないと。これまでもやって当然だというふうに考えていたわけなんですけれども、そうじゃないと、先ほど町長が言っているように、依存財源に左右されるということになっているわけですから、その辺の町長のセールス的なもの、これまで5カ月、短い期間ではありましたけれども、国のほうとか県のほうとかに、そういったセールス的な情報収集にお歩きになられたのでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 国のほうにどういう事業があるのか、そのようなことに打診したのかということですね。

○6番 渡部 優議員 打診というか、積極的に情報収集とか行ったのかなと。

○大宅宗吉町長 国の事業もいろいろ問われていまして、仮に子ども手当にしても全額支給するとかいろいろこういうこと、これは直接の分ですから事業と言えるかどうかあれですけども。国のほうもそういうことがいろいろあつたりして、それで、国も去年とことしのいろいろな事業もちょっと見直しとか何かありましたから、多少そういう点ではなかなか、そして当町としても今までの事業というものが当初予算で決めていましたからね。ですから、私としては積極的にやったかと言われると、それは、まだその段階では正直言ってありませんでした。

実際、私の考えとしては、やはりいろいろな今の町の事業もどんどんいろいろな範囲が大きくなってしまって、まずそういう事業そのものがどういう内容なのかと。私も議員をやらせて

もらっているときからそういうことを思っていたのですが、実際この立場になりまして、今度その内部に入ったときにいろいろ疑問が感じてきたり、そのようなことがありましたから、そのほうをむしろ積極的にやってきたことは事実であります。

そういう中で交付税の決定なんかもありましたから、確かに事業ではないですけども交付税が多く来るとかそのようなことがあって、そして、そういう中で、当面は内政的と言われましてけれども、決してそういうわけではなくてやはり重点的にはやることはやると。そして、来年度に向かって、それはそれなりに、私はいろいろ雇用の創出の件なんかでも、介護とかそういう面ではいろいろ指示をしているところでございますけれども、そのような中で、今の、とにかく無駄を省く、財政を、無駄遣いを少しでも少なくして、適正な公平な執行をするということを、まず今までの5カ月間ですか、そういうふうなことを重点に置いてやってまいりました。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 それで、いろいろな当初予算の見直し等を図っているということでございますね。検証委員会の設置もされているようでございますので。それで、予算をつくるということですね。当初予算をつくるというのは相当の大きな最大の仕事なのかなと、町職員にとっては、そういうふうに私考えています。

それで、昨年——昨年というか、当初予算をつくるに当たっては昨年からの作業になるわけですけども、昨年10月ごろから多分始まったというふうに思いますけれども、かなり厳しい状況の中で事業を立ち上げ予算をつくり計上し、行ったり来たりして——行ったり来たりというのは査定者との行ったり来たりですけども——をしながらきちんと作り上げてきたものを、なかなか、例えば見直しをかけてゼロ査定にするとか。それは非常にどうなのかなというふうにも思った中身もありましたので、その、やはり予算編成にかかるエネルギーというのは本当に、職員のエネルギーからいうと本当に50も60も使っているのではないかなというふうに私思います。それだけ真剣に、少ない予算の中で作り上げていくということを考えれば、ある程度当初予算は尊重していくべきなのかなと。急激な、環境が変わったとかそういう場合はもちろん考えなければいけないと思いますけれども。特に、ふだん相当な中身がなければ、急に変わるというのもどんなものなのかなと。これから新町長におかれましては来年度の予算を編成するわけですから、相当のエネルギーを使って職員が予算をつくっていくと。これを途中でゼロになるとかという話になると、多分、みんなそれまでやってきたものは何なんだというふうなことになってしまうわけですから、そういった形になるには相当の理由が必要だとい

うふうに思いますので、その辺のところをしっかりとやはり、予算編成をする立場になっているわけですから考えていただきたいなというふうに思います。やはり、職員も相当な力を使っていますし。

余談ではありますが、行政刷新会議のあの会議、9日間の経費だって4,000万近くかかっているわけですか。ここのたった9日間で。そういったこともありますので、それは例えばの話ですけれども。それにかんがみても、10月から1月まで必死になって予算づくりをしている。その人件費というのは壮大なものになるわけですから、その計画を、何回も言うようですけれども、急激な変化を除いてですよ。ただ単に、それを完璧に見直すというのはいかなものかなというふうに常々思います。

さらには、当初予算では議会も通して、議会もその時点で同じ責任を負っているわけですから、もしそういった大きな変化がある場合は議会に説明するなどするのが、やはり町長がいつも言っている説明責任を丁寧にやっていきたいという趣旨にも合うというふうに私は思いますので、そういったことがありましたら、ぜひご説明いただきたいなというふうに、これは要望しておきます。質問ではなくてね。済みませんでした。

それから、重点配分の分野をある程度おっしゃいましたけれども、これは想定内のうちでありましたので、特に、先ほど出ましたように雇用関係についての重点施策、この辺のもう一步踏み込んだ中身があればご説明願いたいなというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今、緊急雇用対策で町も国からの事業でやっておりますけれども、来年で終わりですよ。

実は先日、緊急雇用対策という会議をやってまいりましたけれども、これはあくまで緊急だから。これ、今後は、安定雇用に向けた対策を考えていこうというようなことで、その会議のあり方というものを根本的に変えました。内容は特別急激に変わったわけではありませんけれども、やはり、先ほども申し上げましたように、あくまで緊急は緊急で1年とか、あるいは3カ月とか6カ月とかそういう対策なので、これではなかなか町の地力にならないと、そのようなことで、根本的にもうきちんとした雇用ができるような対策を、町でやはり考えなければならぬという考えのもとで発足というか変えました。

そういう中で、また来年度の事業に向かっていろいろその事業の見直し等もやっていますから、そういう中で雇用のあり方、あるいは町の振興の仕方の中で雇用を生んでいきたいと。そのようなことを今考えております。

ですから、当面は、今の緊急雇用の対策の中でやること、それから、来年度の事業の中でそれを考えることということで方針にしています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 県のほうも緊急雇用ということで、大分力をまた来年度にかけていくというふうな県議会の中身がありましたけれども、本町でも百数十人、多分緊急雇用で雇用されているのかなというふうに思います。

これ、確実な情報ではないのですけれども、議員間の話の中では、来年度にまたがる緊急雇用の対象者というのは30人ぐらいになってしまうだろうというふうな話を聞いたものですからちょっと心配しているところですね。そうすると、80人、90人近く、また職なくすのかなというふうなことで。生活をつなぐ意味では、こういうときこそ公の、いわゆる役場の出番なのかなというふうにも思いますので、町特有の緊急雇用対策を緊急に立ち上げて、少なくとも、今雇用されている人たちをもう1年延ばすとか半年延ばすとか、少しずつでも、1日でも長く働けるような形にしていきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

できるだけそのように努力していきたいと、そのように考えています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 それから、自分の身丈というか背丈に合った施策という表現の中の本意をお聞かせいただいたわけですがけれども、非常にそのときさっと通り過ぎてしまったのですけれども、前回の議会ではね。いろいろな中身があるのかなというふうに思ったものですから。先ほど予算の基本方針で、依存財源があって自主財源が少ないと、そういう意味での多分自分に合ったという表現だろうというふうに思ったものですから。

その中で、しかしながら、やはり内政ではなくて外向というか、雇用とかそういった外に向けてもやるべきなことはやるんだよというふうなご返答でありましたけれども、やはり、こういうふうな経済が縮小するような、いわゆる90億なら90億、100億なら100億という少ない予算の中で身丈に合った施策をやるんだという形になってしまうと、やはり、町長がいつもおっしゃっているように交流の中で外貨を稼ぐんだというふうにおっしゃっていたというふうに思います。私は、それは同感でありますので、そうじゃないと、この本町は経済が縮小するばかりで、内需だけではやっていけないところありますので、その辺は心配りをしながら、やるべきことはやはりしっかり投資をしていくと。先ほど、投資の中で後年の負担と投資効果

を見ながら投資的経費を支出するんだというふうなお話でございましたけれども、やはり、やるべきことをやるというのが町長の立場であるというふうに思いますので、しっかりとこの指針を示しながら職員に指示していただきたいなというふうに思うんです。

縮小、無駄、無駄とやってしまうと、何だこれも削るか、これも削るかというふうに、そのとき立ち上げた意味を忘れてしまうんですよ、職員の方々。ですから、これは何とかしてもやっつけていかなければならないという、やはり、なぜそうなるかという、やはり課長職もかわりますから。そのとき立ち上げた人間がそのままずっとやっつけていけばいいのですけれども、そうでないときもあるわけですから、そうなる、やはり温度差が出てしまって、じゃ、これも無駄だなというふうな形になってしまいますので、やはりその辺の予算化に当たっては、きちんと哲学を持って予算化しなさいというふうな指示をしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今、議員から、検証の中で無駄、無駄って全部やめてしまうのではないか。そのようなニュアンスに私はとれたのですけれども、決してそうではないです。やはりいろいろ、皆さんだって自分が事業をやられるときには、本当にこれでいいのかと、常にそういうふうに反復の中で反省したり検証したりされると思うのですよ。町もそうだと思うんです。

ですから、そういう意味で、確かに当初いろいろ、職員の方々、あるいはその関係者の方々が、計画されて予算組まれて事業は決定されているわけですから、私が一方的にやめるとか見直しとか廃止するとかそういうことではないのです。その過程というものはやはり、きちんとした話し合いの中で、実際に今までの反省も踏まえていろいろ見直し、あるいはそういうことをやって、そのことをやっているわけですから誤解をされないようにお願いしたいのですが。そういう中でやはり、今後とも、これはどう、これから行政をやるに当たってもやはりそういうことは常に大事なことです。私はそのもとでやっています。

ですから、そういう意味で、決して縮小するような方向で向かっているのではなくて、そういうことをやって次の展開をどのようにするのだということもあわせて考えながら今やっていますから、ご理解願いたいとそのように思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 それから、4番目について再質問しますけれども、再度ですけれども、これは禁句の——禁句、今、議員の中ではなかなか禁句の中身なんですけれども、あえて言い

たいのですけれども、自主財源が16億ぐらいかな、今。それで人件費が24億、多分相当支出されていると思いますけれども、身丈に合ったとか背丈に合った施策の中に職員給与の高額化というのをどのようにお考えですか。高額であるという。その中身としては、例えば本町の可処分所得は240万台だと思えますけれども、240万切っているの。その中で役場職員の給与が600万を超えていると。ちょっとこの間下がったのかな。600万ぐらいだということの、決して低いからいいと私は言っているんじゃないですよ。その身丈に合ったという考え方から見てどうなのかなと。どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

確かに公務員の給与は、その地域の50人以上ですか、その企業を標準にするようなことはありますけれども、ですけれども、この地域は50人以上といたらそんなにないわけで、県のその平均ということになるでしょうけれども、そういう意味で高い安いかということが基準であるならば、これはまた国民として生活できるその給与というものは当然保障されなければならないというものもありますから、そういう観点におきまして、私は、今のそのものが決して高額であるというふうな認識は持っておりません。ただ、皆さん方がいろいろ相対的な考えの中で、周りよりも高いから高いのではないかと、そう言われれば、確かに金額的にはそのとおりでございますけれども、これは慎重に考えていくべきだと私は思っています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 私も600万程度は高いとは思っていません、全国的に。そのぐらいみんなもらえればいいなというふうに思います。ただ、地域給とかそういったことが何年か前から騒がれて少しずつ下がっているわけですが、それでもやはり、私が言いたいのは可処分所得の平均が200万弱、もしかしたら100万ぐらいになっているのかなとも思いますが、その中で、その地域の中でこれだけ、しかも税金の中でこれだけいただいているんだよと自覚をしてほしいということだけなんです。中には、かなり強力なことをおっしゃる職員もいらっしゃいましたので自覚がないのかなというふうに思いましたので、そのことだけ頭の中にとどめていただければありがたいなというふうに思います。

ほかのある市なんかは物すごい市長がいて物すごいことをやっていますけれども、あれは例外ですから。基本的には、日本全国平均600万円以上もらえれば一番豊かになるわけですから。決して安ければいいというものではないというふうに思いますけれども、やはり公務員としての、それだけいただいているという自覚を町長からも機会がありましたら促していただきたい

というふうに思います。

それから、2番目の田島地区の商店街の振興策に移りたいというふうに思います。

これは、先ほど町長は、平成18年3月に策定されました基本計画に沿ってやっていくというふうなお話であったというふうに思います。しからば——しからばというのではなくて、新しいニュースとして、きのうの過疎地域自立促進計画の中には新たな計画をつくるという計画があったのですけれども、この整合性はいかなもののでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほども、私申し上げましたように、やはりいろいろ事業というものは検証しながら、そしていろいろ計画をそのまま実行するとかそういうことではなくて、よりよい方向に向かうのが、やはり計画したり実行したりすることになると思いますから、そういう意味での計画なので、それを今までの計画を覆してやるという意味ではないということだけご理解願いたいと思います。

今現実には、その商店街も元気がないという、確かに全般的には元気ないですよ。本当に。ですからいろいろな対策をしていかなければならないと、それは自覚していますけれども、やはり元気のあるところもあるわけですから、そういうところも、またもっと元気が出るような対策をしっかりと、今後、きのうお話しましたね。その計画の中でもまたいろいろ事業として考えていきたいとそのように考えています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 きんのう、実は過疎地域自立促進計画の中で新たな計画をつくる、策定するというふうな話が示されましたので、私、実はびっくりしたのですけれども。

中身に入りますけれども、3月の作成された中身においていろいろな計画がされているわけですが、田島289のバイパス線との絡み、これが大きな転機なのかなというふうに思いまして何度か申し上げてはいますけれども、前町長時代にも申し上げております。物産展示場ですか、今大きなものをつくっていますけれども、町の中の商店街との整合性というかその流れ的にはどうなのかなというふうに、非常に私はそこは不満を持っていたわけですが、現実的には今立ち上げてつくっているというような状況でありますので、でき上がった時点ではそれを生かすしかないというふうには思いますけれども、289の開通と並行して町なかの再生というか商店街の再生をしっかりと町のほうで青写真を示していかなければならないというふうに強く、今までも申し上げてはいますけれども、それがなかなか明確でないというのは、いわ

ゆる私が商店街に行って、町をどういうふうにするんだよと言ったときにすばっと答えられないような状況でありますので、自分の考えを言うところでもありませんので、町はと聞かれていますので、そういったやはり町長から、やはり明確な、これも予算方針と同じで指針みたいなものを明確に示してほしいんですよ。こういうふうな、この町の中こういうふうなこれからつくっていきたいんだというふうなことを言っていけば、やはり元気が出てくるのではないかな。先ほど演壇から言いましたように、希望がわくようなことになるのかなというふうに思いますので、289等の開発と商店街の開発がどうもごちゃごちゃになってしまって、その辺を整理していただきたいんですよ、しっかり。整理していますよと言われてもそうなのかわかりませんが、ただ説明不足だと思います。

例えば駅のあっち側に橋をつくって、今度は向こうさ行くようにするんだとかそういう話が前出ていましたよね。そして動線は、交流館にバスをとめて町の中まで歩かせるんだなんて、こんなことあり得ないですから、はっきり言ってね。私も総務課長に優の持論だと言われるかもわかりませんが、駅前を出発点として商店街の動線をつくっていかなければならないというふうに強く思いますので、289は289のほうのいわゆる通過線になると私は思いますので、向こうに拠点を幾つも3つもつくってはいけないとこの狭い町で思いますので、何しろ、町の中を歩かせる施策をどうかしっかり考えていただいて、今すぐどうのこうのというふうには言えないというふうに思いますので、その辺のところ明確に、もし指示するのであれば指示していただきたいし、せっかく、先ほど町長の答弁にありましたように、子供歌舞伎の格納庫ですか、練習場等も2カ所できますよね。今設置中ですね。それから、鳴山城まつりもことし2年目になっていると。

今は町の中にある程度、町なか学区だけ、四つ角のところにできましたね。あれも県の予算を使ってやっているのしょうけれども、そういうふうな、しっかり今、ある程度点をついているので線で結んでくださいよ。線で結んでそれから面にして。面にしたときにどういうふうな町なかを歩かせるかというときに、菅家議員がいつも言っているように景観とか、そういうものが魅力になってくるんですよ。そういうものは一長一短ではいきませんので、しっかりその辺を町長のほうで示していけば、5年計画なり10年計画の中で町並みというものが生まれ変わるのではないのでしょうかね。そういったことをぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

商店街の活性化と言われて久しいですよ。なかなか本当に具体的な決定打がない。そういうのが実情ということは皆さんもご存じだと思いますし私も重々承知しています。

そういう中であって、新しく工業団地や住宅地、あるいはそういう商店街をつくる。アウトレットみたいなものをつくるというのであれば、町主導でばかりできると思うのですが、ある程度。やはり、もともと住宅があって商店があって道路があってという、町の主導ばかり、それはもうリーダーシップはもちろんとらなければならないと思いますけれども、やはり十分、その地域の方、それから商店街といいますか、商工会といいますか、お話し合いが必要であると私は思っているのです。

そういう中で、商工会の方とも何度かお話し合いもさせていただきましたし、自分の考えも、できるだけ地元の消費を伸ばすにはどうしたらいいのか。あるいは利用してもらうにはどうしたらいいのかということ、そういう中でお話をさせていただきました。そして、後で返事ももらえるようなことにも、そのような話もしていますから、急に目の前がぱっと開けたようなことはできないにしても、考え方としてはいろいろ緒についたといいますか、そのように考えています。

ですから、あとは289号線の直売所の関係も、あれもこれから利用の仕方というものが重大な大きなこの町のポイントになると私は思っていますので、あれは町の、できれば、できればというか、私としては町のいろいろな商品、特産、そういうもの発信ばかりではなくて、もちろん情報の発信もしながら人的交流もできるような場にしていきたいと、そのようなことを考えております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 町長就任4カ月、5カ月足らずでどうのこうの言うのも何ですけども、これまで何年間も、何年もずっと、湊田幹夫議員がいらっしゃいますけれども、18年の策定時においても町長にかみつきましたよね、前。昔、こんな策定なんて何回やっても同じだというようなことをおっしゃったことあるのですけれども、よく覚えているのですけれども。それは町なか再生の話の中で出てきた話なんですけれども。

今、これから協議をしていろいろな意見を聞くというふうな、町長、今おっしゃいましたよね。もうそれを乗り越えていただきたいなと思っている。毎年同じことなんです。協議をして意見を聞いて。確かに、地元の人が頑張らなくては成り立たないと思います。でも、頑張れないという状況があるわけですから、先ほど町長がおっしゃいましたように、頑張る選択競争から、公平、標準という表現を、まさにこれは大きな施策の転換だと思います、はっきり言って。

それは新町長の立派な方針だと私は思っています。これ、今初めて聞きましたけれども、きょう。よかったなと思いますけれども。まさしく方向転換だなというふうにも感じていますけれども。そういう中身で、公平、標準だから一生懸命協議をするというの、やはり、ある程度頭を出して、先ほど町がイニシアチブを握るのは当然だとおっしゃいましたけれども全くそのとおりで、まずその青写真を示すべきだと思うんですよね。町はこういうふうを考えているんだけれどもって、その案が出てこないのですから。やはりある程度示してあげないと、頑張りたくても頑張れない人たちが多いんですよ、町の中ははっきり言って。それは知っていると思うんですね。その状況を。

何回も協議をしてどうのこうの。これ今までに、例えば福島大学、会津大学来ていろいろ提案なさっていますよ。どういうふうにそれを思っているのかわかりませんが。学校の勉強の延長だから関係ないよという考え方ではないというふうに思います。それだけ、学問の対象になる、疲弊している商店街だというふうに認識しているからこの学問の対象になっているんだと逆に思うんです。

ですから、もう一步進んで、今まだ4カ月、5カ月足らずですけども、町長みずから立ち上がって、本町の中心市街地をやはり活性化しなければならないと。私はこういう考えを持っているんだというふうに、積極的に町の中に出て青写真を示せば、私はついてくる人間はついてくると思います。その中で練りながら、最初からみんなの意見を聞きながら収集して、それからどうのこうのというのでは今までと全く同じでありますからまた進みません。そのように思いますので、その辺の気構えというのかな、聞きたいな。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 そのように映れば映ったでしようがないですけども、やっている内容は、私は違うと思います。具体的なことを、ものを言っていますから。そしてそのことを、今の商工会の人たちに投げかけています。いろいろ地域の事情もあります。

そういう中で私は、実際、この4カ月、5カ月の中で思ったのは、今までも別に状況が変わって考え方が変わったととられるとちょっと誤解なのですが、なぜこう商店街がこんなに元気なくなってしまったのだらうと、そうやはり考えていたんですよ。これ決して、商店街ばかりではなくて、やはり周りも元気ないんですよ。

ですから、そういう意味で、商店街ばかり見るのではなくて、やはり町全体を見た施策も必要であって、そうした中であって、目立つ商店街の今の元気のなさというものをどうしたらいいのかと考える必要があるのではないかなと、そのように私は考えていますので、焦点絞るの

はいいのですが、全体のその振興というもののあり方、それから消費のあり方、そういうものをやはりもう1回考える必要があるのではないのか。

私、実際議員になって、商店街どうしたらいいのだろうと商店ばかり見ていた嫌いが、皆さんはどうかわかりませんが、私はそういうふうに自分自身反省しましたので、そのように考えていきたいと思います。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今は商店街に焦点を合わせて話しているだけで、全体の位置づけからの田島商店街の大事さというところから私は質問をしているつもりでありますのでご理解をいただきたいと思います。そこに、こうなっているわけではないですから、今たまたま——たまたまではなくて、今回の提案軸、提案というか質問事項の中では田島商店街を集中的にやりたいということで、この質問にもありますように、本町の全体的な状態をかんがみてと書いたのはその中にあるわけですが、その中で田島商店街は大事でしょうというふうなことで質問をしているわけですから、決してそこだけを見ているというわけではありませぬので、そう理解していただきたいというふうに思います。

それだけ数字でも見ていると思いますけれども、その稼ぎ高というか、失礼ですけどもまるっきり違うんですよ、やはり山村に比べて。それだけ町税の負担をしているということだろうというふうに思うんです。そういうことを考えて、田島商店街が元気になれば、伊南も南郷、館岩も元気になるだろうというふうな思いで質問しているわけです。ですから、そこを集中的に、今質問をしているわけですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それで、点を線に、線を面にというふうな表現で私は申し上げましたけれども、やはり、いろいろなところに、ここたった数カ月でありますけれども、いろいろな人に声をかけながらやってきたというふうなことで、これは十分に理解しているつもりではありますけれども、ただ、これまでと同じようなやり方であればまた同じ結果になりますよと。これはもう何年も、旧田島町時代から言われていることなんですね。それはご存じないと言われればそうだろうけれども。確かに周りのこともある。消費形態もある。

しかしながら、先ほどおっしゃったように、外貨を稼ぐ場所にしないではいけないという考え方もあるわけですから、何しろ、田島駅におりて歩いてみたい、散歩してみたいという気分させる。これだけでいいですよ。あとはほうっておいて、お金使ってくれるのではないかなと私は思っていますので、その施策を、施策というかまちづくりなりの青写真を示していけば協力者も出てくるだろうし、そっちのほうもいならおれも頑張るかとかという人も

出てくるのではないかなと。一緒に協議しながらつくっていくというのは、言葉はきれいですけれどもなかなか進まないのですよ。それが今までの現実ですから。現状ですから。

ですから、何度も言うようですけれども、町のほうでイニシアチブをある程度握って、青写真を示しながら、協力をいただきながらやっていくと。そして、その中で、こういった形に、ああ、あそこの店直すんだってな。じゃ、町の考えではこういうふうな形に直してほしいんだよな。補助金体制もこれからつくっていかうかと。そういうふうな1つのまちづくりの施策の流れが全くできていないというのが現状だろうというふうに思うんです。ですから、何度も何度も私は取り上げてやっているのですけれども、そうじゃないと、この町全体が元気にならないというふうにも思いますので、ぜひ本町、旧田島出身ではない町長でありますので、かえってやりやすいのかなと逆に思いましたので、これまでの町と商店街の関係、商工会の関係とかご存じだろうというふうに思います。失敗しているわけですから、1回。はっきり言って。やはりそこから出発をして、復縁をしながら、協力をしながらやっていくのは大変だろうというふうに思いますけれども、町の中の人たちが町長の考え、町の姿勢をわかれば必ず動いてくれるのではないかなと私は思います。それだけきつはずですから。申しわけないのですけれども、もう1回お答え願えますか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

決して、私も議員と同じ思いですよ。

田島地区は、特にこの南会津郡全体の中心ですよ。ですから、そういう意味では田島地区の人たちにも、特に商店街のあの中心地の人たちには自信と誇りを持ってやっていただきたいのです。ですから、決して、下を向くとかそういうことではなくて、前を向いたそういう考え方の中でやってほしいというのが私の気持ちです。そういう中で町も、そういう意味では私も積極的に皆さんと事業を一緒になってやっていきたい。そのような思いがあります。ですから、来年度、そういうことに向けて具体的に、じゃこれがとまとまるかどうかはわかりませんが、そういうことを自分自身も提案しながら頑張っていきたいなとそのように思います。ですから、皆さんにも協力をお願いしたいなとそう思っています。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 いろいろ申し上げました。

私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、6番、渡部優君の一般質問を終わります。

◇ 星 光 久 議員

○渡部康吉議長 次に、7番、星光久君の登壇を許します。

7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 どうもおはようございます。

通告順に従いまして2つほど、簡単な質問なんですけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

1つは不法投棄の件で、今、町ではどのぐらゐの不法投棄あるのかなとこうみんな思つてはいるんだけど、実質わからないということで、鳥獣対策と同じだと思ふの。猿、クマ、そつちのほうの対策と。なんぼ片しても追いつかないというか、そういうことで、去年とおとし、県のほうと、それから町のほう一緒になつて、そんなに幅広くは歩かなかつたけれども、荒海地区、田島地区、それから滝原、そつちのほうぐるつと行つたら。予想つかないというか、大体タイヤで二、三万本あつたら、大体そんなにはならないのかなと思つていたら、1カ所に二、三万本あるところあるんじゃないかと思ふの。今、草で特に見えなくなつてはいるけれども、それにつけてガラスやらドラム缶やら何でも来いだ。

そういうことで、これは何とかしなければだめだべということで、これ一般質問さ入れたわけなんですけど、先月、県で市町村に対して、不法投棄に対しては産廃税、それを使つて補助するということで載つていたもので、ああこれ使つたらどのぐらゐこれ、南会津さ来るんだかわからないですけど、そういうことで、これ使つてぜひ何とかしてもらいたいなという思ひでござひます。

それも、公共的なところさばつかぶんながつてはいるんでなくて、個人の土地さある、それこそ、どこであらゆるところに、それこそびっくりするほどあるわけで、本当に、これ本腰かかつていかないと、これ環境問題が非常にこれから問題になるのではないかなということで、1点目の質問はそういうわけでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目、これ荒海中学校、まだ中学校しか なんて ですが、荒海中学校の売買契約は50年1月なんですよ。そうすると、西暦からいうと1975年。ちょうど35年目に入ったということ。町長の代は6代。ちょうど6代目に入ったわけ。運悪く大宅町長に入つてしまつたけれども、そういう形で、何とかこれ、その用地の解決をできないものか。

今月の初めに、荒海中学校の近辺は、非常に木が物すごい茂つてはいるもので、ほかの電気会

社の乗っつくついているやつ。それでもって20人ぐらいで切ったり何かして整備したんだけれども、それでも、やはりそのグルワが手をつけられないというか。それは町の土地なんだけれども何で手つけないのかなと思っていただけなんです。いやこれは本当に、国道沿いであるものですから景観も悪いし環境も悪いし、非常にこれ、いいところないと思うの。

そういう形で、なんとかこれ、教育長も大変だと思うのですが、話し合いだって100回以上やっていると思うの。それでは解決する話し合いには、多分なっていないと思うの。ごまかされて何ちゅうか、あっちへ行ったりこっちへ行ったりしちゃって、ちんぷんかんぷんなことしゃべってきちゃって、終わってしまったんじゃないかなとこう思うわけ。

そういうことで、何とかこれ早く解決しないと、荒海中学校だっけいつまであるかわからないし、今、非常に統合だの何だのってそっちこっちで生徒数が少なくなっているものですから、そういうことでなんとか解決しないとだめだなという思いで質問しました。

そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、星光久議員のご質問にお答えいたします。

私に求められた質問は1点目の質問でありますので、それに対してお答えさせていただきます。

現在、本町では、町不法投棄監視員などによる定期的な監視の実施や、県の補助事業である地域ぐるみ監視体制づくり支援事業の活用など、不法投棄を未然に防ぐ取り組みを重点的に進めておるところでございます。

また、不法投棄物の発見があった場合には、南会津地方振興局や南会津警察署と連携し、原因者調査や撤去に当たっているところでございますが、これらの撤去処理には多くの費用と労力が必要であり、すべての不法投棄物を一度に撤去することは非常に困難な状況であり、現時点では地域の協力を得て、撤去可能な部分から処理をせざるを得ないというのが現状であります。

7番議員おただしのとおり、現在、福島県が検討中の補助制度については、本町としても有効に活用できるよう、投棄現場のリスト化や処理優先度の検討などを進めながら、県との情報交換を密にして、実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、私に求められた答弁とさせていただきますが、具体的事項については担当課長より答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、荒海中学校の土地の問題についてお答えいたします。

この問題につきましては、議員が述べられたように、契約締結後、既に35年を経過し現在に至っております。この間、法的手段に訴え、明け渡し請求裁判の判決があり、一定の結論を得ましたが、これを執行しなかったことについては、当時の行政として、他の関連事業等を考慮しながら判断されたものと思っております。

また、この35年間、さまざまな手法により条件交渉を行ってまいりましたので、今までの担当されてきた方々の努力が無にならないような形で、継続的な対応を行っていかねばならないと考えております。

本件は、過去に法的手段を行った土地以外の学校用地についても、相手方が未解決問題と主張する部分があるなど複雑に絡み合っておりますので、隣接する土地所有者の荒海財産区や地区の方々との協力を得ながら、丁寧な交渉を継続することによって、何とか早期に一定の方向を見出したいと思っております。

また、再度の法的手段によって解決を図ることも1つの選択肢ではありますが、執行する場合は、総合的な判断の中で議員の皆様方と相談しながら最終的な判断をさせていただきたいと考えております。いましばらく見守っていただきたいと思いますのでご理解をお願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 再度、自席から、まだわからない分がありますので質問しますが、先月10日に県で発表した不法投棄の撤去費、補助出すということでやったのですが、当町として、当南会津町にどのぐらいの予算来て、どのぐらいの雇用というか、こういう部分できて、どれとどれを重点的に、その補助の対象ですよというような中身、何か来ているのですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

先月10日の新聞報道によりまして、議員の質問された事項がありましたので、私の課としても県に問い合わせたところ、この事業は早ければ来年度から実施したいというような考えでありまして、今のところ、まだ実施要綱等には作成段階で市町村にはおろしていないということでもあります。ですから、もしそれがおりましたら早急にうちの町としても対応していきたいというふうに考えております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 県では、そうすると来年度からこの事業始まるんだと。そういうことで、それでは、町としてずっと毎年幾つかの不法投棄の整理してきたんですが、ことしはどのぐらいを見越してその処理に当たるかという形でいいんですか。そこらをお聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 町としましては、不法投棄監視員を南会津町全体で15名ほど委嘱しております。田島地区が8名、館岩地区が3名、伊南地区と南郷地区が2名ずつで、毎月巡回していただいて、不法投棄の場所とかそういうのを報告していただいているんですけども、早急に撤去しなければならない分につきましては、課と、あと支所等で撤去をしまいいりましたところですが、今年度につきましては2回ほど出動して撤去しております。

以上です。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 そういうことで、監視員を配置して、不法投棄の撤去を含めて今実施していると聞いたのですが、なかなかこれ、成果が上がらないのは重々わかっています。そういうことで、おれも、去年とおとし、県と町とから出て見てみたら、いやいやすごいその量なの。それこそ、タイヤなんかは一番片しやすいというか、1つのものの物体が大きいから。ガラスだの何だのは物すごい、やはりこれ大変だっていうから。そういう形で、あとドラム缶のような何入っているんだかわからない。腐って水漏りしているとか雨漏りしているとか垂れたりなにかして、すごい状況になっているので、そういうことも含めて、これ大変な猿だのクマだのと同じでないかと思うの。じゃ、何ぼぐらいあるんだよと言ったって、これわからない。減っているのかと言ったって、おれはおそらく減っていないと思う。

そういう形でふえているような状況で、なかなかこれ、大変は大変なんだけれども、そこらの山の中さ、これぶんながっているんならよっぽどいいけれども、今、個人の土地、個人の土地さぶんながっているのこれいっぱいあるわけ。おれもこれ、この見てみたら、いやいやあるわあるわ。それこそ手つけられないほどあって、大変だな、1人ではこれ処理できないなと思ってちょっと話したんだけど。そういうことで、そこらじゅうにいっぱいあるわけ、そうやって。だからって、この辺も含めて、町では、個人の所有に対しては余り、やはりほかから持ち込まっちゃり以外は、わざと投げたんでないかなというようなことで、整理できないんじゃないかなとこれ思うだけけれども、そうでなくて、我が家の土地さガラスだの何だのぶん投

げる人いないだから、そこらも含めて何とかならないのかなとこう思うのが本音なんです。

ということで、もしあったら、ちょっとずつ処理しているんだということを聞いたものだから、そこらも含めて、今後、なおそういう処理して、申し出あればそういう処理するのかわからないのか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

基本的な考えというか常識的な考えをまず申し上げたいのですが、やはり不法投棄と言われるものは不法でしょうから不法なんでしょうけれども、実際、個人の土地に捨てられているのはよくテレビなんかでも話題になりますけれども、コレクションだとか何とかでだんだんためていく人もいますけれども、南会津町にはそんな方はいらっしゃらないと、そういう認識でおりますけれども、やはり、あくまで個人の土地というものは個人の責任のもとにやるべきことであると、そのようには思っています。ですけれども、やはり地域とかそういう迷惑のような状況になれば何らかの形で注意というか、あるいは事情聴取りしながらやるようなことも必要になるのかなと、そのような考えでおりますけれども、詳しい法的なことは担当のほうから説明させますけれども、私の考えとしては、基本的にはそのように考えています。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 基本的な考えでいいのですが、そういうことで、もし申し出あったり何かした場合は監視員が認めないとだめなんですか。それとも、役場に環境水道課なら水道課に申し出れば見に行くとか。今までの例見ると、不法投棄監視員にはなっているんだけど監視するだけで、あるいは確認するだけでその撤去まではいかないと言っていた。撤去までは我々言える立場でないとか。そういう形で撤去してけるって、わがでは撤去しようないけれども、そういう形で、何とか上さこれ、言ってもらわねえのかなと言ったら、いや、おれらは監視するだけで、それまでは言えないだよなというようなことあったものだから、あら、これでは監視員っていったって、本当に名前ばかりの監視員で、実質何もやらないでは、これいなのと同然だと思ふの。特にここにあるぐらいで、なんぼあるぐらいで。そういう形で、おれなんかは経験したものだから、あらっと思っているものだから、そういう形で、もし町なり何かそういう申し出したら、善意の心優しい気持ちで撤去に当たってもらいたいと、役場は直接撤去に当たるか当たらないかは別として、そういう対応をしてもらいたいと思います。

そういうことで、特に、どこらに一番あるか把握していますか。もしわかるのだったら。その地域でいいです。例えば田部原地域はすごいとか、ナグレ地域にはすごいとか、そういうも

しあったら。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 まず不法投棄監視員からの報告がありました場合には、即座にその現場を見て撤去に当たっているわけなんですけれども、量が量だったりする場合には、ちょっと予算的な面もありますので、後で考えて撤去したいというふうに考えております。

個人のほうからの通報があった場合、それは即座に対応してまいっているところであります。

あと、どこの場所にと言われますと、やはり旧中山峠の道路とか、あと、中荒井のコカズラ道ですか、そういうような人里離れたところに結構投棄してある場合がありますので、その辺については監視員について満遍なく回ってもらって、先月と状況が違うとか、そういうふうになった場合に報告をいただいている次第でございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そういう監視員からの報告があるという形で、中山峠だの中荒井のコカズ路だのという部分もあると思うのですが、もっと多いの、特に田部原の鉄橋の下のあたり、田部原の鉄橋というんだけれども、水無川の下流のあたりの場所も、タイヤなんかは何万本もあると思うよ。

そういう形で、ぜひこれ場所も見ても確認してもらいたいと思います。

そういう形で、不法投棄について、本当に、やはり個人で悩んでいる人もわがで投げないで投げらっち、悩んでいる人も多いので、もしそういうことがあったならば、ぜひ対応してもらいたいと思います。

それから、県はこの産廃税を活用して、来年からしか活用しないって、今、課長の話しなだけでけれども、もし水域とか環境とか、いろいろな問題が出た場合は、早急に、これ対応しなければならぬというふうな状況が出ているので、もし水が汚染されるとか、そういういろいろな環境問題が出てくるとか、そういうなって、おれはそういう理解しているんだけど、もうでなかったら来年度からしかだめだと言われればそうなんです、そういう形で、いち早く当局としてもこの不法投棄の助成を多く勝ち取るよう頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで、不法投棄についてはこういう形をお願いしたいのですが、そういうことで、あと荒海中学校の用地の問題に移りますが、荒海中学校の用地の問題、35年間もこれ決まらなかったというの、町長はちょうど6代目になったからあったらけども、本当は行政の怠慢なんだよな。おれはそう思うの。

そういう形で、だれ悪いとか彼悪いでなくて、実質これ、土地というのは反別だって、何ぼ

ってこれ、売渡書の反別もあっぺし、どこからどこまでのもう杭ぶっ立ってっぺし、いろいろな条件でこれ整理できると思うんだけど、おれらの素人の考えではな。普通、土地、おらいいや、おらげのあんだ、いいやそうでねえなんて言われちゃって、実質土地決めるには何らかの方法でやはり決めなければならないわけ。特に荒海中学校の問題は、中学校生徒も抱えていることだし、そういう形で、なかなか相手がいるからと言え、そういえば難しいんだけど、大変だと思うけれども、教育長、見通しは大丈夫なんだべな。課長でも何でもいいけどもよ。

○渡部康吉議長 町長。

○7番 星 光久議員 町長は後からでいい。

○大宅宗吉町長 済みません。今の問題ではなくて先ほどの不法投棄の件でちょっと考え方を述べさせてください。

○7番 星 光久議員 はい。

○大宅宗吉町長 確かに不法投棄はだれが捨てるかわからないから不法投棄になると思うんです。町内に捨てられても、決して町民がやったとか、だれが特定できないのが状況だと思いますので、町民の方はもちろん、いろいろな方法、手段を使いながら不法投棄の防止に努めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、今、不法投棄されているものに対しましては、先ほど課長が答弁申しあげましたように、それが完全に撤去できるようなことを念頭に置きながら、県のほうとも相談させてもらいながら、当然、監視員の方にもいろいろご協力いただきながら努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問なんですけれども、荒海中の用地は行政の怠慢ということでは言われましたけれども、まさに私もそう思っておりますけれども、現在、まだ就任して間もないものですからまだ白紙の状態、これから地権者等と協議しながら、町執行部並びに地権者と協議しながらしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 就任したばかりだからというわけにはこれいかないよ。

そういう形で、今後の見通しもあるし、先ほど言ったように、しばらくはこれ、待っているけれども、見通し、最終的にはどのくらいまでこれ、何回か話し合いさ行ってきました。

そういう形で感想だの何か、もしありましたら。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 本年度の接触状況なんですけれども、本人が6月に入院してしまったために、それで1回目がお盆中に一時帰宅するというようなことで、お盆中1回お会いいたしました。その後、9月上旬に退院されたということで、電話で面会を申し入れたんですけれども、まだ退院したばかりということでちょっと体調が悪いというふうなことで、今のところ、そのときはご家族の方たちとちょっとお話しした経過でございます。

第1回目の感触なんですけれども、相手の方が未解決だとかこう主張しております、いわゆる学校本件の用地以外に、議員がご承知のように、校庭の裏山ですね。通称ラクダ山、このココロモチガル分ですね。これの所有権とか、それから体育館の敷地の境界、こういったもの、いろいろなお話しされます。これらを一気に解決しようとしても、相当の期間が要するのではないかということで、まず一つ一つ切り離して決めていったほうがいいのではないかということで、今、問題になっている土地の、前住んでいました住宅、あそこも大分老朽化しておりますので、ご本人もちょっと違うところに建てかえたいというような意向ありますので、その辺でまず、現在、前住んでいた家屋の解体の部分というか、この辺を1つの切り口として、今後、交渉をしてみたいというふうに考えております。

今後のその見通しなんですけれども、ある程度1つの交渉の中で、調停による、いわゆる第三者の方が入っていただいた形での解決、和解といいますか、そういうのも1つの方法ではないだろうかというふうに考えているところでございます。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 課長も、これ近くだから大変だと思うんだけど、そういう形で、第三者を入れて、今までの経過も第三者何回も入れた。それだけども、第三者入れたって話にならぬというの。なかなかもとに戻ってしまって、おめえ決められるのかと言われれば第三者だから決めるわけにもいかないし、何もこれ、なかなか大変なもので、そういうことで第三者になった人、何人かもいるんだけど、市民がやはりだめだという形になってきたわけ。

そういう形で、だんだんこれ、裏山のあそこの山から、市民は、おれも一緒だけれども、銭一銭ももらっていないと。今までの代な。土地代。そういう形で、年代、これ代がわりしたのだから、おらの父ちゃんなんかは、字書けないのに、何で子供が字書くの、そういう話に今なっているわけ。おれも直接聞いてきた。本当かって、いや本当だという。あの土地代一銭ももらっていないよっていう。そういう形で、これ、まあそれはあの人の得意なんですけれども、何

ぼ受け取り持っていったの、何だのと言ったってそういうわけ。

そういう形だから、大変なこれから、大変なあれはかかると思うんだけど、実質、課長ほれ、一生懸命頭よこびつになるほど行ったって解決はなかなか難しいのではないかと。そういう形で、実質本当にやはり、教育長、最終的にはどこを最終版というか、そういうふうに思っているんですか。そこら。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 最終版というような考え方ではなかったのですけれども、これから交渉を積み重ねていくしかないのかなという考えで進んできました。

ですので、裁判とかそういう問題になってくれば、当然、町執行部と協議しながら進めていかなければならない部分とか、議員の皆様のご理解をいただかなければならない部分がありますので、最終的な詰めというような段階でなくて、今は交渉を継続するのが大切かなという感じで来ておりましたので、もう少し時間をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 交渉をいろいろしていて解決の方向に行けば、これにこしたことはないんだけど、みっとせ100回できかないだべな、ずっとやったやったその経過、そういう形で、なかなかこれ、何回行ったって。

境はきちんとしているの、境。その家そのものを片すとかなんだとかよりも境きちんとしているの。おれら、それはわからないんだけど。そこら。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 境界の問題でございましてけれども、これは平成2年に、いわゆる土地明け渡しの強制執行、裁判の確定をするときに、そのときにいわゆる裁判所のほうから執行できる図面、現場図面を作成するよという依頼がありましたので、当時、町として測量を実施して、正式な実測図は持っておりますので、いつでもその現場には落とせる状態かと思われれます。

○7番 星 光久議員 平成2年。

○原田 稔学校教育課長 はい。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 そうすると、平成2年にそういう形あったんだな。そういう形で、これ1回建造物執行の取り下げという中身になっていて、取り下げだというあれで、いろいろなうわさではない、うわさ聞くと、おれ同級生だから、何とかするから大丈夫だとか何だとかと

こう言われたもので、せっかく申し出たやつ取り下げたというふうな経過があるんだということを知ったものだから、そういうことも含めて、本当にこれ、それだけの、今きちんとした土地の境というかそういうことがあるんだしたら、今度はGPS、農林課で買ったやつ、技術屋がいるんだから、そこをおっつけてみると、簡単でねえかと思うの。

そういう形で含めて、そういうことも何かの目星杭でも立てたり何かして、だんだんやはり、そういう形にしていかないと、ただ、おらほうには境杭持っているんだの、場所をきちんとしているんだのなんて言ったって、今もって解決してないんだから。そこをやはり、知る方向で、やはり、何かしらアタックしていかないとだめなのではないかと思うの。

それで、この前の9月初めの、おれら協力した人いて、あのグルハ、テングスから何から木切りやって、20人ぐらい出て、工作車というか、工作車ではないな。乗って木切るやつから枝だけはらってもらったり何かしたんだけど、荒海の中学校の電柱、ちょっと電線あるから、ここも切らなければならないというんだけど、そこが決まらないから邪魔になった線も枝はらうこともできないわけ。

そういう形で、本当にやはり、行政が気を遣っているというか。構わないで切っちゃったらよかんべって。それで、何、文句言ったら、なんだとこうやったほうがいいんじゃないかと言ったんだけど、いやと言われて、そういう形で整理できなかつたわけだけれども、せっかくあそこの場所きれいにしたんけれどもやはり残ってしまうというか、そういう形で、課長、行ってみてはいるでしょうけども、中身はそういうのは、だから、境も何もきちんとしているんだしたら、ちゃんとでっかい境杭ここですよってぶって、何か対応する方法あるんでないの。第三者だの同意者なんて頼まないで。我らもできるんでないのかと思うわけ。そういう形でもし答えがあつたら。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

境の、いわゆる現況の測量図面というのがございまして、以前の交渉の中で、現地立ち会いを何度か求めた経過がございしますが、その中で、相手の方が実際にこちらの図面で主張するよりも違うというふうなことで、なかなかその場で現地の境界が打てなかったという経過がございしますので、その辺については再度話して、現況に境界ぐいを打つなりの交渉を今後進めてまいりたいと思います。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星光久議員 なかなか難しいと思うんだ。思うんだけど、そういう形で、町で

も、今、荒海中学校ばかりでなくて、町の土地をシヨウシラキとか、あと、もとの作場道だってあれ、公の道路なんだべな。そこにやっぱり、地区によっては木を植えたり何かして、その作場道通りようないとか、いろいろな問題結構あるわけ。

そういう形で、もしこれから、そういうところも含めて、それは地区だけでは解決できないの、やっぱり。その図面だのいろいろ面積だ何かあって、ただ、昔通っていたところに木を植えたり何かしているものだから、今までトラクター通っていたところを通らなくなったり、そういうことで今度は騒ぐわけ。そうすると、ちょうどせつかくアカガイブだってあるんだけど、小屋建てちゃったり何かしたりしているものだから、そういうこともしあったら、そういう形で、今は農林課では大したあれ入ったと思うから、そういう形で、だれか技術者いたら測ってもらおうような方向も含めて。

あと、最終的には町長がボタンを押さざるを得ないと思うんだけど、町長の最後の腹構えというか、これを持っていると思いますからよろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

荒海中学校の土地問題から町有地の作場道等の財産の管理の問題まで出ましたけれども、基本的にはきちんとすることが当然でありますし、そのような作業を、なかなか一気には無理かと思えますけれどもできる限り努力していきたい、そのように考えます。

そして、この問題は、正直私も議会に参りまして、こんなに何十年も、こんな問題一体なんだろうと思議に思いました。いろいろ状況を何回も、今、光久議員から、今回もまたおただしを受けましたけれども、光久議員ばかりだったかな。そういう中で質問をずっと聞かせてもらってましたし、状況もある程度わかってきたような気もします。

ですから、これも35年ですか、たっていますし、1回裁判までやって強制撤去まで考えられたというかできるような状況にもなった。そういう中で、今も解決していないというような状況でありますので、それらを踏まえ、現実的に解決できる方法をもっと積極的に具体的に対応していく必要があるのかなと、そのような認識でおりますのでご理解願ひたいと、そのように思っています。

○渡部康吉議長 7番、星光久君。

○7番 星 光久議員 期待しながら一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○渡部康吉議長 以上で、7番、星光久君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午後 1 時 00 分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 芳賀沼 順 一 議員

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 こんにちは。

食後、眠くならないようにという要望もありましたが、なかなか得意ではないので、私なりに一般質問をいたします。

4つほど出しておりますので、まず最初に、猿害の被害、猿の被害について、有害鳥獣被害対策ということで、これは、いつも7番の星光久議員の専門ですが、今回は私がちょっとだけ質問をいたします。

この被害対策については、町は電気さくや花火、あるいは対策ネット、猟友会による地域の見回り、いろいろな支援をしております。しかし、被害は一向に減らないで、専業農家の人は死活問題だと、こう嘆いています。もちろん、今は、シカ、クマ、あるいはイノシシと、こう出ていますが、全国ではいろいろな対策をしているようです。しかし私たちはアンテナが低いのか、効き目があつたという対策はなかなか聞こえてきません。やはり、猿に関しては駆除をするとか捕獲をして、もう殺すのが一番、捕るのが一番あるのではないかと猟友会の人たちとも話しますとそう言います。今は、おりでとれば、また山へ行って放してくるというようですが、もちろん、野鳥の会や動物の保護団体ということもありますが、町として、ほかではやったことのないような思い切った対策、これをとるべきではないか。昔はウサギ狩りといって、山を取り囲んでだつと追い上げて山狩りをしました。

あるいは、捕獲した人に1頭1万円の賞金を出すというような対策をとってはどうかと。い

ろいろなことで、そうすれば猟友会だけではなくて一般の人たちも、じゃ、畏かけてとるかというこも出てくると思います。2,000円や3,000円では鉄砲の弾代もないからこれはだめでしょうが、やはり1頭1万円。結局は、花火だって1つのセットでやれば五、六万かかるわけです。いろいろなものをすれば、町で何百万も支援をしているわけですから、1頭1万円出しても1,000万円かければ1,000頭とれるわけですから、そのぐらいをする考えはないか伺います。

2つ目には空き店舗利用です。

商工会やシルバー人材センターと連携して、空き店舗を利用する事業をやっています。商工会では、空き店舗の前にシラカバを置いて花を植えたりいろいろなことをしています。以前に1番議員も、お茶を飲む場所をもっとふやしてはという話もありました。しかし、利用は少しずつふえていますけれども、それ以上に空き店舗がふえていて、何とも、だんだん寂しくなります。全部とは言えませんが、現在、シルバー人材センターに、あの野中商店のところをお茶のみ場として提供していますが、あそこに町は、委託料として約320万ぐらいの、人件費も含めて補助をしていると思います。この委託金を去年かおとしあたりから国では、町が補助金とすると。委託料ではなくて。同じ額を国庫金から補助をするという事業があります。

これは、シルバー人材センターに仕事を、雇用の場をつくるということで、その項目は介護から、それから教育、いろいろなところに4つか5つの項目があります。その中に、広域で連携をする広域地域提案分という、これはいろいろな広域でなんですが、とても町単独でやるのであれば活動拠点提案分という、こういう、両方どちらでもいいのですが、これに申請することによって、福島県でも結構何か所もあります。今までの1店舗分で2店舗の空き店舗を利用ができます。同じ金で2店舗やれば、片方で4人雇用できれば、両方で8人できます。この事業に今年度か来年度申請するかどうか、考えがあるかどうかお伺いします。

それから3つ目に福祉協議会での訪問入浴事業についてお伺いします。

もちろん、これは福祉協議会の事業ですけれども、現在、福祉協議会で行っている訪問入浴事業、車でふろを運んで歩いて入れる事業ですが、大変、入れてもらっているところでは喜ばれております。しかし、共働きの家庭や、面倒を見ているけれども、日中、普通の日では会社を休まなければならないという家庭では、休日に行ってほしいという要望が来ます。休日ですので、作業をする方には非常にご苦勞をかけますが、月に、毎週ではなくても第1日曜と第4日曜とか、そういう、月に2回でも実施する考えはないか。現在の事業を変更してやることができなにか伺います。特に今は、町村が合併して広くなりましたので、要望が結構多いと思

ます。

それから、最後に町税の未納について。

総務委員会の私たちの所管なので、未納問題については13日の委員会で、税務課の皆さんと質疑応答はしっかりやりました。今度は、ここは町長の考えを伺いたいということです。

町税の未納と不納欠損について、毎年監査委員より、公平・公正を期するように指摘されています。

審査意見の中では、滞納整理委員会と対策連絡会議が設けられ、効果も出ているところがあります。しかし、私たちにはその効果が余り見えません。そこで、次の点を伺います。

1つ目に、固定資産税の不納欠損件数が年々ふえています。その理由は何か。

2つ目に、未納に対して、今年度下半期と23年度に向かって町長の具体的な考え、対策を伺います。

以上、4点質問を終了します。ありがとうございました。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、猿被害対策に関して、山狩りや捕獲者に賞金を出す考えはないかとのおたがしでございますが、町としましても、これまで有害鳥獣捕獲隊への支援とともに、日本猿を含めた野生鳥獣による被害防止を図るため、町の補助制度による地域の体制づくりを進めてまいりました。

さらに、区長会の代表、捕獲隊の代表、J A役員からなる南会津町猿被害対策会議を設置し、捕獲体制の強化、緩衝隊の整備、放棄果樹の伐採や捕獲おりの増設、さらに、猿の行動域を把握するため発信機の取り付けなどをいたしてまいりました。さまざまな取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、出没する場所も広範囲に広がり新たな被害地も確認されるなど、抜本的な解決策が見出せないでいるのが現状にあります。

議員おたがしのように、思い切った対策、賞金などをいっぱい出したらどうだと。そのようなことも今提案されましたけれども、捕獲隊への支援強化を図る一環として、そのようなことは大変重要なことだと考えております。各関係団体と協議しながら、今後真剣に、なお一層の駆除に努力して検討してまいりたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと、そのように思います。

実際、猿が、今まで大変被害が多かったのですけれども、最近イノシシの被害が本当に物す

ごいありさまであるということも、私も現状も視察して認識しております。イノシシの場合は夜行性であるために、なかなか直接的な駆除というのが厳しいのかなというのが、そういう考えはありますけれども、これもやはり被害を受けられる方にとっては重大な問題でありますので、今後、できる限りの対応はして、できるだけ早い機会にそういう対応をしてみたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

それから次に、空き店舗の利用に関してでございますけれども、国庫補助事業の申請をしてはどうかのおただしであります。今回、提案がありました国庫補助事業につきましては、補助事業者となるシルバー人材センターが、子育て分野に関する事業などを空き店舗において実施する際に活用可能な補助制度であります。シルバー人材センターにおいては新たな事業展開となり、事務的な負担や運営体制において大変厳しいものがあると現在聞いております。しかし、今後、シルバー人材センターの意向も踏まえ、申請が可能かどうか協議していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、社会福祉協議会で実施している訪問入浴に関して、共働きの家庭では休日にも行ってほしいとの要望があり、月に何度かでも実施できないかのおただしであります。現在、訪問入浴サービスを提供している事業者は南会津町社会福祉協議会だけであり、その利用者は、8月末現在で、訪問入浴介護事業17名、身体障害者入浴サービス事業3名の合わせて20名の方が利用されております。

このうち、田島地区の利用者が17名、舘岩地区の利用者が1名、南郷地区の利用者が2名となっております。サービスを提供するに当たっては、利用者宅でのお風呂のセッティングから入浴、後片づけまでに約1時間30分の時間と移動時間が必要となることから、1日最高で4件のサービス提供が、今現在そのようになっております。利用回数は利用される方の要望で異なっていますが、訪問入浴サービスを提供するに当たっては、看護師、介助員、オペレーターの3人体制でのサービス提供が必要となり、現在、5名のスタッフがローテーションを組んで対応に当たっております。

現在のサービス提供体制とサービス量はほぼ一致している状況であることから、休日にサービスを提供するに当たっては新たな人員の確保が必要となり、確保した人員に見合った利用者があるのかどうなのか。この事業を運営していく上で課題となってきます。

そこで、休日の要望がどのくらいあるのか。あるいは、現在の利用者の中で利用回数をさらにふやしたい希望があるのかなど、今後、南会津社会福祉協議会を通じ、利用者の要望の把握に努めながら検討をしてみたいと考えておりますので、どうぞご理解よろしくお願いた

します。

次に、町税等の未納についての1点目、固定資産税の不納欠損件数が年々ふえている理由についてのおただしであります。固定資産税不納欠損については、平成19年は107件、484万6,000円、平成20年度は130件、240万3,000円、平成21年度は151件、479万3,000円と推移しております。

固定資産税の不納欠損を行うのは次の2つの場合です。

1つ目には、地方税法第15条の7に基づくものです。具体的には居所不明者、法人の倒産に伴う競売により財産を失った納税者、相続が放棄された納税者、生活困窮者等に対して行っております。近年、景気の停滞により、経済的に厳しい状況が続いている中で、このような納税者がふえており、その結果、不納欠損が増加傾向にあります。

2つ目には、地方税法第18条に基づくものです。これは、いわゆる時効であり、5年間徴収権を行使しなかったことにより不納欠損を行うものです。こうした時効による不納欠損の多くは、共有物件の固定資産税をすべて負担していた運営会社が倒産したことにより、その所有割合に応じて税負担をすることになったものであります。

なお、共有持分権の所有者は、居所不明であったり、死亡による放棄や相続により権利者が確定できない等調査ができない事情があり、財産的価値が乏しく、買い手がつかない状況となっております。

このような理由により固定資産税の不納欠損がふえておりますが、滞納者の生活状況を十分に調査・把握しながら、時効中断の管理を徹底し、今後も、公平・公正な税務行政の推進に鋭意努力いたしますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目、未納に対してこれから具体的にどのような対策を行っていくのかのおただしであります。この問題は、即効性のある解決策はなかなかなく、国・県の税務機関と協力しながら、日々取り組みを重ねていくことが必要不可欠であると考えております。今後の具体的な滞納対策としては、休日納税相談、臨戸徴収などの納付、環境の整備、失業者への仕事のあっせん、関係機関との情報の共有化による収納業務の効率化、財産調査、差し押さえ等の適切な滞納処分、町県民税の県直接徴収による連携及び特別徴収の推進等々を中心に行ってまいります。特に、町県民税の特別徴収の推進に当たりましては、福島県も全県的に推進しており、今年度も10月から11月にかけて、県と町で協力し合いながら事業所訪問を予定しておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 では、何点か再質問いたします。

ちょうど町長も猿の被害ばかりではなくて、今、イノシシも非常にふえていると言われております。確かにそのとおりです。いろいろな面で今困っています。この賞金を出すことについて検討するというので、非常に、前町長、前々町長のときにも言ったのですが、検討をするというのはやらないことだという心配もありますが、大宅町長は、前回議員でしたのでそんなことはないと思いますので、期待をしております。

この猿の被害ということで、私も細部うわさなんですけれども、今調査してもらっているのですが、青森のあるところでは、その集落で焼き鳥みたいに焼いて食ったと。これ内緒で。そうしましたら、そこから来なくなったという話が、これは何でもまゆつばありますのであれなんです。例えば食わなくても、例えばドラム缶で、その地域で焼いてみたらどうなのかなと。これは7番議員にさっき頼んだのですが。それは焼けないかもしれませんが、そういうその、例えば捕れたときに焼くという、例えば、その許可というのが町でできるものなのでしょうか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

猿の許可については、1年に1回振興局に申告しますと、かなり被害が多いものですから、1年間許可がとれましていつでも対応できます。

ただ、今言ったその焼くことについてはまだ ですが、いつでも捕獲許可は……

○17番 芳賀沼順一議員 いやいや、捕獲はいいんです。その焼くの。焼く許可は町でできるんですか。

○大竹洋一農林課長 焼く許可は……一応、殺せば、一応廃棄ということでやっているのですが、それは、あと、対応する方にお任せするしかないのかなと考えております。

○17番 芳賀沼順一議員 了解。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 もちろん、対応は犬と同じで、処理場にやれば焼いてはくれるのでしょうけれども、その現場で、猿は非常ににおいも敏感だし利口なものなので、いや、もしかしてうわさだけではなくてきくかもしれないなと私は思ったものですから、もし許可が出るのであればやってみたくこう思いますので、今は でしょうけれども、それを調べておいていただきたいと思います。町で許可が出るのかどうか。捕獲は1年間大丈夫だということで

すが。

私も予算書を見ればいいのですが、この猿対策、例えばクマもいろいろあるでしょうけれども、猿対策だけに限ってはいませんが、町として柵、あるいは猟友会、あるいは花火といろいろなもので出している予算は合計すると幾らぐらいになりますか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

先ほどの猿の焼却、焼くことについては、一応、基本的に、殺せば一般廃棄物となりまして、埋設または焼却という処理の仕方をしていきますので、ご理解していただきたいと思います。

○17番 芳賀沼順一議員 大丈夫だということだ。

○大竹洋一農林課長 焼却のほうです。

○17番 芳賀沼順一議員 焼却もね、大丈夫ということだ。

○大竹洋一農林課長 ごみ処理場のほうで。埋設またはごみ処理場のほうで焼却処分ということでもよろしくをお願いします。

あと、年間予算の件なんですけど、捕獲隊に捕獲委託料ということで204万円ほど支出しております。あと、各地区の花火追い払い隊、追い払いの花火料、あと、個人の耕作者の電気柵またはネット等について480万ほど予算を組んでおります。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 予算書を見ればわかるのでしょうかけれども、今お聞きしました。

この予算、おそらくますますふえてくると思います。最近ではテレビでもやっていたけれども、都会では人間にかみつく猿が出てきたと。あるいは、滝原では、あおったらばある人が足にかみつかれたという実態も出ております。今のところは人間が、男が追えば逃げる。女が、主婦が追いかければ追ってくる。逆に逆襲するというような状態ですけれども、これも被害が出ないうちに、やはりなるべく早目に人間に出ないうちに対応をしていただきたいと。きく対応がないということですので、いろいろとききそうなもの、焼く、あるいは賞金を出すと。予算としても約680万、700万近いもの出ているわけですから、もう花火もなれましてもう全然だめですからね。私もやっていますが、この半分を、例えば700万、半分の350万を賞金に回せば350頭、とれるかどうかはわかりませんがそういう予算になります。そんなことで、こちらのほうにはぜひ力を入れていただきたいと思います。

それから、この空き店舗に入りますが、申請が可能かどうか検討するということがありますが、事業の、シルバーがやらないとなれば、これ何ともしようがないんです。町が幾ら一生懸命やろ

うと思っても。私もシルバーに入れる年齢ですので、この中にシルバーの副会長も議員の中にいらっしゃるから、シルバーの副会長とも相談したいと思いますが、やはり事業としては非常に多く、子育て支援事業ということで約20ぐらいあるんですね。それから、介護分野でも約20ぐらい。それから教育分野事業でも約20。それから、環境分野でも20ぐらい。合計しますと80ぐらいのいろいろな項目があるわけです。この中で、何も当てはまらないということは、私はないと思うんです。

だから、そういうことを考えますと、ぜひこれは本格的にお願いしたい。同額の委託金を同額の補助金にすることによって、国から同額が来るなどという事業はなかなか、普通ではないです。そんなことで、例えば1軒だけやれば今まで320万を160万出せばいいわけですから、と、160万来るということなので、ぜひ本格的に導入を検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほども6番議員の方からそのようなことを質問されたので、具体的にこう言われたケースがありますけれども、私も実は、本当に何とかしなければいけないなと本当に真剣に思っています。

そういう中で、私自身も、当然、その空き店舗と言いましても、今、家主さんや地主さんがおられるわけですから、その方々との協議といいますか合意も必要にはなると、そのような状況ではあるのですが、やはり、1店舗でも1カ所でもそのような事業を取り入れることによって、点から面になっていくと。そのようなことをできたらいいなと本当に、この4カ月間ですけれども考えておりました。

そういう中で、先ほど商工会の皆さんともお話しさせていただきましたということも実はそのようなこともお話しさせていただきました。そして、地域のその中にはいろいろな特技や趣味を持っていらっしゃる方もいますし、子育てで、何かその場所も提供してほしいなということも声も聞いています。ですから、そういうものの活用をできたらいいと。そして、そういう中で、またこの地域の縁故者といいますか、そういう方にも協力いただきながら、いろいろな展示の場所とかそういうことで協力いただくような施設ができれば、また周遊もできるような、そういう中で活用も図って活性化ができるのではないかなというような、そういう構想は持っています。

ですから、そういうことを、ぜひともこういういい制度があるということになれば、積極的

にそれを調査しながら活用してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 先ほどの6番議員の質問の中にもありましたが、今度は町の駅、あるいは駐車場から駅を、階段を使ってこちらへ観光バスをとめて、あるいは駅前の駐車場もバスがとまるようにしました。その人たちがずっと流れてくるためには、一軒でも多くの空き店舗を開き店舗にするか……同じですがね。空店舗を開いている店にするという対策をぜひお願いしたいと思います。

次に、福祉協議会の訪問入浴事業ですが、これ、調査をしていただくということで、これはぜひお願いしたいと思います。確かに5名の人たちが必要だということは非常に大変ですがけれども、福祉協議会の人たちの話もちよっと聞きますと、臨時にも対応できると。全員5名が正職員でなくて対応もできるという話もちよこっと聞きました。

1点は、ただ広くなって大変だということも聞きましたので、例えば、あの車は非常に高いですがけれども、あれで儲けようなどと考えているわけではないので、あの車をもう1台、例えばふやすとする場合には、国からの補助というのはあるのかどうかちよっとお聞きしたい。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 現在使用しております入浴車でございますけれども、日本財団からの補助を受けて購入した入浴車でございまして、例えば、新たな入浴車を購入するというような場合には補助というふうなものはありませんで、そういった、例えば、日本テレビの「愛は地球を救う」とか、それから、現在利用している日本財団の補助とか、そういったものが補助の対象になるのかなというふうに思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 そうしますと、例えば、消防の救急車というようなものとは違って、国からの補助ではなくて財団からの。ということは、ほとんど全額だと思うんですね。やはり、あれはみんな合併前に田島地域だけで1台を持っていたわけですから、今度は合併して非常に、倍以上に広がったということで、できれば、私はその財団の補助について、もう1台の補助申請、来るか来ないかはまた別問題ですので、をしてはどうかと。そうすれば2台になれば、その2台分の働く人もふえるし、おそらく要望者もふえるのではないかとこんな思うのですが、その辺はどうでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほども申し上げましたように、今後、今現在利用されている方で今のバスは精いっぱいなんです、今後調査した結果、そういう方が多いということであるならばそういうことも十分検討していく。そして対応していく必要があるのかなどそのようには考えています。

やはり介護される方は、特にこの入浴というものは大変な作業といいますか、ということも伺っておりますし、それから当然介護を必要とされる方、これは本当に衛生面、あるいは精神的な面にも肉体的な面にも大変リラックスされることであると思っておりますし、そういう意味では、やはり大変重要な事業ではないかなど、そのように認識しております。

もう1点、雇用、雇用ということにもなりますけれども、やはりそういう意味でもいろいろな事業とも絡めながら、そういう面でも活用していく必要もあるのかなど、そのようにも認識しております。

そういう意味におきまして、今後、調査をもっと深くしまして、それで検討してまいりたいとそのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 非常に前向きなお答えありがとうございました。

実を言うと、私も寝たきりの母を朝晩介護しています。それ前は10年間、父が脳梗塞で寝てましたので、ふろに入れるというのが本当に非常に大変なんですよ。

ですから、私の介護関係ないですが、やはり、今、今度は民主党政府も、先ほどありましたが、菅政権に戻りました。菅さんは介護で、雇用、雇用、雇用というのは介護でと言っているので、私は介護事業への、おそらく予算というのはもう大きくつくのではないかと。倍になるかもしれないという声もしているのですが、そういう情報を早目にしっかりとキャッチすることも、私は皆さんの、町部局のこれは責任だと思うんです。おそらくそういう面では、この介護に対する雇用は国を挙げてやっていることですので、この情報をキャッチして、できるだけ町民が便利のようにやっていただきたい。まして、国の政策は、依然、自民党時代から、施設介護よりも居宅介護に力を入れてということが最大の介護保険を上げない政策ですので、町としても介護保険が高くなっている今、居宅介護のためには訪問入浴というのは非常に大切な事業だと思います。答えは、町長から前向きにいただきましたので、次に、4番目の町税の未納についてお伺いします。

町税の未納ですが、特に固定資産税、私も何で固定資産税かというのと、いろいろと税務課長とも話しました。13日。例えば、固定資産税を払えないという人、特に、土地は持っているけ

れども金を稼がない。税金はどんどんたまる。できれば、土地を売っても払いたいけれども売れない。山の中ではないんですけれども、例えば、それがある程度の場所であれば、町で買って欲しくはないがそういう、あつせんもできないでしょうけれども、その税金を取るためには、多少のそういう面倒を見るという考えはないか伺いたい。税務課長には聞いたんです。税務課長はできないと言ったんです。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 この滞納対策は本当に、正直申し上げまして、私も議員のときにもどのような方法がいいのかなといろいろ考えました。

そういうことで、条例等も定めてはどうかというようなことこの間出ましたけれども、やはり、あれもなかなか完全な解決策には至らないということで、私はそう判断したのですけれども、やはり、実際に差し押さえとか、あるいは競売とか、そういうような、先ほど申し上げましたけれども、そういうようなことを実施するにしても、逆になかなか、町が第1抵当になっているということはないので、そうすると、競売ということを町がやってもなかなか今度町はお金が入らないような状況になりますから、正直、本当に厳しい状況では、一生懸命頑張ってはもらっているのですが、本当に現実には厳しいというような状況であります。

そういう中で、もしもやみくもにみんな町有財産をふやすということもまたどうかと思います。国は売りたいというほうですし、実際、町だって固定資産税をいただいて、やはり行政も執行しているということも反面ありますから、ですからこれは、ケース・バイ・ケースというか慎重に対応していかなければならないなとそのように思っています。

ですから、場合によってはそういうケースもあるでしょうけれども、すべてがそれに対応できるというふうな考えではちょっと厳しいかなと、そのように思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私が今質問しているのは、抵当に入っている土地とかそういう意味ではないんです。それはもう13日に税務課長と、この不納欠損のベンで競売に入って、こちらで、町で取れないとかそういう話はもうしっかりとしましたので、ただ、競売にも入っていない何にも入っていない土地を持っていると。そのために税金は来ると。でも収入がないので払えない。どんどんたまっている。町ではもうかなりたまっているはずですから。たまっているのに対して、その土地を差し押さえて競売はできませんかという話をしているわけです。それが、銀行にもどこにも担保に入っていないならば、山とかそんなところではない場所であれば、町が見て、ああここならばというところがあれば、目的のない土地は買えないというのはもう

わかっていますので、そういうことをしてでも税金を取るといふ、本人はそうしてもらいたいと言っているわけですから。そういう考えはどうでありますかと。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男会計室長兼税務課長 お答えいたします。

過日の委員会でも、実は委員長さんからご質問いただきまして、基本的には物納というふうな事情の中で税をとというふうなことで受け入れるような事情にはありませんというふうなことで申し上げましたので、ひとつご了承をいただきたいとこんなふうに思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 課長、それはちゃんと聞いているので大丈夫です。私は物納を言っているのではないんですよ。物納ではなくて、それを町が差し押さえているわけでしょう。差し押さえをして競売はできないかということが私町長に聞いている。どうなんだろうって。課長でもいいよ。それならばできるならば。私は物納を聞いているんじゃないよ。物納できないのはもう。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男会計室長兼税務課長 お答えいたします。

基本的に、滞納が出て督促をして、期日までに収まらなければ、それは確実に定められた期日で差し押さえという処分をかけるというふうなことになるっております。ただ、差し押さえをしたことによって十分換価できるかどうか、実は見定める必要がございますので、それによって対応をしているというふうな事情でございますので、ご理解いただきたいとします。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 了解しました。

督促も来ていますし十分にたまっています。そうしますと、換価できる場所でもある。これは、私はもうしっかり見えていますので。そうしますと、それについては差し押さえができるという、こういう判断で了解いたしました。

そうしましたら今後、別に議会の場ではなくてまた今度、いやいや、本人が困っているわけですよ。ですから、無理とか何かではなくて、自分でそれを支えていけないということなものですから、今後相談をしたいとします。

それから、2つ目の即効性の対策はないという、未納に対して今年度下半期、半分過ぎましたが、23年度に向かったの具体的な対策ということで即効性の対策はないと。あるいは、休日納付相談、差し押さえと、これも入っていますが、直接徴収、県との11月からのといういろいろ

ろな話がありました。これは前々から、今までもやっていたことだと感じます。

特に、先ほど町長の話にもちょっとありましたが、前回、3月の議会のときに、悪質滞納者に対する徴収の条例が出されたときに、現町長たちは、ちょうど私もその議会を休んでしまったので状況はわからないのですが否決になったという話で、それは中身の問題ですからね。中身の一部分がだめだということで、これはこれでいいのですけれども、では、今、私たちが議会報告会になんか行くと、なんなんだと。不公平じゃないかという話がこの間も、ある報告先で言われたわけです。何でそれ反対なんだと。それは、賛成反対はいろいろあるのだからしようがないよということでそれはいいのですが、では、その一部、やはりだめであれば、そこを直してでも、この滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例と。名前は違ってもいいのですけれども、こういう措置を これでもなくてもいいですよ。町長としては、これにかわるものを何か考えているのかどうか伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

やはり、条例でもって執行する際に当たっては、一部だけを該当するような条例は、私はまずいと。そういうことで、ですから、100%ではないかもしれませんが、そのようなことを目指してやはり制定すべきだとそのように思います。基本的には。

やはり、これはイタチごっこみたいな話になるのですけれども、やはりこれは、熱心にといいいますか、根気よく説得に当たってやるのが当面の課題であるし、それぞれの条例の中にサービス制限とかそういうものも盛り込まれておりますから、そういうものを活用しながら、やはり町民の理解を得ていくと。確かに皆さんに納めていただく税金ですから、それぞれの自分の賦課されても当然の義務があつての税金でありますから、その義務は果たしてほしいなどこのように考えておりますが、そのような中で努力していきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 私は別に、この条例をまた新しく出せとか何かという意味ではなくて、前回の2回のときに一部分が悪いということで否決になったとこういうことなので、今回はもしかすると、名前は変わっても、これだけ未納がふえている、不納欠損もふえているという中で、まじめに60万の国民年金しかもらっていない高齢者でも税金は払っているわけです。そういう中で、いい車に乗って酒を飲んでパチンコをして、パチンコできるかどうかかわからないけれども、周りから見て本当にどうなんだと。本当に金持っていないのかと思う人が税金を納めていない。あるいは水道料を納めていない、使用料を納めていないというようなことは、

当然、その地域なり近くの人にはわかるわけですよ。そういう者に対して、果たしてその話し合
いだけでできるのであれば、もうとっくに私は整っていると思うんです。

ですから、そういう人に対しての何か考えがあるのかなと思って、私は今回は質問いたしま
した。

そうすると、それは、やはりそういう条例はつくらないで、もっと、例えば、その徴収に当
たってはこういう厳しい方法でやるとかというものは何かありますか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

そういうふうに悪質滞納者で、差し押さえるものがあつたり何だりする場合は、それは、私
は厳正にやっていきたいとそのように考えています。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。その辺厳正にお願いしたいと思います。今まで、
貯金を持っていれば貯金を差し押さえというのもありました。しかし私があるところへ行きま
したら、いや、貯金差し押さえたら今度は、通帳に積むのやめたとこういう人もいますよ。

ですから、やはりいろいろ相手も考えていますので、その辺しっかりと、私たちもちろん、
ここで言うだけではなくて協力も、私たちなりの応援も支援もしていきたいと思いますので、
しっかりと公正・公平な税収の取り立てをお願いして私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、17番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 哲 議員

○渡部康吉議長 次に、1番、湯田哲君の登壇を許します。

1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 こんにちは。ご苦労さまです。

通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく分けて3つあります。

1番目の問題、ちょっと抽象的な表現になってしまったかもしれませんが、僕なりに最善を
尽くしたつもりなんです。読み上げたいと思います。

町民のつぶやきの場を（南会津町版ツイッターを）。

町民のつぶやきが聞こえますか。最近私たちは、ほかの人の感じたことや考えに触れることが少ないように思います。今、いつでも感じたことをインターネットでつぶやけるツイッターというサービスが人気を集めています。坂本龍一、オバマ大統領、有名な歌手や政治家など著名人も次々と参加し、利用者は世界中で1億人を突破し、今もふえ続けているそうです。

感じたことを140文字以内でネット上に書き込むサービスで、人気の秘密は、他人のつぶやきを自由に見れ、生活の一端をかいま見ることができ、それが共感を呼び人を動かすのだそうです。自分と同じような考えの人の存在を知りほっとし、人が好きになる。人間不信の方向に世の中が進んでいるような時代でありながら、これはよきツイッター効果なのかも知れません。1人のつぶやきが社会を動かすことだってあるそうです。

これは、実はインターネットを使える人たちの話ですが、では、インターネットを使えない人たち、ネットとは縁遠い町民一人一人のつぶやきにだって、このツイッターと同じように共感を生み、この町を変える力が十分あると思います。何々対策会議とかいろいろな有識者たちの会議も重要でしょう。しかし、それと同じくらい町民のつぶやきの中にも重要で、国や県、行政が、それまで気がつかなかったことがたくさん、そのつぶやきの中に秘められているように思います。会議でもない、集会でもないつぶやきの場。ネットを使わずにして町民の一人一人のつぶやきの場をつくれぬものかと考えます。町長の考えを伺います。

2、IT関連のトラブルに対して対策は。

先日、町のメールサーバーにトラブルにあつて、一時、メールのやりとりができなかったと聞きます。今、情報の伝達に欠かせない電子メールのやりとりがストップしたら、行政執行の大きな障害になるでしょう。ITに関連するさまざまなトラブルへの町の対策はできていると思うが、次のことについて伺います。

1、町のIT関連の強化のために、これまでの活動と成果を含め、今後の予定を伺います。

2、今回のようなメールトラブルの場合、代替のメールアドレスなどを設定しているのか。その代替のアドレスを相手方に伝えるような体制はできているか。

3番、万が一の災害、地震などによるコンピューターの物理的損傷など、あるいは災害時にデータの保存された重要なハードディスクなどへの対応はできていますか。

これら自然災害に対応するIT関連の避難マニュアルなどは完成していますか。

4、全国のニュースなどで、時々、公共機関や学校関係などの個人情報や、つまり、その中身が成績などのデータが入ったUSBメモリースティックの盗難やなくした事件が後を絶ちません。学校外、役場外への持ち出しは禁じているようだが、ほかにも有効な対策はとられてい

るのか。

大きな3番です。統合保育所の太陽光発電に期待するもの。

統合保育所が、本町の公共の建物として初めて採用する、発電容量20キロワット、予算3,450万円の太陽光発電システムだが、子供たちへの省エネや環境教育の効果はもちろん、保育所で使用する電気代削減の効果も期待しての設置だと思いますが、そこで次のことを伺います。

1、環境教育の面で、子供たちにどのような効果を期待しているのか伺います。

2、売電の契約はしないようであるが、その理由は何か。

3、保育所の1年間の電気代をどの程度に想定しているのか。太陽光発電の年間の総発電容量を何キロワットに想定しているのか。電気代として、幾ら節約を見ているのか伺います。

4、住宅用の太陽光発電では、メーカーによって10年間の保証期間は当然で、落雷や雪害などの自然災害まで保証しているメーカーもあります。統合保育所に導入した太陽光発電システムの保証内容を具体的に伺います。

5、今後、ほかの学校などで太陽光発電システムの設置予定は。

6、本事業のような大きな予算を必要とする設備、製造機械、備品、除雪ブルドーザー、小水力発電などのシステムなども含め、保証について町はどのようなやりとりをメーカーと取り交わしているのか、具体的に伺いたいと思います。

後、自席にて質問させていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町民一人一人のつぶやきの場をつくれなかつたおただしであります、私は町民の方々とともに住みよいまちづくりを進めていくため、町政に対して日ごろから思っているご意見やご要望、さらには、政策提案などをお寄せいただく広聴の場を設け、より多くの町民の声を町政運営の参考にさせていただきたいと常々考えております。

広聴事業での実施に当たりましては、地域の特徴や現状を的確に把握できるように地域ごとに実施するなど、南会津町の未来を町民の方々とともに考え、議員は、会議でもない集会でもないというふうな言われ方をされましたけれども、私も、会議というか、集まるからにはお知らせはするようですけれども、そういう意味での、気軽に語ることのできる機会の場を設けていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、IT関連トラブルに関する対策に関する1点目。

I T関連強化のための活動内容と成果についてのおただしであります。I T関連技術は日々進歩しており、その内容を理解し、いかに行政サービスに効果的に結びつけるかが大きな課題となっております。

町では、ことし4月に基本情報処理技術者の資格を有する職員を採用し、情報システム全体についての安全稼働の確保を図るとともに、継続的な改善を行い、安全性の信頼性の高い行政サービスが行えるように努めております。

また、I T関連のトラブル等の発生した場合に備えて、システムエンジニアなどの関連業者との連絡を密にし、迅速に対応できる体制の整備を構築するとともに、トラブル対処後についても、原因、状況、対処・対策等の記録を残し、同様のトラブルが発生した際に速やかに対応できるよう取り組んでおります。

今後もセキュリティー・ポリシーの大切な運用を進め、トラブルの未然防止や地震などの災害対策が充実したデータセンターの利用などを含めた総合的な対策について検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、メールトラブルの場合の代替メールアドレスの設定についてのおただしであります。現在、本町ではセキュリティーの関係上、代替のメールアドレスは設定しておりません。今回のようにトラブルが発生し、復旧に時間を要する場合は、ファクスなどで対応することとしております。また、インターネットが利用できる環境であれば、ウェブメールなどの利用も考えられますが、情報漏えいなどのセキュリティー上の問題があるため、使用を禁止しております。

しかし、災害時での緊急的なメールの使用等必要となった場合は、一時的に許可をして使用するなどの対策が必要となりますので、今後につきましては、町専用のウェブメールアドレスを取得するなど、セキュリティー対策に重点を置きながら、総合的に検討をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目、自然災害に対するI T関連の避難マニュアルについてのおただしであります。町で保有する基幹系のデータ等については、1週間に一度バックアップを残すこととなっているため、万が一の災害の場合はバックアップデータからのデータの復旧ができるような体制をとっております。

しかし、大規模災害により、庁舎が倒壊するなどの被害が生じた場合の避難マニュアルは策定していないため、大規模災害に備えたマニュアルの策定や災害対策が講じられているデータセンターへのデータ管理委託も検討していかなければなりません。

今後は、サーバーなどの資産を保有しなくても、ネットワークを介してサービスの利用が可能な自治体、クラウド・コンピューティング・サービスへの参加も含め、総合的に検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、USBメモリーの持ち出しによるトラブル防止対策についてのおたただしですが、町では保有する貴重な情報資産についての取り扱いのルールを明文化した情報セキュリティポリシーを策定し9月から運用を図っておりますが、この中で、USBメモリーの使用について原則禁止としております。電子情報を取り扱う職員等に対して説明会を行い、職員一人一人が自覚を持ち、自然災害や外部からの不正アクセスなど、さまざまな脅威から情報資産の保護や漏えい等の防止を図っております。今後も、セキュリティに対する研修などを定期的に行い、職員の意識を強化し、トラブルの未然防止に努めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、統合保育所の太陽光発電に関する1点目、環境教育面での期待される効果についてのおたただしですが、近年、国際的に地球環境問題が大きく取り上げられている中、特に21世紀はこれまでの大量生産、大量消費の流れを変革し、循環型の持続可能な社会を目指す方向転換の世紀と言われております。このような現状において、新設される統合保育所に太陽光発電を設置することは、子供たちはもちろん、保護者の方々も含めた町民全体に、太陽光を始めとする自然エネルギーを考えていただく上で大変大きな効果があるものと考えております。

特に、次世代を担う子供たちにとっては、日常生活の中で身近に太陽光エネルギーに接することができるため、単なるメディア情報とは比較にならない体験型の環境教材として大きな役割を果たすものと期待を寄せているところでございます。

次に、2点目、売電の契約はしないようであるが、その理由はとのおたただしですが、太陽光発電については、施設全体の電力使用量の一部を補うこととして計画しており、休日及び電気器具等の不稼働時間帯においては、発電量が施設内で使い切れず余剰電力となった場合に売電することが考えられます。しかし、統合保育所においては、常時電力を消費する冷蔵庫や冷凍庫などの調理施設設備などがあり、理論上、消費電力が発電量を上回り、仮に余剰電力が発生してもわずかな量であります。売電するための計量機器等の設置、維持管理費、それから更新費用等を比較しますと、売電による効果が見込めないことから、売電はしないことといたしました。

次に、3点目、保育所の1年間の電気代等に関するおたただしですが、年間の電気料につきましては、電灯、コンセント、厨房機器やエアコンなどの使用で約420万円を見込んでお

ります。

また、太陽光発電の総発電量は年間約2万1,000キロワット、電気代に換算して年間約27万円の節約を見込んでおります。

次に、4点目、太陽光発電システムの具体的な保証内容についてのおたただしですが、統合保育所の太陽電池につきましては、屋根材一体型のシステムになっており、保証年数は10年間となっております。

また、出力保証として保証期間中にメーカーの責任に期する理由によって出力低下が発生した場合は、修理や交換、または損失電力料に相当する金額を保証する内容となっております。

なお、天災・地変、その他不可抗力によって生じた事故、または公害、異常電圧に起因する事故の場合などは保証の適用外となっております。

次に、5点目、今後、学校などでの太陽光発電システムの設置予定はとのおたただしですが、太陽光発電事業を実施することで、学校施設が環境教育の実物大の教材になり、そこでの学習が子供たちの環境に対する関心を高めることに大きく寄与するものと期待しております。

おただしの学校での太陽光発電の設置につきましては、統合保育所での効果を検証しながら、今後の学校耐震化事業計画の中で、財源を含め、可能であるかどうかを検討課題とさせていただきたいとそうように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、6点目、大きな予算を必要とする機械設備等のメーカーとの保証内容についておたただしですが、小水力発電施設は導入しておりませんが、これまでに本町で導入したチップ製造機械や除雪重機等につきましては、一般的な保証期間を設定した上で導入しており、保証対象外となる消耗品や損耗部品、使用者側の責務となる日常的及び定期的に必要な保守点検内容等についてもメーカー側との細部の確認を実施し、導入物件ごとに適正な保守管理に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それでは、1番のほうから再質問させていただきます。

どのような答弁が来るのか楽しみでもありました。町長答弁の後のほうで、この1番について、気楽に語れる場。僕が言った、会議でも集会でもないということを再度引用していただきまして、その部分がとても僕の言わんとしていることを感じとっていただけたなと思いました。

僕は、なぜこのツイッターという言葉、ある知り合いに言ったら、お前、こんなタイトルじゃみんな引くんじゃないかとかと言われたこともあったのですが、私が素直に今回のときに取り上げたいテーマだったのでぜひやらせていただきました。

ここでもう一度言いたいのは、インターネットでもない、使えない人たちの部分のことです。僕はよく、健康というのは体の健康もありますけれども心の健康。ツイッターの効果の中で、だれかが同じような考えを持っていてほっとするか共感という言葉をよく使われました。ツイッターの効果として、みんなが同じようなんだな。みんな、今食べたりしゃべっているんだなというのはツイッターの効果なんだそうです。僕は実はやっていません。

つくづくそうやって——僕はやりたいとは思いませんが、今、すごく1億人を越えたということは、社会がそういう、自分を表現したい場とか、だれかと一体感になって共感を求めているんだと思います。今の時代だからこそ、今どんどんふえているんだと思う。それはネットが使える人だからいい話で、僕たちもし使えない人だったらどうなんだろう。

南会津町版ツイッターと言ったのは、南会津町町民にネットをやろうということを宣言したわけではないんです。つまり、それと同じような効果というのはつぶやきの中にあるものなら、僕たちも、町民、ひとり暮らしのおばあちゃんもいます。その人たちをひっくるめて言っています。若い人たちよりも、どちらかといえば1人でお茶を飲んでテレビを見て1日過ごすのではなくて、今回、シルバー人材センターで無料休憩所やっていますけれども、あと商工会でもやっていますが、みんなそこに集って気楽に話せる。つぶやきという言葉調べましたら、くどくどとひとり言を言う。あるいはささやくだったかな、ちょっと余り、ぶつぶつと小声で言うという表現がありましたけれども、そういう意味ではないです。つまり、自分の思いを肩の力を抜いて自分の何かを出して、心の健康というかな、いつも何か、その辺を吐き出す場所ということなんです。

質問に行きたいと思います。

そこで言えば、今、町長答弁しました。そういう場、会議でもない集会でもない努力している。町のよろず相談とかもそうですね。町職員が行って町民の声を聞くというアクションを起こしていますけれども、ぜひその分で、町長はもう少し肩の力と言ってくれたので、どういう、これも投げかけなんですね。僕は、具体的に今回出さなければならぬのですが、町長としては、その肩の力を抜いて素直にひとり暮らしの考えを引き出すような方法が気がつくのだったら、考えがありましたら感想でも述べてほしい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私も実はそういうことを基本的にやりたなとこう考えていまして、いろいろ、私が今度町長という立場になりましたから、町長と皆さんでお話ししましょうというふうな案内書を出せば、やはり皆さんは町民、あるいはそれぞれの役職の中、そして私は町長ということになるわけですよ。それだと、やはり型にはまったような意見しか出ないのかなというのも今までの経験から、自分なりにそう思っていたものですから、そうではなくて、やはり、どういふような程度になりますか、私、自分の考えとしては、あるサークルとかそういう思い思いの中で、1人うちに来てくれやでは困りますけれども、そういうふうなことを設定していただく。私が設定するより、むしろそういうことを設定していただいた中で、自分がその都合できる時間にそういうところに行って皆さんとそういうような話をできたらいいかなと、そういうことは思っています。

ですから、私のほうが設定すればどうしても、何となく相手が、来られる方がそう身構えて来られるのかなと思ったりもするものですから、逆にそういうところをセッティングしてもらったら私が気軽に行ける。そして、皆さんと気軽に話せるというふうな場を設けていただくのも1つの方法かなとそのように考えておりますし、実はこの間、伊南地区でもそのようなことを設けていただいてやってきました。

ですから、いろいろな行政とかそういうことを関係なくて、もろもろのことを話せる場、ざっくばらんに話せる場と、そのように理解していただけたらいいのかなと。そういうことをやっていきたいなと思って考えています。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 まさに、本当、会議という名称ついて、何々、僕、対策会議という、何々なんて簡単に言っちゃいましたけれども、本当にこの会議も重要ですけども、今、町長言われたみたいに身構えてしまうのだったら、いかにしたら身構えなくふだんの、難しいです、すごく難しいのですが、力まずに話せる場を設けられるかということです。

まず町長が言ったとおりに、だれかが設けたところに行って、さりげなく、やっていたのみたいな感じで話して、みんながびっくりして、いや、今日はそういう型にはまったあれじゃくて、何か話を聞きに来たんだなどという、それはもう本当に、もっと住民目線という言葉ね、先ほど出ましたけれども。そういう意味ではそういう会話ができて、そのつぶやきとか話の中にいろいろなものが隠れていると僕は思います。

再び言いたいことがあるのですが、先ほどサークルという言葉だったかな。何か同じような部分でという言葉言いましたけれども、前回の僕の質問の中で、やりたい部活があったら――

入りたい部活かな、あったら何か募集したらいいのではないかということを行いましたけれども、そういう意味では、教育委員会なんか生涯学習課とかでもそうですけれども、やっていますよね、既にね。やっているんですけれども、そこに集まるのはやはり、その何かが出ると何かやはり構えてしまう部分があるのでしょうかけれども、ぜひその分では、僕はこれ問題提起で、どうしたら肩の力を抜いて、もっとより多くの人たちが集まれるかというのは僕も答え出ていませんけれども、ぜひ教育委員会なんかでも社会教育でいろいろサークル募集したり、幾らでもフォローしますという前回のコメントありましたけれども、そういう意味では、みんな1人でうちにこもっていないで、みんな出てきて何か言いたいことを言おうじゃないかという言葉で言うのは簡単なんですけど、すごい難しいことなんですけれども。

ぜひそういう意味では、教育長にちょっと申し上げます。その社会教育の中で、今みたいな人々のそういう自分を出せる場というかな、そういうのがもし設けられるというか、考えがありましたらお聞かせ願えないでしょうか。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまの1番議員のご質問なんですけれども、教育委員会の生涯学習の中でさまざまなサークル活動とか文化活動を実施していますけれども、やはり今の段階では目的を持った形の会議が主体となって、今、議員おっしゃられるようなつぶやきの場の設定というふうな形にはなっていないのですけれども、そのような事業については、今ほど町長の話しありましたように、教育委員会の中でもこれから検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 やっているんですね。

僕はだからぜひ、そこでもう一つ、今の答弁にすれば、ぜひその持って行き方、その中身の、せっかく集まった人たちをさらにもう一度来てほしいとか、すごく難しいんです。僕もサークルやっているのだからなんですけど。本当は言えた義理じゃないぐらいサークルを1つ長くやるというのは難しく、その分の持って行き方は本当にみんな勉強しなければならないと僕は思っています。ぜひ教育委員会の中ではそれをいつもですね、いつもそれが生涯学習という言葉そのものと同じですよ。その中にあるとおりで、いろいろな人が集まって生きがいづくりだったりする言葉いっぱいありますものね。町の政策の中で。それを言葉ではなくて、ぜひ皆が表現できるような場にぜひ持って行ってほしいなど、ぜひ希望します。

先ほど町長が言われましたけれども、肩の力抜けて何々会議というと、どうしてもみんな集

まりにくくて足が遠のいたりするのですが、一番、僕はそこで感じるのは、もう一言言わせていただくと、よく、ばったり会って立ち話すると、素直に力　それが一番つぶやきの典型だと僕は、インターネット使わない分だね。

だから、そういう意味では、そういう場ではウォーキングして町なかでだれかが歩いていると、いや、久しぶりだね、何か1年ぶりじゃないかという話になったりする。そういう場というのは、町が活性化すればもちろん起きることなんだけれども、そういう意味では、ぜひ、先ほど商店街の活性化とありましたが、空き店舗をああやって飾るだけでなく、本当にあれ、中入れるのという言葉よく聞きますけれども、ぜひ今回、商工会とシルバーさんでやっていますけれども、あれが2つになってお茶のみ場所、あそこよりあっちのが近いからあっちにまたできるような、順一議員のほうからもありましたけれども、そういう予算が、もし使えるようだったら幾つもつくって、あと各地区にもできればいいなと思います。

もう一つここで聞いてみると、南郷地区で、今、いきいき再生ですか、健康の増進のために事業やっていますけれども、あれなんかも、そこに集まってみんなが同じことをしながら、健康でしょうか、質問の話ができるということで効果あると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、ぜひそういう意味で、これを趣旨がわかっただけならばそういうようなプログラムを町としてやってほしいなと思います。

次に、移りたいと思います。

次に、IT関連のトラブルについてです。それでは行きます。

この部分ですが、これ実は、初めの部分、春に採用されて今活躍しているということで僕も聞いています。前、伊南中でパソコンが押し出されて館岩小学校に移設するのに、職員が今回採用された彼女と何人か行って、何度もいろいろ調整したりして、まとまったというか収まった話聞かせていただきました。

そういう意味では、本当に期待していますので、その件は継続してやってほしいなと思います。活躍、さらに職員に対するそういう教育ですか、できている人、やはり職員によってもそういうのにたけている人と、若干遠のいている人といらっしゃいますので、勉強会などもぜひやってほしいなと思います。

2番目の部分ですが、これ、もう本当は気にはなるんです。先ほど決めていない、ウェブメールの場合にはセキュリティーでどうと言われましたけれども、町長がその次に言った、ぜひ独自に、やはり万が一でファクスでやるのではなくて、ウェブサーバーのレンタルサーバーと

かありますから、セキュリティーで、今、そんなハッカーで抜かれて中の抜くほどの重要な情報がどうかわかりませんが、ぜひその辺は言われた答弁のとおりでいいです。ぜひウェブサーバー、もう今から持っても、予算的に僕なんか持っているのは2万円ぐらいで年間借りて、50ぐらいのメール使えますので、そういう意味ではすごく安いのもありますし、信頼性のあるものもありますので、ぜひ、セッティングはしておいても問題はないと思います。今後の課題だとか検討していますということではなかったので、それも結構です。

3番目の部分なんです。コンピューターの損傷の部分。

これは実は、一言ここで加えたかったのは、今回、教育委員会で教員にパソコンを予算で確保しましたよね。それがデスクトップになったことについて、これも欠けているんです。これについて再度確認なんです。デスクトップを入れた理由はちょっと耳にしたのですが、もう一度言っただけませんか。デスクトップが、ノートとデスクトップ、町、行政地区によってはノートを結構導入されたところがあるのですが、デスクトップになった理由は、ちょっともう一度確認でわかりますか。わかれば言ってほしいなと思います。じゃ、いいです、はい。

実は聞いているんですけれども、聞いているというのは、これはどういうことかということこんなことを聞きました。持ち出されるのではないか。ノートだと、先生が不正に持っていくんだ。僕は驚きました。開いた口もふさがらない答弁でしたのですが。

これは、この後の4番目の部分にも絡みます。僕は、なぜこの部分を言ったかということ、そのパソコンは学校のものなのだから、生徒たちの重要な、例えば保健の身長からすごい重要なものが入っていたとすれば、ノートであれば、震災なんかあった場合には持って逃げられますよね。そういうマニュアルができていれば、データがなくなるということはとんでもないことだと思いますよ、今の時代。昔だったら、本棚1個を抱えることはできませんけれども、今は電子化されていますから、ノート1冊に全校生のデータ入っているわけですよ。だから、そういう意味では、すごく全体を読んでいないような選択だったと僕は思うんです。

そうすると、それを持ってもし避難して、先生がリュックにしょっていけば、もう体育館のどこかのところで、もうそれで始まるんですね。授業が始まるんですよ。あの子の成績なんだっけなどということはないわけです。

だから、そういう意味では、僕はこういう選定をする段階ではすごく周りを見ていないような気がして……

〔「質問、質問」と言う者あり〕

○1番 湯田 哲議員 はい。

心配しています。

どういうことかという、この分ではしていないということがわかったです。そして、クラウドコンピューティングのほうに行くというのもあるし、さっきはバックアップセンターのことも言いましたので、これについてもうちょっと詳しく言っていただけますでしょうか。バックアップセンターとクラウドもいいのですが。もうちょっと。いつごろからそれを検討するのでしょうか。ちょっと予定があれば。わかる方。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

先ほど町長の答弁では、毎週1回、各システムの担当者がデータのバックアップをサーバー室で行っております。ですから、その1週間分のデータについては、毎週毎週記録保存されているということでご理解いただきたいと思います。

ただし、大規模な火災ですとか地震による倒壊、そういったものには、現在、この庁舎も対応できていない状況にありますので、将来的な課題といたしますか、もう総務省では既にクラウドコンピューティングシステムを行政自治体に勧めようということで一生懸命やっておりますので、そう遠い未来ではないと思うのですが、庁舎以外のしっかりとした耐震対策とか火災対策とか防犯対策ができたコンピューターのデータセンターですね。そこを使って複数の自治体がサーバーを共有して使うということでシステム化を今急いでおりますので、町としてもそういう方向でこれから検討を進めてまいりたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 今、3番のことを質問しています。3番の部分なのですが、まさにそうですね。それがなるまでの、災害時のことを言いましたけれども、そのバックアップしました。いざそういう災害がありました。果たしてそれを、だれが駆けつけてだれがバックに入れて走るのかというそういうマニュアルの部分についてはできていますか。質問です。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

サーバー内のデータを具体的に、物理的にどういうふうに出すかについては、私ちょっと理解していないのでお答えできないのですが、例えば、ある程度時間に余裕があるような火災、地震ですか、そういったケースと、もう全くサーバー室が壊れてしまうようなケース等いろいろあると思いますので、それについては、先ほどセキュリティーポリシーも策定したという町長の答弁もございましたが、具体的にはその中で、今後さらに改正を加えて、具体策につ

いても盛り込んでいければというふうに思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 これ、そんな、すごくまれなことだから、ここを僕が目くじらを立てて言う部分でもないし、多くの自治体ではそんな避難マニュアルというのはないかも。でも、やはり町民のデータであるならば、やはり電子化されているならば、それをどこかに避難するなり、あと二、三年か半年後にクラウドコンピューティングになるので、そのマスターのほうから、そっちにあるから大丈夫なのでそれは考えなくていいと思うのですが、ぜひそういう意味では、そういう緊急時というのはまだこれからわかりませんから、持っていて問題はない。検討していますというようなことなので、ぜひそういう体制もぜひつくってほしいです。

よく事務所の中で災害で、ここは台風の部分ではないけれども、災害でコンピューターの部屋が沈んでいるような役場、南のほうの自治体ありますけれども、彼らはどうしているのだろうかと思ったり僕はします。何とかしているとは思いますが。ここはそういうところはないですが、ぜひそういう部分も、可能性はないわけではないので、ぜひ、ちょっとマニュアルとして、あるいはそういうルールというか、1つの考え方というかな、そういうのをつくってほしいなと思います。これは検討すると言いましたので、それは期待しています。ぜひ進めてほしいと思います。

1から入力始めたり1からやれば自治体は再起動するときには、本当は、データを持っていれば再起動はあつという間にできますから、本当に壊したら、もう10年分のデータ、あるいは過去の50年、30年、そのデータが消えてしまうことですからね。歴史が消えると言っているぐらい電子化されている情報がいっぱいありますので、ぜひそのぐらい大切にしてほしいと思うんです。情報は大切だと思います。

3番については進めるということなので期待しています。

4番目の部分なんです。

これに関しては原則持ち出し禁止と言いました。僕はこれについて1つ提言があるのですが、このUSBメモリースティックの盗難で先日も自治体ですね。あるところで、あの場合は盗難ではなく車上荒らしだったそうなのですが。そういう意味でメモリースティックが盗難した。教育委員会のほうで謝っていました。その部分では、この部分持ち出し禁止ですが、これについて学校関係が割と多いと思うのですが、200人ぐらい、職員足して200人以上いらっしゃいますけれども、パーフェクトにこれ、原則だから間違いなくやっていると言われればそうですけれども、これ、かなり徹底されると思いますか。学校関係でUSBは出さなく、情報、生徒方の

ないって、その辺のとらえ方をどうとらえていますか。原則禁止の原則という言葉はすごくあいまいなのですが。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問なんですけれども、町の教育委員会においても、学校の校長先生並びに校長会とか教頭会議等の中で、USBメモリー等の情報機器については外部に持ち出さないように指導はしていますので、学校では今のところそのような事件が起きたことは報告もないので、今はきちんと守ってやっていらっしゃると思います。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 これです。僕が絶対主張したいのは。

先生って、昔ふろしきに、あるいは黒いかばんに生徒たちの授業の、あるいはデータを入れて持ち運んで家に帰って、夜中1時2時まで、あるいは3時かもしれない。徹夜して、子供たち一人一人を見ながら、どうしたらこの子一生懸命覚えられるだろうかと——僕は知りませんよ。先生に聞いたことではないんです。想像します。それぐらい本気で、生徒たちの情報を持ち帰っているいろいろやっていた時代、本の時代ですね。それを、もし先生方が、うちに帰って生徒たちの情報、点数が、今この子29点なんだ。それを、学校にぽこっと置いて、うちに帰ってそのまんまで済むなどということは、僕は、先生という職業、僕、追跡したことがなくわかりませんが、うちに帰ってそれをいろいろ練るのが、僕は普通だと思っていた。あまり大きい声で言えない、それが普通だと思うんです。

ぜひ、僕はここで提案したいのは、暗号化という、今ソフトが1万円、7,000円か8,000円です。ファイナルデータとかで出ています。どういうことかという、こんな想像でわかる方いらっしゃると思いますが、シュレッダーにかけますね。今、シュレッダーだって機密事項だったら、企業だったらシュレッダーでなくなると思いますけれどもシュレッダーだってあれ、紙の種類だったら再生できますよね。本気でそれをやれば。2億円やるから、これデータにしろと言ったら本気で僕だって1枚1枚スキャナーでやって再生するかもしれない。だけれども、この暗号化ソフトというのは、入れて……プログラムですから、入れるのではなくてプログラムを入れると、そのデータ、エクセルでもワードでも、別なデータの形にごんと変わって、そこでパスワードを聞くわけ……入れるとプログラム作動しますからパスワードを入れるわけですよ。そうするとそれを、かつては、何年前までは、アメリカ政府のほうですが、数日やると答え、パスワードとか、それを解読できたのですが、今、数千年、17兆年というの

ですから何万年かかっても解読されないそうです。それぐらいセキュリティーのある暗号化というソフトが、今、ごく普通に、安くなったということがポイントなんです。それを僕は言いたいです。

それをぜひかけて、実は白河教育委員会のほうでは、そのメモリースティックを先生方に配っているそうです。それを持って行って、うちに帰って、そのメモ帳もとられたらどうなのだとこうなるけれども、それはうちに置くなりどうかしてそれで行動すると、それが普通のデータに化けるわけですね。変わるんですよ。

そういうのを実際、普通にやっているところもあるので、だから、どこどこでやっているかではないですよ。現実問題として先生方が、盗まれたからとかごみ箱の中にあるかもしれないのに、それをわざわざ教育委員会で、それは必ずになんかならないから謝るんですよ。それは、その指針の中では、暗号化されたスティックは盗まれようがなくそうが、それは解読されませんから。絶対これはならない。絶対という表現正しいのですが。それは謝罪の対象にはならない。例えばそれ、ここにばらまいたってそれを解読できる人は世の中にいないんですよ。

だから、それを教育委員会で、ぜひ、七、八千円のソフトでもう完成していますので、1校1本、15校であれば15本、田島小学校、田島中学校はちょっと人数多いので、先生1人が1個で17本買えば、1本のソフトで、10本ぐらいあっても、僕だって持っていれば五、六本メモリースティックにガードかけますので、そういう意味では、ぜひその分の検討をして、それに関してはどうな考えありますか。

つまり、そういう現実がそうになって、うちでもそういうデータを処理したいという先生方の要望にこえるために、暗号化というのをぜひ導入してほしい。検討のほうですね。その辺は教育長どうでしょう。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

暗号化ソフトについてはここで初めてお聞きしたものですから、その辺については十分、教育委員会内部で検討をして、1本七、八千円だそうなので、財政課とちょっと協議しながら、また学校と検討してまいりたいと思いますけれども。先ほど質問ありましたように、先生方も、多分持ち出さないで学校で事務を処理していると思いますので、その辺は十分信頼しながら学校教育も進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 検討でいいです。すぐそんな、言ったからそれだというのではなくて。ただ、今後、それを言って安心して、いずれ学校の中で盗難だってもうあるんでしょう。今いろいろ時代ですよ。先ほどは車上荒らしですよ。車の中こじあけてそんなバックをとって、それが盗まれるなどということは、普通僕たちだって考えないし、その人に責任を云々などということではないと思うんですよ。

だから、そういう意味では、それによって安心を買って、そういうことが起きたってもそれは対象にならないので、そういう前向きな形で、検討のほうはぜひしてほしいなと思います。

ぜひ、信頼性もありますし、各データの部分のセキュリティーについてはすごく安定したソフトですので、ぜひ導入してほしいなと思います。

残りがあと少しなので、3番目の保育所のほうの太陽光発電についていきます。

年間の発電容量については予想どおりです。家庭が5,000キロワットぐらいですので、あれが20キロワットですので2万1,000キロワットということと27万円、これ多分7円とかすごく安いので、多分この程度の金額になったと思います。

あと、それから先ほどの売電契約はしなかった。これは何か売電施設のシステムだけですが高い高額になるので、やるまでもないんだということを言いました。これは納得するしかないかと僕も思いますが、ただ、冷凍庫ってありましたね。20キロワットというと、あそこのシステムの冷蔵庫、多分、何キロワットのが2つ、3つだから20キロワットではオーバーは、多分間違はなく僕はすると思います。ベーシックで20キロワット以上食うということはないと思うんですよ。要するに日曜日の話かな。

そういう意味では、余ったことには目をつむるというかその辺、答弁では決してそれを越えることはないという表現しました。20キロワットというと、学校関係教えていただきましたら、学校関係は58キロワットだそうです。使用電力が。大容量で。それは、生徒たちがフルに動いて電気いっぱい全部つけて58キロでも、多分20キロ以下だと思うんです。

そういう意味では、答弁の中にあつた20キロワット以下、冷凍庫、冷蔵庫基本でそれを越えることはないだろうというふうに言いましたけれども、それは確かだとお考えでしょうか。もう一度再問させていただきます。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

今回の数字については、まだ実際に稼働していないというふうなことから理論上の数値。業者の方々につくっていただいた数字でございます。数値でございます。

休日の1時間当たりのワット数なんですけれども、23キロワットというふうなことで想定をしております。

この内訳でございますけれども、大変細かくなりますけれども、包丁・まな板殺菌庫に2.1キロワットが2台で4.2。それから、消毒保管庫9.4キロワット2台で18.8。冷凍庫0.5キロワット1台で0.5。それから、冷凍冷蔵庫0.65キロワット1台で0.65。浄化槽のプロローが0.85。合計で25キロワット。それから、低減率、ちょっととまったりするのでそれが8%と見て、おおむね1時間当たり23キロワットというふうな試算でございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 すごく細かく教えていただきましてありがとうございます。

そもそもベーシックで20キロワットは超えているんだということなので、それはそれで了解しました。すごく、それでも0.8キロワットとかすごくやはり省エネになっている製品があっても足す台数が多いので20キロを超えてしまう、僕は超えないと思いますが、それはそちらの予想してることなので了解しました。

それから保証について、4点とその部分ですごく安心したのは、出力保証というのがありましたね。これで本当に、20キロワットが最高の5月の発電のときに、そこにメーター、多分表示されるのですが、行ったときに20キロワット以上、ぜひ指してほしいなと僕も期待しています。これからのことなので、その辺は動いてみるとメーカーさんがそれに対して保証するというので、出力保証ということでは言われていましたので、それも了解しました。

環境教育について、先ほど町長が、体験型的には述べるよりも体で感じる。子供たちの体験が一番だろうと、環境教育ですか、それについては。それも了解しました。ぜひ、見学者もふえんと思っておりますけれども、子供たち、小学生なんかほかの施設にありませんので、何回か、見学会みたいではないけれども、ぜひそういうのも催しながら、ほかの子供たちに対する環境教育もぜひしてほしいなと思っております。それも期待しています。

そうですね、あと5番については、ほかの学校にという質問に対しては、それを検証して、今後課題としていきたいと言いましたので、それも莫大なお金がかかりますし、その辺もわかりました。

最後について、最後の時間のほうでちょっと聞きたいのですが、先ほどチップ製造機の部分で、つまりはそうです。そのことも僕は含めて、ちょっとほかのときも機会あったら聞いているのですが、これを本当に文書化するなり、聞いていなかったよとかは、前も僕同じことを言っているのでもしかし申しわけないのですが、ぜひ文書化というのは難しい。保証書1枚でメ

一カーさんは保証するかというのは難しいので、本当に複数の人数が立ち会いながら文書化するなり、録音というのは失礼かもしれませんが、本当にしないと、3,000万円から5,000万円ぐらいの買い物、例えば今回の防災行政無線6億、7億のものを使って、実は聞こえなかったらごめなさいで、また何千万要りますよなどというのを、後々行くということは、僕はかつてのお話にさかのぼって申しわけないのだけれども、やはり、その進める段階で、今回も、これ進めて、まだ動いていませんから、動いていない段階だから、なおさら契約がこれから正式に交わされるでしょうから、そういう意味でこういうことを質問させていただきました。

これについてあれですかね、メーカーと立ち会う方というのは建設課とかになってしまうと思いますが、その辺具体的に、もしメーカーさんと交わすというのは交わすのでしょうか。本当に文書ではなくて保証書的なものなののでしょうか。その辺、具体的に、現場の状況をちょっと教えていただけませんか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

メーカーの保証書の中に記載されてございますので、改めて契約とかしなくてよろしいのかというふうに思っております。

以上です。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 あと10分ほどだと思っております。

わかりました。

それにしても、その機械がどういうものだという目的であれば、その消耗部分がかなり動くので、これについては、よく運転時間とかいろいろなことありますが、いろいろな予想されることは、ぜひ担当者がそれについてメーカーともっと詳しくやってほしいです。

もう1回繰り返しますけれども、それは何十アワー、時間で壊れたのかというのは、5時間だったらそれは保証だとか保証でないとかいきますので、その製造機なら製造機の性質を見て、ぜひその辺の不安とか何かをメーカーにちゃんと問い合わせなりしながら、じゃ、やりますよなら文書を交わすなりしてやらないと、追加で500万。2年しかたたないのに、1年間保証ですと言います。だから、そういうので、後1カ月、1年3カ月だね。12カ月の15日目に壊れました。保証じゃないですよ。あなた200万くださいなんて、メーカーは本当に厳しいです、その辺は。

ですから、メーカーとの信頼ですし、大きな金が町から出てあなたのメーカーを選んでいるわけですから、本当にメーカーは親身になって対応してくれると思いますので、ぜひその辺のやりとりはしっかりしてほしいなと思います。

最後にまとめますが、つぶやきから、1から3つ質問させていただきました。

つぶやきの場、抽象的かもしれません。でも、やはり人々は何かを発信しながら、自分の中の何かをだれかと共有したい。喜びも、あるいは悲しみも共有したいのかと思います。ぜひ、そういう意味で、町長が先ほど言われました。会議でもないということ引用していただきましたけれども、本当に気楽な町民目線のそういう話し合いができるような場をぜひ設けてほしいなと思います。

以上です。終わります。

○渡部康吉議長 以上で、1番、湯田哲君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時に再開させていただきます。お願いします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時57分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせします。

20番、児山寿明君が都合により早退しましたので、ご了承願います。



◇ 湊 田 幹 夫 議員

○渡部康吉議長 次に、9番、湊田幹夫君の登壇を許します。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 眠たいところを済みません。

一般質問をさせていただきます。

先ほどの1番議員のを見ると丁寧に書いてあるんで、私とかあまり簡単過ぎて申しわけない

のですが、話すことが多いと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

まず1番目に、来年度の予算及び指定管理料についてであります。

みなみやま観光（株）、やまなみ泊覧会、祇園祭、鳴山城祭、子供歌舞伎、いろいろな行ったり来たりしますが、あわせて質問いたしますので、よろしくお願いします。

まず、けさほど町長お話がありました。みなみやま観光の社長が副町長になったと。そこで答弁は副町長さんをお願いしたい。

基本方針、聞くところによると、今まで社長は1カ月70万もらっていた。年間にすると八百何十万。まさか、副町長、これはもらう気はしないと思うのですが、その内容、あるいは決意、今後の方針などをお聞かせ願いたい。

次に、やまなみ泊覧会、正直ながら一般庶民として我々は聞いていたのですが、余り評判よくなかった。後から決算書、その他を見ると、補助金が100%あったり、30%でこぼこぼこなの。皆さんの議決によってやったのだと思うのですが、3月議会に。補助要綱があると思うのですが、これは町長の裁量によってでこぼこやったのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

祇園祭、これにつきものが花嫁行列、子供歌舞伎、関連していますが。この祭りが危うくなっているということは皆さんご存じだと思うんです。オトウヤの問題、場所がない。

そこで私が提案したいのは、祇園会館という会館が立派にある。あれを基礎にして、あそこから出発したらどうかなと思ったり、あるいは、子供歌舞伎についてはいろいろな問題がある。私の鳴山城、一生懸命祭りに健闘しているのですが、まず子供歌舞伎の教える人、これ民間の人。昔、タカチュウとかヨボヤマとかいろいろな先輩がいたんだけど、みんな死んじゃった。その後を引き継いでいるのが今のナンカイ印刷とか荒海のハンコヤキとかいるけれども、なかなか容易でないという話は聞いている。

そこで私は提案したい。役場の職員の中にも熱心な方もいる。しかも、子供歌舞伎については熱心だ。ところが教える時間がない。しかも、三味も弾けたり全部演技もできる。それが、聞くところによると建設課に入っている。そういう人こそ生かして、教育委員会、または関係あるところにいたほうがいいと思う。この子供歌舞伎の問題も3カ所回って歩いて私はいつも苦労しているのですが、教育委員会に行ったり、あそこ何て言ったかな、支所。

〔「総合支所」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 総合支所。

〔「支援センター」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 支援センターって言うんですか。

それから、町の観光課に行ったり、話があっちへ行ったりこっちへ行ったり、基本的にどこが軸だかわからない。これを関係するならば一本化していただきたい。観光課、いろいろあると思うけれども、やはりこれはずっとしゃべっていくと教育委員会の場が一番いいのではないかなと思うのですが、その辺はどうなっているのか。今後の方針。予算面を含んで。来年度の。

それから、祇園会館その他の指定管理料。これは聞くところによると、私はわからなかったのだけれども、5年契約というんですな。5年ですね。これは長過ぎるのではないかなと。ある会社がその下請をやっている。それが年間80万で受けていたのが、その会社はその半額40万でやっている。それも十分できるんだよ。行政というものはそういうところをよく調べる。調べてから契約するのが普通だと思う。5年間というのは長過ぎると思うから、できれば2年、あるいは3年というのが普通なんだよ。ぜひとも、そういう改革の意思がおりかどうか、これをお聞きいたします。

2番目に、さっき質問した雇用問題。菅直人のじゃないけれども、1雇用、2雇用、3雇用と言っている。

そこで私は、3番目の介護施設と関連がありますが、具体的に雇用対策やっているのか。私は言ったら実行タイプです。場合によってはけんかもします。実行力のない発言が多い。雇用対策を具体的にどうやっていくのかお尋ねしますが、前回も時間オーバーしながら言いました。今、進出工場なんかなかなか来ない。さっき問題になった固定資産税、引き揚げた会社、あるいは倒産した会社、そういうのが重なって税金も入ってこないと思う。

そこで、今ある、一生懸命やっている企業を訪問しているのかどうか。例えば、この前言ったとおり、徳力なんのは頑張っている。後から再質問で細かく言う。

行政が行って指導したり聞いているのかどうか。あるいは田島精密、ここも一生懸命やって残っている。そういう人を面倒みる条例、提案、執行部で考えたり議会が考えているならば、必ず雇用対策になると思う。私は現実に実態的にというのが雇用対策はこういうことなんだと言いたいのです。

この前の質問で、徳力の会社に機械を買うから300万補助したという話は聞いています。その後、どのような手当をしているか。私も何回かお邪魔している。もちろん ごみを運んだり清掃もやっているからお世話になっている。徳力機材、家賃何ぼだと思いますか。答える必要はありますけれどもね。240万ですよ、1カ月。こういうのを援護する。要するに、本社に固定資産税が取れないとか取ったかわからないけれども、そういうのを負けるから、こういう

ところを家賃安くしてくれとか、そういう援護策があってしかるべきだと私は思いますが、その辺、どうなんですか。

それから3番目にお尋ねいたしますが、介護施設、これもこの前申し上げました。私は、桧沢小学校、2階建てではない。介護施設適任だと思う。この前も言ったけれども、時間オーバーしないように106名、私は入学した。ことしは初め来年になると教育長3人と行ったのではないですか、桧沢。こういう時代で新聞を見ると、県下で学校が統合したり廃校とかいっぱいある。それを再度利用する。そういう基本的な姿勢を一生懸命行政がやるべきである。そういう姿が全然見えない。

この前も言ったとおり、県下で、会津で、優秀で老人ホームが基本的にいっぱいと言われる。50名、50名、合わせて300名入っている。この前も申し上げたとおり、雇用対策で、そこへ3交代、50人と50人の人を送れというわけではないけれども、せめて100人ぐらい雇って、館岩、伊南、南郷、田島と分散して、雇用対策として看護師養成のために送るべきである。補助金がある。この前の新聞見ると、雇用対策で下郷は云々書いて云々で騒いでいる。おととい、下郷へ町長行って調べてきた。そういうふうを考えるべきである。

駅前、四つ角2軒、さっきも問題があった野中商店と　　がある。行ってみた。2人いる。1人は雇用対策で遊んでいる。遊んでいると言ったら失礼ですが、2人は必要ないんだよ。調べてみると、あるところの団体が補助金もらって1人雇って使い道がない。遊んでいる。あるいは、言いたくはないけれども、空き店舗対策で金を出している。月に1回か2回利用するならまだしも、全然利用しないところに3万ずつ補助出している。これを言えば問題になるけれども、これは町の責任ではない。あるいは、商工会の責任かよくわからないけれども。こういう無駄なことが本当に多い。この行政は。

そして、見ていると、変な意味ではない。今の職員は前の職員、執行部寄りの職員の態度が全然穏やかになった。厳しさを忘れている。町長が人柄がいいから、しからないからそうなっているのかなと思うときもある。前には問題があった。出勤簿がタイムカードだった。残業やる人が決まって多かった。それで議会で問題になった。今調べてみるとタイムカードがない。自己申告かな。それを町民が知ってうわさに乗っているのはどういうことなんですか。

ある人のきのうの話。職員が暇々でしようがない。そのかわり別な人は残業をやっているようだ。課長職は残業代もらえないけれども、そういう維持管理、指導、なっていないというのがちまたのうわさである。これをどのように改革すべきか、それをお答え願いたいと思います。

〔「どこまで脱線するんだい」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 ある程度脱線します。

次に、業者の入札問題について。これも後から向こうへ行って詳しく言いますが。

業者のランク表を見せてくださいとお願いした。建設課に行った。総務課に行ってください。総務課に行った。議会に行ってください。議会に行った。個人ではだめです。議会からお願いした。条文を見せられた。余りよく見ない、私は。ああそうかい。では、個人情報でお願いしますと。それでもだめだと。私はあきらめました。でも、国・県全部ランク表を出しているんですよ。それは全部県に伺ったら、県に準じてやっているはずだと。

この前入札、8月3日ですか 問題になった。ごめんなさい。西部の方もおりますが、田島の業者が1人。あと、旧町村のほかの方が6名。今の町長は田島以外だからそういうことをするのかと言われたけれども、私はそんなこと絶対しないよと。いろいろ規則あるんだから、その規則を調べますから。ところが規則を調べても、見せられないから何とも答弁できない。きょうの答弁によって我々のグループに発表することになっている。

あと一つ、きのうの入札。13時か。これも問題が起きている。桧沢の公民館、桧沢の業者が入っていない。ランクが追いついていけない。ただし、今度は田島の業者は半分半分だった。あるいは道の駅の入札があった。床張り、これもだれでも、大工様でもだれでもできる仕事が、インテリアの3名の指名になったという報告。その辺は行政の指導、あるいは3名でもいいかもしれないけれども、床張りぐらいは大工さんは全部できるんだよ。

それと、町長の都合で、きのうは10時から入札ですって通知出したんだ。ところが、前日の夜7時ごろ業者に電話して9時半にしてくれと。業者は、都合いい人と悪い人と。時間おくれれば失格。これもある程度、よく考えれば町長がこういうことをやって時間がないということを知っているはずなのに急になったかどうかかもしれないけれども、今後、また同じことをやる気があるのかなのか、やりませんと言うのかお聞きしたいと思います。

以上、簡単に壇上で申し上げました。あとは帰ってから詳しく……すみません。よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湊田幹夫議員のご質問にお答えいたします。

届け出の質問は余りにも簡単過ぎていろいろ言われました。漏れるかもしれません。ご勘弁願ひしたいと思います。その際はまた改めてお聞きください。

初めに、来年度の予算及び指定管理料についてのおただしであります、やまなみ泊覧会事

業や鳴山城祭など、歴史や地域の特性を生かした取り組みについては、交流人口の拡大に伴う集客施設やお土産品などへの直接的な効果や、雇用の創出など他分野への波及効果が期待できるため、町の発展に重要な役割を果たしているとの認識をしております。特に、先人が築いた自然や歴史は、観光振興に大きく寄与する資源であり、町の活性化につながるものと考えております。

今後、町といたしましても、ただいま申し上げたことを考慮しながら事業内容を検証し、支援していきたいと考えておりますが、次年度予算、指定管理料については、各施設の調査や運営状況を精査し決定してまいりますので、事業実施団体におかれましても、継続できる体制づくりを進めていただくようお願いしたいと、そのように考えております。

やまなみ泊覧会での補助金の決定は町長がしたのかと、そのようなことをお尋ねありましたけれども、これは計画を出していただいて審査をして決定いたしました。

それで、子供歌舞伎への対応ですけれども、来年度はどのようにするのかと、そのようなこともありましたけれども、町の政策として実施していく方向で、ただいま検討をしていきたいと、そのように考えております。

指定管理料の件は、先ほど申し上げましたように、今やっているそれぞれの事業を見直しながら、指定管理料をできるだけ低く抑えられるような事業の実施と経営改善をしていただくような指導をしながら考えてまいりたいと、そのように考えております。

次に、雇用対策についておただしであります。具体的には、平成22年度の雇用対策事業としまして、総額、約2億円の重点的な予算配分を行い、昨年度に引き続き、町の臨時職員として、もしくは第三セクターやNPO法人への委託事業により、9月14日現在、延べ103名の雇用機会の創出を図っているところであります。

また、失業の雇用対策としましては、昨年9月、町内5カ所に開設しました無料職業紹介所における求人情報の提供や就職のあっせんなどのほか、就職に向けての職業訓練、講習会等の情報提供など、国・県などの関係機関と連携し雇用の促進に努めているところでございます。

また、現在、進出している企業への援助につきましては、これに特化した支援制度を町では設けておりませんが、今後、企業誘致対策を含めて、南会津町雇用対策協議会において総合的に協議してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、介護施設に関して老人ホーム及び町が認可できる地域密着型介護施設の計画についてのおただしであります。介護保険事業については、3年ごとの計画に基づき事業を現在進めております。特養、特別養護老人ホームの建設計画については、平成21年度から23年度まで

の第4期南会津町介護事業計画に取り込まれておりません。また、地域密着型介護施設の計画についても、第4期南会津町介護事業計画に取り込まれておりませんが、地域密着型介護施設は、町の判断にて計画を前倒しすることができるため、平成22年度、田島地区オオツボに地域密着型小規模多機能型居宅介護及び、地域密着型特定施設入居者生活介護の併設設置を進めております。現在、福島県との事前協議中で、その後、建築確認申請・許可・工事着工となります。工事完了後に事業所指定の申請を受けて、事業所の指定を認可し開所の運びとなります。

今後は、平成23年度において策定いたします平成24年度から平成26年度にかけての第5期介護保険事業計画に基づくこととなりますが、現在、次期計画策定に係る介護報酬等の改正内容が不鮮明であります。内容が示され次第、地域密着型サービスを主に導入する方向で次期計画の策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、入札制度に関して、業者のランク表の公表についてのおただしであります。現在は南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加の資格審査及び指名等に関する要綱により、工事等請負有資格者名簿につきましては公表しない規定になっておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、職員の気の弛みといいますかたるみ、そのようなことを指摘されましたが、私は、むしろ職員が落ちついて仕事をして頑張っていると、そのように理解しております。そのような中で、今後とも、過ぎた緊張は、私は決していいとは思いません。ただし、仕事に集中ししっかり執務できるよう指示をし環境を整えていきたいと、そのように考えております。

それから、前回の入札時間の変更でありますけれども、やむなく変更をさせていただきました。今後、そのようなことがないように十分に注意しながら、時間の設定、計画をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私にご質問した点についてお答えをいたしたいと思っております。

1点目、報酬の有無でございますが、私は非常勤取締役として選出されましたので、無償で対応をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、現段階での会社の経営方針を述べなさいとこういうご質問でございましたが、非常勤取締役ではございますが、最大限、私の力の限り尽力をしてまいりたいと、そのように基本的にまず思っております。皆様ご承知のとおり、南会津町観光株式会社は4月に発足し、会社の組織機能が、現段階において十分に発揮されているかどうかまず十分に精査をし、会社の経営理念というものが定められておりますので、全社員が会社の経理をしっかりと理解し、職務

に精励できるような体制づくりに努めてまいりたいと、そのように思っております。

第三セクターでございますので、収益事業と、いわゆる公益の役割と2つの点がありまして、これまで以上に地域に根ざした企業活動を通しまして、地域貢献と雇用の創出、それを念頭に運営を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。ご理解をお願いします。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 せっかく初答弁だからもう一つ聞きたいんだけど、役員の、例えば野中さんとか監査委員とかイノマタ君やめたのか推薦にならなかったのか、その後がまあ大体いつごろまでに、スキー場始まるまでやる予定か。やはり、お宅も非常勤で給料ももらわないから非常勤当たり前のような協力しているんだろけれども思う。そういうのはこれからの大きな人事がないと、ナンバー2がいないんだ、私調べるとな、そこは。カワイ君がやるのだらうと思うけれども。縮小か廃止かそういう線にいろいろやると思うんだけど、どうも内容を私も、隣なものだから時々遊びに行っているんだ。その人事のことについて、社長としてどのようなお考えかお聞きします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 答えいたします。

ただいまご質問がありましたとおり、4月からのみなみやま観光の取締役としては常勤の取締役が3名、それから非常勤の取締役が1名、それから、監査役が2名おりました。昨日の株主総会及び、その後の取締役会におきまして、非常勤の代表取締役としては私が選任を受けまして、常勤の取締役として総務部長、それから宿泊部長ということで留任をしたところでございます。監査委員については、期限のなかった1名の方が改選ということではなく、会社としての監査を務めていただくということの体制となりました。

今後におきましては、常勤以外の非常勤取締役につきまして、今後、当初、それぞれの統合いたしました地域の方々の人材の中から選任をした経過もございますので、そういった点も踏まえて、今後、検討して、必要に応じてそういった選任も含めて考えてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○9番 湊田幹夫議員 ありがとうございます。

町民が一番関心持っているからね。あなたが社長になった……

○渡部康吉議長 挙手して発言してください。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 よくわかりました。頑張ってください。

それで、まず質問しますが、来年度の予算及び管理料。これ考えてみると、3月に前町長の町長も議員であって可決した。その予算をみんな執行部が一生懸命やっている。この前お聞きしたときは、幾つか見直しているということを知った。手元にもらった資料を見ると、見直しが随分……十幾つやっているな。廃止が2つ。これはいいことだな。もっとやってくれとこう言いたいのですが、この、今出ている中で○×が載っていないやつはいつごろまでにやるのかなと思って不思議がっているのですが、まずこれは来年度の……

○渡部康吉議長 9番議員に申し上げます。

質問の通告以外のことはやらないでください。

○9番 湊田幹夫議員 何でやまなみのことだ。だめかよ、これ。

○渡部康吉議長 それやまなみでねえべさ。

○9番 湊田幹夫議員 やまなみに関係あるでしょ、これ。関係あるでしょう。

○渡部康吉議長 それやまなみでないです。

○9番 湊田幹夫議員 何だよこれは。何だ。

○渡部康吉議長 そこに書いてあるでしょう。

○9番 湊田幹夫議員 何。

○渡部康吉議長 書いてあるでしょう

○9番 湊田幹夫議員 見直しの一覧というのにやまなみが入っているんだここに。

○渡部康吉議長 入っているの。それは違うですよ。やまなみだけならいいんですよ。

○9番 湊田幹夫議員 1つだけにしろっていうのか。

○渡部康吉議長 そう。

○9番 湊田幹夫議員 わかりました。

来年度の予算及び指定管理料について関連があるから言っているんだ、私は。見直ししたと言うから。だめかい。

○渡部康吉議長 やまなみならいいですよ。やまなみの予算ですから。

○9番 湊田幹夫議員 やまなみの予算のことで言っているんだ、これ。

○渡部康吉議長 だから、やまなみのことならいいですよ。

○9番 湊田幹夫議員 やまなみでなくて、来年度の予算及び指定料金について話しているんだ。それに、見直しがしているというから、それをよかったなと言っているの。それなぜ悪いんだ。

○渡部康吉議長 通告してあればいいですよ。

○9番 湊田幹夫議員 通告してあるんでしょ、予算って。

○渡部康吉議長 だから、それはやまなみだけですよ。

○9番 湊田幹夫議員 やまなみじゃねえよ。来年度の予算及び指定管理料について出て
いるでしょう。しっかりしろい。予算について私は質問しているの。見直ししたと。これはい
いことだからもっとやってくださいとお願いしているのになぜ悪いの。

○渡部康吉議長 だから、通告したのをやってくださいと言っているの。

○9番 湊田幹夫議員 えっ。

○渡部康吉議長 通告した分についてやってくださいと私言っているの。

○9番 湊田幹夫議員 予算を通告しているんでしょ。

○渡部康吉議長 質問要旨に書いていないですよ。

○9番 湊田幹夫議員 来年度の予算及び指定管理料についてって、これは来年度の予算につ
いてどうなんだと今聞いているんですよ。やまなみばかり言っているんじゃないんだ。全部を
見直してから、大したものだと。もっと直してくれと今言っているの。それ悪いのかい。

○渡部康吉議長 それでは続けてください。

○9番 湊田幹夫議員 では、お願いします。

ここに見直しというの、○がいっぱいついて、私は大したものだなと。○のないやつ、見直
しが、廃止したやつが2つあると。3つか。こういうことを大いにやってください。どうです
か。この見直しはいつごろまでにできますかという質問ですからよろしく。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 多分、これあれでしょう。事業見直し検証というのをお持ちなんですよ。

○9番 湊田幹夫議員 はい。

○大宅宗吉町長 この○のついている部分が主に見直したとか進めてきたものでございま
す。これだけ各課から上げていただきました。

中には、これから補正予算も組んだり何だりのそういう中での実施する分もあります。そう
いうふうに理解してください。ですから、今、やめましたという分もあるんですが、それは周
遊バスとかは現実に廃止しましたけれども、これから実際に執行する分ですので、今までど
うことをやめたのかとか見直したのかということはこれからあらわれると、そのようにご理
解願いたいと思います。

これは、当面できる分だけ現在やっています。そして、今後、来年度の予算に、来年度の事
業に生かすような事業に関しては、ちょっと時間がせば詰まっていたものですから、9月の

定例会の。それ以降の分は今後、随時見直していきたい。それからまた外部の諮問委員会の方
にお願いしながら検討も加えていきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 この中にあるやまなみ泊覧会について、私は、決算書を見ると、補助
率が100%になったり、あるいは30%だったりでこぼこだと。それは、補助金を出すのに規約
ができてやったのか、あるいはどういう条例でやったのか。でこぼこだから私は聞いたのです
が、その回答がないからお聞かせ願います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

おそらく、おただしの件は南会津やまなみ泊覧会発展支援事業という補助金に関してのおた
だだだと思いますが、これは補助金の要綱を定めて執行しております。

要綱の中では、補助金の額については100万円以内。補助率については10分の10、いわゆる
100%以内としておりまして、申請者の事業内容によりましては、利用料金の収入が大半を占
めるものがあったり、あるいは、県のサポート支援という別の補助金をもらって、それを充て
ていたりということで、財源の様子にかなりの違いがあります。ですから、補助率が十数%で
あったり100%であったりするケースが出ますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 そうすると、補助要綱というのはなくて……

〔「ある」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 あって、そこであとは事務局、あるいは執行者の考えでやっていく。
その辺がわからないんだよな。今の説明では私は納得はできないんだよ。頭が悪いのかな、お
れは。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 もう一度お答えいたします。

補助金の要綱の内容については、先ほど申しましたとおり、100万円までしか補助できませ
ん。補助率については10分の10、100%まで以内であれば、それ以内を補助しますというこ
となんです。補助事業の内容によってはそれぞれやる事業内容も違いますし、収入、いわゆる
財源の組み方もそれぞれ違いますので、ある程度自主財源を確保した上で補助金を申請してく
る場合と、全く自主財源がないけれども町の補助金をいただきたいという場合と、いろいろな
ケースがあって実際の補助率に差が出るということで、再度ご理解いただきたいと思ひます。

○9番 湊田幹夫議員 差が出るということな。

○宋戸英樹総合政策課長 はい。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 2番目の雇用対策についてのご答弁よろしくお願ひします。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

先ほどのような質問で企業訪問しているのかというおたまだったと思います。議員からおただしのありました旧徳力精工のエコロニウム、それともう一つは、旧田島精密工業の、今操業している、株式会社東輝の工場だと思ひます。これにつきましては、県の振興局と一緒にうちの課で訪問しております。その結果、例えば、エコロニウムの場合は、町の補助金はもちろんです、県の頑張る企業の補助金にも結びつきました。

それから、株式会社東輝につきましても県と一緒に訪問させていただいて、内容をいろいろお聞かせいただきました。これは議員もご承知かと思ひますが、今、2年間旧田島精密工場の跡地建物を借りて、東輝の社員として6名の方が操業しているんですが、これは来年の2年間ですから9月までということで行われているそうでございます。社員としてはそれまでに、2年後、自立したい、独立したいという考えをお持ちのようでございますので、町と県で、今、それまでに何が必要なのか、何が支援できるのか。その辺も含めてこれから準備していきましようというお話をさせていただきました。

それから、もう一つ、先ほどの空き店舗の旧バンリの使用料の件で、使っても使っていなくても月3万円払っているというようなお話でございましたが、実際は、あその場合、1回当たり幾らというふうな使用料でやらせていただいておりますので、そこはご訂正をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 私は、じっとしてられないタイプで、議会前も訪問してきた、企業を。今のお話は、この前の3月の議会の話でしょう。だから、その後来てますかと言ったら来ていないと言うんだよ。1週間前。そんなことは人の弱みを突っ込む必要はないけれども、そういう対応、例えば、田島精密、従業員は何人いるの、今。ふえたのか減ったのか、そういうのまで調べていますか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

株式会社東輝の田島工場には、6月28日に、振興局うちのほうで行ってまいりました。その内容を今ほどお話しさせていただきました。男性が4名、女性が2名で働いていらっしゃいました。

議員がきのう行ってらっしゃったということであれば、そこで変動があればその情報が最新情報だと思いますが、6月28日現在では6名ということでございます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 最初は何名で、ふえたのか減ったのかと聞いているのですが、今のお話はふえたという意味ですか。何名ふえたの。設立当時は新聞にでかく出たわな。関心持ったはずだ。お宅もとっているでしょう。その後、ふえたのか減ったのかという質問をしているんだよ。わかりますか。

○星 光幸商工観光課長 東輝ですか。エコロニウムですか、東輝ですか。

○9番 湊田幹夫議員 社員。

○星 光幸商工観光課長 どちらの会社の。

○9番 湊田幹夫議員 徳力。元の名前徳力。

雇用対策で一生懸命だから、そういうのを行政でやってもらいたいために私は、意地悪ではないですよ。実態を把握していないから困るなという質問だから。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

先ほど、私が申し上げたのは、旧田島精密工業の株式会社東輝田島工場の話でございました。

おただしの旧徳力のエコロニウムにつきましては、現在27名、社員8名で27名の操業、最初から操業しているというふうに聞いております。

今後、さらに、若干の増員はしたいというふうに情報が入っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 設立するときは25名だったんです。後から3名採用しているんです。それを私は雇用対策でやったらどうかとアドバイスしているんだけど、そういう調査をしていないでは困りますよという質問ですよ。雇用対策というのは、さっきは下郷の問題もあったけれども、そういう会社に援護するのが行政なんだよ。みなみやま観光課長いるけれども、そんなことを言ったら失礼と。私は大山の学校です。その前にサン食堂がある。職員何人い

と思うの。まあいいや。ちょっと無理だわな。ほとんど遊んでいるんだよ。雇用対策だよ、人間が。もったいない、我々聞いている。

片一方はこうやって3人も雇って忙しいんだよ。そういうところを行政は雇用対策って、口でばかりでなく行動でやらなくてはだめなんだ行動で。行動が見えないんだよ、どうも。口ではいいよ、みんな。雇用対策。実際に歩くことなんだよ。

私、話脱線して申しわけない。脱線するのが得意で申しわけないけれども、さっきの税収改革だってそうでしょう。税金のほうで歩かないんだよ。昔は2人組でちゃんと歩いていた。脱線するけれども。そして必ず報告した。その統計見せろと委員会で言った。ない。こんな行政ありますか。集金しないで手紙出して。町民からそういう声が聞こえるから私は言うんだよ。これは余分な、一般質問にも入っていないから言わない。脱線して言いますが。

雇用対策にしても、もっと真剣に考えてもらいたいと、最終的に言う。主に、この担当は観光課なんですか、これ。雇用対策はどこなんですか。シュウゾウ先生のほうなのかどこなんだか。私はそれを表にして、12月にもう一度厳しく質問したいと思います。だれが雇用対策の一番の親方なんだ。町長はみんなの親方だけれども、町民の親方でも雇用対策の担当者はだれなんですか。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 先ほど町長からお答え申し上げましたが、雇用対策につきましては、町で関係各課と連絡体制をとりまして、南会津町雇用対策協議会をつくっております。そこの幹事部門ですね。幹事部門については副町長が幹事長ということで、町内のいろいろな情報を集めて対策を練ろうとしているところでございます。

担当の課は商工観光課が担当をいたしております。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 やる気だったら絶対できるから、雇用対策だってね。そういうアイデアで。ひとつお願いしますよ。時間がだんだん迫ってきて、またオーバーしたら大変だから。

介護施設について伺いますが、前回の議会では1人申請した。今、3人か4人土建屋、あらゆる人が町にお願いしているけれども、許可にならないというお話がある。行政が渋っている。40歳以上は、介護保険というのは何と言うんだか、負担金が多くなる。これは総務課長の話だから間違いないと思う。負担金が多いから許可していないのか、そういう申請を受けて大いにやるべきだと私、思うんですが、幾ら40歳以上の人が保険料、その他が高くなっても、そうい

うのはみんな我慢しますよ、みんなのために。そういう政策が、喜多方、バンゲみんなやっていますよ。この介護施設。田島では1件許可になったけれども、農地問題でまだできないところ、あと3件か4件、これも雇用対策の1つなんだから、この件について町長のお考え、これは町長の認可だから県の認可要らないんだから。よろしく。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

そのような話がありますけれども、まだ申請には至っていない。ですけれども、私は、そのようなことがあればちゃんと計画を見ながら、私としては対応していきたい、そのように考えております。

○9番 湊田幹夫議員 はい、よろしくお願いします。

はい、次。議長。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 最後に業者入札の問題についてですが、県に準ずることはできないんですね。ほか町村ではランクが発表していないという部分があるんですけども、規約で田島の町だけこういうふうに決めているんですか、これが1つ。

〔「南会津町」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 南会津町で決まっている。田島じゃない。ごめんなさい。

こういうことは、私は最低だと思う。入札で3日延ばした4日延ばした。それよりもランクが発表できないというのは八百長できることですよ、行政で。指名しないことができるんだから。それでは不満だということは何回も業者から言われている。じいさんば言ってくれ。そこであえて言う。

例えば、兎山君のほうの、兎山君なんて言ったら失礼、建設課長のほうの問題があると思うのですが、報告がないのには私驚いたんだけど、死亡事故があった。町発注の。今度は2人目だ。前は違反しながら何の報告もない。昔、またみんなに笑われるけれども、私は時代から今の町長まで6人の町長につき合ってきたけれども、死亡事故というのは3人あった、今まで。それはアマダ事件という事件があって、県の建物を町が譲り受けて、それを森林組合に貸して、今のの前にアマダという会社に貸した。真っ昼間火事になった。3人死亡した。アマダの責任だ。議会でももめた。森林組合の責任だ。裁判になった。最後は町が支払ったんです。ここにいる課長さんたちは記憶にない人ばかり、みんな若いから。そういう事件があった。

今度も町発注で、どういう入札条件で足場を固めなさいとか、命綱を使いなさい、条件がどうだかわかりませけれども、1回目の死亡事故があった。何の報告もない。示談して になつたと。町に迷惑かけた。その人は規約以外の町外の業者だった。これは問題だと世間が騒いでいるけれども、議員はほとんどわからない。

〔「わかるよ」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 わかる。

〔「わかる。わかるけれども、脱線して答える時間なくなってくる」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 脱線はしていないよ。入札のことで聞いているんだから。いいからまあ。あと5分だ。

そういう部分について、どのように考えているか。ランクに 事業関係で私は心配で言うんだ。後から問題になった場合に、町は責任を負わなくてもいいように感じるけれども、ある業者が私に飛んできた。指名入札は停止になるのかなど。おれはわからないと言ったんだ。そういうのを指導をどのようにやったか。命綱をつけろとか、足場をつけろという入札条件に入ったのかどうか、お聞きします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えします。

ただいまおただしの件につきましては、南会津町生活環境改善工事整備事業補助金事業の中での、大変残念ながら死亡事故が発生した件についてだろうと思ってお答えをさせていただきたいと思います。

この件に関しましては、当議会でも、何回でも議論をされている事業でございますので、内容的には全員の方が理解されているものと推察しますが、今回の、いわゆる補助金の要綱の定めによりますと、町内施工業者に住宅等の生活改善工事を施工させた個人とするということで、町は個人、住民の皆様に補助金の交付をしているということでございます。

ということは、個人の方が屋根屋さんであるとか、畳屋さんであるとかに個人の方が発注してということで、まず町が発注していることではないということをもまず前提に申し上げたいと思います。

業者の方につきましては、労働安全衛生法という法律がございまして、それぞれの工事をする際に、業者の責任として安全対策をしっかりと施工をするということに法律上なっております。今回の死亡事故は大変痛ましい事故ではございましたが、町が、その工事について、

1 件、1 件施工管理を直接果たしている工事ではないということだけのご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9 番、湊田幹夫君。

○9 番 湊田幹夫議員 そうすると、発注するに当たっては、安全対策は命綱つけろとか、足場をつけろという金額は入っていないくて町は責任ないという解釈でいいですね。

それと、1 回目の死亡事故は、規則は町なかの業者というのに外部から入れたの、これに対してどういう処置をしたかということをお聞きしたかったので、それ、今のこれにあったのか。私聞こえなかったような気がしているんだけど。この2つをお聞きしたいんです。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 入札制度の質問とは少し外れているとは思っておりますが、再度申し上げますけれども、個人の方が業者に依頼した工事であって、町が直接施工管理をしていることではないということをまず大前提にあります。

町としては、それぞれの個人の方々からの補助金の申請内容ですね。申請額があって、それを現在、建築士会のほうにその審査を委託して、その審査内容については、当然、各業者さんが、安全対策も含めた見積もり内容といいますか、計画内容になっているものというふうに理解をしております。

以上です。

○9 番 湊田幹夫議員 町は責任ないということですね。

1 回目のやつどうなったと聞いている。1 回目の死亡の町外の業者を連れて違法だと思うのだけれども、それに対してどういう処置をとったか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

支援事業の1 件目といいますか死亡事故、今回2 件起きていまいましたが、1 件目の部分につきましては、町業者の方が受けておったのですが、その事故起きた当日は自分の所用により他方に行かざるを得ないというふうな状況下があって、自分の友人である田島以外の業者にその仕事の内容を頼んだというのが実態でございました。その内容をうちのほうで調査いたしました結果、内容的には軽微であるという判断のもとに、他方の業者、仕事内容についてもまた1 日全部やっているという内容でもないうちに事故が起きてしまったということから、この補助事業は成立という方向で補助金も支払ってございます。

その事故以降、一番この支援事業を指令をして着手して、間もなく事故が起きてしまったという初期の段階でございますので、業者の方に、他方の町外の方は施工してだめだよという内容を十二分に熟知しないで施工をした業者さんが多数お出でになったということもかんがみましてそのような判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 あと4分ある。最後の質問でなくて、二度あることは三度あるというんですよ。申しわけない、変な話、私も二度あることは三度あるで、そういうの、おつかあとか選挙も落ちましたけれども、とにかく、来年1年あるんでしょ、この問題ね。よほど注意しないと、何事三度ありますよ、私みたいに。

以上をもって終わります。

○渡部康吉議長 以上で、9番、湊田幹夫君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 信 作 議 員

○渡部康吉議長 次に、4番、馬場信作君の登壇を許します。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 議席番号4番、馬場信作です。

通告内容に従いまして、脱線しないように質問いたしますのでよろしく願いいたします。

今回の質問は大きく2つ、農業の振興と、あと文化財に関してであります。

初めに、振興基金貸付の改善を。つまり、町の事業である農林水産業振興基金についてでございます。

国の内外が厳しい経済の中、雇用の創出や若者定着、あるいは経済の活性化に効果的な工場誘致も極めて難しい状況であります。そんな中で、地場産業の振興策に期待と関心が寄せられております。

町長は、農業は町の基幹産業であり、農業の振興によって、雇用の創出や地域の活性化を図るため、町独自の事業、単独事業の見直しをしたいと述べられておりました。その中で、私は、町の単独事業である農林水産業振興基金事業について貸付要件を見直して、そしてこの不況だからこそ農家が利用しやすく支援しやすい制度に改善できないか、伺います。

まず1つ目、具体的に貸し付けの利率の低減、貸付期間の延長、あるいは据置期間の設定な

ど、この貸付要件の変更改善の考えはないのか。

2つ目、雇用の確保のため、新規就農者や6次産業の起業家、あるいは農業法人の起業家などに対して特別枠を新設して、より有利な条件に、有利な条件というのは借りる側の農家にとって、借りる側に有利な条件で貸し付けができないかについて伺うわけです。

雇用の確保のためには、当然、産業の成長といいますか、事業を起こさなければ、私は雇用も確保できないと思いますので、あえてこういう雇用に結びつく特別枠を私は新設して、より、この制度が活発に利用される制度にならないかなという観点でお伺いいたします。

大きな2つ目、久川城跡、鳴山城跡を国指定に。

戦国時代の山城であった久川城、鳴山城の城跡は、県指定の貴重な町の文化財であります。また、地域の大切な歴史資産として、関係当局や地域住民によって史跡の環境整備や保全、保護に努めているところでございます。これらの国指定については、過去にもこの本議会でも議論されておりますけれども、その議論の中で、この史跡は学術的に大変すぐれた史跡であり、積極的に今後検討したいという考えも示されております。

そういう中で新しい執行体制となり、改めて、この文化財であるこの2つの山城の史跡について伺います。

まず1点目は町長に対してでございますが、この史跡の文化財としての評価、価値ですね、その、まず町長の認識と国指定に向けての考え、方策について伺います。

以下、教育長でございますが、2つ目、この史跡の保全と活用について、具体的な今後の施策について伺います。

3つ目、久川城跡について伺いたいわけですが、昨年5月に、本丸と呼ばれる地域の一部を試掘調査いたしました。その成果と、その成果に対する活用は何を考えられているのか伺います。

以上、壇上より質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農林水産業振興基金貸付の改善に関する1点目ですが、貸付利率の軽減、貸付期間の延長、据置期間の設定など、要件の変更の考えについてのおただしであります。農業経営の安定や農業振興を促す、実効的かつ農業者の利用しやすい基金とするためにも抜本的な制度の見直しを考えております。

具体的には、新規就農者や認定農業者など、地域農業の担い手に対する貸付条件を大幅に見

直し、貸付金利の無利子化措置を講ずるとともに、返済据置期間の延長、貸付限度額の拡大などを検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、雇用確保のため新規就農者や6次産業起業家、農業法人起業家などに対し、特別枠を新設し、より、有利な条件で貸し付けができないかというおたただしでありますか、農林水産業振興基金の制度改正の中に総合的な検討を加え、町の基幹産業である農業で生計を立てている農家や農業生産法人が利用しやすく、より有効的な基金として活用をいただけるよう支援を検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後ですが、①番の質問に対してだけ私がお答えいたします。

久川城跡、鳴山城跡に関する1点目、史跡の文化財としての評価と国指定に向けての考えはとのおたただしであります。ご存じのように、久川城跡、鳴山城跡は、県指定史跡であり、戦国から近世初頭にかけての山城特有の遺構が良好な状態で保たれており、本町を代表する、極めて貴重な文化財であると認識しております。

両城跡は、文化庁の国指定史跡候補の中では、最も高い位置づけにあることから、史跡としての学術的価値も高く評価されていると考えております。

このようなことから、町としては、久川城跡と鳴山城跡の長期的な保存と活用の方向性を探るため、本年8月に山城に造詣の深い専門家の皆さんと委員と、シタ福島県指定史跡保存対策検討委員会を立ち上げたところであります。

第1回目の保存対策検討委員会は、両城跡の現地調査を行い、今後の基本方針として現状と課題を整理し、久川城跡、鳴山城跡の歴史的背景に関連性を持たせながら、両城跡を組み合わせ、国指定史跡を目指していくことで合意形成がされたところでありますので、ご理解をお願いいたしますと、そのように思います。

以上、私に求められた答弁は以上でございますけれども、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは久川城跡、鳴山城跡に関する2点目、3点目についてお答えいたします。

久川城跡、鳴山城跡に関する2点目、史跡の保存と活用の今後の施策はとのおたただしであります。1点目の町長答弁にもありましたように、本年度立ち上げました福島県指定史跡保存対策検討委員会を中心に、国・県等の関係機関との連携を図りながら、国指定史跡という目標達成に向けて、具体的な施策として、その保存と活用について協議してまいりますので、ご理

解を願いたいと思います。

次に3点目ですが、昨年、久川城跡の試掘調査を行ったその成果と活用はとのおただしであります。ご承知のように、試掘調査により近世城の天守閣に相当する楼閣建物と思われる想定外の大規模な礎石建物跡が出土し、関係者を驚かせたことは記憶に新しいところであります。その成果として発掘調査の現地説明会を開き、久川城跡は極めて貴重な遺構であることを、地元の方々を初め、関係各位の皆様に改めてご理解を得たところであります。

今後の活用につきましては、先ほども述べましたとおり、福島県指定史跡保存対策検討委員会の中で、より効果的な活用方策について協議していくこととなりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 まず、農家への融資制度、農林水産業振興基金について再質問をいたします。

まず、町長にお聞きしたいのですが、この制度、4年、5年間ですか、合併以来運用しておりますけれども、この制度に対する評価といいますか、今までのその農林振興に果たした役割という、そういう観点から町長の考えを伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

この制度は合併前、伊南村、それから館岩ですか、その制度がありまして基金があつて、そして今度新町に引き継いだものと。そのような中で、大変、当時としましていろいろ、なかなか農協金融、お金を借りると。そういうような資金を調達するに当たっては、なかなか銀行等も厳しかった時代でありまして、そういう意味では大変有効な基金であつたなどそのように思います。

しかし、合併しましてから農業情勢も大変厳しい状況になりまして、この基金の活用状況がちょっと、余り使われなくなっているような事情もあります。そして現在、やはり、大変また農業所得も厳しいものですから、なかなか資金を投資すると。その施設を増設するというふうな状況ではないということも背景にはあるかと思っておりますけれども、そのような状況が、今現在続いているわけでございます。

ですけれども、やはりこれだけ農業というものを、やはりこの町は振興していくべきだと。

そういう意味に当たって、より使いやすい、皆さんに利用しやすい制度改善をすべきだと。そのような考え方の中で、ぜひとも皆さんが使えるような改善をしていきたい。そういう意味でこの制度は今後とも充実しながら、引き続き続けていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたしますと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 同じ認識でありまして、この制度はその役割も大きいし、それを実際果たしていますし、今後も継続して行ってほしいと。

その中で、今度、抜本の見直し、実は、これが私は必要と思って、今回ここで挙げたわけです。と言いますのは、せっかく農業振興の役割、ましてや町の制度の中で唯一の融資制度ですね。補助金事業がいろいろあるのですが、融資制度という中にあるのは、本当にこれが唯一の制度なんです、これをもっと活性化といいますか、なかなか資金を調達するのに、農家も今、勇気の要る時期です。そして、今、低金利時代にあつて、ある意味では1%も、設定当時は安いと思った金利も、もう今となれば本当に、国のほうも0.1%時代ですから、もう、ある意味では、金融機関から見ても比較的高いのかなという、そういうこともいろいろ含めまして、そしてこの不況の時代に農家がさらに資金的なハードルを、この制度をもって有利に借り受けられて一歩を踏み出せる。その後押しする制度でもあるという意味合いで、私は抜本的改革が必要で、町長もそのような答弁されて、その中身の一部も、先ほどの中でちょっと書き足りないところもあったのですが、利率ゼロですか。無利子。あるいは期間の延長。数字的な何年という表現はなかったのですが、これは延長という言葉で、こういう場合いろいろ検討の中でいずれ、今の5年を、要は長くしようという考えであろうと思います。あるいは、特別枠のそういう新しい事業を起こす人に対しても支援をするということなので、若干まだ漠然としたところはあるわけですが、その辺、煮詰まった範囲であれば、再度、もっと詳しいところを、その抜本的に改革の考えはわかりました。これからも必要です。ちょっと具体的な面でもしも煮詰まったところあれば、おそらくこれから条例改正なり手続を踏んで、4月なりのことになると思いますが、今の、現時点でわかる範囲で伺います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えいたします。

この制度についても、過日、農業振興についての今後の見直しということで町長とも協議しまして、新年度の予算に向けて準備をしているところでございます。

ただいまご質問ありましたとおり、金利については無利子にしてはどうかと。特別枠につい

でも、農業法人についてもその旨、同様にしたいと思っております。

あと、償還期間については、一般と認定農業者については5年以内、あと、特別枠として農業生産法人については10年以内としたところです。

あと、据置期間なんですけど、現在は貸し付け実行の翌年度からということなんですけど、ただいま現在は、今年度中に設備投資しまして、収入が上がるのが実際次の年です。その次の年で償還になるとかなり負担がかかるということでもありますので、貸し付け実行の2年後から貸し付けを償還してはどうかというふうに考えております。

あと、貸付限度額についても、現在、一般が150万、認定農業者が250万以内なのですが、その枠を、一般を200万に拡大してはどうかと。あとは、認定農業者については300万円以内。あと、農業生産法人については、今後、先ほど雇用にもつながる制度が必要ではないかということで500万にしてはどうかというふうなことで、今、内部検討をしているところでございます。

あと、貸付実行日についても、現在、春の5月21日と10月21日ということですが、現在、9月の8月末の夏の貸し付けと、冬の2月末に受け付けして3月に貸し付けして、当初、年度の当初、初めから設備が準備できる体制を整えてはどうかというふうなことで、今内部で検討しています。いずれももう少し煮詰めながら、条例改正等ありますので、そのときはまた皆様にご提案をして審議していただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 検討中と理解しますが、抜本的なその見直しということで大いに期待します。

極めて、借りる側といいますか、農家のサイドに立ったこの制度になるのかなど。どうしてもこういうのは、貸付金融というのは、貸す側が安全策を考えて、ある意味では必ず返せよという感じのハードル高くしているんですね。確かにそれはもちろん必要です。返済が怠ったら、それこそ、またいろいろ焦げついたりしたらもちろんその心配もありますから。

現実に、今までこれ、順調に私は運用をしていると思ひます。つまり返済に関しては。その辺の状況は、私は何ら問題ないと思ひますが、確認いたします。返済について、何かトラブルなり未収金なりありますか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在、今まで3月31日の貸付状況は24件の方が貸し付けしております。金額については

1,694万円ほどになります。その中で3名の方が、その期間中に体調を崩して現年度分の返済が厳しくなった方がいます。その方については、今現在過年度の償還ということで1年おくれになっていますが、何せ、1年に過年度分と現年度を一緒に納めるとかなり金額大きくなりますので、町のほうでは指導をしながら、収入に見合った返済、ですから、過年度については申しわけありませんが延滞というんですか、延滞金をつけて納めていただく。ということは1年おくれの方が3名います。それも随時、我々も監視しながら、収入が上がった場合については少しでも返済していただくようには指導しているところでございます。

以上であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 病気とか不可抗力で多少おくらしている人があるということですが、まるっきり返さないというわけではないですから、これからは大丈夫だと思います。

それで、農業サイドに立ったこの制度に、さらに私は、1つはもう少し検討の内容につけ加えてほしいのを提案しておきますが、借りる側から、あるいは今までの運用の中から、いろいろな声の中から私が聞きたいのはまず保証人制度です。これ2人ですが、私は1人でもいいのではないかと。そういう検討はぜひ加えてほしいと思います。

あるいは、通常の今のJAなりほかの金融機関は、保証人制度、連帯保証人も含めて、一部、もちろん残っていますが、こういう200万、500万程度でしたら、私は信用保証協会が結構活用しているんですね。だんだん人間関係が、いろいろな疎遠となる社会情勢を踏まえて、やはりこういう保証人制度もあれかなと思いますので、それもあわせて、そういう選択できますと。保証協会の保証料で借りるか、あるいは保証人を、例えば2名から1名にできないかとかそういう制度の検討を、私は1つお願いできないかと。

そしてもう1点は、これ、現在ちょっと、私もはっきり が、基本的にはこれ事前申請なんですよね。これはもちろん事業というものはそうですね。事業を完了してから、後で、金足りないから貸してくれという感じは基本的にはないわけですね。しかし、これ農業機械、現場に行ってみますと、やはり、田植えが始まってから、あるいは刈り取りが始まってから、点検して大丈夫と思った機械が壊れた。新規購入した。現場面としては起きるわけですよ。そうすると、その場でもう機械は調達したけれども事後申請ですか、後から、やはりどうも資金的に大変なのでこの制度を利用したいという場合も、現在どうなっているのか。もしもそれがだめであるならば、今度の検討の内容の中に、事情によっては事後申請もという私は、その2つの点をちょっと検討内容に考慮してほしいのですが、その辺、伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 では、私からちょっと一部の部分にはお答えします。

事後申請でどうかということですが、これいろいろ、実際厳密にやってきますとかなり厳しい面があるのかなと今ふっと思ったわけでございます。

ですからこの点は、今後検討はしてみようと思えますけれども、やはり原則を守っていかなければ、やはりこういうふうにもいろいろその事情によっても返済計画どおりにいかないというケースもありますから、やはりここは慎重にやるべきだと、私はそのように今考えております。

ですけれども、検討の、検討というかそういう土台には乗っけてみたいと、そのように考えています。

あとは課長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

連帯保証の件……

○4番 馬場信作議員 保証人を2人から1人という検討してくれという。

○大竹洋一農林課長 連帯保証の、先ほど説明して漏れていたのですが、保証についても連帯保証、法人枠については、連帯保証については1名でよいのではないのかと、そういうふうな検討をしているところでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 何か、法人枠のみの保証人については検討なので、ちょっと個人枠なり認定農家等々ほかの貸し付けは現行どおりなのかなという答弁でした。それはそれで、いずれにしても、おそらく保証人についても検討される中で、すべての借り主、借り手に対して保証人のことについて、再度検討を願って、1人でいいのではないかという方向で導いていただければいいかなと期待しております。

そこで、あと、ほぼ考える方向が一致したのでよかったという感想なんです。

ただ、本当に町長が全般の経済不況の中で、これから地場産業、特に農業の振興、あるいは園芸化構想等々、これからおそらく具体的ないろいろな事業を政策として出していく中で、私はもしかしたら、この制度1個では、ちょっと特別枠を設けるとかいろいろな改正で対応できる面なのか、それとも私は、例えば企業ですね、6次化企業に対する何とか制度資金か、新たな融資制度資金の創設も私は視野に入れて、さらに手厚く、もっと事業目的に合った、個々の目的に合った同じような制度資金、また、新設も必要ではないのかなと。それがきめ細かく手

厚い6次化を計画している人、あるいは、新たにその農業法人つくるといような特別な資金が必要な人にとって、そういう新たな制度の創設という考えも必要になる場合もあるので、そういうことを含めて、ちょっと考えを、条例の制定を含めてお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

いずれにしましても、やはり、今この閉塞感の雇用がなかなか少ないと、進まないという状況は、本当に真剣に考えていかなければならないとそのように思っていますし、早急に対応しなければならぬ状況であることもよくわかっています。

そういう中で、今度新年度の中でこういう基金とかそういう利用ももちろんですけども、いろいろな事業の中で補助事業も拡充ながら、補助率その辺もいろいろありますし、それから事業の内容によっての補助のあり方ということも十分検討しながらやっていきたいなど。

先ほどやま泊の中でのその支援事業の絡みもありましたけれども、あの補助率でいいのか、いろいろ見直しもしながらやっていきたい。ですけども、率だけではなくて、その事業の内容とかそういうことも十分検討しながら、あるいは、この基金との兼ね合い等も見ながら、国・県の制度との兼ね合いも見ながら、やはり町は進めていく必要があるのかなど、そのように考えております。

ですから、来年度に向かっては、これからの具体的な検討に入るわけでございますけれども、基本的にはそのような考え方で進めていきたいと、そのよう考えていますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 貸付制度は補助金とは違って、お金が回転といいますか、別に減らないものですから、これはだから大いに、やはり利用できるように、PR含めて、そして借りやすい制度になるよう期待して次の質問に移ります。

文化財でございますが、初めに、町長の認識といいますか、その価値評価をお聞きしたいのですが、非常に貴重な、両施設とも文化財であるということは、これは期待した答弁でございます。その中で、新たに県指定史跡保存検討委員会を設けて、今後、国指定を目指すという明言もいただきましたが、新たな、私は状況の変化かなと思ったので、この辺もう少し、この検討委員会の目的含めまして、内容含めましてお伺いします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

それでは、冒頭に町長のほうから史跡としての学術的価値も高く評価されているということでございましたが、文化庁では国指定史跡候補のランクづけをしております。Aランク、Bランク、Cランクという順位づけであります。鳴山城跡、久川城跡ともAランクでも特Aランクというふうが一番高い位置づけがなされているところでございます。

それから、県指定史跡保存対策検討委員会委員の構成メンバーから申し上げます。7名の委員で構成しております。構成メンバーでございますが、県文化財保護審議会会長で、国立歴史民俗博物館名誉教授の岡田茂弘氏、それから、財団法人福島県文化振興事業団主幹でございます飯村均氏、それから、県立博物館主任学芸員の高橋充氏、それから、地元委員として、町文化財保護審議会会長の辺見輝夫氏、ほか同委員でございます佐藤高慶氏、山内政氏、河原田宗興氏の7名でございます。それに加えて、オブザーバーとして、県教育庁文化財課専門文化財主任の小林雄一氏に加わっていただいております。

委員会の目途でございますが、本年度から24年度までの3年間を目途にしております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 構成メンバー7人で、県の審議委員である岡田さん初めわかりました。

3年間で国指定を目指してやるわけですが、具体的にはただ、予算づくり含めてどういう事業を計画しているんですか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

3年間の中で、第1回目の検討委員会で基本的な事項が出てまいりました。と言いますのは、鳴山城、久川城という名称の根拠がどこから出てきたという根本的な調査からやらなくては行けないということに、壁にぶつかってまいりました。

そういう調査から、県指定内の史跡の遺構の全景を確認する必要があるということで、戦後、米軍が撮った航空写真があるということで、そちらの入手に今入っております。航空写真は日本地図センターというところで保管しております。今そちらのほうから入手しているところでございます。

また、歴史的な背景を結びつけるということで、関が原合戦の関係で、沼田街道から檜枝岐口ルートに関連した久川城と鳴山城の重要性を物語る資料の収集にもかかる考えでございます。これは、上杉文書の資料から調査するという部分になっております。あるいは、久川城の遊歩道整備事業実施年度とその完成図の確認。あるいは久川城本丸跡の高低差測定の検討。それか

ら、久川城跡縄文のトレンチ調査の検討。それから鳴山城関連でございますが、城跡のキャンパス検討。あるいはクルワの石積みの確認。人工石なのか自然石なのか、その辺の確認。あるいは、もろもろの調査が入っておりまして、まずは歴史的な背景の関連づけですか、いろいろな文献から調査しまして、その辺から入っていこうということに検討されております。

第2回目の検討委員会から、また具体的な検討委員会の進め方協議されることになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 本当、今の答弁で想像どおり、極めて私は重要なこの検討委員会、つまり国指定に向けてですね。それこそ基本からと言いますか、抜本的調査と言いますか、過去の調査をすべて、名称から本当にもう基本的な、そこから洗い直して、改めて階段を一步一步、3年間でこの検討委員会終わっても、その後、次、4年、5年と、国指定に向けていこうというまず第一歩ですよ。だから、この極めて、私の想像どおりなんです、この検討委員会。

そうしますと、その大事な検討委員会にこの構成メンバーでは、私はちょっと、これから長期戦略ですね。国指定が二、三年でなるとは思いません。極めて、これからの資料の整理、整備、あるいは再計測、再発掘、そして新規発掘等々、膨大な私は予算と期間と必要なときに、この検討委員会ではちょっと私は弱いと思うのですが、その辺のちょっと考えを。私は、専門職、つまり発掘なり史跡に詳しい専門職、なおかつ……専門員ですね。専門員が専門職で、つまり、教育委員会にその発掘、国指定の専門を兼務しないで。そういう体制でないと、これから長期間に、職員が異動があったり構成委員の、今の7人が異動があったり等々変化していくと、このせっきくの文献が、あるいは調査の成果が離散したりするので、私はその体制が、予算づけを含めて必要と思うのですが、この辺は町長の、それでもって最初に町長にこの文化財的な価値を一応確認のために聞いたのですが。

その辺の体制を、私は町長のほうがふさわしいと思うのですが、教育長を含めて、しっかりとしたそのまず組織固めからこれやっついていかないと、また途中で再調査みたいな感じにならないように。どちらか責任のある答弁を、私は必要だと思うのですが、よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

ただいま専門職員というおただしでございますが、例えば考古学に精通した有資格者、発掘調査員、あるいは学芸員等が考えられますが、国指定の条件として、常勤の専門調査員を確保

することということで文化庁から指示があると聞いております。そういうことから、特に指定後ですか、保存計画と整備計画の段階においてやはり専門職員が必要になるということで文化庁からお聞きしております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 文化庁からお聞きしていますということは、それは、ある意味では最低限、その時期には必要でしょうということですが、私は、町の意気込みなり、本当に順調にこれから国の指定に持っていくには早目早目といたしますか、そういう専門員の学芸員を雇用するには確かに予算措置も必要ですが、しかし、そういう体制で行かないと私は、また後々どんどんまた延期といたしますか、どんどん後に繰り延べになるのではないかと心配ありますので、ぜひ私は、この際、雇用を念頭に置いて、どこかで早目のそういう、この検討委員会の組織の、私は強化が必要だと思うのですが、町長の考えをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに雇用情勢が厳しいから何につけても雇用ということになるでしょうけれども、私は、これは雇用とかそういうもう枠ではなくて、本当にこの文化財、この地区をどうするのだと、そういう考え方の中で対応していきたいとそのように考えております。

ですから、そのような条件があれば、当然、その条件を備えるということが大事なことでありますし、そのような対応も必ずやしていきたいと、そのように考えております。

ですから、とりあえずの雇用とかそういうことではなくて、きちんとした対応の中で進めていきたいと、そのような気持ちでおります。覚悟でおります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 気持ちと覚悟はわかりました。

ぜひ私は提言しておきます。ぜひ早目に専門員、ずっとこの国指定をずっともう専門に、資格があって、なおかつそれを専門とする職の人を早目に雇用といたしますか、いずれにしろ、そういう人を立場につけて、この事業を長期的に、私は推進すべきだと思いますので、ぜひとも提言しておきたいと思います。

さて、それで、ちょっと現状をようやく、この第一歩か二歩がこうやって、国指定に向けてようやく動き出したわけですが、現状を今度は見ますと、それぞれ、今まで旧町村時代から、そして合併時代から今までも保全、あるいは保護の管理をやってきました。

鳴山城も上がってみましたら、極めて新しい看板、極めて整備、草刈りとかそういう整備もよかったし、手すりなんかも急につくったりして、よく見てみましたら、町の予算でNHKの大河ドラマのもちろんその影響もあって急遽予算がついて、昨年は900万ほどですね。914万もかけて、いろいろ史跡の整備、看板から手すりとかどうもやったようですし、そのほかにまた大河ドラマの関係で、商工観光課では700万ほどで、鳴山城祭りということで大分力を入れてやっているという。ぜひこの力の入れ具合を、今度は国指定のほうに向けて、今後も継続してほしいわけです。

いざ、久川城を見てみますと、これ、比べるわけではないですし、別に地元だからどうのこうのではないですが、これもそれなりの、今度はずっと流れを追って保全管理してまいりました。その事業と言いますのが、確か昭和から平成の年代がわりのころに、久川生活環境保全整備臨時事業ということでいろいろな環境整備。それに関連して発掘をしたり、あるいは遊歩道を整備したり。だから、今からもう20年以上前になるわけですね。

そうすると、その後、どうも維持管理、例えば案内板が割れていたり、あるいは表記の文字が、もうペンキがはがれ読めない。あるいは、支柱灯が雪で曲がっている。雪の量が、やはり鳴山城とは違うなと思っているのですが。本当にそういうものがさっき言った事業以来、どうも何か点検、維持管理がしていない感じなんですね。環境整備、草刈りとか、それは町の継続事業でずっとやっているのですが、その基本的な、私は標識、看板、その辺のちょっと現状はどういうふうに、鳴山城は、もう極めてよかったですのですが、久川城に関してどのようなその把握しておられるのか。私は修繕が必要なやつが遊歩道、あと義木の支柱含めてたくさんあると思うんですが、その辺、ちょっと現状の認識を伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

鳴山城跡につきましては、城ブーム、あるいは大河ドラマ、天地人の関係で大分入り込みが多くなりまして、危険な箇所が多かったものですから、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用させていただいて、遊歩道、あるいは木さくの修繕をさせていただいた経過がございます。

久川城につきましては、まだ下刈り、環境整備ぐらいでハード的な事業はしてきておりません。先ほど町長、あるいは教育長答弁にございましたとおり、県指定保存対策検討委員会を立ち上げておりますので、国指定を目指すということで委員の方の合意もなされております。その中でどのような整備の工夫が必要か、その中で検討させていただくことしておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 検討はさせていただくということで了解いたしますが、史跡の活用という言葉は、あるいは文化財の活用ということはよく言われるのですが、多分、こういうこの山城の場合の私は活用というのは、確かにそこでイベントをやって集客、人を集めて、それで地元を含めて町が活性化というのも私は、それはもちろん必要と思うのですが、ただ史跡という、文化財という場合は、やはり一番の活用というのは人が訪れる。そのときに安心して、そして見れる。つまり、標識があり解説板があり順路があるとか、遊歩道の整備とか草刈りがしてあるとか。それがまず活用という意味合いでの、何かすぐイベントではなくて、私はそれが一番の私は基礎だと思うのですよ。それがちょっと、今、若干久川城の場合は、草刈りはいいのですが、全体的なその活用という面では標識、表示が、もう20年も過ぎて大分朽ちているなということなので、検討するという今の答弁に期待いたしますが、ぜひその活用を活発にするために、まずその基本的整備をよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、試掘に関して答弁の中でも、教育長の答弁の中でも意外とびっくりするほどのいいですか、ちょっと、表現、言葉忘れたのですが、楼閣が出てきて想定外の評価といいいますか、つまり、私は、さらに価値が高まる発掘だと思っておりますが、それに対して、現在、何らの表示もない。あるいは地元民に公表とはいっても、その発掘の現地説明会に行った人は、当然その認識と評価をしているんですが、ところが、まだ広くその成果も公布していない。その辺、せめて現場に看板なりというんですか、解説板。ここにはこういう八間四方の、国の同年代の国の重要文化財である丸岡城、それよも大きな、しかも当時の若松黒川城の支城ですね。支店みたいな。それには、ほかでは見られない、初めてのそういう八間四方の大きな基礎石の群が発見されたとか、書くことはいろいろあると思うのですが、私は極めて、本当に想定外の貴重な、それが全然看板で説明されていない。それもやはり、私は活用されていないと思うので、その辺は、私は本当に早急に必要があるものですが、その活用と看板の整備について、特に試掘に関してどういうふうこれから価値をみんなに知らしめるのか、伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど、教育長答弁にございましたとおり、近世城内、天守閣に匹敵する楼閣建物と思われる礎石跡が試掘調査で発見されたわけですが、試掘調査の段階で発見されたものでありまして、もう少しさらに進んだ調査をしまして、どういう建物であったか想像図ですか、そういう、や

はり看板の案内も必要であろうかというふうには考えております。

先ほどからもるる、何度も申し上げておりますが、検討委員会の中でそういうことも出てまいりますので、その中で慎重に考えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 これせつかく国立歴史民俗博物館の名誉教授である岡田さん、この人も現地説明会にその想定外の発掘ということでわざわざ来ていただいて、そしてこれほどのものがあるのかという感じで、本当に東京のほうから来てもらったわけですが、その人がそう言われるわけですから、ぜひその人の監修をもらって、その想像図ですね、例えば、縁日寺も、もう既にあれはもう想像図だけで、金堂なんかはもう復元しましたよね。ああいう感じでもう、その歴史や人が見れば、年代想定を見れば、もう想像図というのは年代を考えればわかるわけですよね。そういうものを、やはり早く地元なり関係者に配って、それだけの価値のある、私は早く知らせるべき試掘だと思っておりますので、それとその解説案内板ですね、そこをぜひ早急に予算化して私は期待をします。

この史跡は、あと地元のあそこに神社がありまして、この史跡の本当に有効性というのは、町内にもおそらく同年代の史跡がたくさんあるんですよ。伊南地区でも駒寄城とか、あるいは田島地区でも長野田部のほうにたくさんあります。ただ、鳴山城址にしる久川城が国指定にそのランクが、特Aという、私は言われるのは、現在その良好な保存状態、なおかつ、その歴史的な流れがはっきりしている。だから、なおさらその価値があるんですよ。これ、遺構はいっぱいあってもいつの年代かわからない。あるいは、トラクター、耕地整理で壊してしまったとか、そういう場合はやはり価値が下がってくるんですよ。

そういう意味で、これはやはり地元の人がそこで神社を信仰ながら保存してきたおかげかなと思うんですが、ぜひそういう認識を、いかにランクが特Aという認識をぜひ持ってもらって、その意気込みで、私はこれからこの検討会にすべてをゆだねるのかなと思っておりますが、ぜひ、予算措置も含めまして、私は再度決意をお聞きして質問を終わりたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 やはり、史跡ばかりではなくて、この南会津町地域の、それこそ自然、それから、こういう資源を生かすということは、今までこれだけの地域をなしてきた、そういうことも皆さんに知ってもらおうと。そういうことでも大切ですし、皆さんの生きがいにもなります。そして、皆さんの拠り所でもあります。そういう意味におきまして、いろいろ調査しながら慎

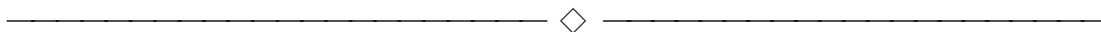
重に対応して、そして活用してまいりたいと、そのように考えております。

ですから、資源の発掘という意味におきましても大事な史跡でありますから、ぜひとも役立つようにいろいろ、これから事業化も図りながら、もちろん国のこういう事業もありますから、国指定に向かって頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 その認識どおりで、できるものはスピーディーに、よろしく願いしてこれで質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、4番、馬場信作君の一般質問を終わります。



◎会議時間の延長

○渡部康吉議長 ここで、議長より通告いたします。

本日の会議時間は、日程の都合により、あらかじめこれを延長します。

暫時休憩いたします。5時から再開いたします。

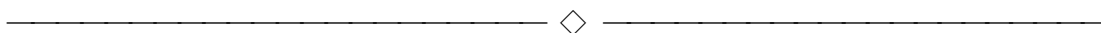
休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせします。

11番、湯田秀春君が都合により早退しましたので、ご了承願います。



◇ 山内 政 議員

○渡部康吉議長 次に、5番、山内政君の登壇を許します。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 議席番号5番、山内政です。

通告により、ただいまから一般質問を行います。質問は2点であります。

1点目は、広域消防署の建物の耐震化についてであります。

南会津町内にある広域消防署の建物の耐震化については、同じ公共施設でありながら、今まで町民に周知されていなかったように思います。実際に、地震等の災害が生じた場合は、町民の生命と財産を守るため、いち早く活動する拠点なわけであります。この拠点が地震等で被災し、消防職員に万が一のことがあれば、災害救助活動に大きな支障を来すことになります。それは町民に大変大きなリスクを背負わすことになるわけであります。

そこで、広域消防署を管理する南会津地方広域市町村圏組合副管理者である町長に伺います。

1つ、町内にある広域消防署の本署、支所、分遣所の建設年はいつか。

2つ、その建物は耐震化の対象になっているのか。

3つ、耐震化の対象になっているとすれば、耐震診断は実施されているのか。

4つ、実施されているとすれば、今後の整備計画はあるのか。

5、実施されていないとすれば、今後、副管理者として、耐震化に向けてどう対応していくのか。

2点目は、ことしの冬の除雪に対する対応についてであります。

大変厳しい残暑が続きました。その反動で、ことしの冬は豪雪になるのではないかと古老の方から話を聞くことが多々あります。豪雪地帯であります西部地区から選出をされた町長は、雪に対する思いも特別なものがあるのではなかろうかと考えます。

そこで、ことしの冬の除雪に対する対応について町長に伺います。

1つ、安全と健康管理を踏まえた町道除雪のオペレーターの2人体制はできないか。

2つ、支援センターを中心とした除雪ネットワーク事業は継続されるのか。

3つ、高齢者訪問支援事業は継続されるのか。

4つ、集落維持で問題になる留守宅の雪おろしについて、人的、経済的な援助も含めてどう対応していくのか。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、広域消防署建物の耐震化に関する第1点目。

町内にある広域消防署の本署、支所、分遣所の建設年はいつかのおたがしでございますが、

田島地域の新町にあります消防本部消防署が鉄筋コンクリート3階建てで、昭和49年4月建築、それから、伊南地区の古町にあります伊南出張所が鉄筋コンクリート2階建てで昭和49年10月建築です。そして、館岩地域松戸原にあります館岩分遣所が木造2階建てで、平成2年3月の建築となっております。

次に、2点目と3点目ですが、その建物は耐震化の対象になっているのか。なっているとすれば、耐震診断は実施されているのかとのおたがしであります、昭和56年の建築基準法改正で導入された現行の耐震基準を満たしていない消防本部消防署と伊南出張所は、耐震化の対象となっておりますが、現在までに耐震診断は実施しておりません。

次に、4点目、耐震診断が実施されているとすれば、今後の整備計画はあるのかとのおたがしであります、ただいま答弁申し上げましたように耐震診断が実施されておりませんので整備計画はありません。

なお、耐震診断の経緯については、消防本部消防署と伊南出張所のほかに、耐震化が必要と予測される只見出張所と下郷出張所を合わせて算出し、平成19年12月開催の南会津地方広域市町村圏組合の管理者会に、耐震診断工事計画書として提案していますが、凍結扱いとなっております。

この大きな利用は、4施設とも建築年度が耐震補強工事が必要なことは明白であり、多額の費用が見込まれるなどの理由によるものと聞いております。

次に、5点目、耐震診断が実施されていないとすれば、今後、副管理者として耐震化に向けてどう対応していくのかとのおたがしであります、現在、広域消防の現場及び管理者会においても、施設の耐震化を初め、人員配置、組織の統廃合まで踏み込みながら、さらには、期限が迫ってきている消防救急無線のデジタル化と、それに伴う指令台の整備などを含め、総合的に検討協議をしているところであります。

いずれにしても、住民サービスの低下を極力招かないように、南会津地方の適正な消防体制を確立してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目ですが、冬の除雪対応についてであります。

冬の除雪対応に関する1点目、町道除雪の2人体制はできないかとのおたがしであります、町道の除雪作業におきましては、2人体制での実施は、現段階では計画しておりませんが、今後、除雪作業の安全面で、吹雪で前方が見にくいときや、一晚の降雪量が多い場合等は2人体制を検討していきたいと、そのように考えております。

なお、緊急時等の対応につきましては、各車両とも無線及び携帯電話等による連絡体制を整

えており、除雪講習及び健康診断等も実施するなど、除雪体制については、より一層万全を尽くしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目、除雪ネットワーク事業の継続についてのおただしであります。当事業は、冬期間、生活の安全・安心においても重要な事業であり、地域の協力体制も組織化しつつありますので、引き続き実施していきたいと、そのように考えております。

次に、3点目、高齢者訪問支援事業の継続についてのおただしであります。委託業者の除雪オペレーターが待機中に高齢者宅等を訪問する事業でありますので、除雪作業量によって訪問回数は変動いたしますが、高齢者等の喜びの声が寄せられておりますことから、引き続き実施していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目、留守宅の雪おろしについてどう対応していくのかについてのおただしであります。総合支援センターとの連携のもと、高齢者等や一般家庭の除雪支援を実施しているところであります。一般家庭につきましては、仕事の関係や地元に住んでいない方で、除雪ができない方より数件の依頼があり、事業者につなげているところでございます。今後も、支援センター等が窓口となって、こうした方に対する除雪支援を実施していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については、担当課長等により答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 広域消防につきましては、4つの構成町村がありますので、南会津町の副管理者、町長の意向だけではなかなか事が進まないというのは理解をしております。

今回この問題を取り上げたのは、1つは消防職員から現状のお話をいただいたときに、私たちは学校を早く耐震化ということを考えておりました。そうしたときに、先ほどの話しだこの役場もそうだというふうな話、そして、その消防職員が地震のときにはすぐ建物から避難しろと、そういう状況なんだと。それをぜひ知っていただきたいという話をいただいたときに、町民の施設、町内にある施設であるものですから今回質問をいたしました。

耐震化については、学校について等は広く町民もわかっていると思うんですけれども、こういう消防署については、実際町民もわかっていないというふうに思いますので、これ、広域の事業にはなるかと思うんですけれども、広く町民に周知すべきであるというふうに考えますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

耐震化につきましては、どこが大事、どこが大事でないと、そういうこと分け隔てあるとは私は思っていませんけれども、やはり、町民にもそういう事情を知ってもらうことは必要であると、私もそれは同じような認識を持っています。ですから、それはそれでやっていかなければならないと思いますけれども、重ねて申し上げますが、いろいろ、その人員の配置とか、今後のこの南会津地方の動向とか、そういうものを考えたときに、やはりすぐ耐震化ということが着工できるのかという事情もありますから、将来のその設計も踏まえながら、管理者あるいは他の副管理者とも協議させてもらいながら検討していく必要があると、そのような現在でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたしたいと、そのように思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 この問題につきましては、平成19年度に既に話し合いが行われていて凍結の状態だということでもありますので、今後もその19年度を生かしながら、副管理者として、構成市町村の首長と積極的な協議をいただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の除雪について再質問を申し上げます。

先ほどの答弁で、基本的に町道の2人体制はやらないんだと。ただし、状況に応じて検討をしていくということを非常にいいなというふうに、よかったなというふうに思っています。つまり、それは路線ではないかなというふうに考えているわけです。つまり、人家の少ない路線とかそういう路線は、もう最初から雪の状態とかそういうことではなくて想定できないかというふうに思うわけです。建設課長、どうですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

住家連檐地区でなくて、幹線道路に係る路線というふうにとらえるのかなというおただしかなというふうに思いますが、町の対応といたしまして、町長答弁のとおり、2人体制という部分は現段階では考えてございません。考えていないのでありますけれども、安全・安心面からすれば、やはり除雪オペレーター1人だけの作業ということではなくて、そういう部分についても配慮は必要なんだろうというふうに考えてございます。

ただ、内容が、除雪する日にち等におきましても、年間に約20回まで行かないような状況下にあるという部分、雇用とかそういうふうに考えたときに、果たして2人だけ分がいいのか。そういう部分も諸般の細かい事情があるので、今回、町長ご答弁申し上げましたとおり、除雪のしづらいときをねらった分をやるべきなんだろうと。そういうところから2人体制が果たし

て、ちょうど町としての構築ができるのかどうなのかと。そんなふうに建設課長としては考えてございます。

以上です。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 課長は現場で指揮をするわけですがけれども、それはやはり見きわめというのは最初から想定しないと、あした吹雪になるから人を乗せろなどということもなかなか難しいというふうに考えるわけです。

そこで、想定路線でやはり2人体制ということもしっかりと検討すべきではないですか。これからまだ時間あるので。答弁をお願いします。

〔「 ちょっとだよ。 だよ」と言う者あり〕

○5番 山内 政議員 いや、現場の責任者です。

〔「課長は 町長が課長にいいと言えば だけれども、その辺も」と言う者あり〕

○5番 山内 政議員 私は課長に求めています。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

当初から計画すべきでないかということですが、そうではなくて、先ほど町長答弁申し上げましたとおり、現段階は考えていないということの中でございますので、事情に応じた部分での計画というふうに考えさせていただきたいというふうに思います。というのは、12月から3月という4月を考えたときに、12月は初歩の一番最初の初雪等の内容でございますので、どんどんと雪が積もって降雪量が多くなっていく2月付近ですか、そういうときの大きな、やはり雪が降ったときには、交差点とか、そういう部分についても見にくくなると、そういう部分でございますので、そういうものを想定して2人体制に当面考えていきたいという部分を現場的に考えてございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それで私はいいと思うんです。

私は、町長は細かいことはわからないので、そういう現場の指揮官がきちんとそういうことを町長に進言をしていくという意味で、私は課長に答弁を求めたのでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど話の中で、なかなか2人体制雇用も大変だと。私は、庁内の緊急雇用のチラ

シを見ますと、庁内のデスクワークですね、の募集が入ってありました。よく見ております。エクセル、ワードのできる人。それも貴重だと思います。しかし、冬の間は、実際、スコップを使って黙々仕事できる人とか、そういう、いわゆるマンパワーが必要ではないのかなというふうに考えるわけですが、除雪対応の観点から、そういった緊急雇用を考えられないか。庁内の担当管理者であります副町長に伺います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

除雪体制の2人体制の基本的な考え方から申し上げたいと思いますが、2人体制の意味合いといいますのは、オペレーターが通常、朝3時とか出動態勢に入りまして、路線の延長にもよりますが、降雪時期が長く連続性があるということになりますと、10時間を超えるような勤務体制ということがあります。そういった意味で、オペレーターの過労といいますか、蓄積がありますので、そういった面での検討事項がまず第1点必要ではないのかというふうに考えております。

2点目、いわゆる除雪路線の交通量の問題が1つの課題というふうになっております。

ご承知のとおり、いわゆる県の委託路線については、国道・県道の交通量が多いために、2人体制で、1人の方は交通事情の安全対策要員ということで要員をつけてございます。その中で、基本的にはオペレーターは1人であって、2人乗っても、その乗った方の賃金格差は、当然オペレーター用と安全対策用ということで、賃金格差があることも現実でございまして、一定のオペレーターの募集したときに賃金格差が出てしまうと。そういった1つの課題がまず、この2人体制にするためにはあるのだというふうに認識をしていただきたい。そのように思っております。

もう一つは、その他の、いわゆる横断歩道といいますか、交差点といいますか、そういった見にくい場所において、なかなか機械の除雪ではできない分についての、いわゆるマンパワーの今ご提言がございましたが、そういった危険箇所等々の対応について、今後、そういうマンパワーが必要であれば、現在、運用しております緊急雇用対策等々の課題でも解決できる時期でありますので、その点については検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 除雪関係で庁内の対応を考えますと、例えば、事務報告とか、そういうのを見ますと、大体3つくらいの課に渡っているのかなというふうに読み取れるわけですが

れども、すべて支援センターに集約し過ぎても、例えば豪雪のときでも、多分集中するわけですね。もう困っているのはみんな困っていますので。機能しなくなるというおそれがありますので、窓口は役場全体でやっていただいていると思うのです。そして、しっかりとお互いの連携をしていくと。連絡調整をとっていただくということになるかなと思うのですが。

私なんかがよく耳にするのは、電話があっち行ったりこっち行ったりと。あっちに頼んだだけでも、また向こうに行ってしまったというようなことを、いわゆる電話のたらい回しですね。そういう苦情が出ないような体制を、これから雪降るまでまだありますので、しっかりと庁舎内で確認をしていただきたいなと思うんですが、この件に関して、担当の……町長ですね。よろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ことしの4月から館岩地区で支援センター、法人化されました。そういう中身において、私どももいろいろ検討をしてきた支援センターと方向性が若干違ってきたのかなと、そのようにも認識しております。

そして、1つには、生活支援事業での受け付け、そういう関係でも私ども勉強させていただきました。そういう意味におきまして、やはり組織の一本化といいますか、住民に不自由をかけないようなシステムは、これはぜひとも整えていかなければならないとそのように考えておりますし、ましてや、この雪の降雪時なんかの緊急時におきましては、そういういろいろな行き違いがあったり、時間に手間取ったり、手続が手間取ったりすることは避けなければならないと、そのように認識しておりますから、この支援センターの、もう出ましたから、この支援センターのあり方についても十分検討しながら、そういうものに対応できるような検討をしっかりと、この冬に向かって、除雪に対してはしていきたい、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいとそのように思います。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 また建設課長に質問すると後ろのほうから声出るかと思うんですが。

建設課長は西部地区の除雪の現状を確認されたことがありますか。まず、この1点。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 西部地区の除雪状況の確認でございますが、私、20年度においては南郷の所長をしてございましたので、南郷地域の分での除雪体制という分は把握しているつもりでございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 そうでありましたね。

できれば、伊南地区と田部原地区ということをおっしゃったのですが、それはわかりました。その思いをしっかりと反映していただきたいというふうに思います。

備えがあれば憂いなしということで、しっかり対応していれば雪も降らないというふうに思いますので、あえてわざわざまだ青葉のうちに質問をさせていただきました。

以上で一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、5番、山内政君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 上衣の着衣をお願いします。

本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明16日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時28分

平成22年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成22年9月16日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 湯田 秀春 議員
- 12番 星 登志一 議員
- 3番 高野 精一 議員
- 10番 渡部 忠雄 議員
- 19番 大竹 幸一 議員
- 8番 楠 正次 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 湯田 哲 | 議員 | 3番 | 高野 精一 | 議員 |
| 4番 | 馬場 信作 | 議員 | 5番 | 山内 政 | 議員 |
| 6番 | 渡部 優 | 議員 | 7番 | 星 光久 | 議員 |
| 8番 | 楠 正次 | 議員 | 9番 | 湊田 幹夫 | 議員 |
| 10番 | 渡部 忠雄 | 議員 | 11番 | 湯田 秀春 | 議員 |
| 12番 | 星 登志一 | 議員 | 13番 | 星 和男 | 議員 |
| 14番 | 平野 昌盛 | 議員 | 15番 | 阿久津 梅夫 | 議員 |
| 16番 | 渡部 東 | 議員 | 17番 | 芳賀沼 順一 | 議員 |
| 18番 | 菅家 幸弘 | 議員 | 19番 | 大竹 幸一 | 議員 |
| 20番 | 児山 寿明 | 議員 | 21番 | 五十嵐 司 | 議員 |
| 22番 | 渡部 康吉 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

2番 渡部俊夫 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	馬場増男	会計室長兼 税務課長
宍戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	長沼芳樹	住民生活課長
渡部仁	健康福祉課長	児山忠男	建設課長
星惠助	環境水道課長	大竹洋一	農林課長
齋藤友一	農業委員会 事務局長	原田稔	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	舘岩総合支所長
渡部文政	伊南総合支所長	森秀一	南郷総合支所長

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	星欣一	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は、2番、渡部俊夫君であります。

これより本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなってきましたので、上衣の脱衣を許可します。

-----◇-----

◎一般質問

○渡部康吉議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を60分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

-----◇-----

◇ 湯 田 秀 春 議 員

○渡部康吉議長 それでは、11番、湯田秀春君の登壇を許します。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 おはようございます。

11番、湯田秀春、ただいまから一般質問を行います。

今回は3点ほど質問したいというふうに思います。今回特に一番最初に質問するというところに時間を少しかけてみたいと、こんなふうに思います。

去る3月31日に、株式会社南会津観光公社、それからさゆりの里、INAと、この3社が解散して清算をされたんですね。いきなり統合と言う方がいらっしゃるんですが、そうでないんですよ、解散して清算してからですからね。清算時の貸借対照表と損益計算書、これが議会で報告されて私たちの手元に届けられたと、こういうことですね。これは非常に珍しいんです。普通会社というのは、倒産なんていうのは皆さん聞いたことあるんですけども、みずから解散して清算するなんていうのは非常に珍しい。なかなかないことなので、私も非常にいい勉強になったと、こんなふうに思います。

それによると、各会社の自己資本の金額があるわけですが、それと町の財政係のほうで保有している有価証券、株券、これを比較しますと、単純に比較して約1億4,699万円の含み損失が明らかになったと、これは私の計算ですから、今細かいことは計算しているのですが、そう大きくは違わないんじゃないかというふうに私は思っています。各スキー場とも、そのほかに毎年多額の修繕費、それから指定管理料、こういったものがあるわけです。このような状況にしておいていいのか、こういったことが盛んに町民の間からも不安視されていますし、私どもも他の同じようなスキー場を抱えている町村、その実態を見ますと、やはり、しかも4つのスキー場をやっているのかと、そういう危惧がされるわけがございます。そして、今回のこの処置の仕方によっては、なおさら危険になる可能性もあると、そういうことで今回私はできれば、新しい会社でスタートしたけれども、できればソフトランディングといって1つでも2つでもスキー場を廃止してってもらいたいなど。そういうふうにしないと合併特例期間、あと5年たったらなくなるわけです、そんなときも本当に維持していけるんですかと。確かにそういいますと、スキー場に勤めている人とか、いろいろ心配なさるかもしれませんが、これは役場の公金というお金をどれだけそこにつぎ込んでいいのかと、そことのバランスです。本来の一番大事な町のほうの財政がぐらぐらしてスキー場のほうだけいいなんていうことでは、これは夕張と大鰐町と同じような形になってしまいますから、その辺を一議員として警告しておきたいなど、こんなふうに思って今回提案しました。

ですから、ちょうど清算というのは、皆さんもわかるように、会社をつくって畳むということですよ。ちょうど、ですからこれをよく計算するとわかるわけですね、はっきりわかります。1年ごとは赤字か黒字かだけで、たとえ赤字だとしても来年頑張りますと言われると、ああそうかと。ひょっとしたら来年、ことしの分まで稼いでくれるのかなと、つい錯覚を起こすわけ

ですが、もうそれはできないですよ、会社清算しましたから、解散して清算。そうすると、会社が成立したときから終わったときをよく精査する。そして、こんなに金かかっているのか、こんなに町の税金がかかったんだなど。そうしたら、これから継続していくかどうかなんていうのは大概わかるはずですよ。ぜひとも当局のほうは、この清算という大事な時期にきちんと精査していただきたいと思います。

1つ目は、私から先ほど言いました、大体1億4,699万円が含み損でしたよ。ただしこれも、ひょっとしたら役員の方がやあやあと行ってぼんと返してくれる可能性もあるわけですから。もし返せなかった場合には、役場の財政系の有価証券の欄が、公金がそれだけ穴があいたことになります。その場合の責任はだれにあるんでしょうかというのが1つ目です。

それから2つ目、同じ人が会社を経営すると、あるいは社員となる、私には理解できません。町長の考えはどうか。ただ、きのう冒頭で町長のほうから、この議会の始まる、一般質問の始まる前の日に株主総会、そういうのがあって、そして何か高橋さんがやめたというようなことでございます。これは別に私が言ったわけではないとは思いますが、そういうふうな状況がきのう説明されたということです。

3番目、これだけの損失の計上がもし出た場合、町民にどういう説明をするのか、説明責任があると思うんですね。

それから、この時期に、先ほど言いましたように、廃止かあるいは規模の大幅な縮小、そういったものを非常に検討していただきたいと、こんなふうに思います。

そして、私たちはこれから増資あるいは出資という場合には、議会は相当の警戒を持って慎重にやらざるを得ません。なぜかと。この南会津観光公社というのはわずか3年なんですよ。皆さんほとんどそこにいたと思うんですよ、そのときに、中には反対された方もいらっしゃいますからあれなんですよけれども、会社を設立した、まさか3年後に清算するとだれも思っていないわけですから。そして、町の財政に穴をあけたと。それならば、安易に出資とか増資に賛成なんていうことはできなくなるわけです。そこで、普通民間では会社がお金を借りるとなると、銀行のほうからあなたも取締役で保証人になってくださいよと連帯保証とられる。これは当たり前のことなんです。会社をつぶした場合は、今度自分が金融機関に払わなくちゃならないと、これすごく当然なわけです。これと同じようなことは、同じ高杖の会津高原リゾートのほうはそういうふうにしていきます。これはこの前総務委員会で行って、総務委員会の人たちはみんなわかっているわけです。そうすると、これはもし会社がだめになった場合は自分に責任がおりてきますから、これは真剣ですよ、だれだってそうです。ところが、先ほど言った会社

とか、今度のみなみやま観光にはそれがないんですね。会社は何だって責任がないことになっているんです、今。これはやはり問題でしょうと、こういうことです。いずれこのことに関しては今後いろいろ問題が出てくるかと思えます。当然監査のほうも恐らく動き出すでしょうから、その辺どういうふうな解釈とか指摘をするのか見守りたいなど、こんなふうに思います。

2つ目、企業誘致プロジェクトの立ち上げをということです。

これもきのう9番の議員が言ったように、やはり今一生懸命ここの進出企業、誘致してきて頑張っている企業、それから残念ながらこういう景気なものですから、大きな進出企業がやめて、大分仕事がなくなったという方がいっぱいいらっしゃる。それと同時に最近は私のところにも来るのは、高校卒業しても大学卒業しても仕事場がない、就職がない、卒業しても6割ぐらいとか半分だとかというすごいこと聞くんですね。せっかく一生懸命学んで、いざ社会に飛び立つときに仕事がないと。私たちも心痛むんですね。自分たちがやっている間に、大分大きな企業がやめていった。

そこで、じゃ景気が悪い、これだけでそのせいにしていいのかどうかと。日本だけ見ると景気が低迷しているんですけども、中国、中国もすごいですね、きのうのニュースを見たら、中国の電化製品でハイアールがあるんですけども、逆ですよ、日本に今度は売り込もうと、しかも安くしてやろうと、こういうことです。それから、韓国。皆さん、韓国はすごいですよ、電化製品にしても自動車にしても、大統領を筆頭に物すごい力を全部集中してやっています。例えば日本の場合、1つだけ例をとりますと、テレビのドラマ、チャングムとか皆さん聞いたことあるかもしれませんが、もう完全に韓国ドラマにはまったり、あるいは空港、地方空港、福島空港もそうですよ、福島空港に立っているのは韓国の飛行機会社ですよ。日本はみんな撤退しちゃった、全部とは言わないけれども。韓国がみんな日本の地方空港とつながっている。韓国の空港が、ハブ空港といって、ちょうど自転車のタイヤの真ん中だと思えばいい。全部戦略です、戦略に変わっている。それから、インド。インドも今どンドンどンドン進出する。それから、ベトナムと。そういったアジアでは、人口がやっぱりふえているんです。経済も成長しているんです。日本だけがだんだん円高で低迷していると。

けども、頑張っている企業はあるということ。そこで、今残っている企業も大切にすることでもそうですし、いろんな会社、例えば太陽光とか、それからGPSとか、それからLED、照明なんですけども、こういったまだまだ日本もすばらしい企業もあります。それから、田部原にある住田光学さんなんかはロボットだったり、あるいは医療関係のレンズとかということ結構頑張っている。そういったまだまだ頑張っているところに積極的にアタックす

ると。そのためには、議会を含めたオール南会津でやってはどうかと。きのう9番議員怒っていましたね、執行部は動かないと。私も実際は行動を起こすべきだと。カーエアコンのデンソーが今度田村市に工場を開きますよね、皆さん知っていると思いますけれども、結構トヨタ関係が東北に進出しているんですよ、宮城県とか、岩手県だったかな。そして、結局自動車関係が1つ来るということは大変なんです、その下にもうガラスからゴムから何だかんだでいっぱいすそ野が広いわけですから。ぜひとも福島県が一生懸命頑張ってカーエアコンのデンソーを持ってきたわけですから、ぜひともオール南会津でもって企業の誘致、今は円高だから来るわけないとか、そういうふうには思わないで。私の友人にもついこの前お会いしました。私と同じ名前なんです。私と同じ名前の人、お会いしましたけれども、東京電機大の大学教授なんです。だから、そういうふうにして一人一人人脈を持って、そしてそういうところに当たっていく、会社の役員とかね。ここ出身の人結構いますから、それで1つでも2つで約束したらどうかと、こう思うんです。

3番目、これは役場の職員の組織機構、これ来年から少し見直したらどうかということです。

田島の総合支所長さんはいないんですね。ほかには総合支所長さんがいる。責任者は大体その人になっていますから、大体そこに聞くとわかる。田島だれだろう、町長に聞くわけにもいかないですね、いつも忙しくていないわけですから。やはり、そういった形で置いたらどうかというようなこと。

それから2番目、部長制度はどうかと。もう300名近くいるわけですね。正しくは200何十名ですけども、290名だったかな、そのぐらいだと思うので。そうすると何がいいかというと、何かあるといったときにぱっと、人数少ないわけですから部長さん。その部長が集まって、ぱぱっと対応できるというのも一つあるし、今いると大変ですよ、後ろにいる人をみんな集めるのはちょっと大変じゃないかなと思うんですが。それから、部長制ですから、今の顔が幾つかあるわけですね、4つとか、3つとか。そうすると、忙しいとき、こっちのほうから手伝えと、こういうこともできるかと思うんですね。そういうことのメリットもあるかと思うので、ぜひともこれから検討していただきたいと、こういうことでございます。

以上、演壇から申し上げました。あとは自席のほうから再質問したいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

11番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、清算を契機としたスキー場の廃止、縮小に関する1点目、清算会社の出資金減少の

責任はだれにあるのかのおただしでありますけれども、ことし3月31日に解散決議されました3社は、現在清算中でありますので、最終的な出資金額は未確定の状況であります。しかしながら、議員おたしのとおり、3月31日時点での決算書からは、その額が大きく減少していることがわかります。この減少の責任は、当然のことながら会社経営を責任を持って行うべき経営者にあると思う一方で、長年適切な指導と支援を行わなかった施設設置者である町側にも責任があったと、そのように感じております。そのことから、経営のすべてを各会社に任せるばかりではなくて、厳正な経営評価とさらにはそれに基づく適正な公的支援を実施するため、南会津町第三セクター経営評価委員会を設置するとともに、第三セクターを専門に検証する担当部署を設置したことはご承知のことと思います。

今後は、これらの体制により南会津町第三セクター改革プランに掲げられております会社側の経営責任、町側の責任をより明確にした環境づくりを推し進め、経営基盤の強化に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に2点目、再び同じ人が新会社の経営をすることに対するおただしであります。第1点目でお答えしましたとおり、今後は経営責任と町の責任をより明確にした経営を進めていく考えであります。そのことから、まずは第三セクター経営に潜む特有の甘えの構造を断ち切るために、一昨日開会されました定時株主総会で任期満了に伴う役員の改選において新たな経営陣で再スタートを切ることといたしました。繰り返しになりますが、今後はより厳しい経営責任を求める一方で、町といたしましても設置責任をしっかりと果たしていきたいと、そのように考えております。

次に3点目、損失の計上と町民へはどのように説明をするのかのおただしであります。第1点目でお答えしましたとおり、現在解散3社はそれぞれの清算事務を行っているところであります。この中で株式会社南会津観光公社が社団法人日本旅行協会へ預けております負担金の返還に一定期間を要しますので、決算終了は2月上旬になるとの報告を受けております。町といたしましても、清算終了後の株主総会後に資金の処理を行うとともに、町民の皆様にも平成22年度の町の決算の中でお示しさせていただきたいと、そのように考えております。

次に4点目、清算したこの時期に、スキー場廃止か規模の大幅縮小を早急に検討せよとのおただしであります。さきのシーズンの営業におきましては、3つのスキー場のうち台鞍、高畑の2つのスキー場においても決して安全な経営ということではありませんでした。また、南郷のスキー場のみが赤字という結果でありました。現在各スキー場は南会津町第三セクター改革プランに基づき、リフト営業時間の短縮や社員配置の工夫等、いわゆる減量経営によって経

営規模の縮小に取り組んでおります。これら経営努力につきましては現時点での判断をするのではなくて、改革プランに定められております3年内の経営再評価においても経営努力さらには地域への効果等、総合的な評価を行った上で判断してまいりたいと、そのように考えております。

5点目、今後の出資は役員の手帯個人保証を必要とする借入金にすべきとのおたただしであります、経営者の責任感さらには緊張感を高める上で、資金不足を増資で補うのではなくて借入金等のいわゆる融資に求めることも必要かと思われま。しかしながら、町100%出資会社という現状からしますと、経営の責任を直ちに手帯個人保証という形で求めるのではなくて、また増資、融資を検討する前に、まずは3社清算の教訓を生かし赤字施設の収益改善を図りながら、現在の資本規模でも経営できる体制を検証していくことが設置者の責任であると認識しております。今後は、第三セクター改革プランを実行していく過程においても、望ましい責任感と緊張感をつくり上げていきたいと考えております。

次に、企業誘致プロジェクト立ち上げに關してのおたただしであります、去る9月8日開催した南会津町雇用対策協議会の中で同協議会設置要綱を改正し、当面の緊急雇用対策から持続的な安定雇用につなげるために企業誘致について協議していくことといたしました。現在の経済情勢から非常に重い命題と認識しておりますが、今後、議会からも4名の委員をご推薦いただいております南会津雇用対策協議会を中心として企業誘致について本格的に協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町民から見た組織改革に關する1点目、田島地域の責任者を明確にするため田島総合支所長を置くべきではないかとおたただしであります、現在田島地域の業務はすべて本庁で対応し、業務ごとに担当課長が責任者となって対応しております。議員ご承知のとおり、町では行政改革大綱に基づき職員数の削減に努めるとともに組織の簡素化を進めており、田島総合支所新設の組織改革は考えておりませんので、ご了解をお願いいたします。

次に2点目、大きな組織の中で機動性のある部長制をとってはどうかとおたただしですが、組織の簡素化を進める中で現在の行政規模、職員数等の総合的な勘案をするとともに、新たな職制の導入については現在のところ考えておりませんので、ご理解を願いたい。いろいろ改革、改革というか検討を進める中で必要とあればそのようなことも生じるかと思ひますけれども、現在のところはそうように考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等よりお答えさせていただきますので、よろしく願ひいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まず、役所も貸借対照表をつくるというような時代になりました。貸借対照表ですから、いわゆる財産の評価というのが非常に大事になってくると。私も今回そういうことで取り上げたわけでございます。財政系のほうでどういうふうに見ておられるのかなど。例えば私どもに、財産に関する調書という形で有価証券はこれだけありますよと、来年はどのような形になるのかなど、そこをまず1点お聞きしたい。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、財産に関する調書でございますが、これは法令に基づきまして決算の認定に際して提出しているものでございますが、この表記につきましては、おただしの中にありました財産評価をしたものではまずございません。町の会計につきましては現金主義といいますが、発生主義はとっておりませんので、過去において町が金額として支出をした出資金としての表記、これをしているということでございますので、結果的にバランスシート的な感覚からしますと実態的な数字にはなっていないということは、当然会計上の問題でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

それで、来年度どうするのかというお話がありましたが、これは当然統合されまして今現在清算をしておりますので、会社自体がもうなくなる会社もございまして、当然来年度の財産に関する調書の中では当該年度中の増減という中で減額という形で、収支の権利としての起債は削除するというようなことになろうかと思っております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 あと、総務課長に1つお聞きしたいのは、いわゆる出資という株券、これは私はこういうふう理解している。期限の定めのない預け金というふうに見ているんだけれども、その辺の解釈ですね、どういうふうにとっているのかなど。もしそうであるならば、預け金なんだから、倒産したわけでもない、みずから会社を清算したわけです。ですから財政係で持っている株券をその会社に持って行って、ぜひ預け金を返してくれと、こういうことが必要なんじゃないかなと思うんですけども、お考えをお聞きしたいと思っております。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

当然のことながら、株券として持っているものにつきまして、清算に伴って評価の上、額面どおりの実際の株券の価値はございませんので、当然減額という形になりますが、これは清算

のときにそれぞれ株券に相当する株の評価をしていただいて、それをすべて清算の時点で町の一般会計に入れるということで株券の処理という形を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私いつも大事なのは、出資したのに対しては会社がそうになったら仕方がないと、一方ではそれも理解できるんですけども、今回のそれぞれの3社をよく見ますと、やはり株主でそして会社の役員であるというような実態があるわけです。そこで非常に深くつき詰めると、いろいろな問題が出てくるなと思っている。そこで、ぜひとも私の希望からすれば、やはり専門家、専門家に一応どういうふうに処置していったらいいのかということをやぜひ相談されてはどうかと、こんなふうに思います。

1つは、なぜそんなことを言うかといいますと、つくったばかりに、先ほどちらっと言いましたけれども、3年で会社を畳むわけですから、幾らそれが今後統合するとかいろいろいっても、やっぱりこれは何かあるなと私はつい見ているわけです。だから、ここから先は非常に推定なんですけれども、3社のうちの2社は債務超過に非常に近かったんですね、放っておけば債務超過になって終わると。ところが、その前に解散して清算したと。そして統合というふうに持っていったわけですから、非常にいろんな物の考え方ができると。そこで、ぜひともいわゆる弁護士なり公認会計士なり、あるいは中小企業診断士でもいいです、この前改革プランのときにいたその人でもいいわけですから、ぜひとも実態はこうで、こういう場合どうしたらいいのかということをや、ぜひ町長にプロのアドバイスを受けてもらうようお願いしたいわけなんですけれども、町長の考えをお聞きしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 統合せざるを得なかった経緯については、私も議員と同じような認識を持っております。そういう中で、今後の対応としてプロに相談したらどうだと、そのようなことを申されましたが、私としましては、まず南会津第三セクター経営評価委員会というものを設置しておりますから、そういう中でまず検討して、そのような中でまたいろいろ必要事項とか課題がありましたらそういうこともあるのかなと、そのように考えております。

そしてもう一つは、やはり根本的には、先ほど私が答弁しましたように、町側にも責任があると、それから経営者には当然あるんですけども、町側にもあるんだと、そのようなことを踏まえた中で、今後このみなみやま観光のあり方、第三セクターのあり方、もちろんこの会津高原リゾートも20%何がしかの町の持ち分ありますけれども、そのような中で総合的な事業の

見直しとか、あるいは今後の検討、経営の方法というものを町も主体的な中で加わりながらやる必要があるのかなと、そのように考えております。

ですから、当面の結果の処理につきましてはそのようなことをございますので、もう少し評価委員会の成り行きを見守っていききたいなど、そのように考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私が今回問題に出したというのは、金額の大きさですよ。有価証券だって公金なんですよ。町民が汗水たらして一生懸命やって納めたお金にはかわりないんですよ。それが、この決算報告書で上がってきたこれの数値と財政系のほうで金額ぶつけると、1億4,699万とかなりの金額になっているわけです。それで、これだけの金額をうやむやにするというのは、私は非常にうまくないんじゃないかなと。うやむやという言葉は悪いかもかもしれませんけれども、町営住宅の使用料で懲罰をされたというか懲罰にかけられたと、今何人か不服申し立てをしておりますけれども、こちらのほうの公金に対しては、職員に対して厳しい懲罰が食らって、こちらのほうは1億何千万も公金が消えてなくなって何もないというのは、私は理解に苦しむ。ですから、非常に重要だなと、これが1つね。

そして、今この時期にどうかと言っているのは、これから続けるとまた同じようなことがふえる可能性がある。特に新しく今後は社長になる副町長に関しましては、私は今の状態が続くとなると、恐らく毎年、毎年スキー客が減っていますからいい状況はまるでないわけですから、そこを黒字なんていうのは私は非常に難しいと。ですから、私はここでも言ったように、もう赤字の分はやっぱりやめていかないと。雇用だとか何かと言っても、いずれだれかが責任をとらなくちゃならない。今回もこの1億4,000万円をきちんとしないと、これ町長が最終的に、大宅町長に今後責任負ってくる可能性があるんですよ、今回やることをやらないと。前にも私は言いました。法の上に眠るものは保護しないと、ここにつく。ですからぜひとも、今ちょっと難しい言葉使っちゃったんですけども、やるべき時にきちんと債権、債務を請求しておかないと、あのとき何で請求しなかったんですかと今の町長が言われる。ですから、そういう意味で、私は決していじめているとかそういうわけじゃなくて、今後予想されることを推定して牽制球を投げているつもりなんです。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに経営のあり方からすれば、私も議員と本当に同じような気持ち、そういう考えでいるんです。この出資金が減少したその内訳ということは、明確なものは今のところ持ち合わせて

おりませんけれども、ですけれども、今までそれぞれの会社が経営してきたこと、すべて無駄遣いだったとは私は思いません。そういう中で、やはりあれだけの人を雇用して、そしてこの町の情報を発信したり、産物を売ったり、そういうような活動もあったことは事実ですから、そういう中でどうしても事業として不採算部門というものもあったということも事実ですから、そういう中で経営者として町がこれをやってください、あれをやってくださいと言ってきて、それでやらざるを得なくて赤字を生んだと、そのような部分もかなり多く占めていると、私はそういう認識でいます。

ですから、今後は、先ほど申し上げましたように、そういうことを町が願いますというよりも、もう第三セクターの経営者にしっかりとそこら辺は経営分析していただいて、また評価委員もありますから、そういう中で今後の検討をしていただく。そして、みずからの中で雇用も生み出していくと、そういうような会社の組織に改めていきたいというのが今私の思いです。ですから、確かに、じゃ今後今赤字のところを削らしてやめたらどうだと、そういうことはもちろんありますけれども、たとえそれであっても赤字の度合いというものがどういうことなのか、内容がどうなのかということをきちんと検証しながら、精査しながら判断していきたい、そのように考えております。

現実問題としましてまだ細かい数字は私もわかっておりませんが、スキー場そのものの赤字はそんなに、修繕費は別ですよ、修繕費は別なんですけど経営としての赤字そのものの額はそれほど大きなものではない。むしろホテル業のほうが大きい、そういうのが今の現状として報告を聞いております。ですから、そういうことも含めまして、今度組織というか取締役もかわりましたから、またそれはいろいろありますけれども、そういう中で検討してもらって、きちんとした体制を整えて、また新しく一步踏み出す土台にしてほしいなど、そのように考えております。ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 本当にその姿勢でいいと思う。そして、今回何回も言うようだけれども、清算したことによって過去がわかるんですよね。私はもう4年間、合併して、わかるわけですよ。ですから、よく本当に精査して、こんなにかけていいのかと。この前過疎地域自立計画とかありましたね、私ちらっと言いました。総合政策課長がいろいろ説明してくれた中でちらっと私も言ったんですけれども、もう予定されているんですよ、お金こういうことに使いますと。何ぼ過疎債で7割返ってくるって、これが怖いんですね、3割は借金ですからね。今財政がちらっといいと言ったのは、たまたま国のほうから大きなお金が来て、繰上償

還して借金は減る、そしていわゆる18.何ぼ、要するにあの利率もよくなったということで、よかったよかったと言っているだけのことで、決して町民がふえたり税収が上がったりしているわけではないわけです。その辺は今回ちょうど清算したといういいチャンスですから、ぜひとも分析して、町長が決断して。

それで、町長にもう一つ申し上げたいのは、いわゆる夕張でも大鰐町でも時の町長はわかっているんですよね。だけど決断が下せなかった。この決断がおくれ、おくれでやっている間に、もう膨らんじゃってどうしようもないと。ですから、企業というのは厳しいです、本当に、冷酷なんです。ですから、私なんか頼まれてもやりたくない。なぜか。悪かったら人を切らなくちゃならないんですよ。これは切ないですよ。みんなこれをやった人は、定年まで待たないでみんなやめています。なぜか、自分で悪いような感じがするから。だから、今度副町長もなったというんですけれども、大変ですよ、これは。人を切らなくちゃならないということになるわけですから、脅かしではなくて、赤字は絶対だめなんです、許されないんです。そういうふうな気持ちでないと企業は成り立たないんですよ。ですから、その辺厳しく言って申しわけないですけれども、私はどっちが大事かといったら、この町の本体のほうが大事だから言っているわけです。ここからお金出すのもいい、だけどそれはやっぱり返していただきたいというのが私の考えです。

だから、期限がないけれども、相手が清算したということは期限ができた。期限ができたから、総務課としては預けた金返せということはしなくちゃならないんです、法的に。そして、それが返せないか返せるかというのは、向こうの取締役のものと会社の人が決めることですよ。ひょっとしたら中には、いや、やっぱり私も後ろ指差されるから返すという人が出てくるかもしれない。

私がわざわざ法務局へ行って、法務局高いですね、これ1部1,000円もするんですよ、とってきました。役員がI N Aだけが9名なんていうふうになっているんですけれども、私のこちらのほうの決算と違うかもしれまんせんけれども、何で多いのかなと。この人たちにとりあえず1回、預けた金返せというようなことで私はやるべきだと。これがこの清算の貸借対象が届けられたからといって、ああそうですかということではやっぱり済まないんじゃないかなと。ですからその辺のことをきちんとプロに相談したほうがどうですかというのが、私の先ほどの質問でございます。プロに頼まないと、それはそれで結構ですけれども、今度は少したてば時効が成立して、その時効の後には、今度は今の町長が、何であのときにそういう請求しなかったと今度逆にやられるわけです。法律というやつは非常に裏表ありますから、ぜひともそういう

意味で、私もいろいろちょっといろんなこと言ってしまいましたけれども、もう一度新しい社長さん、こういった状況を見てどのように感じたか、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

ただいま11番議員さんからのご意見を拝聴してまいりました。経営に対する危機管理といえますか、その点については全く同感だと思ってございます。しかしながら、この第三セクターに求められる最初のいわゆる会社の設立の目的が、いわゆる単に収益だけの追求ということではなくて、いかに地域に貢献できる会社であり、その会社が町全体の町内の企業のいわゆる経済の活性化につながっていく、あるいは雇用上の大きな役割を果たしているという意味でのいわゆる効果といえますか、存在価値といえますか、そこの大義名分もしっかりとやはり認識すべきものであるというふうに思っております。

しかしながら、冒頭言いましたとおり、だからすべて毎年、毎年が本当に赤字の経営でいいのかと、それは全く違う議論でございますので、そういったものを両方総合的に勘案しながら、まずいものについてはよくなるような経営といえますか、進めるのが当然だと思っております。当然、みなみやま観光株式会社というところにおきましては、さまざまな営業部門がございます。今はスキー場というテーマでご議論がありますが、当然黒字の部分の部門もございますので、そういった意味で地域貢献の部分、黒字の部分、赤字の部分、そういったものが総合的に判断されて今後の経営方針が定まってくるものと、私はそのように理解しております。

以上であります。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 いずれにしても世間の見る目は非常に厳しいし、議会の見る目も今度はまるで違うということだけは、容易に資金はなかなか出ないと。ただ非常に残念なのは、経営支援金なんていう、私は今まで指定管理のこと頭にあった。経営支援金なんていう変化球。やっぱり本当にたちごっこのような感じがしますよ。やっぱりあんまりそういうことはされないほうがいいと。そして、もしどうしてもそういうふうに必要なだったら、もう特別会計でも何でもつくって、第三セクターには何ぼ、あと一切出さないと、そのほうがよほど明確ですよ。ぜひそういったふうに考えてください。あんまりいっぱいある中から経営支援金なんてことではなかなかわからない、見逃しちゃう私らも。みんな全部見るわけにもいきませんから、ぜひとも余り小細工は余りしないで、やるときはきちんとした指定管理でやるとか、あるいは増資にしても裏づけのあるようにしていただきたいと、こんなふうに思います。

時間が余りないようですから、私はもう一度言いますが、ぜひ今回このことに関してはプロに相談してくださいと言っておきます。実は本当はもっとすごいことが考えられるんですよ。あえて言いません。言う、これ大変なことになるから、懲罰食らうと大変ですから言いません。ただ、ヒントは言うておきますが、株主は1人なんです、株主1人。株主1人で、株主総会でひとりでみんな決められるんですよ。そして、最終的に株主が株主総会で決めて、その結果、自分の勤めていた役場の含み損が生じたといった場合は大変なことになります。あえて何にも言いませんがヒントでございますので、そういうことがないようにね。

それから2番目、雇用対策協議会、議会からも4名出ているからいいじゃないかと、こう言うんですが、協議じゃないんです、きのう9番議員が言ったように、もう実行なんです。ぜひとも、例えば100ぐらいを想定して、そしてもう行く。いろんなつてを伝って、人脈でも何でもたどって行って、ぜひうちのほうに来てもらえませんかというふうに、私はそれしかないなと思う。ここ出身の人でもいい、大学の教授でもいい。そしてもう実行して、それはなかなか難しいですよ、難しいけれども、せつかくあそこの工業団地があるわけです。ですから、1つでも2つでも頑張ってみるとするのが非常に大事かなと。それこそスキー場でこんなに含み損だったら、その中の1割だけでもそっちのほうへ持って行ってもらえば、みんな議員の人だって、それを喜んでやりますよ。全部やるかどうかわからないけれども、例えば10社、東京とかあの辺ちょっと歩いて、お願いしますと、こういうふうに言えば行ってくれる人もいると思う。みんなが行くかどうかわかりませんが、ぜひそういう、もう実行、行動を起こすのみというふうに思いますが、その辺の考えを町長に。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これまた私も議員と同じような気持ちです。ですけれども、今の状況です。やはりそれを行うに当たっての、それがプロジェクトだと言われればそれまでなんですが、やはり町の今の雇用というか労働力とか土地とか、そういうことをどのようにするのかということきちっと準備をしてからでないと、来てくださいといっても、はい、来ます、じゃどうなんですとか言われたら、こっちはいやいや何にもありませんでは、それこそ行ってもね。ですから、そこら辺もきちっと対応した中で今後、確かに議員がおっしゃるような検討はしていく必要があると、そのように考えますから、もうしばらく時間をいただきたい、そのように思います。先ほど申し上げましたように、こういう中で今緊急雇用の対策ですけれども、安定雇用に結びつけるような努力をしていきたいと、そのようにこの間の会議の中でも申し上げました。ですから、そう

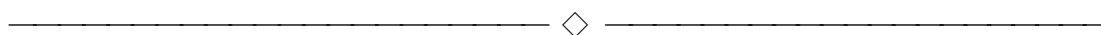
いう中でまた改めてそういう話も出して、少しでも前に進めるような、現実となるような方法を考えていきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 本当に町長も私らと同じように議員やっていて、今度、町長になったわけですから、気持ちはわかるかと思いますが、本当に私らのときに大分なくなっただけで新しいのが入ってこないと、非常に負い目を感じております。ぜひとも、町長のところにもいろんな企業からも来るでしょうし、それから、もしどうしても行動起こさなくちゃならないというようなときには、ぜひともいつでも応じたいと思いますので、その辺に力を入れて。今の例えば高校生、高校2つあるんですけども、卒業したらみんな行くというよりは地元に残りたいという人も多いわけです。この前の二十歳の人アンケート、その二十歳のアンケートを見ても、地元に戻ってきたいという人もいるわけですから、ぜひともそれにこたえられるような、そういう施策づくりと一緒に行動を示しながらやっていきたいと、こんなふうに思います。

一応あと3番目は、これは町長のやりたいようにやればいいわけですけども、私は磐梯が大体同じぐらいの規模でやはり部長制とっていると思うんですよね。そのほうがかえって物すごくいろんな意味でいいのかなと、そういうふうに思いましたので、その辺は導入の考えはありませんと、こう言うから全然ないんだらうけれども、ぜひとも検討していただきたいなということで、一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、11番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○渡部康吉議長 次に、12番、星登志一君の登壇を許します。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 議席番号12番、星登志一、通告に従い3点ほど一般質問を行いたいと思います。

11番議員と関連質問のような感じになりましたけれども、私は私なりの目を見た感想あるいは提案をしていきたいと、こんなふうに思います。

まず、1番目に雇用対策の予算化についてであります。

これは私が議員になった平成11年以降、常に課題にしてやってきましたけれども、いまだか

つて雇用に対して予算がこれといったきちっとした予算がついていないと。これは歴代の町長のやってきた職歴だとかそういったこともあるかと思いますがけれども、今度新しくなった町長はどのような考えを持っているか、少しおただしいたいと思います。特に緊急雇用対策については、町はさまざまな対策を行ってきましたけれども、いわゆる継続的な雇用対策の姿は見えていないという町民の声が非常に大きくあると。そこで町長にお尋ねいたしますが、来年度の予算に向けて町は本当に具体的な雇用活動の計画があるのかどうか、まず第1点お伺いをいたします。

2点目は、第三セクターの経営方針ですね。これは、当町の第三セクターは、私は地域振興型、いわゆる雇用あるいは地域の経済の活性化のための町の政策であったと、こんなふうに考えておりますけれども、町は基本的にどのような考えを持っているのか、それについてお伺いをいたします。

3つ目、非常に大事な問題だと私は思っておりますけれども、最近高校卒業して新卒で入ったと、そういった方々がその後の経過を見てみると、3カ月以内にやめている人が非常に多いと。それはなぜかという、新しい組織の人々や組織になじめないと、要するにコミュニケーションを自分でとれないというような問題があると。あるいは、中学校、高校といわゆる指示待ち症候群と言われるような教育を受けた方々が、社会に出て対応する力がないのではないかと、こんなことがありましたので、中高一貫教育の今までの成果と今後の方針について、特に新規卒業者やそういったものへの対応ですね。ですから、今後の中高一貫教育の中で、年下の面倒を見ることやあるいは先輩を敬う心が自然発生するような交流を私は進めるべきだと思っておりますけれども、中高一貫教育の成果と今後の方針についてお伺いをいたします。

以上、演壇からは以上の質問であります。再質問については自席より再度ご質問申し上げたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、雇用対策の予算化に関しまして来年度に向けて具体的な雇用活動の計画はあるのかというおただしであります。今後の計画といたしましては、先日開催いたしました南会津雇用対策協議会で協議いたしましたように、介護施設の設置に対する支援や新規就農における支援、地場産品展示販売施設の開設による雇用の場の創出や既存企業等への支援など、安定雇用へ向けた取り組みについて検討してまいります。町内の雇用状況は引き続き厳しい状況にあるとは認識しておりますが、関係団体との協議を踏まえ来年度の予算化につなげてまいりたいと、

このように考えております。議員も南会津雇用対策協議会の委員でありますので、ぜひともご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、第三セクターの経営方針に関するおたただしであります。昨今の厳しい経済状況をかんがみますと、本町の第三セクターは貴重な雇用の場であり、また地域の資源や経済を循環させる役割を持つものと期待されております。これら役割はより一層高まっていくことと思われませんが、これまではこれらの面のみが強調され、会社が本来取り組むべき収益事業と地域活性化のための公益的事業の位置づけがあいまいで、結果として赤字経営となるケースが多く見受けられました。そのことから、今後は地域振興等のいわゆる公益的事業も重要な位置づけとしながらも、その検証をしっかりと行い、会社の経営という面を主眼として地域振興事業を進めていく、そのように考えておりますのでご理解をお願いしたいと、そのように考えております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項は担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、中高一貫教育の成果と今後の方針についてお答えいたします。

田島地域において平成17年度から県立田島高等学校と田島、檜沢、荒海の町立3中学校により連携型による中高一貫教育が進められてまいりました。この連携型は、教員、生徒の交流などにより学校間の連携を深めながら、中学校、高校の6年間を通した計画的、継続的な教育を目指すものであります。授業内容の大きな柱の一つは基礎学力の向上であります。交流授業では英語と数学の授業において中高の教員が2人でチームを組んで指導に当たっております。これにより個々に応じたきめ細やかな指導ができ、また、高校の学習内容を取り上げることでより高校受験に対する生徒の意欲も高まっております。

2つ目は、先ほどから出ておりますように、議員の質問の中にもありましたけれども、環境教育等を通じた地域理解に関することではありますが、草花栽培学習では、中学生と高校生が一緒になって指導を受けながら花壇をつくることにより、参加者の交流を深めながら愛校心を養い、後輩の面倒を見るということにより参加者の交流を深めながら愛校心を養っていく、そういう中で後輩の面倒を見たり先輩を敬う心が培われていくと考えております。

3つ目はキャリア教育に関することではありますが、高校訪問や高校教員による進路講話、さらに進路学習ノートの活用などにより、中学生が高校生活を身近なものとしてとらえることができ、自分の進路に合った高校を幅広い選択肢から選ぶ意味で大変参考になります。また、高

校の入学選抜では、全県型選抜として1期選抜の別枠募集定員枠を設け、本年度は全校募集定員の50%に当たる60名が連携中学校から募集定員として、実際には田島高校に合格されたのは66人となっております。

こうした中高一貫教育を行った成果として、1点目として、学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し社会性や豊かな人間性の育成、2点目としては、安定した環境の中、6年間の学校生活を送ることができます。3つ目として、進路指導や生徒指導の連携、4つ目は、部外活動の交流や連携などが挙げられます。また、その事業推進を図るために、檜沢、荒海、田島中につきましては、各1名の加配教員として1名定数より多く配分されております。また、高校につきましては2名の加配教員が配置されております。

なお、今後の方針といたしましては、学校だけの活動ではなくさまざまな問題を解決することが困難な状況にあることから、地域の各種団体との連携により新体制を構築し、田島高校に進学してもらうための環境や意識づくりにも力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、雇用対策について再質問をさせていただきます。

実は確かに町長おっしゃったように、私も雇用対策の協議会のメンバーになっておりますけれども、実はこの前には冠が緊急雇用という冠で全然開かれていなかったものですから、9月8日にいきなり招集命令が来たものですから、もう自然消滅したのかなというような感じで受け取っておりましたので、今回確かにこの前1回会議はやりまたけれども、それは顔合わせということで、今後のきちとした方針が出たわけじゃないので。町長の初仕事は予算をつくったときから始まるのかなと、そんなふうに思いますので、細かい数字は私は今回申し上げませんが、その予算化に向けて雇用の面で再質問させていただきたいと思います。

実は先ほど隣の秀春議員も言ったように、やはり東京に出て行っても帰りたいたいと思っている人は非常に多いと。これは私が平成10年か11年ごろ若者定着促進協議会というのがありまして、工場に働いている者のメンバーの代表として私が出ました。そのときもアンケートをとったところ、やはり地元で働く場所がないと。その後、旧田島町の新10カ年計画のときにもアンケートをとっているはずですが。それから、私が議会議員となった後に、議員の定数問題化で約1,000件ほど無作為でアンケートをやったときに、その中の1項目に入れたアンケートでも、

相当数の職場がないと。常にアンケートをとるたびに職場がないということが第1の課題であったんですけども、13年たった今でも職場がないと。私が議員になってからでも、これが雇用対策だという予算も私は見たことがない。

そこで、ぜひとも今回新しく町長になられた大宅さんには、これが私の雇用に対する予算ですと、例えばパンフレットをつくるとか、あるいは雇用対策の基金をつくるとか、具体的に予算として、あ、町は本気でやっているんだというような予算をつくってもらいたいと思いますけれども、現在の町長のお考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

実は私もこの件につきましては、議員のときに質問したことがあります。そういう中で、やはり今まで、合併しましたから南会津町になりましたけれども、どのこういう地方の地域というのはみんな公共事業が頼りだったんですよ。あるいは先ほど企業誘致の話もありますけれども。私はちょっとそこら辺にちょっと違和感感じていまして、じゃ地元の人たちにはどういう対応してきたのかと、それを常々思っていたわけです。そういう中で、結局公共事業が最盛時の40%ぐらいまで落ち込んでいる。そして、皆さんもご存じのように、進出されてきた企業が、リーマンショックが一番きっかけになりましたんでしょうけれども、でもやはり世界の経済情勢が厳しい、そして日本の賃金格差の中でどんどん海外にも出て行く、法人税の問題もあります、そういうふうなもろもろの問題の中から、こういう地方からいち早く手を引かれる企業が多くなってきた。今日本の中心でさえ、そのような状況が起こっていると。そのようなときに、じゃ何がこの地方大事なのかと、そういう思いで、自分はじゃこの南会津地域はどういうふうなことを振興していったらいいのか、そのことを思って質問したことを今思い出しております。

そういう中で自分としましては、先ほども申しあげましたように、やはりこれだけ地域が介護とか、これは全国的な動きもありますけれども、そういう部門でも雇用を求める、要求もある。そういう中で、あとはこの地域で一番地元ということを生かせるのは何だろうと思ったときには、やはりこれだけ周囲にある山林ややはり今まで農業というものを頑張ってきた、そういうことに雇用の場を求められないだろうか。そして、また今、南会津町内にある地域資源を、どのようなものがあるのか、そのようなこともきちんと調べて、そしてそれをよそに、地産地消はそうですけれども、地産外消といいますか、そういうことを働きかけていくと、そのような活動ができないだろうか。また、南会津郡内の町村とも連携しながら、そういうこと

も一緒にできないのかと、そのようなことを今後考えていきたいと。

そういう中で、具体的には先ほども申し上げましたように、介護施設の開設等の計画もありますし、それから今度289号の田島バイパスのあそこにも を建設していますから、そういう中で、なかなか何十人とか何百人というような雇用は望めないにしても、一つ一つ地道ではありますけれどもそのような努力をしていきたい。そしてUターンされる方には、きちんとした対応の中で希望を持った農業ができるような体制を整えたい。あるいはまた町内、またはこちらに来られて起業されるような方には、それなりの支援体制は整えていきたいというようなことを昨日も申し上げました。そのような体制の中でまちづくりをしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それではまず、今緊急雇用対策で働いている人たちが非常に不安だというような話も聞いていますので、それとあわせて2つほど再質問いたします。

まず、緊急雇用対策は、多分これ国のほうから推進費の名目か何かで交付税が出ていると思いますけれども、23年度は幾らぐらい使える予定なのか。このぐらいまた同じような対策をできますよという金額がわかれば、今働いている人たちも安心して、また来年も使ってもらえるのかなとこんなふうになりますので、その辺の金額、それから使い道を、今わかる時点で結構ですので、ひとつお答えいただきたい。それともう一つは……、一問一答でいきますか、その点についてお伺いいたします。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

現在の基金につきましては、基金条例で平成23年度までということになっております。現在の基金残高がおよそ5,400万程度でございます。今年度県と町の基金、一般財源含めて約2億投資していますので、まだ県のほうも、新聞等で報道がありますように、国から今新たな財源がおりようとしております。その辺のところの動向がちょっとわかりませんが、できる限り雇用を継続したいというふうに思っています。ただ、緊急雇用の場合、ふるさと雇用というある程度継続する雇用と、緊急雇用という6カ月限度で更新1回限りというところがありますので、それで雇用されている方については期間が終われば終了、新たな仕事についていただくということになりますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今のはデスクワーク的にはわかるんです。これは半年しか使えな

い基金だとか、いろんなことがあるだろうとは思いますが、私は今働いている人が非常に不安になって働いていると。なるべく今働いている人は、基金がこのぐらい残っていますので、また町のほうとしては新たな事業を見つけて何とかしてあげたいと、そういった計画を早くに出してあげるべきだと思うんですよ。これは精神的に、いつ自分の職がなくなるのかなと言いながら働いているのと、ああ一生懸命やればもっと別の事業で使ってくれるのかなという期待感を持って働くのでは、これは役場の人たちはそれは月給式だからいいけれども、本当に緊急雇用で働いている人は不安だと思いますよ。だから、確定しなくても、もし多少国のほうから出るお金が見積もりより少なかったらば、その分は一般財源から回すとかね。今回だって相当借金をしないよという事で町債は大分抑えているわけですから、返す金額は相当やっている。これはもう特例債が来る27年まで何とかしようという事務局の気持ちはわかりますけれども、多少その中で5,000万とか1億使ったって、我々議会はだれも言わないと思いますよ。ですから、なるべく今働いている人が不安にならないような、例えばもう9月か10月には国会のほうでまた臨時に出してくるはずですから、であれば11月の広報あたりで、そういったことはそれこそ専決で町はこういう手を打ちますよというようなことを広報に載つけるぐらいなことをやっぱり考えてあげたらいいんじゃないかと、私はこう思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに、今緊急雇用であと半年とか何カ月しかないよ、そういう思いの中で仕事につかれている方、本当に大変な状況にあると私もそう思います。また一方では、仕事を見つけたくても見つけられない状況でおられる方もたくさんおられることも重々承知はしているつもりです。

そういう中で町が本当に早急に対応しなければならない、そのような状況にあることも重々わかっているんですが、そういう中におきまして、私が町長に就任させてもらってから、住宅支援事業とか、そういうことが皆さんいろいろ話題になりました。でもある意味、確かにいろいろな業種によっては偏っておりますけれども、やはり開店休業のような、ある意味失業のような状況の中でおられたわけですから、そういうことも一つの今後のこのような対策かなと、そのような認識を持っております。そういうような中で、当面次々と正直自治体が仕事をつくり出すということは、かなりいろいろ幅も制限あったり、厳しい事情かなとも思いますけれども、その事情は重々わかりますから、今後緊急雇用の対策会議の中でも、やっぱり先ほど申し上げましたように議員も委員でありますから、そういう中で一緒に相談させてもらいながらこの対

応に努めてまいりたいと、そのように考えております。ですから、そういう中で今精いっぱい町はまた来年もそういう意味では支援事業をやるということを決めておりますから、そのようなことを活用しながら、皆さんにぜひともこの今の状況を理解していただきながら、私どもも一生懸命努力していきたい、そのように考えています。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 雇用問題については、多分これから相当煮詰まった話になってくるんだろうと思います。やはり先ほど11番議員も言ったように、今までは町は第1歩、企業誘致に対しても一歩も進まなかったわけですから。進めよう、パンフレットをせめてつくりましょうと。そうすれば我々議員がどこかへ行ったときにも、そのパンフレットをもとにいろんな情報を得てきましょうと。そのパンフレットさえも町はつくらなかつたわけですから、まずはパンフレットをつくっていただきたいと、私はこう思います。そうすれば、我々議員だってそのパンフレットをもとに、こういう情報があったからといって町のほうに上げることができるわけです。何にもないところで話をして、情報持ってきて、こうですからと町のほうに上げて、いやうちのほうはやりませんと言われたらそれっきりですから、せめて町も企業誘致に対して活動をしていますよというあかしとして、やはりパンフレットぐらいはつくるべきだと思います。

それと雇用に関しては、やはり林業、それから農業、地場産業ですね、まだまだ金を出せばうずもれているところがあります。私も議員やってもう11年とちょっとになりますので、いろんなところに研修に行かせてもらいました。道の駅の生かし方もまだまだ町は中途半端です。そこで、私はせめてパンフレットだけでもつくってほしいなと思うので、町長の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 パンフレットをつくることをいろいろ、どういう条件というか、町の状況もしっかり踏まえながら、そのようなことはぜひともやる必要があると私も認識しておりますから、そういうことは今後早急にやっていきたい。これをつくるためには、やっぱり町の状況も、今どのぐらいのことができるのか。ただ新成人者に対してのアンケートは確かにありますけれども、町の状況が全部把握されているのかどうかも踏まえて、そのようなことに対応していきたいと、今後考えます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、第三セクターに移ります。雇用対策のほうは、パンフ

レットだけつくってもらえば第一歩だと思いますので。

第三セクターについては、これは町長見ているかどうか、これは「地方議会人」、2009年5月、去年の5月号ですね、ここに大特集が組まれております。これの30ページに、中で特に重要なのはというような文言の中、情報公開と評価システムが十分でないと、第三セクターは。外部組織がそれをもう一度評価するのが望ましいものの、議会は地域事情にも強いわけであるから、みずからの評価力を高め三セクの経営推移を評価、監督をし、地域に根差した健全な組織を維持すること、要するに議会がもっとチェックしろということを言っているわけです。そのためには、いろんな情報を第三セクターからいただきなさいと。それは、議会議員というのはこの地域の事情をよく知っていますよと。東京やいろんなところから来た第三者の会員の方たちよりは知っているはずだと。こういうことを踏まえると、我々議会もまだ力不足かもしれませんけれども、やはり議会としても相当力を入れざるを得ないと、こういうふうに思います。

そこで、私は、第三セクターをチェックするときに地域の振興型かということを知りたいわけですね。そこで1つ大事になってくるのは、私が今まで第三セクターを見ていると、まず社員の教育がなっていないと。これは後から副町長、専門家が隅から隅まで読んでください、大体我々が研修に行ったことのいいことはほとんど書いてあります。特に、葛巻、ここの町長は昔ここの公社の常務だったか専務をやっている人です。その方は、トイレの磨きから全部やって、今相当の黒字を出しているところですよ。葛巻全体でもいろんなやっぱり紆余曲折はありましたけれども、今は全国で最たるものです、第三セクターの運営方針は。それはやはり社員教育だと言っているんですよ。要するに前例主義じゃないことをやらないと、社員の働く意欲がわからないよということを言っているわけです。それについては、この本をじっくり全部説明するわけにはいかないですから、後からゆっくり副町長に読んでいただきたい。

今この本を読みながら考えると、やはり社員の研修がなっていない。どこに研修に行っているんだよと。私たちは三重県の、今で言うと伊賀市になりましたけれども、もくもくファームだとか、あるいは大分県の大山町だとかいろんなところに研修に行きましたけれども、ほとんどああいうところは働いている人がアイデアを出して目標を持ってやっているんです。今の第三セクターの社員の方は、私は社員が悪いとは思わないんですけども、やっぱりトップ、町の方針が悪いんだと思う。入れば自分の給与は安全だと思っているから。その会社に勤めたら、いろんなことを改善して、その会社の規模を大きくして、後輩が今度は就職で入ってこられるようにしようという、そういう目的意識を持ってやっていけば、私はもっとよくなると思いま

す。

特に感じたのは、たまたま今回緊急雇用でサンノウお茶屋、あれたしか緊急雇用で採用しているでしょう。私はあれを、あそこでやっているところを最終的にあそこでいろんなメニューをつくって、要するに農家レストランが大きくなればいいなと思ってあそこに行ったんですよ、現状どうですかと。そうすると、あそこの従業員が言っているのは、私たちもいろんな料理の研究をしたいんだけど、材料1本1本買うのに上までいかなければいけないと。上というと、その上の上司の人は結論が出せないから、また上に行くわけです。料理1つのメニューつくるのに、材料費を買うだけであっても上の上までいかないと行動できないようでは、私は困ると思います。だから前の社長に、10万円ぐらい1年間、材料費として商品開発料あげなさいと言ったけれども、それをやっているんだかやっていないんだかわからないけど。だから、社員一人一人は非常にやる気がある人が結構多いんですよ。だから、その社員たちがやる気が出るようなやっぱり組織をつくっていかねばいけないと。そのためにはどういったことがいいと前から言っているように、やはりみんなが意識を同じくするように、何かの運動をやることですよ、やっぱり。PDCAをどう回そうかなと、今ようやく役場のほうでやっていると思います。今後そういった意味で、副町長は第三セクターの社員教育をどこに力点を持ってやっていこうとしているのか、その点をお伺いいたします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 答えいたします。

社員に私自身が求めたいというご質問かと思いますが、会社がやる地域の地域視点という見方、それから顧客視点、それから社員の見方、それぞれの見方でそれぞれ皆さんの考え方が変わったりしていくわけですが、社員については自分たちが与えられたポジションにおいて、それがいかに自由に、先ほど私たちはこうやりたいんだけども上に上に聞かないとなかなかうまくいかないんだという今事例のお話がありました、役場で言えば係で問題が合意形成されて、係の単位でのいわゆる当然課長であるか部長であるか最終的には決裁が必要だと思っておりますが、係での合意形成については、基本的に課長さんなり部長さんなりはその調子で自由に活動してもらおう。そういう方針といいますか、それは大変重要なことだというふうに私は思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 あそこもやはり第三セクター、民間型のことでやっていかないと、やっぱり私はうまくいかないと思うんですね。私も見ていると、やっぱり今のままではあと2

年、3年もつかなという雰囲気だと思います。ただ、これから改善すればよくなる要素は十分ありますから、もう後から葛巻の見てもらおうとわかりますけれども、あれと現実を見てもう夢はいっぱいありますから。ただ、その夢を膨らませたり現実にするためには、やはり組織の教育が必要だと私は思います。みんなが同じ方向に向くような運動をしないと、あの人は好きだからああいう運動をやっているはではなかなか会社は一致団結できないと。ですから、例えば一般の会社でいえば、QC活動だとか、あるいはPDCAだとか、みんなで話し合いをしながら物事をつくっていくというような方向をぜひやってもらいたいなど、こんなふうに思いますけれども、何かそういったみんなが一つに、何でもいいと思います、私は、QCでもワークショップでも何でもいいと思いますから、グループの人がまとまって会社を一つの方向に導くんだという礎になるような運動をやってもらいたいと思いますけれども、副町長の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 昨日も、みなみやま観光株式会社の社長についての所信ということでお答え申し上げましたが、最初に会社全体の組織の機能がきちりと果たせる役割をしたいというふうにお話をさせていただきました。基本的に今ご提言ありましたように、社員全体全員が発言できて自由闊達に協議が行える雰囲気をきちっとつくるということも会社の皆さん、職員の前でもお話をさせていただきました。基本的にそういった姿勢で頑張ってもらいたいと、そのように思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 第三セクターは本当に当町にとっては大事なものですから、我々も持っているだけの知恵はいつでもご提供申し上げたい、あるいは一緒になって汗水をたらしでもいいと、私はこんなふうに思っておりますので、ぜひとも議会にも詳しい資料を与えていただいて、ともにやはり議会も行政も一緒になって第三セクターを伸ばしていくんだというぐらゐの気構えでやってほしいと、こんなふうに思います。

それでは、中高一貫教育についてお伺いをいたします。

実は、私は先ほど教育長の話聞いていて、どうもまだ前例主義というか、県だとか向こうから一応中高一貫教育はこんなふうにしなさいよという多分ひな形が来ていると思うんです。ただそれにどうもとらわれ過ぎているような気がします。これは私の思い違いかどうかわかりませんが、私がつこく言っているのは、これは自分の経験から言っているんですけども、昔やはり中学校時代に上級生の人と一緒にクラブの合宿やって、何かそれがきっかけに

なって自分がいろんな発言するような度胸も植えつけられたし、ほかの組織に行って話すときにも勇気を持って話せるような、何かそういった体験をさせてもらったなど。

今回、高校終わってもすぐやめちゃうという人は、どうもそういった体験が少ないために全く知らない人と話すときにはおどおどしてしまうということであれば、これは前町長のときも言いましたけれども、中学校であれば田島地区で言えば荒海中学校だとか田島中学校だとか、そういった人が一緒になって同じクラブで合宿ができたり、あるいは高校生と中学生、特に田島地域はレスリング等非常に盛んですから、そういったことを通じて精神的に強い子を育てるような、やっぱり中高一貫のシステムづくりをすべきじゃないかなと。要するに今のシステムは、こういうことやりましょうと日にちが決まっちゃっているわけですよ、メニューも。そういうことだけじゃなくて、突発的なことに対応できるような事業を私はやって、要するに自分たちで考えながら生活を送る、あるいはクラブをするというような雰囲気をつくらないと、常にメニュー、メニュー全部つくってもらってやっているんで、社会に出てから自分で考えて行動するということが苦手になっているんですよ。それがいわゆる一般の社会で新卒を雇うと指示待ち症候群だと、今の人は何か指示されないと動かないと、一生懸命やるんだけど指示されないと動かないということにつながると思うんです。そういったことも踏まえて、町独自の中高一貫のシステムをつくるべきじゃないかと思うんですけれども、教育長の考えをお伺いいたします。

○渡部康吉議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり、今現在実施している中高一貫教育につきましては、県等のほうから内容が示されており、その内容に沿ってその中から中高の先生方が中心になって選択しながら授業を実施していくというような形になっております。それで、議員がおっしゃられるように、子供自身が自分たちで考えて、あと自分で行動するというような形には今のところなっておりません。

ただ、今現在は中学生と高校生が一緒になって演劇鑑賞をしたり、あと草花の手入れをしたり、そういう中で先輩、後輩の交流が深まってきておりますし、そういう中で授業を推進されているわけなんですけれども、今、議員おっしゃられた、子供たちが社会に出て自分で考えみずから行動できるようなシステムを構築していったほうがよいのではないかなというような考えは、私も今の子供たちはやはり上からの指示がなければなかなか動けないというのが実態でありますし、そういうことを考えると、さらに中高の連携を深めながら一体となった、子供たち

同士、昔は子供たちがどこの地区にもいっぱいいたものですから自然と遊びとか交流が生まれてきたんですけれども、今は各地区に子供たちの数が減少しておりますので、なかなか神社や川で遊ぶというような形にはなっていないので、その辺については議員の意見をお聞きしながら、また活動の中で町の教育委員会の事業の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ぜひ当町独自の中高一貫教育に育てていただきたいと、こんなふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、12番、星登志一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。昼食休憩にいたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高野 精 一 議員

○渡部康吉議長 それでは、3番、高野精一君の登壇を許します。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 では、通告順序に従いまして、3番議席の高野精一がこれから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新町長になって最初から何だかんだとあり、大宅町政を大変心配していた一人でありましたが、執行体制も決まり、町長も一応は落ち着いたのかなと思っておりますが、事業見直しもあり、三セクの人事もかわり、町民の期待も大きく膨らむのかなと思っておりますが、副町長い

わく、時間をくださいということから、時間をかけて町政をやっていただければいいのかなと思います。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきますが、先輩議員に一言申し添えますが、再質問のときに多少のずれがあったときはご容赦願いたいなど、こう思います。

農業行政について。

近年の農業、農産物の生産は、その生産方法の一つとしてオーガニック農法が取り入れられ注目を浴びています。しかし、この農法は山間高冷地の当町においては、農地、作物品種、病害虫問題等、環境的に難しいところがあることも承知しております。米を初めとする食料は、人間が生きていく上で不可欠なものとして認識しております。私は、安全・安心の観点からも一つの農産物生産方法としてすばらしい農法と思っておりますが、町としてはどのような見解、認識を持っているのか伺います。

私の知人で新潟県の長岡周辺では、農業を経営するに当たり個人、団体がそれぞれ法人化をして、農業、農家経営の改革に取り組んでいるとお聞きしております。しかし、雪国地方の大半の農家は、冬期間の農産物の生産、販売については非常に困難を来しております。そんな中、対策の一環としてハウス栽培による農産物、中では野菜を中心にした生産をされ出荷をしていると聞いております。同じような環境の南会津町を考えれば、暖房が必要であれば山林の手入れなどによる間伐材を燃料として、水が必要であれば当管内はある程度豊富であり、団塊の世代の方々初め多くの雇用、労働力も確保できることを考えると、冬期間の農産物の生産も可能だと思います。冬期間におけるトマト、アスパラ、花卉に次ぐ新たな農産物の生産初め園芸作物の振興について、町の考えを伺います。

2点目として道路行政についてお伺いします。

町長は就任時の所信表明で、人、物、自然、環境を大切にしたいと言われました。年間を通じて安全・安心の生活環境を考えれば、現代の車社会と言われる今日、冬でも安心して通行できる道路の整備、環境づくりはすべての地元住民の願いでもあります。

そこで、1つの路線ではございますが、中荒井から栗生沢線のグリーンシーズンは非常に利用率の高い道路として私は認識しております。しかし、現状、冬期間は通行どめ状況となり通行できません。冬期間通行できれば、企業等への通勤として、買い物等の生活路線として、また田島から栗生沢路線の一朝有事の際の迂回路としての役目もあることから、年間を通じて通行可能にすべきと思います。さらに、防災道路としての役目もあります。気候変動の激しい近年は、いつどこで大きな災害が発生するかわれども予想がつきませんし、土砂災害などによって

孤立するような集落はつくってはいけません。町長の社会資本の整備に係る基本的な考えを伺います。

壇上ではこれで終わりますが、また自席において質問させていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業行政に関する1点目、オーガニック農法の見解、認識についてのおただしであります。食の安全・安心への関心が高まる中で、農業の振興に当たっては安全性の確保や環境への配慮を行いながら消費者に信頼される農産物を安定的に提供していくことが重要であると考えております。町内での取り組みはまだ個人や小グループの取り組みが中心であり、一定量を定期的に安定供給できるだけの生産、出荷体制が整っていないという課題や、消費者に理解してもらえるPR活動が必要と考えていますので、今後は生産現場における技術的課題を解決しながら収量、品質の向上と供給の安定化を目指すとともに、新たな販路の開拓や集荷及び販売体制の構築等に向けた各種支援等を行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、冬期間における園芸作物の振興についてのおただしであります。雪国の本町においては積雪時の冬期間の農業、雇用、農家収入の確保は大きな課題であります。昨年度伊南地域と南郷地域に地場産材による雪国ハウスをそれぞれ1棟ずつ建築し、土をヒートポンプによる温水で加温し、間伐材を使ったチップストーブで室内を暖房する雪国農業の実証事業を行いました。維持経費に対して販売金額が少なく、採算面で大きな課題が残りました。本町の厳しい自然条件の中で冬期間における農産物の生産につきましては、慎重に対応すべきと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、道路行政に関して林道中荒井栗生沢線の冬期間通行どめについてのおただしであります。本路線は急峻な山岳地帯であり人家がないことから、除雪車及び通行車両の安全や安心の確保が困難であること、また冬期間においては生活路線や迂回路として県道黒磯田島線及び町道水無小出原線の通行が確保されていることから、現在のところ除雪路線としては計画はございませんが、冬期間通行どめの期間の短縮については今後考慮していきたいと、そのように考えております。

それから、社会資本の整備であります。当町にとってやはり安全・安心、それから皆さんが本当に住みやすい地域だなど、そのように感じていただくためには、まだまだ不足している面がいっぱいございますので、今の実情を見ながら、それを検討しながら、社会資本整備には極力努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願

い申し上げます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大体予想していたというか、大体私が思っているような答弁だなど、こう思いましたが、見直し事業の中において1つ議会始まってからもらった資料に、このオーガニック推進協議というのがありました。私はこれの中身において、このオーガニックの指導がどのぐらい地区によって——任命された人がいたわけだから——どのぐらいの指導力があつたのかなということの検証をちょっとしたいなと思って、この質問に挙げたわけですが、今回この事業見直し検証の中にこれが入っていましたので、私も異常天気の中でオーガニック農法をやっている人のところを見てきたらば、すごく稲が草に負けているという状況の中にありますから、なかなかこれは難しいものだなと思いつつ質問いたしました。

それで、伊南と南郷でヒートハウスというか、2棟つくった中で、経費の問題が大変大きな問題だったということになりますから、それは大体生産力としてはどのぐらいあつたのか、それをひとつ聞いてみたいと思うんですが、現実的にこの経費はすごくかかったけれども、生産としてはどういうものができたか、ちょっとお伺いしたい。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

雪国ハウスの質問だと思いますが、伊南と南郷のハウスの栽培については、まず実証試験ということで昨年始まりましたので、なかなか室内の温度が上がらないという問題もありまして、大きくできたものはハウレンソウとかチンゲンサイ、そういったものが冬期間に生産されましたが、それがまだ販売までにはまだ至っていませんので、まず室内で冬にその作物ができるかというようなことの実証のみでありまして、そういった試験的にできるかどうかの検証に終わっていた段階であります。

以上であります。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 そうすると、これ実証した段階だということですが、これは実質で上がったことは間違いありませんか。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 はい、農作物が確かにハウスの中で間違いなく作物が生育するかどうか

というような実証でありました、昨年中は。

以上であります。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 実を言うと、このアスパラが田島地区で生産が始まった時点で、冬、電気によりアスパラを栽培した農家が実は今から25年ぐらい前にあったんですが、確かにアスパラは生育したんですが、その電気代の問題がかなり農家に対するコストにすごく負担をかけたことから1年でやめてしまったという実績があったんですが、そうすると、この今の話の中でハウレンソウ、チンゲンサイ、これ実質育ったのか育たないのかということだけは、ちょっと1点、もう一回お願いします。実証と言っていました。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 実際できた物を役場のほうにも持ってきていただきまして、農林課のほうでも確認しておりまして、確かに成長はしておりました。

以上であります。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 この農業というのは、時代の中においてはすごく人間にとってはこの肥料がだめだ、何がだめだと言いながら、やっぱりそういう過程もあるから、それじゃ昔の農法というか有機農法に切りかえて、このオーガニックも必要なのかなという言い方もありながら、こういうふうにして変化してきているんですが、この今の農業は、私が10年間この稲作をやってきた中で、感じる中では、1年、1年が農業というのは違うんですね、毎年、毎年、その気候によっては。そうであれば、私はやっぱりこの冬期間の農家の収入ということを考えれば、水を地下水というか月山系もあるし、そういう中で南会津というのは水が物すごく豊富に地下水というのがあることから、その水を絡めたハウスとか水耕栽培とか、それを年間を通して収入を農家に与えるというようなそういう計画が物すごくあれば、農家は生きていくような感じがするんです。水を利用した作物というのを町のほうではどのように考えているのか、ひとつ伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

当地域での農業のあり方、そのベースになる話だと思えますけれども、私は、これは去年からオーガニック農法、オーガニックはその前からですか、冬期間のハウスを利用した農法、その実証実験ということで昨年から行われておりますけれども、実際私もそのハウスを見に行っ

てまいりました。確かに実証実験というだけあって、いろいろ中にありました。10本ぐらいから1坪ぐらいからの面積。それで実際感じましたこと、実際作物にはいろいろな性質がありまして、光を必要とするもの、温度を必要とするもの、あるいは総合的に必要とするものと、こうあるわけですが、そういう中で考えたときに、やはり当地方では冬期間を考えればやっぱり光を必要とした物に対してはなかなか厳しい状況にあるのかなと。温度はある程度合格できると思うんです。そういう中で冬期間、もう1年中、周年の農業というものを考えて、果たしてどうなのかと、そういうことをまず根本的に思いましたし、自分の経験の中でもこれはちょっと厳しいなど、そういう体験もあります。

そういう中で、今、議員からおただしのように水を使つての農法ということを言われましたけれども、確かに水はこの地域では豊富と申しますか、水源地でありますし、きれいな水もあります。そういう中で一つの大きな資源だと私も認識しておりますし、中国の資本なんかは、日本の林野を買ってそこで水を中国に運ぼうと、そのような思惑も考えられているというような事情もあります。そういう意味で水というものは大事だし、もちろんそれに基づく自然というのも大事でありますから、当町の最大の一つの宝物であると、そういうふう考えています。

そういう中で年間を通して水耕栽培あるいは水を使つての農法というものを考えれば、やはり先ほど申し上げましたように、光を必要としないものであるならば多少は栽培的にはできるのかなと思いますけれども、ここは輸送地帯でありますから、その輸送費と実際の市場価格というものがどういう結果になるのかと、それも当然検討を加えながらやらなければならないというような状況にあると思います。そういう意味で、これはやはり水を生かすということには私も同感しますけれども、果たして農業としてやるということは慎重に対応していかなければならないと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 水を使ったもので産業おこしができれば、この町も生きるのかなと、こう思ったりもしておりますが、なかなか道路、仮定ですが、道路なんかも今は融雪道路というのがあって、それも水を使って今はやっているという形の中であれば、水を使った農業もこれから目指していくのが必要なのかなと、そのように思ってこの質問をいたしています。私の質問が一応農林課ということでもありますから、この一般質問出してからだんですが、新聞で下郷町の指定外作業従事の事件が報道されました。そして、考えれば、当町ではやっぱり1つとしてJA、商工会、それから町も合併したということであれば、あと最後残されたのは森林組合かなと、かように思いますので、もしもこれ町で県のほうの出資が多いかと思いますが、

町も場合によっては出資している、そういう森林組合もあるならば、町からも今度は指導をしながら、そういう合併の方向に持っていったほうがいいのかと思いますので、そういうことも今後ひとつ町のほうで進めていただければいいと思います。それは、答弁は要りませんから。

あと、2点目の道路に関しては、今までよりも一定の答弁はいただいたのかなと、こう思います。かつて栗生沢区長が数年前からいろいろ陳情しながら、前執行部に1日の通行量はどのくらいあるんだということを調べろとか言われながらも一生懸命努力していたという経過がありますから、ひとつそこら辺は短縮になるということであれば、一定の意見はもらったのかなと思います。

そして、私もちょっとこの道路に対する付加をつけるために、これも前の農業の質問とちょっと重なる面もあるんですが、何とか道路を利用しながら、この中荒井地区における農産物街道を、私は勝手にそう言っているんですが、通年通して来てもらうということと、その農産物を何とか皆さんに当町に来て買ってもらうという意味合いを持ちまして、去年から私はホテルのほうにセールスに去年からやっております、アスパラ、ことしから体験農業という形で道路のほうへ来てもらっていますが、そういう意味では私もこの道路に対する価値観をつけるためにこの質問をいたしたわけなんです。それでやっと皆さんも、これは余計なことではずれていかなんて、また芳賀沼さんに言われそうな感じもしますが、この町の農産物をやっぱり知ってもらう、この南会津を知ってもらうということは、どこかモデル地区をつくって、何とかその農産物の販売でも何でも知ってもらわないと、この町はやっぱり生きていけないと。農産物はどういう形でもこの町から買ってもらう。私はアスパラを自分で個人で買って、ホテル行って営業かけていたんですが、大田原はキロ3,300円で売っているんです。そうすると、当町はキロ1,000円なんですよね。そうすると、皆さん、この町でこれをやりなさい、あれをやりなさいという議員の立場で言っている人もいますけれども、議員が1人、1カ月1万ずつでもつくって、自分の知っているところへいろいろセールスして歩けば、この農産物、この南会津を知ってもらうことも可能なのかなと私は思っておりますので、町長、もしこの言っている意味がちょっとわかったら、一言お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

議員の気持ちは十分に伝わりました。私も本当に一人一人のそういう運動が、意識が大事なと本当に感じています。本当にそういう意味ではありがたいことだなと思っています。

そういう意味におきまして、今度289号線、田島バイパスのところに直販所、今建設していただきますけれども、そういう意味で皆さんがせっかくつくったものを町民の方はもとより外部にも特産物として発信できる、また情報の発信基地にもなるようなものにあわせ持っていきたいなと、そのように今から計画しようと思っています。そのためには、やはり先ほど申し上げましたように、何か特徴ある南会津の農産物というものをもっともっと皆さんに理解してもらいながら、またそういうつくり方も指導していきながらやるしかないのかなと、そう思っています。

それから、道路の件も申されましたけれども、これもある意味、私は合併してから黒磯田島線というその線を初めて認識いたしました。今度は、その期成同盟会の中で実現をと看板の設置を計画しておりますし、そういう中で明日、今度、那須塩原市の方々が県道黒磯田島線を踏破しようという計画があした行われますが、私どもは議会でないので参加できませんけれども、一緒にできればいいなと思ったんですけれども。そういうことで、ある意味また別なそういう交流しやすいインフラ整備、そういうこともまた改めて県・国のほうにお願いしながら、この地域としても頑張っていきたいと、そのように考えております。

そういうわけで、一人一人の雇用の場、何かというと雇用の場と出てきますけれども、そういうものの対策と、それから特産物の開発ということには引き続き努力してまいりたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 そういうことで、やっぱり一人一人が知人、またそういう人たちに情報を発信して、この道路ひとつにしてもそれに付加をつけることがやっぱり必要な道路だということになると私も思いますので、できるだけ皆さんも知っているところにあきることなくセールスをしてもらえれば、そういう農産物の活路も見えるということでもありますので、私は皆さんの一人一人の力を皆さんで結集してもらって、そういう販路につないでいただければいいのかなと私も思います。

これで私の一般質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、3番、高野精一君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 忠 雄 議 員

○渡部康吉議長 次に、10番、渡部忠雄君の登壇を許します。

10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 議席番号10番、渡部忠雄です。通告により一般質問いたします。

農業の振興対策について2つほど質問いたします。

まず、補助制度についての質問でございます。

今までの農業に対する補助制度は、やる気のある農家の面積拡大分の苗代等の支援でしたが、その実績は決していいものではありません。やる気のある農家は少なくありませんが、面積拡大となると結構厳しいものがございます。既にもう今耕している現状の面積でいっぱいという人がかなり多いですね。町長も見直しを考えておられるようですが、今後の対策を伺います。

次に、遊休農地の解消についてお尋ねします。

遊休農地にはいろんな状況があると思いますが、高齢化、土地の状況、水路の悪さ等と思いますが、現在の遊休農地の状況はどうなっているのか。また、調査があったなら、どのぐらいの面積があるのか各地区ごとに伺いたいと思います。また、解消対策がされたとすれば、その内容をお伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業の振興対策に関する1点目ですが、補助制度の見直しについてのおただしであります。現在町で行っている南会津町農業規模拡大支援事業は、規模拡大を行う意欲ある農家等に苗等の購入経費の2分の1を補助する仕組みになっています。10番議員おただしのとおり、栽培面積の拡大のみの支援であり、農家にとって耕作負担がふえ厳しい状況となっていることは認識しているところでございます。このため補助する内容を見直し、規模拡大にとらわれず苗等の改植や更新もその対象に含め、良質な農産物生産の支援をただいま検討しているところでございます。

2点目、遊休農地の解消についてのおただしであります。まず現況について、町では平成20年度に町内の農用地区域を対象に耕作放棄地の全体調査を行いました。その結果、148ヘクタールの耕作放棄地があり、その内訳は、約7割が水田で、残り3割が畑であることが判明しています。この調査は本年度以降も農地パトロール等で補足調査していく計画であります。各地区ごとの耕作放棄地の面積は、田島地域が約75ヘクタール、舘岩地域が約35ヘクタール、伊南地域が約25ヘクタール、南郷地域が約13ヘクタールとなっています。

次に、解消対策についてであります。平成21年度南会津町耕作放棄地対策協議会を立ち上

げ、耕作放棄地の解消と拡大防止に取り組んでまいりました。主な実績は、国の耕作放棄地再生利用交付金を活用しまして、平成21年度に田島地域で約4.8ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。本年度においても、田島地域で約7.1ヘクタール、館岩地域で約0.8ヘクタール、伊南地域で約2.2ヘクタール、南郷地域で約3.1ヘクタール、合計で13.2ヘクタールの耕作放棄地を解消する予定となっております。今後も関係機関と連携しながら耕作放棄地の再生利用に取り組む農業者に対して支援してまいりたいと、そのように考えております。基本的には、農業経営ができるために振興策を実施し、遊休農地が生じないように努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしますと、そのように考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等により答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 大事な答弁で認めます。

それで、面積拡大ばかりでなく、その中身によって品種改良とか何かということで考えていくということなんですけれども、例えばトマト苗にしますと、種から出た自根苗と言いますけれども、それが1本33円するんですね。それで、自分で接ぎ木する苗を買いますと1本67円なんです。それで完成した苗を買うと144円という、かなりの高額になりますね。10アール当たり大体1,500本ぐらい要るわけなんですけれども、自根だと4万9,500円、それから接ぎ木は10万500円、完成した木は21万6,000円というかなり高額で、これは1反ぐらいの面積の栽培者じゃなくて、やっぱり3反、5反とかいうでっかい農家もありますので、そのためにそういう苗に、重点的にそういうことに補助できないか、その辺ちょっと伺いたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほど答弁申し上げましたように、いろいろなケースが考えられると思います。私としましては、大変厳しい農業情勢ということは重々承知しておりますし、そういう中で生産費も上がっている。ことしはトマトの成績いいようなんですけれども、これを毎年続くように望むわけでございますけれども、やはり安定的に生産、そして皆さんが栽培面積をふやしていただいたり新しい新規就農者があらわれるということ、その対策としてはやはり町も、今後町はこれだけ力を入れますよと、そのような姿勢を示すべきであると、私はそう考えております。

そういう中で、いろいろな団体、農家個人もそうですけれども、団体とか、JAさん等と話し合いを進めながら、このことについては今後検討してまいりたいと、そのように考えており

ます。ただ、補助率がどうだとかこうだとかというのはこれからの検討になると思いますけれども、やはり皆さんに実際にやってもらえるような対応をしなければ何にもならないと、そのようなことも考えていますから、実効のあるような制度にしていきたいなど、そのように考えております。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 新たな新規参入者も大切なんですけれども、もともとから地元にいる担い手とか、そういう人たちもやっぱり頑張っているわけなんですよね。それで、やっぱり新たな新規参入者の支援というのは結構厚くて、それは当然だと思うんですけれども、やはり地元で頑張っている担い手とか、高齢者の方も一生懸命頑張っているわけですね。その辺も一緒に絡めて支援していただきたいと思うんですけれども、何かそういうのをまとめて、高齢者とか若い担い手にも。新たな新規参入者は5年作付をすれば3年間で70万の補助をもらえますよということがあるんですけれども、地元の担い手はそれがありませんので、そういう点を含めて、これからのそういう施策は何かないか、ちょっと伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 そのことについてもあわせて考えていきたいと思えます。昨日も補助制度ではないですけれども、融資制度の見直しも図ろうと考えていますし、そういう意味で確かに今までこの産地を築いてこられた方、頑張ってこられた方が厳しい状況にあるということも重々認識しておりますから、そういう中で皆さんが望まれること、100%とはなかなか言いにくいかもしれませんが、その実情を踏まえた中でどのような対策がいいのかな、今後来年度向かってそれはぜひ実行していきたいと、そのような考え方でおりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 はい、わかりました。

トマトに限っちゃうんですけれども、新しく入って圃場をつくる時にパイプハウスとか補助金がございます。そうすると、今まで何年か前はパイプとかビニールとか生産施設の支柱、あとかんり、設備、そういうのが補助対象にみんななっていたわけなんですけれども、ここ最近補助対象が支柱とかかんり、設備の機械が補助対象から外れちゃったんですよね。それを前に質問したんですけれども、今まで会津のことだったやつが中通りと一緒にことになったということで補助対象から外れたという話を聞きました。それで、そういうこと外れてだめだったから、県の対象から外れちゃったら、それは町単独で補助できないものか、そこ伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 先ほども申し上げましたように、どういうものを対象にするのか、苗から施設から最後の販売の経費まで全部補助ということは、やはりそれはいかななものかという部分もあります。そういう意味では、やはりある程度、先ほど申し上げましたように、今度無利子でちょっと据え置き期間も設けた中で町の基金の利用ということを考えるのも一つの手かなと、私はそう思います。ですから、そういうものも含めて全部拒否するわけではないんですが、そういうものも含めて今後の検討課題とさせていただきたい。それは皆さんの実情も十分把握しながら決めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 はい、了解しました。

次に、遊休農地の件でお聞きしたいんですけれども、さっき町長おっしゃった面積とことし7月27日の民報の調査によると、南会津町の総面積が149ヘクタールになっていまして、その中に営農機械で再生可能な面積が112ヘクタール、再生に重機が必要な面積が5ヘクタール、あと森林原野化して再生不可能が32ヘクタールとありますが、さっきの、各地区でちょっと対策をとられたんですけれども、この再生可能な面積の改良をなされたということなんですか。全体で今度計画は13.2ヘクタールですけれども、21年度の4.8ヘクタールというのはどんな土地の再生をされたか、お聞かせください。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えいたします。

解消実績面積の件かと思いますが、田島地域については川島4.8、滝原0.2、水無、田部、長野含めて1.4、これはソバです。そのほかに長野が0.3、水無が0.4、合計7.1であります。館岩地域については、八総が0.8、伊南地域については、浜野1.6、耻風0.6、計2.2です。南郷地域については3.1、合計13.2となっております。

以上であります。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 これの、作付の種類はわかりますかね。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

南郷の大橋地区の算定地は牧草で、そのほかはほとんどソバとなっております。

以上であります。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 了解しました。

遊休農地は、今ほとんど山間地域とかそっちのほうが多いと思うんですね。それで、遊休農地の解消に地元の担い手とか若い人にやっていただきたいという希望もある程度あるんですけども、やっぱり土地条件が悪いんです、水路が悪いとか、道路が砂利道だとか。そういうところが非常に多いので、そういうことの解決の対策は何かお考えありますか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 いろいろ農業のインフラの関係では、確かに要望が上がってまいっています。農道を舗装してくれとか、そういうことありますから。特にまたこの遊休農地になりやすい土地というのは、本当に条件の悪い、土地もなかなか水の排水が悪いとか、そういうような状況があるからこのようになると。もう一方では農産物の価格が安いということが根本的にあると思いますけれども、そういう中でそういう状況にあるということを認識しながら、今後できるだけそのような条件の改善をしていく必要があると、そのような考えは持っております。

○渡部康吉議長 10番、渡部忠雄君。

○10番 渡部忠雄議員 そういうことでやっていただきたいと思います。

山間部のところが遊休農地なんていうのは当たり前の話なんですけれども、反面、山間部というのは水の取り口に一番近いんですね、水の一番上流なんです。ですから、地域によってはそこが、言い方悪いんですけども、荒れたほうが良いと思う人がいる。下流部の人は、そこにつくられると一番肝心なときに水が来なくなるということがありまして、あそこつくってもらわなくてよかったという話もありますので。そういうことで、遊休農地をいろんな面から考えて解消をやっていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、10番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○渡部康吉議長 次に、19番、大竹幸一君の登壇を許します。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 通告によりまして一般質問を行います。

きょうは5点の質問をいたします。

まず第1点目であります、不正防止対策の策定をという質問でありまして、今度の9月19日の日曜日に高校卒業程度の試験が行われるなど職員採用時期を迎えまして、町長としても初めてのそういう試験の時期となりましたが、不正防止対策を町のほうから積極的に講じてはどうかと、こういう質問であります。2年前大分県におきまして教員の不正採用事件がありましたが、そのときに私は20年の9月議会におきまして、口ききや合否の事前連絡など求められた場合にはどうするかという質問をしたところ、前町長は、口ききの場合、名前が出れば不合格とし、業者がお歳暮を持ってくるなどの不正があれば指名停止にすると、こういう答弁をしました。これは当時新町長も聞いていたかと思いますが、こうした姿勢は大変よいことでありまして新町長も継続すべきと考えますが、どうするか伺うものであります。

2つ目は、さらにこうした姿勢だけではなくて条例として発展させてはどうかと、こういう提案であります。ほかの自治体で起きました不正事件の例などをニュースなどで見てみますと、住民側が口ききやお歳暮などであいさつ程度として軽くお願いしますと、こう行って、それを当局側も受けとめ、さらに金品の授受などに発展すると、そしてその見返りとして職員の採用や入札で便宜を図ると、そういう贈収賄事件に発展するということが今まで数多くあったと思います。

そこで、口ききやお歳暮などは軽いことではなくて犯罪に至る第一歩なんだと、立派な不正行為なんだということをみんなで認識するために不正防止条例を制定して、不正をしないまちづくりを進めるべきと考えるが、どう考えているか伺うものであります。

2つ目の質問は、統合保育所について6点ほど伺います。

いよいよ来年4月に統合保育所がオープンするようではありますが、この保育所について私は以前より何点か提案をしておりますけれども、それらも含めましてどのように進展しているか伺うものであります。

まず1つ目は、今生地区の国道289号の信号のある交差点から中荒井、油燈地区の国道121号の丁字路までの道路改良計画はどのように進んでいるか、伺います。

2つ目は、永井橋と踏切の改良については、特にどのようになっているか、伺うものであります。

さらに3つ目は、町民プール付近と永井橋付近の交差点に信号機が必要と、こう訴えておりますけれども、これがどのように進んでいるか、計画を伺います。

そして次は、この信号機の設置が来年の4月のオープンまでおくれるような場合、その場合

にはこのオープン時である夏場も非常に危険でありますけれども、さらに来年の冬になりますと、あの道はスキーヤーも通る道でありますから交通事故が心配されるわけであります。そこで、信号機が設置されるまでの間、あるいは保育所から遠い人など一定の条件は必要かと思えますけれども、送迎バスを走らせる考えはないかということ伺うものであります。このバスの件につきましては、今までの議会において前町長は送迎バスは走らせないと、こう言うておりましたが、新町長になって非常に柔軟に考えていただきたいと、こう思うものであります。

それから5つ目であります、現在の3つの保育所体制での職種別の職員数と統合後の職種別の職員数はどうなる見込みか伺いますし、さらに職員が減るものと予想されますが、雇用対策はどう考えるのか、あわせて伺います。

さらに、この前、町のお知らせで統合保育所の名称募集要項が発表されましたが、それを見ますと、応募や採用された名称に対しての表彰は行いません、あるいは、結果は町広報紙で発表し、採用された方に直接通知しますと、こうなっております、だれがつくった名称なのかわからないというふうに取り取れる文章になっておりましたが、なぜそうするのか。また、表彰してもよいと思えますけれども、表彰すれば何か支障があるのかどうか、伺うものであります。

次は、地元食材で給食をという質問であります。

地元の農産物などの食材で給食を行うように求めておまして、昨年の夏に喜多方の熱塩加納地区の地元給食20周年記念に当時の農林課長にも、個人の立場でありましたけれども、日曜日に参加してもらいましたが、その後の取り組みはどうなっているのか、伺います。

さらに、地元食材による給食をこの南会津町の統合保育所でまず始め、その後ほかの保育所や小学校、中学校でも行えば、農業の振興と雇用の拡大にもなるのではないかと思います、生産者団体や農協や教育委員会などと話をし、そして計画を本格的にする考えはないかどうか、伺うものであります。

次は大きな4つ目ではありますが、地上デジタル放送の対策について伺います。いわゆる地デジ対策であります。

まずこの1つ目としまして、田島地区の田沢地区から、地デジ用のテレビを購入したが風雨の強いときなど映りが悪いと、こういう訴えがありまして、町を通じまして地デジサポートセンターというそうありますが、連絡してデジサポというところに連絡していただきました。その結果、8月上旬に調査をしてもらいましたが、その結果は町のほうに連絡が来ているかどうか伺うものであります。

さらに、新町地区からも個人でデジサポへ調査を依頼したという人がおまして、町内でほかに難視地区、テレビの見えない地区があるのではないかと思います、調査が必要ではないか伺うものであります。

さらに3つ目は、難視地区には新しく共同アンテナなどが必要となりますが、補助制度はいつまであるのか。また、その内容についても伺うものであります。

さらに、簡易チューナーの無償支給世帯、これはNHKの受信料が全額無料世帯なんだそうでありますけれども、そこへの支給は町内では該当世帯のうち何世帯が今支給になっているのか、伺うものであります。

さらに、この簡易チューナーの無償支給世帯が来年4月から市町村民税の非課税世帯へも拡大されると総務省がこの前8月30日の日に発表しましたけれども、町内の該当件数と周知方法を伺うものであります。

さらに、最後になりますが5点目で、町民の歌の制定をという質問であります。

田島町民の歌につきましては、各種会合で歌われておりましたけれども、現在は歌うこともできず大変寂しいという声が聞かれております。町村合併後5年目を迎えましたので、町民の融和をさらに進めるとともに団結力を高めるため、町民の歌を制定して町の各種行事等で歌うようにしてはどうかということを提案するものであります、どう考えているか伺うものであります。

以上、演壇からは以上でありまして、自席から再質問いたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 19番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、不正防止対策の策定に関する1点目でございますけれども、不正防止における町長の姿勢についてのおただしであります、私の政治姿勢は公平、公正な行政の執行です。行政を預かる者として、入札や職員採用のみならずすべての事業においても不正はあってはならないと考えております。今後も強く公平、公正を政治の姿勢として貫く覚悟でございますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、不正防止条例を制定し不正をしないまちづくりを進めるべきとおただしありますが、入札や職員採用につきましては、町の要綱等に基づき適正な事務執行と不正防止を徹底させておるところでございます。万が一不正を犯せば、地方公務員法等に基づき懲戒処分等を受けることになり社会的な制裁を受けますので、現時点では不正防止条例を制定する考えはありません。条例を制定してもしなくても守るのが、これらを常識としてとらえるのが当た

り前でありまして、当然そのように執行していくつもりでありますから、条例を制定するよりも不正が起きない体制を維持することが今現在求められている最大のものであると、そのようにまた行ってもおります。ご理解願います。

次に、統合保育所に関する1点目、道路改良計画についてのおたただしであります。国道289号線と400号の交差点から中荒井地区の国道121号までを結ぶ町道永田藤生線及び永田中荒井線は、国道間を結ぶバイパスとしての機能が強く交通量も多いことから、改良の必要性については十分認識しているところでございます。統合保育所の開所に向けて曲線部改修及び進入路の右折レーン等の改良を実施しておりますが、今後は交通量を見据えながら道路改良を検討していきたいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

次に2点目、永井橋と踏切の改良についてのおたただしであります。永井橋や踏切等の改築については多額の事業費と高度な技術力を要することから、県代行事業として要望しているところであります。今後についても引き続き要望活動を積極的に行っていきたいと、そのように考えております。ご理解願います。

次に3点目、信号機の計画についてのおたただしであります。町道の交差点については一部見通しの悪い状況は把握しております。当面は一時停止による交通規制やカーブミラー等による対応と考えておりますが、県代行事業や町道改良計画を実施していく中で、将来の交通量等を見据えながら警察署、公安委員会と検討を重ねていきたいと、そのように考えております。

次に4点目、送迎バスを走らせる考えはないかとのおたただしであります。児童の送迎につきましては保護者の責任で行っていただくという原則的な考えの中で、1つには子供を育てる親の責務であることや、子供の感謝の気持ちを授ける心につながると思われること。さらに、朝の児童の体調等を報告していただくことにより児童の適切な健康管理が図られ、保護者と職員との意見の交換が図られることなどの理由から送迎は行わないこととしており、各保育所の保護者との意見交換の場でもこの趣旨をご説明し、一定の理解が得られたものと判断しております。

次に5点目、保育所での職種別職員数の見込みと雇用対策はどうするのかとのおたただしであります。8月1日現在、ひかり、桧沢、荒海保育所には147名の児童が在籍しており、それに対しての職員別職員数は、所長3名、保育士19名、調理員3名、保育補助員14名、合計39名となっております。統合後につきましては、現在の入所児童の動向を踏まえ、入所児童を仮に146名程度で想定した場合、所長1名、保育士20名、調理員3名、栄養士1名、保育補助員

5名、合計30名程度は必要ではないかと見込んでおります。

なお、保育士につきましては、入所児童の年齢やその人数、特別な支援が必要である児童の入所などにより職員を配置しなければならないことから、来年4月の保育所開所時には職員数の変動が予想され、全体的に職員数は減少すると見込んでおります。こうしたことから、減少する職員の雇用につきましては難しい課題と考えておりますが、今後町全体の雇用対策事業の中で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に6点目、統合保育所の名称募集についてのおただしであります。名称の募集に当たっては、氏名の公表や表彰をしないことによりだれもが親しみを持って応募していただくことや、新たな保育所にふさわしい名称を決めるために実施いたしました。募集につきましては、7月中旬より1カ月間の広報を実施し、応募者数47名、応募作品89点の応募がありました。その後募集要項でもお示しをした、保育所長等による選考における応募作品の中からふさわしいものと思われる名称を数点選考し、その中からびわのかげ保育所に決定いたしました。決して思惑やこれを公表することに何ら支障はないと、そのように考えております。結果につきましては、応募された方に名称の決定のお知らせをするほか、10月発行の町広報紙で周知することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地元食材による学校給食の取り組みについてのおただしであります。これまで食育講演会や食育フェアを通じて学校給食や地元食材の利用状況等について町民の方の学習機会とPRに努めてまいりました。また、学校の栄養職員や農業委員会、農協、オーガニック推進協議会などの関係者ととも導入に向けての検討をしておりますが、計画的な供給や価格の設定、納入の仕組みづくりなどの課題が挙げられており、現在各学校では給食に地元でとれる食材を取り入れたいということで農家や農協などから購入したり、保護者や地域の方から提供いただいておりますが、安定した量の確保や品質、規格統一などに課題があり利用できる量は限られたものとなっております。今後、学校給食に地元産食材を活用し、給食に使用できる食材との使用量等の検討を進め、関係機関と協議しながら計画的な食材の供給について取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、地元食材による給食を統合保育所で始める考えについてのおただしですが、南会津町では平成20年3月に南会津町食育推進計画を策定し、食から始まる健康づくり事業を進めております。計画の中では、地域でとれる食材の活用が進むような場の提供を進めることや、安全・安心で新鮮な食品の生産と環境に配慮した農業の生産活動を推進することを計画しています。学校や保育所の給食の食材を使うことは、農業の振興と雇用の拡大になると

もに親しみのある安全・安心な食の提供にもなると考えております。来年度町立統合保育所の開所に伴い、地元食材を利用した給食を提供したいと考えており、その実施状況とあわせ関係機関と協議を行い、計画的な食材の供給ができるよう体制づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、地上デジタル放送の受信対策に関する1点目、田沢地区の調査結果についてのおたただしですが、福島県テレビ受信者支援センター——通称デジサポであります——で調査を行った結果、地上デジタル放送の難視地域、いわゆる新たな難視地区に該当する結果が出ました。今後の支援や対策については、総務省の新たな難視地区のデータベースに登録され、福島県地上デジタル推進協議会が該当する世帯に対しての説明会を開催して、町も含めて対策、手法等について協議してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2点目、町内の難視地区調査についてのおたただしですが、地上デジタル放送が受信できるかどうかの調査につきましては、特殊な機器や技術を要することから直接町が調査を行うことはできません。町としましては、現在地上デジタル放送が受信可能な地域にお住まいの方がアナログ放送から地上デジタル放送へ移行していただくことが最も早く確実に受信環境を把握できる方法だと考えており、広報みなみあいづなどを利用して地上デジタル放送への早目の移行についての周知を図っていききたいと、そのように考えております。今後も広報紙等で周知を図るほか、町民が参加する各種会議等で早目に準備するよう呼びかけるなど対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に3点目、難視地区に対する補助制度の期限についてのおたただしですが、新たな難視地区に対する補助制度の期限につきましては、アナログ放送が終了する平成23年7月までに地上デジタル放送が受信できない新たな難視地区にお住まいの方に対し暫定的に衛星放送を利用してテレビを視聴できる期間、すなわち平成27年3月末を一つの目安とすると、そのように聞いております。

次に4点目、地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付の支給世帯の数についてのおたただしですが、無償給付の対象となる世帯数につきましては、個人情報の関係上NHKから公表できないとのことであり対象世帯数を把握することはできませんが、本町内では平成22年7月現在で120件程度の給付申請があり、そのうち42件の世帯で無償給付支援が完了しております。

次に5点目、地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付対象世帯の拡大について該当する世帯数とその周知方法についてのおたただしですが、現在この対象条件に合致する町内の

町民税非課税世帯数は約2,300世帯ほどありますが、NHK受信料全額免除世帯数の公表がされないため、給付対象となる世帯数を把握することはできません。また、対象範囲の拡大に伴う町民への周知方法につきましては、広報紙等で周知の徹底を図るなど対象となる世帯がスムーズに支援策を受けられるように進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、町民の歌を制定してはどうかのおたがしであります。合併前の旧田島町、旧伊南村につきましては、それぞれの町民、村民の歌があり、住民の方に親しまれておりました。町村合併の協議の際、町民の歌は当面制定しないという調整で現在に至っておりますけれども、議員おたがしのとおり、町民の歌の制定は町民の融和や団結力の向上に寄与するものと考え、今後住民の意向等を見きわめながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと、そのように思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 何点か再質問いたしますが、まず一つは、不正防止対策につきましては、町長のほうから公平、公正な行政を執行していくんだというような話がありましたが、それは当たり前かと思いますが、私は具体的に前町長の発言したことについて、口ききとかあるいはお歳暮に対する態度ですね、それを継続すべきでないかということ具体的に言っているものですから、そのところ、町長の考えている理念からすれば小さいことかもしれませんが、ひとつ具体的にお答えください。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

私は、これはごく当然なことと当たり前のことと、そういう認識でおりますし、こういうことあってはならないと思っています。口ききにつきましても、実際に本人から依頼されたものかどうか、そういうこともいろいろ判断の中にはあると思いますから、私は単にだれだれ、こういうことをはっきり言いますと、じゃあの人を逆に採用しないために口きき頼まれたんだと、この人をお願いしますと、そのようなことを避けるために私はこれは慎重にあるべきだと思いますし、当然このようなことは私は認めるわけにはいきませんから、そのような態度で本当に言葉のとおり、公平、公正の中でやってまいりたいと、そのように考えています。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それでは、それについては当然のことという話でありましたが、町

長としても継続していくんだなというふうに私は受け取っております。

さらに条例化はしないという話がありました。ただ、私、非常に心配するのは、確かに口きき、口ききというのうちの知り合いとか例えば息子とかが試験受けたからよろしくというのは、常識の範囲というふうに思われる場合が多いですよね。ですから、言うほうも言われるほうも軽く受けとめるということがあるものですから。しかし、常識というふうに思うけれども、もうそれは不正の第一歩なんだというやはり観点をやはりみんなが、住民も執行者もあるいは議員も含めてですけれども、全員がやっぱり持つ必要があると思うんですね。そういう点では、いろんな解釈をしないようにやはり条例化をしたほうが私はいんじゃないかと思うんですけれども、いろんな解釈される、その常識という範囲で終わっているといろんな解釈をされて、事件が起きるのはその繰り返しなんです、と私は思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに日本は法治国家ですから、何かと法律とか条例とかで定めて、それを守りましょうと、そういうようなことになるわけですが、反面、やはり人間関係がぎすぎすしたような状況になるのも避けなければならないと、そのようにも考えております。ですから、これは私、お歳暮にしても何にしても虚礼といいますが、そういうことは極力避けるべきであると、そのような考え方を持っていますけれども、じゃ絶対やめろというようなことも果たしてどうなのかなど。非常に難しい判断になりますけれども、そういう中でやはり不正はそれを目的としたものはだめだというような考えの中でやっぱりやっていく必要は、これはあると思いますし、これは住民の人たちに徹底して理解してもらう必要があると、そのような考え方で。ですから、すべて条例で定めるというのはいかなるものかというような考えが私にはあります。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 では、条例化しないというのはわかりましたが、今後私らもいろんな話があるときに、そういうお歳暮みたいな形の物を持ってくる人がいるんですが、私はすべてそういうのは、気分が悪くなったとしても返しているんですね。ぜひそうした姿勢を私もやっていきますし、執行部のほうでもお願いしたいというふうに思っております。

次は、統合保育所について質問いたしますが、統合保育所の中で道路の改良関係、あるいは橋、踏切、これについては去年の質問の段階とほとんど変わっていないなというふうに思いました。また、カーブミラーについてもほとんど変わっていないのかなというふうに思いました。

しかし私は、この中でカーブミラーについて非常に交通量がふえるというのがわかっているわけでありますから、交通量などを見ながらという答弁がありました。そういうものはもう十分に予測できると思うんですね。ですから、これについては公安委員会ですか、そういうところと実際協議したんでしょうか、その件は。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

交通規制に関係するものは、議員おただしのおり、警察署、公安委員会というふうになってございます。その中で警察署のほうに事前にそういう分についてはご協議を申し上げているところであります。その結果として、今現段階の中では動きがないといいますか、十分に察知はしてございますがという程度でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 次は、送迎バスの話なんです。送迎バスについては、これも従来と大体同じく保護者の責任とか、あるいは子供の体調管理などの引き継ぎといいますか、そういうことなんかあったりして保護者との話し合いがあったほうがいいんだというような観点だと思いますけれども、しかし質問にも通告しましたように、非常に特に冬場、冬場になれば、いや冬場の以前に夏場でも、あそこは軽自動車はすれ違えますけれども、ちょっと大きな車はすれ違えないというのは、これ皆さんわかりますよね、だから冬場になればなおさらです。そこにスキーヤーが来ると。こういう中で、信号機もないと。こういうふうになれば、もう本当に交通事故が起きないのが不思議なんじゃないかと私は思うんですね。ですから、そういう本当に、しかも遠い人とか、一定の条件の中でやはり考えてみる必要が私はあると思うんですが、これについては前に何かの話の中で1回話したからというような話がありましたが、そうでなくて、再度もう事故防止という観点から、もう一回ここ話し合う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

実際今度統合されるわけですがけれども、その状況がどのような応募者があるのかということ、多分今の3つの保育所の方々のその地区、地区の人たちが応募されるということは想像はつくわけですがけれども、その状況を見ながらいろいろ検討しなければならないことがまた多々出てくるかなと、そのようにも考えています。ですから、そういう中で、原則このように思っていますから、どうしてもという場合はまたそれなりの対応が必要と、バスばかりじゃなくて必要

になってくるのかなということもありますから、もう少し様子を見ながら、来年ですけれども、もう少し様子を見ながらその辺は検討してまいる必要があるのかなとは考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 きのうちからもいろいろ雇用の話も出ておりますけれども、まさにこういうとき、こういうふうにだれもが事故が心配されるような状況ですね。こういうときにこそ、そこにやはり一定の条件の中でバスを走らせて、それもやはり無料というわけにもいかないと思うんですがね、やはり一定の、父兄がガソリン代その分浮くわけですから、その分ぐらいはもらってもこれはしょうがないと思うんですけれども、そこにこそ使わなければ雇用なんということが生まれることがないと思うんです、私は。こういうときに使わなければ。必要だと思うんですね。それをただ今までと同じくなんてことは、これはもう雇用が全然それじゃ生まれない、いつ生まれるんですか、私は絶対必要だと思いますが、これいかがですか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かにバスを走らせて特別な通園バスといいますか、そういうことになればまた雇用が必要、雇用されるということになりますけれども、もしも今の公共というかそういうことでやれば別に雇用でなくても、費用対効果もありますから、いろいろなケースが考えられます。雇用は雇用として、また別にそれはきちとした対策はしていかなければならないと、そのような認識でおりますから、これを雇用と結びつけて一緒にするというところで考えるというつもりは、申しわけないんですけれども、ありません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 確かに新規雇用、雇用、雇用と言いましたけれども、新規雇用というふうに解釈がされたかと思いますが、新規雇用ばかりじゃなくて中には今走っている、ハギノに行っているああいうタクシーバス、ああいうものの利用とか、そういうものをもちろん含めてそれは言っているわけですが、もちろんそういう歩く範囲がふえれば、それに伴って人の増員とか、そういうことで雇用と言っているんですけれども、やはりそういったことも含めて私は今後考えてほしいなというふうに思っております。それは、きょうはこれ以上しょうがないでしょうから。

それから5点目の、ちょっと5点目はちょっと確認しますが、今まではこれ3保育所体制では合計39人と言ったんですけど、39人で、それが30人になるということでしたか。そうですね。そうすると、やはり9人程度が減るのではないかと、そういう予想をしているというこ

とですね。それについては今後考えていただきたいと思います。

それから、6点目の名称募集、これについては、びわのかげ保育所というふうに名前が何かきょう発表したと、同じくなったんでしょうね。それで、あれの話はなかったんですが、だれがつくったか名称がわからないようにするのかどうかということと、その表彰についてはどうするんだということは答弁なかったんですが、そこはいかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これは、募集に当たって氏名公表や表彰をしないことというふうにならなかつたから、特別これを表彰とか、表彰はあれですけれども、公表となれば、やはり応募されて、あなたが選んでもらったものがこういうふうになりましたよと、応募してもらったものがこうになりましたよということは当然本人の了解を得ないといけないのかなという認識でおりますけれども、私としては先ほど申し上げましたように、これを公表何でしないのかというようなこと、そういう思惑とかそういうことは全然ありませんでした。ですから、そういうことの条件を整えば、私はそういうことを考えていっても当然かなと、そういう気持ちもございます。ですから、今後その対応については、議員がおただしのようにせつかくの記念すべき保育所ができたわけですから、そういうことでは皆さんに親しんでもらうということの観点からいたしましても、そのような対応も一つの方法ではないかなというふうに考えています。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 これについては、募集要項の中で既に表彰は行いませんというふうになってるので、これは今さら表彰するわけにはいかないと思うんですよ、それはしょうがないと思うんです。ただ、理由はなぜかと私聞いているんです。表彰したら何か不都合があるのかということ、その理由を聞いているんです。なぜそうしたのかということですね。それからあと、個人名もこれを見ると発表しないようになっているんですが、それも何か不都合あるのかということなんです。例えば前に御蔵入交流館なんかあったら個人名発表しましたよね。例えばあれで何かその個人が発表されたことによって不都合があったとか何かそういうことがあったのかなと、おれちょっと思ったものですから、そこ伺いたいんですよ、何かあるのかと。無理に表彰しろとは言いません。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

そういう特別な支障とか、そういうことはありません、なかったです。なかったですが、検

討の段階で名称を公募をするということに関したときに、特別そんなに表彰まで考えなくてもいいんじゃないかというような、そのぐらいの気持ちだったので、特別それに支障があって表彰しない、個人名を発表しない、そのようなことを意識してやったつもりではございません。ただ、皆さんに親しんでもらって、大勢の方にどのような名前がいいのかなと、そういうことを皆さんにちょっと考えてもらうのも、ある意味、今度保育所ができるんだなと、そういうような意識の啓蒙といいますか、そのような意味での公募だったので、特別そういうことに関して特別な議論をしたわけではなかったものですから、そのようにご理解を願いたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今回の名前の応募に、私は自分がやったからということではありませんから、自分は全然応募していませんのでそういう一切の考えはありませんけれども、ただ今までは大概表彰していたパターンでしたので今回違うなと思ったので。その都度パターンを変えますと、そういうふうには何かあるのかなと思いますので、その辺、特に支障がなければいつものパターンで私はいいんじゃないかと思うんですね。でないと、今度何か違うときまたあったときに、その人のときは表彰があったりするとデゴヒゴになりますので、そういうことはしないようにしたらいいんじゃないかと思います。

次は地元給食の問題ですが、安定した数量とか品質の点でいろいろと問題があるというような話がありましたが、これも昨年の話とほとんど進んでないなというふうに思ったんですが。これについて、生産者団体とか農協とか教育委員会とかと話し合いを本格的に行って、やる気がないかというような質問したんですけれども、今後検討を進めるぐらいのことなんですが、まず話し合いを今後やるのかやらないのか、そこをはっきり伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これは、実は私も学校給食のことについてちょっと現場を視察したことがあるんですけども、その規模によって違うと思うんですけども、その機械を導入したり何だりしたときに規格がある程度そろっていないとその機械にかからないと。そういうような事情がありまして、ここの中でも私申し上げましたけれども、物によっては洗ったり、切ったり、カットしたりする、そういうような機械があるわけなんですけども、そういう大きさとかそういうものが決まっていないとその機械にかけられない部分があると。けども、皆さんが持ち寄り、あるいはただ地元産材をお願いしますとなったときに、その機械にかからないものがあるとどうしても手作業になって、今度量によっては時間が間に合わないんだと、そのようなことも現場ではあるそうです。実際このような状況になるのかどうなのかも踏まえながら、この

実施に当たってはそういうことももろもろ、あとは量とか農産物の使用される食材、これに関してもやはり地元産材を使っていきたいという基本方針は持っていますから、生産される機関においてもそういう中で今後検討していききたいと、そのようには考えております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 今後検討していききたいということで、また検討ということだったんですが、これも雇用の話、ちょっと議会でもやっているし、またこの前、雇用対策の会議の中でもやったんですが、やはり企業の誘致というのはここ何年も全然やっていないし、またやれるような状況には今のところはかなり厳しいという状況だというのがわかったんですけども、そういう中では、この地元の農林業、これを当面確保を含めて振興していくのが一番いいと思うんですね。ですから、その辺もうちょっと本腰を入れてやってほしいと思っているわけです。

例えば一例を挙げますと、これも議会で話したかもしれませんが、新町にあるアスパラ畑というのは商工会女性部の企業組合がありますが、あれについてもちょっとアスパラの加工をということを仕事として、農協ではなかなか只見の加工場でいろんな経営が難しいこともあって話が合わなかったんですが、そこから女性の人たちが話持ってきてそこまで行ったんですけども、やはりそういう加工部門に力を入れて、あれだけのものです。ですから、そういう意味でその辺も検討、今回も検討では、ちょっと困りますので、本腰をお願いしたいと思います。

それから、次は地デジの話にいきますが、地デジについては田沢地区に関して言うとNHKですね。それから1と4のFCTですね、福島中央テレビが特に映りが悪いということなんです。それで、田沢地区については新たな難視地区に指定になったということでもいいんですか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

該当になったということでご理解ください。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、補助の制度ですね、それがいつまであるかとさっき話の中で、答弁の中でちょっとよくわからなかったんですが、何か27年3月までBSで対応するという話があったんですが、それは地デジが映らない間のBS対応だと思うんですが、今度は地デジを映るようにするためには、金額の問題とか、どういう補助制度があるのか、そこ答弁がなかったものですが、それを伺います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

田沢地区のいわゆる難視の解消についてどのような具体的対策をとっていくのかということについては、先ほど答弁ありましたデジサポ、それから地域の住民の方との話し合いで今後決められていくものだと思いますが、現在難視地区の補助制度につきましては、社団法人のデジタル放送推進協会という団体がございます、そこで本年の4月1日から、いわゆる高性能のアンテナを設置する場合などについて各個人を対象に補助を行っております。対象事業費の3分の2を限度として、実際個人の方には3万5,000円の最低限の負担をいただくわけですが、それを超える分についてそういった団体が補助を行うというような制度もございますので、そういったアンテナの対応で解消できるのか、あるいはもっと大がかりな設備を投入しないと解消できないのか、それはもう少し調査を待ってからになると思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、ちょっと私きょうも、けさ田沢から訴えのある方とちょっと話をしてきたんですが、電話したんですが、特にNHKのほうからも、地デジ担当のほうからも、町のほうからも何も話があれからないということだったんですが、今後の具体的な進め方としてはどういうふうにしたらいいですかね。やはり町の担当課のほうに田沢地区の人が来て、じかにどうしたらいいかという話をする、それはすごく早いほうがいいでしょう、そういう方法が一番いいですか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えします。

田沢地区のような新たな難視地区の解消につきましては、やはり総務省のデジサポがその対応に当たる窓口になっておりますので、デジサポを中心に今後の対応を決めていくのが一番いい方法だと思っております。町がそこを経由しないで単独に動くということはございません。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、デジサポのほうに連絡するように言いますが、ただ私もあそこに電話したことあるんですが、何回やってもいつだって話し中なんだ、話し中。ちょっと困っちゃうんですね。あれ多分県内から電話がわんわんあると思うんですよ。ですから、その辺ちょっと困りますよね。

あと、新町地区についても今のところ1人なんですけど、担当のほうには名前、個人名言ってありますので、そこについても調べてほしいと思っております。

それから、簡易チューナー関係なんですけど、無償支給世帯が今度拡大されたわけですが、町村民税の非課税世帯2,300件あるということで大変な世帯なわけですが、その家についても来

年4月から支給だというふうになりますと、もちろんこの世帯の中でも自分で既に簡易チューナーを買ったり、あるいはテレビを新しくした人も多少はいるんでしょうけれども、やはりかなりの世帯が、私が歩いた範囲では意外とみんなあんまり慌てていないというか、結構のんきな人が多いんですね。なものですから、ぜひこれについてはまだ広報で発表していないと思うんですが、ぜひともこの非課税世帯、ここについての周知方法も急いでほしいと思っていますし、さらにNHKの受信料の全額無償世帯、ここも120世帯のうち42世帯という話がありましたが、これも大変おくらせていますので、何かこれもう少し早めてもらう方法ないんでしょうかね。広報ばかりではなかなか進まないと思うんですね。これこそ民生委員の力をかりるとか、あるいは去年やりました職員が地区に入ってやった方法とか、あるいは行政連絡員とか、そういった形の人を頼って広報よりも人海戦術で具体的にテレビを見てやったほうが早いと思うんですが、その辺広報以外の何か方法あったら、町長伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

確かに今アナログも見えるものですから、皆さんも悠長に構えられているのかなと。そしてもう既に地デジの対応ができているテレビとか何かになれば、その放送が開始されればできるような状況の地区もこの町内にあるわけですけれども、実際に来年の7月になれば今度アナログが見えなくなるわけですから、本当に今度テレビが見られないということがはっきりしてくるわけで、その前に何らかのことは、そうならないように、そのような状況が起きないように対応は町としても考えていかなければならないと考えています。そう思っています。

そういう中で、実際に無償提供していただけるというか、その条件がそろっている世帯と、それから自分で買えるというか、それだけの経済力がある人、その人たちは対応ができると思うんですが、そのはざまにいる人たちの問題も実際現実的には起こると。それを今度、じゃ国でそこも見ないふりしているのかなという部分もあるんですが、そういうような対応も含めてやっぱり想定しながら我が町でも今後進める必要があるのかなと、そのようにも思っています。

ですから、そういう意味で、いろいろ広報ばかりではと、こう言われましたけれども、なかなか一軒一軒というのも実際実務的にどうなのかなという部分もありますけれども、そういうことが起こらないような対応は今後、来年7月までとはいいいません、できれば今年度中までにそういうことを対応していければなど、そのように考えておりますから、よろしくご理解して

いただきたいなど、そのように考えます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 町民の歌については検討していただくということになりましたが、これについても前の町民の歌のときの経過を見ると、伊南地区についてはわかりませんが、田島地区については田島地区のワタナベショウヘイさんという方が作詞をしたと。そして、当時田島高校にいたヤマノウチシンタロウという先生が作曲したんですけれども、そういう作曲とか作詞をできるような力のある人もおりますので、ぜひ早いうちに公募をしたらどうかと私は思っているんですが、その辺ちょっと一般的な検討じゃなくて、もう少し具体的にどんなふうに考えているか伺いたいと思うんですが、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

このことについては、議員も言われますように私もそう思いますから、そのような検討に入るように進めてまいりたいと、具体的に進めてまいりたいと、こう思います。

○19番 大竹幸一議員 以上で質問を終わります。

○渡部康吉議長 以上で、19番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時から再開したいと思います。お願いします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 楠 正 次 議員

○渡部康吉議長 次に、8番、楠正次君の登壇を許します。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議席番号8番、楠正次、最終の登壇ですが、大きく分けて3項目、通告順序に従い一般質問を始めます。

1 点目、本町のブロードバンド構想についてですが、本町のインターネット環境は、田島地域、伊南地域、南郷地域が光ファイバーで構築されています。館岩地域も主要施設だけは光ファイバーで接続されていますが、現在のルートではケーブル切断等の事故災害の場合、田島地域の一部と南郷地域の一部、伊南地域と館岩地域の全域が孤立する可能性があります。この危険を防ぐためには、滝原地内の中山峠の下まで敷設された光ファイバーを館岩に延ばすことで解消できると考えています。

現在総務省では、平成25年までに国内すべての世帯がブロードバンドサービスを利用できる環境にする光の道構想を実現すると公表しています。本町の光の輪構想、仮称でありますけれども、これは田島、館岩、伊南、南郷の4地域が光ファイバーで、さきに申し上げた滝原からの敷設で館岩地域が構築できると、只見方面からと若松方面からの接続で、枝線は別ですが、いずれの地域、地区で事故が起きても通信が途絶えることはありません。4地域が公平にブロードバンドサービスを受けることができる情報通信、インフラ事故等に強いまちづくりをする考えはないか、伺います。

2 項目めは、事業検証の進捗度についてですが、きのうの答弁にも何度かありましたし、68事業名の記載された事業見直し検証一覧表が配付されましたので、おおよそのことは理解いたしました。通告どおり質問いたします。

事業見直しの必要性はどのような基準に基づき行ったのですか。

町全体にかかわる事業、4地域それぞれの補助事業など何件の見直しをしましたか。減額幅の大きい事業名、また廃止と判断した事業名とその理由を付して何点か示していただきたいと思えます。

3 項目、さいたま少年自然の家への取りつけ道路についてですが、さいたま少年自然の家は年間4万人以上の児童・生徒、合わせてであります利用しています。ご承知のように、町道宮里線から木賊大橋を渡り、町道向山線を通って自然の家へと行きますが、その町道向山線と自然の家の境界部分に小白沢橋という小さな橋があります。この橋は大型バスが通過するには非常に狭く、また小白沢橋の町道側は、手前になりますけれども、急勾配、急カーブ、この橋絡みの接触や衝突事故が起きています。さらに、小白沢橋の100メートルほど手前の町道は急勾配で、毎年のように小規模のなだれが発生して、児童や生徒を乗せたバスが立ち往生することがあります。交流人口は非常に多く、特に冬期間は大きな雇用の機会もあるこの施設に対し、町長の思いを伺いたいと思えます。

以上であります。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 8番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町のブロードバンド構想についてのおただしであります。町のブロードバンド環境については、民間通信業者で整備したブロードバンド環境と町が整備した地域イントラやケーブルテレビを利用したブロードバンド環境によりインターネットサービスの利用がされております。このうち各公共施設等を結ぶ地域イントラのネットワークについては、ご指摘のとおり本町から南郷総合支所を経由し各総合支所を結ぶ形となっており、ケーブル等の切断事故などがあった場合には、通信網が遮断され利用できなくなるおそれがあります。今後、事故や災害時に対応できるよう、情報通信網の多ルート化、館岩地区での光ケーブルを利用した高速情報通信網の整備とあわせて、事故や災害に対応することができる情報通信ネットワークの整備計画を財政面を踏まえた中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、事業検証の進捗度についてのおただしであります。事業の見直し検証は事業目的と事業効果について課題があると思われる事業を対象として、関係各課より抽出した68事業を中心に進めております。対象事業の地域的な内訳は、町全体に関する事業は40事業、田島地域に関する事業は4事業、館岩地域に関する事業は4事業、伊南地域に関する事業は12事業、南郷地域に関する事業は8事業となっております。これまでのところ今年度の補正予算対応可能な事業を中心に23事業見直し検証を行い、結果は、廃止3事業、事業内容の見直し20事業となりました。減額幅の大きい事業はダイナミック南会津実行委員会補助金で、廃止とした事業は南会津町生活支援スマイル交付金、言葉の力学習塾、政策顧問設置事業で、いずれも事業効果等を総合的に検証して判断いたしました。そのほか、周遊バスは7月1日からの実施でありましたけれども、これも中止いたしました。今後外部組織である事業検証委員会と関係各課の事業ヒアリングをリンクさせながら68事業をベースとしながらも、必要であればそのほかの事業も見直し検証して来年度の予算に反映していきたいと、そのように考えております。

次に、さいたま少年自然の家への取り付け道路についてのおただしであります。さいたま少年自然の家は昭和56年開所以来29年を経過し、その間延べ人数で約130万人の児童・生徒が利用されております。年間4万人を超える利用者がある施設であります。この施設は、館岩地域住民との交流、スキーを初めとする観光施設の利用、地域物産の販売、雇用の創出等、南会津町にとっては大変重要な施設であると考えております。また、ご指摘の町道向山1号線は、最小幅員が4.2メートルと狭い部分があるほか、小白沢橋は幅員が4メートルと狭く急カーブ

となっており、特に冬期間のバスの運行には課題を抱えている状況は認識しております。これらの改良計画につきましては、さいたま市における今後の少年自然の家の利活用の方針が重要でありますので、さいたま市と連携を密にして検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的には担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 これをやめてもいいかなと思うような答弁でありましたけれども、起業の支援についても光ケーブルブロードバンド構想は欠かせないものであると思います。今回渡された資料の中に6年間の過疎地域自立促進計画、これに館岩地域のブロードバンド構想が載っていました。25年、26年度の事業計画は、今私が質問した光の道構想とはかかわらないのだと思うんですけれども、この辺について全く町単独で考えていた計画を載せたのかどうか、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

過疎計画に載っております館岩地域の事業計画につきましては、いわゆる地上デジタルテレビに関係する改修事業を載せておりまして、インターネットの光通信への転換、そういった事業ではございません。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 8,000万ずつ2カ年で1億6,000万、これ地デジですか、ちょっと違うんじゃないですか。ブロードバンド構想と書いてあったと思いますよ。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

大変失礼しました。1億6,000万の事業計画につきましては、今ある有線ケーブル、それを光ケーブルのほうに変換する事業計画ということでございます。大変失礼しました。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 これを載せるときに、この計画するときには、この光の道構想というのはまだ総務省のほうからの情報とかは入っていなかったのかどうか、これを先ほどお聞きしたんですけれども、ただちょっと言われなかったもので、そちらもちょっと、この答弁が抜けてしまったのかと思いますけれども。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えします。

議員ご承知のとおり、館岩地域のいわゆるインターネット環境につきましては、先ほど町長が述べましたとおり、ケーブルテレビを利用した利用となっております。その時代のいわゆる環境整備の程度につきましては、一般的にいわゆる光ケーブルでございますが、高速ブロードバンドということで整備をいたしました。その後の時代のいわゆる進捗、高度化によりまして、現在は超高速ブロードバンドということで整備がされております。ただいま議員おただしになりました総務省が来年度の新たなITビジョンによりまして、現在光の整備に関する方針を示しております。時期通常国会に光の道の推進関連法案制度を載せたいと、そういう情報を得ております。本町といたしましては、今までの制度の中での整備計画と、今後国が新しい整備計画を定めていくということでございますので、そういったことを総合的に勘案して整備をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 3月まで担当課長でいらっしゃいました副町長ですから、本当に適切なお答えをいただきましたが、自立促進計画の作業と進行の現況と問題点を、地理的条件に影響されない競争力のあるビジネスというふうに記載されております、ベンチャー企業の支援やSOHO等の積極的支援と記されております。このSOHO、スモールオフィス、ホームオフィス、これにはブロードバンド構想ややっぱり欠かせないと思いますので、ぜひ国の動向に注視しながら、できる限り町の負担が少なく早くこれが活用できるような体制をつくるべきだというふうに考えております。町長も公平、公正、標準を理念としたまちづくり、これはお聞きしましたので、ぜひとも公平にすべての町民が活用、利用できるような内容にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

まさに基本は、私も申し上げましたとおり、また議員が今申されましたとおりと思います。確かに今の状況、インフラ整備が行き届かないところもございまして、これから起業される方、今起業されている方、そういう人たちがより強い体質といますか、そのようなことを築いていただくためにはやはりインフラ整備も大事だと、そのように認識しております。あわせて融資あるいは補助制度等も有効活用されながら、そのようなことを町は進めていきたいと考えて

おりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 1点目については了解いたします。

次に2点目に移りますけれども、この事業検証も多くの議員もお聞きしておりますし、今お答えをお聞きして町長の考えを理解いたしました。事業を見直して継続するもの、廃止するもの、これはやはり町長の考えも大きく反映されるべきものだと思います。しかし、1点だけ人材育成、こういうものは心の成長、強い子供をつくるとかというものは費用対効果ではかりにくい部分であります。きょう12番議員も言うておりましたけれども、懸念しておりました、体験活動とか、そういうものがないと精神的に元気に子供は育ちにくいのではないかというふうに考えます。ですから、余り慌てることなく、どっしりと構えて強い南会津っ子を育成してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

事業の見直しに関しましては、先ほどそのような説明いたしましたけれども、やはり町全体の状況を見ながら、そして特に教育、福祉とか、あるいは地域の状況ですね、そういうことには費用対効果ということ当てはめてはいかなものかということも当然ありますから、それは長い目で見ながらどういう対応がいいのかということもきちんと検証しながら、検討しながら進めてまいりたい。そして住みやすい、本当にこの南会津町に住んでよかったと思われるようなまちづくりに精力的に頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 2点目、了解いたしました。

続きまして3点目に移りますが、さいたま少年自然の家は、ただ単に町道の拡幅というのではなくて、私が言ったのは耐震診断が済み次第、あそこの自然の家の敷地に増設、新設という計画がある、大幅な入札が期待できる、そういうことも前所長からお聞きしておりますので、決定ではありませんけれども、そういう情報も注視しながら、町長としてトップセールスといえますか、交流人口の増加、これがあると現在でも冬期間の1次産業の人たちの雇用の場としてはかなり結構貢献をしております。ですから、委員会としても過日の調査のときにそこを訪問したわけですが、木賊大橋ではなくて、そこの行く前の渡戸橋というのが1本、以前川衣諸沢線という大規模林道が整備されれば木賊は孤立することがなかった可能性があるんで

すけれども、渡戸橋1本だけです。町道向山線を延長させると渡戸橋を通らないで、距離としては1キロありませんけれども、ですからその辺も考慮していただくか、あともう一本、さいたま市と協議しながら町道宮里線から直接施設に橋を設ける、そういうような大きな計画を立てていただければ、さいたま市は今後の動向について、これから町の経済に対して大きな貢献が考えられる場合は、そのようなところまで視野に入れた計画をしてほしいなと思っております。いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

さいたま市とは合併前から、さいたま市も合併されまして大宮、それから与野と浦和と、そのような交流を合併前の町村時代も交流を続けてまいりましたし、合併後の現在も最大の交流自治体として、いろいろな面でご協力やご支援いただいているわけでございます。そういう中で、大宮市時代からこの大宮自然の家、館岩地区に貢献されました大きなものがあると私も認識しておりますし、今後ともそういうものを大事にしながら交流させていただくと、そのような考え方には変わりありません。そういう中でも、人的交流ばかりじゃなくて、やっぱり情報や物の交流、いろいろな面で今後ますます強めていきたいなと、そのように考えておりますから、そういういろいろな今悪条件のもとにありますけれども、そういうものも一つ一つ改善できるような努力は当然南会津町としてもしていく必要があると、そのように考えております。

そういう中で、今現在申されました橋も当然その一つかと思えますから、これもいずれにしましてもさいたま市の方々とも多少なり協議はしていかなければならない部分もありますから、これはお互い胸襟を開いた中で協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 さいたま自然の家も、やはりここに大きな予算をかけてやるというのは、やはり成功体験、失敗体験、そういう体験に対する効果というのが重要だというふうに考えているんだと思います。ですから、精神的に強い子供さん、先ほど申しましたけれども、こういうものにこの地域の持つ資源、こういうものはもう少し見直してもいいのだろうというふうに考えて、私の質問を終わります。

以上です。

○渡部康吉議長 以上で、8番、楠正次君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○渡部康吉議長 上衣の着衣をお願いします。

本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明17日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時14分

平成 22 年第 3 回南会津町議会定例会 第 4 日

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 22 年 9 月 17 日 (金曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 報告第 6 号 専決処分の報告について
専決第 18 号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 2 議案第 78 号 南会津町伝統的建造物群保存地区保存条例
- 日程第 3 議案第 79 号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 80 号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 81 号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 82 号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 83 号 南会津町田島農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 84 号 財産の購入について
- 日程第 9 議案第 85 号 南会津町過疎地域自立促進計画について
- 日程第 10 議案第 86 号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第 11 報告第 7 号 平成 21 年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告について
- 日程第 12 議案第 87 号 平成 21 年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 88 号 平成 21 年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 89 号 平成 21 年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 90 号 平成 21 年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 91 号 平成 21 年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第 1 7 議案第 9 2 号 平成 2 1 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 議案第 9 3 号 平成 2 1 年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 議案第 9 4 号 平成 2 1 年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度南会津町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 1 議案第 9 6 号 平成 2 2 年度南会津町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 2 議案第 9 7 号 平成 2 2 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 9 8 号 平成 2 2 年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 9 9 号 平成 2 2 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 1 0 0 号 平成 2 2 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 1 0 1 号 平成 2 2 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 平成 2 2 年請願第 2 号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書（産業建設委員会）
- 日程第 2 9 平成 2 2 年請願第 3 号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見提出」方の請願（文教厚生委員会）
- 日程第 3 0 平成 2 2 年請願第 4 号 「2 0 1 1 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願（文教厚生委員会）
- 追加日程第 1 委員会提出議案第 3 号 南会津町議会基本条例の制定について
- 追加日程第 2 委員会提出議案第 4 号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する意見書の提出について
- 追加日程第 3 委員会提出議案第 5 号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置

基準の改善を求める意見の提出について

追加日程第 4 委員会提出議案第 6 号 2011 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

追加日程第 5 議会雇用対策調査特別委員会の設置に関する決議

追加日程第 6 議員派遣の件について

追加日程第 7 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（21名）

1 番	湯 田 哲	議員	3 番	高 野 精 一	議員
4 番	馬 場 信 作	議員	5 番	山 内 政	議員
6 番	渡 部 優	議員	7 番	星 光 久	議員
8 番	楠 正 次	議員	9 番	湊 田 幹 夫	議員
10 番	渡 部 忠 雄	議員	11 番	湯 田 秀 春	議員
12 番	星 登 志 一	議員	13 番	星 和 男	議員
14 番	平 野 昌 盛	議員	15 番	阿久津 梅 夫	議員
16 番	渡 部 東	議員	17 番	芳賀沼 順 一	議員
18 番	菅 家 幸 弘	議員	19 番	大 竹 幸 一	議員
20 番	児 山 寿 明	議員	21 番	五十嵐 司	議員
22 番	渡 部 康 吉	議員			

欠席議員（1名）

2 番 渡 部 俊 夫 議員

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
五十嵐 竹 則	教 育 長	馬 場 増 男	会 計 室 長 兼 税 務 課 長

穴戸英樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
星光幸	商工観光課長	長沼芳樹	住民生活課長
渡部仁	健康福祉課長	児山忠男	建設課長
星恵助	環境水道課長	大竹洋一	農林課長
齋藤友一	農業委員会 事務局長	原田稔	学校教育課長
酒井直伸	生涯学習課長	星安晴	館岩総合支所長
渡部文政	伊南総合支所長	森秀一	南郷総合支所長
木下光廣	監査委員		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	星欣一	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席届のあった議員は2番、渡部俊夫君であります。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

暑くなってきましたので、上衣の脱衣を許可します。



◎発言の申し出

○渡部康吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井 裕総務課長 おはようございます。

事前に配付してあります議案、さらには事務報告の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただいて、職員のほうで正誤表もしくはラベルによって訂正をさせていただきたいと、このように考えております。

訂正箇所につきましては、4カ所ございまして、まず議案書の中の一般会計の補正予算の6ページになります。そこに第2表、地方債補正ということで一番上に合併特例事業がありますが、その限度額の右側、起債の方法が「同上」となっておりますが、ここは「証書借入」でございます。

なお、修正につきましては後で職員のほうで修正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、利率でございますが、これもやはり「同上」という表記になっておりますが、正

しくは「5.0%以内」ということとでございます。

それから、補正後も同じこととありますが、起債の方法、利率、償還の方法、それぞれ「同上」というような表記になっておりますが、正しくは「補正前に同じ」ということで訂正をさせていただきますと思います。

それから、一般会計の補正予算の20ページになります。

目の4環境衛生費の節の「28繰出金」という節になっておりますが、これは土地開発基金からの土地の買い戻しでございますが、正しくは節が「17公有財産購入費」の誤りでございますので、ここも訂正をさせていただきます。

なお、先ほど申しました地方債の補正につきましては、ラベルで修正をさせていただくことにしたいと思っております。

それから、事務報告の83ページでございますが、ここに古町温泉赤岩荘が一番下に表記されておりますが、その中の利用料、ここが「424,638」円という表記でございますが、正しくは「5,095,650」円でございます。この後正誤表で訂正をさせていただきますと思います。

それから、155ページでございますが、公営住宅の過去5年間の収納率の推移の表でございますが、その中で一番右側の平成21年度の数値でございますが、ここで、調定額の滞納繰越額、ここが誤っておりますが、当然のことながら、その下の合計の数値、それから、下から2つ目の滞納額、左側の滞納額とありますが、この滞納繰越と合計額、さらには収納率につきましても数字が変わるものですから、それぞれ数字が変わります。

内容等につきましては、これからお示しします正誤表とラベルの修正で修正をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○渡部康吉議長 ただいま総務課長説明のとおり、議案の訂正についてご了承願ひます。

それでは、執行部において訂正してください。

〔正誤表配付〕



◎報告第6号の質疑

○渡部康吉議長 日程第1、報告第6号 専決処分の報告について、専決第18号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第78号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第2、議案第78号 南会津町伝統的建造物群保存地区保存条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 これは委員会でよく説明していただきましたので、そのときちょっと気がつかなかったというか、あれなんですけれども、13条なんですけれども、13条の3項「審議会の委員の定数は15名以内とし」というこの後のところなんですけれども、これいろいろなほかの条例を見ますと、例えば住民の代表からとか、あるいはそういうはっきりした条項が、例えば保存地区からも、とあるんですけれども、保存地区だけじゃなくて保存地区以外の人からも出すとかというような要綱が載っているものもあるんですけれども、これは「学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、教育委員会が委嘱する」となっているんですけれども、やはり館岩地区あるいは南会津町広くなったんですから、その地区以外の人からも選ぶような、要綱に入れてはどうかと思ったものですからお伺いします。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

伝統的建造物群保存地区、群ということですので、館岩地域だけでなく他の地域からも委員を選任する考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 考えはわかるんですけれども、条例の中では「関係地区を代表する者のうちから」と、これはどうしても読み取れるような表現なんです。ですから、例えばそこにしっかりと「保存地区の住民を代表する者」あるいは「保存地区以外の住民を代表する者」

とかと入れておけば、そんなに悩むことはないのではないかと思うので、そういうことはできないかということをお伺いしている。だめならだめでいいです、考えなければいい、これは条例ですから。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

標準条例でございますので、このとおりにさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 これはほかの同じような伝統建造物のところは全国にあると思うんですが、全国の条例を見ながらつくったと思うんですけども、ほかではそういうところ入っているところは見ませんでしたか。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

伝統的建造物の保存地区に指定されている箇所、全国に87地区ございます。標準条例ということで、文化庁のアドバイスを受けながら条例策定をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第79号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に日程第3、議案第79号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第80号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第4、議案第80号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第81号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第5、議案第81号 南会津町保養所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 この条例の施設利用料金の大人、子供、その下、町民、町民以外、大人、子供共通、年間券1万5,000円となっております。私は、上の施設料金で大人の料金が町民と町民以外に金額、約倍以上の開きがあると。そして子供も町民と町民以外、これは100円ということで子供の場合は同じような形になっているわけですが、その下の年間券が町民も町民以外も大人も子供もみんな1万5,000円、これは全く理解できません。ぜひ再度、前に1回一応理由は聞いておりますけれども、その後変わらないのか、あるいは変わったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 お答えします。

当時の条例制定の際には、利用促進を図るためというようなことで特別に区分しなかったというような議案の内容になっておりますが、これらにつきましては、申されたように、いろいろ再度検討する必要があるのかなというふうに感じておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ただいまの件に関しまして、私も正直申し上げまして議案に上がってきたと

きに、はっと思ったんですが、いろいろ他の町内の施設等の整合性も見ながら、やはり全体的に見直すというか検討する必要があるのかなど、そのように感じておりますから、改めてこの件に関しましては後でいろいろ調査しながら見直してまいりたいと、そのように考えていますので、ご理解願いたいとそのように思います。

きょうは、下のほうの温泉利用料金のほうの、実はそっちのほうがメインだったので、それでたまたまこれを条例の中に盛り込もうとしたらこれが出てきたものですから、急遽の話になって申しわけなかったですが、これは見直していく方向で今後検討しますから、ご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第82号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第6、議案第82号 南会津町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第83号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第83号 南会津町田島農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 この83号なのですが、条例の改正の中にあって、ちょっと確認したいんですが、これ指定管理者になっていると思うんですが、今どこの指定管理者でも集会所及びそのセンターというのは火災保険の関係は、指定管理者のほうでかけているのか、町でかけているのか、お伺いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

全体的なお話でありましたので、私のほうから答弁させていただきますが、基本的には所有者のほうで火災保険をかけているということをごさいますて、つまり町所有であれば当然町がかけて、それから地区が所有であれば地区のほうで火災保険をかけているということをごさいまするが、ただそれぞれ地区所有それから町所有ということがございますので、それぞれ各地区の集会施設につきましては、仮に町が所有ということであっても、その分については地区のほうからご負担をいただくというようなことで取り扱いを統一しておりますので、ご理解をいた

だきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第84号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第84号 財産の購入についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 9番。

大体説明は聞いたんですが、これは撤退するときに買い戻すという条文があったらしいんだけど、特に田島の場合、引き揚げた大手、例えば総務からもお話があったんですが、それに対しては別に町は買う必要はないと思うんですが、こういうのはやはり引き揚げというと整地して返すとかという普通になっていないのですか。こういうのは買い戻すとなっているんですか。単位にすると何坪ぐらい、坪単価幾らぐらいになるんですか。

〔「総務委員会で説明聞いたでしょう」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 説明は聞いた。聞いたけれども、今の時代に買い戻すというのはどうもその辺が不安に感じる、今どんどん下がっているから。もう一回、坪単価何ぼぐらいになる

か。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

今回購入する坪単価でございますが、坪に換算しますと6,435円ほどになります。計算しますと、3.3の計算でございますが、今申しました6,435円の坪単価ということでございます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 田島の田部原の推定ですが、そういう試算する人、何という人かわからないけれども、大体幾らぐらい、私は高いと思って見えていますから、契約するにどのような内容なのか細かいことはわかりませんが、時価の単価で買うというような文面が入っていたのか、そういうのは全然入っていなかったのか、細かい点は委員会で聞けなかったんですが、その辺お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

今回購入する金額に当たりましては、昨年予算をいただきまして不動産鑑定士の委託料で不動産鑑定をしております。基本的にはその金額に基づいて購入をしたということでございます。

ちなみに、坪単価が高いというようなお話がございましたけれども、実はこの土地、当然のことながら固定資産税の対象になっておりまして、固定資産の評価額、これから対比しますと決して高い金額ではないというふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第85号 南会津町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第88号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第86号 南会津地方広域市町村圏組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎報告第7号について

○渡部康吉議長 次に、日程第11、報告第7号 平成21年度中における主要な施策の成果及び予算執行の実績に関する報告についてを議題といたします。

本件については、これから審議予定となっております平成21年度一般会計、特別会計並びに事業会計に係る決算認定に付するための法令で定める補足説明書類であります。

ここでお諮りいたします。

報告第7号は、次の日程第12以下各会計に係る決算認定についての議案審議とあわせて質疑することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、報告第7号は、次の日程第12以下、決算認定についての議案審議とあわせて質疑することに決しました。

ここで議長から申し上げます。

これから、議題となります日程第11、報告第7号から日程第20、議案第95号までの決算認定についての議案審議に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質疑されるようご協力方よろしくお願いいたします。

◇

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 それでは、日程第12、議案第87号 平成21年度南会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 事務報告に基づいて、何点か質問いたしますが、初めて、今度一問一答でやるということなのですが、最初に項目を言う必要があるのかな。

そうすると、初めて私が第1号になりますので、要領よくわかりませんが、まず、事務報告の38ページの③の巡回よろず相談事業について質問いたします。

それから、49ページの戸籍事務について質問いたします。

それから、3つ目は、268ページの奥会津の博物館の古民家レストラン、これについて。古民家レストランの利用状況です。

3点について質問いたします。初めてですから、そのぐらいにしておきます。

それで、巡回よろず相談にいきますが、巡回よろず相談で、これを読むと平成21年9月から22年3月の間、社協との協働によると書いてあって、相談件数は5件となっております。9、10、11、12、1、2、3と7カ月の間5件ということですから大変少ないと思うんですが、これは見直し事項にも入っていませんが、ちょっとやり方を検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、どのように考えるか、伺いたいと思うんです。

それで、さらにこの巡回よろず相談について、館岩地区のそれが174ページ、そこにも書いてあったり、あと伊南地区は200ページにも書いてあるんですが、そこには件数なんかは書いていないんです。それからあと、南郷地区についてはページ数忘れましたが、南郷地区については1件と書いてあるんです。南郷地区も何カ月かやったうちの1件なんです。ですからちょっと効率が悪いんじゃないかなと思うんです。しかも私も2年ほど前に地区の役員やっているときに塩江地区で巡回よろず相談があって、私が営業センターのかぎをあげたり閉めたりしてやったことがあるんですが、そのとき午後から3人ほど担当が来ていましたけれども、やはり下塩江でも住民からは1件もなかったなというふうに思っているものですから、その後ほかの

地区でも余り相談がないなと思っているんですが、どういう現状で今後はどういう工夫をしようとしているのか、伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

私のほうからは、ただいまご質問のありました総合支援センターで実施をしております巡回よろず相談事業について、その内容の説明を行いたいと思います。

巡回よろず相談につきましては、平成20年度からいわゆる地域の住民の困り事、そういった相談に事務所から出て外を歩いて声を拾おうと、その対策をしようということで、社会福祉協議会で実施をしておりました相談事業に合わせて、総合支援センターの職員も1名同行しまして一緒に住民の声を聞こうということで始まっております。

平成21年度の実績については記載のとおりなんでしょうございますが、20年度の1月から3月にかけての実施件数を見ますと3カ月で約20件、21年度は若干少なかったようなんですが、20年度については1月から3月の3カ月において4地域で合計20件ほど開催をしまして、さまざまな住民の声を聞いて、その内容を担当する役場の所管課につないで問題解決を図るといったことをこれまでしてまいりました。

総合支援センターの主要な業務の一つとして、住民の身近な生活の支援を行いたいということがございますので、おただしのとおり、回数といいますか住民の参加件数が少ないというのも事実でございますので、今後社会福祉協議会と協議をしながら、PR活動にも努めながら、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、今20件という数字があったんですが、それは20年度、21年度でしたか。

〔発言する者あり〕

○19番 大竹幸一議員 20年度ね。

では、21年度については田島地区は5件、南郷地区は1件となっておりますが、では伊南地区と館岩地区は何件だったか伺います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南地域における相談につきましては2回開催しておりますが、いずれも相談者はございま

せんでした。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

館岩はよろず巡回相談として5回やっております。人数的には17人の出席がございました。5回で17人でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、館岩地区が一番参加があったのかなというふうに思いますが、私こういう相談事は大変いいことだという観点から考えてはいるんですが、ただ問題は、そういう相談事をやる場合に弁護士とは言いませんけれども、何らかの資格といいますか、民生の人とかちょっと何かの資格を持った人がいないと、相談したことに本当に適切にそれに答えられるのか、あるいは話が逆に漏れてしまうんじゃないかという心配も住民の人はあるんです。ちゃんとした人だったら守秘義務があるんです。でも資格がない人だと、例えばこちらで離婚の話をした場合にしゃべるんじゃないかという不安があるんです。ですからそういう資格なんかは相談員はどうなっているのか。やはり何かがないとちょっと困ると思うんです。質問する人からして不安があると思いますので、その資格はどうなっているのか、伺います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

巡回相談につきましては、総合支援センターの職員、さらには社会福祉協議会の職員が巡回をいたしまして、もちろん専門的な資格はございません。そこでいろいろな相談を受けまして、特にこの相談の場合にはどちらかというつながりとか次の相談所を紹介したり、そこで解決するというようなことはほとんどできませんので、例えば同じように社会福祉協議会のほうで年間4回、弁護士による法律相談というようなものを開催しております。そこで解決できないものについては、社会福祉協議会で開催している弁護士の相談のほうに優先的というかある程度早目につないで、そちらのほうで弁護士に相談をして解決をしていくというようなことで対応をさせていただいております。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そういう弁護士につなぐのもいいんでしょうが、資格がないということだったのですが、守秘義務についての教育はどうなっていますか。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

町の職員、さらには社会福祉協議会の職員、当然地方公務員法に基づく守秘義務を課せられておりますので、それは当然のこととして守っております。

以上です。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 その点ひとつよろしくお願ひいたします。

ちょっとうわさなんですけれども、県のほうでも人権擁護とかいろいろ相談事があるんですけれども、相談した人の話では、何か相談したことが1週間もすると多くの方が知っているということが前にあったんです。ですから本当にその辺は守秘義務をきちんとしてもらわないと、町民としては安心して聞けないということがありますので、よろしくお願ひします。

それから、次は49ページの戸籍関係のあれなんですけど、49ページに、出生の総数が175人で届け出が計101件となっていますが、その後ろの50ページの2番にある人口動態関係、その出生を見ると102件になっているものですから1件の差があるもので、何でかなと。死亡もそうなんです。死亡も49ページでは278件なんですけど、総数で335件です。届け出の総数278件なんですけど、後ろを見ると279件なものですから、この1件の違いはどういう違いかなということ、その理由を伺います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 確認してから報告させていただきます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それではその間ちょっと関連した質問になりますが、この前全国的に、本籍はあってもいない高齢者がいるという問題があったわけですが、そのときに南会津町では100歳以上の高齢者が戸籍上19人いるというのが新聞に載りました。それで最高齢は132歳だというのが新聞に載ったんですけど、この中で実際にいた人といない人は何人だったのか伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

初めに、戸籍と住民票の制度の違いについてまずご説明を申し上げたいと思います。

戸籍につきましては、いわゆる国民の身分関係、親子関係とか夫婦関係とかを登録しまして、公に証明する制度でございます。その市町村に本籍を置く者を対象としているというのが基本でございます。したがって、どこに居住するかということとは全く無関係でございます。

それから、住民票につきましては、住民の居住関係を記録する制度でございますので、これは当然その市町村に居住をする住民を対象とするということでございます。今回19名の100歳以上の方、これは戸籍上本籍が本町に存するというので現住所というのがあるものではございません。

したがって、これらにつきましてはいろいろな理由が例えば考えられるわけですが、全国的に多かった理由としては空襲、それから移住をされてその後亡くなられてこちらに届がないというような例が考えられます。一般的にこの居住の確認をすることについては市町村では非常に難しいというふうには考えております。例えば住宅等がございませんので、その血縁関係等を追ってしなければ死亡という確認はできないというふうになっております。

したがって、職権として高齢者の職権削除というのがございまして、基本的に100歳以上であること、それから所在不明であること、それから本人の生死と所在につき調査資料を得ることができないと、この場合においては法務局にご相談をしまして、市長村長の職権でその削除をすることができます。ただ、市長村長による削除によりまして死亡ということにはなりませんので、あくまでも戸籍から削除するということですので、これによっていわゆる相続が生じるというようなものではございません。

それから、先ほどの出生と死亡の関係です。出生1件につきましては、国外からの届け出ということで領事館を経由して送付になってありますので、人口動態では上げないというふうになっておりますので、1名の減が生じているということでございます。

〔「死亡は」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 死亡につきましても調べ次第報告させていただきます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 100歳以上の高齢者の話に戻りますが、そうすると19人がいたということについて戸籍と住民票の話ありましたよね。それで問題になっている行方不明者とかそういう問題は生じない、その心配はないということなんですね。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 あくまでもこちらに住所がございませんので、確認ができていない分ですので、おっしゃる例えば年金につきましては現住所によって確認をしております。ですから、戸籍上本籍のみでという方ですので、あくまでもその確認はできておりませんので、高齢者の削除ができますので、それを利用して削除の手続きをとりたいというふうには考えて

おります。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 そうすると、ほかで問題になっているのは、戸籍もあって現住所もあるけれどもいないと、こういうことが問題になっているということですか。何かその辺がちょっと、どういう場合になると問題になるのかなというのがわからないんですが。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 お答えいたします。

ほかで問題になっているのは、まず年金の関係で、いわゆる年金につきましては必ず住民登録をされている方というのが基本でございますので、先ほど申しました戸籍の不明者につきましては、年金とは全く無関係というふうにお考えいただいて結構だと思います。

それからもう一つ、死亡の件数が合わない件につきましても、先ほどの出生と同じようにいわゆる国外からの届け出によるものでございますので、人口動態には上げていないということでございます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 それは大体わかりました。

次は、最後の268ページの古民家レストランの山王茶屋の利用状況なんですけど、去年の4月から始まって特に冬の間大変利用が少ないというふうに聞いていたんですが、この表を見ると、12月も159人とか1月322人、164人が2月、3月244人とあるものですから、結構いたんだなと思ったんですけども、この利用状況というのはどういうことなのか。もちろん多分食べた、売り上げにかかわった人だと思うんですけども、売り上げがどのぐらいあって、特に12、1、2、3月の売り上げがわかれば伺いたいと思います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

事務報告につきましては、利用者数のみ掲載させておまして、売り上げ状況についてはごらんのように掲載させていただいておりません。また手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 古民家レストランの山王茶屋につきましては、きのうもだれか質問しましたが、いろいろお金もかけているところですけども、なかなか場所が遠いかいろいろな状況で、冬についてはこれは夢開発との協議になりますけれども、さらに検討してもっと

売り上げが伸びるようなそういう工夫を求めまして、来年に向けてはどのような考えをしているか、ちょっと伺えますか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私、全般的な考え方の中で申し上げさせていただきます。

私がいろいろ事業見直しの中でも申し上げましたけれども、一般質問の中で、それから前回6月の定例会の中でのお話もさせていただきましたけれども、やはり南会津観光に絡む事業、これは本当に我が南会津町を左右するほどの事業である。そしてまたそういう大事な事業を担ってもらっていると、そのような認識でおります。そういう中で、いろいろ経営の状況が余り思わしくないというようなことも指摘されておりますし、そして今まで町がいろいろな事業を逆にお願ひしてきたという事情もあります。そういう中で、その一つにこの山王茶屋の問題も私はあるとそういう認識でおります。

今後どのような活用をしていくのかということも含め、南会津観光の事業の内容もみなみやま観光の取締役とも相談しながらやはり見直していく必要があるのかなど、そのように考えておりますからそれに向かって今後進めていきたいと、そのような考えでありますので、ご理解を願いたいと思います。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 先ほどの巡回よろず相談事業の関係で、回数が5回、説明会に17人、それで一応相談受けられたという方は1名でございました。改めさせていただきます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 そのほか、ございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、私は決算概要のほうから拾った数字でお答えいただきたいと思います。

21年度の決算概要のまずは13ページ、ここに報酬から共済費まで4項目ありますけれども、昨年度の決算概要と比べると、1番の報酬がプラスの約980万円、2番の給料は約1,370万円、3番の職員手当、これがマイナスの約2,900万円、共済費だけが相当多くてプラスの3,700万円ぐらいになっていると思うんですけども、まずこの4点のプラマイの理由を、どういった変動があったためにこのような数字になったのか。

それから2点目が16ページ、第9表の地方債の借入状況、これで現年は合併特例債事業、これが4億8,000万円ぐらいのものに対して会津みなみ農協では利率が2.07%になっていますけ

れども、一昨年は1.5%か1.65%ぐらいの合併特例債の運用だったと思うんです。正確には昨年度、20年度は東邦銀行3億8,000万円に対して1.595%の利率だったと思うんです。大体条件的には同じなんですけれども、これだけ率が上がった理由、町の評価が下がったのか、それともこういうのは何かの義理や人情でこういうふうによく借りたのか、その辺が1つです。

あともう一点は、ことし特に経常収支比率が87%ぐらいになったということで表記がありましたけれども、実際にことしとそれから来年度は国のほうのいろいろな特例債というか、事業債、緊急雇用促進等のものがあつたためだと思うんですけれども、もしもこうした緊急的なものがなかった場合に、当町の場合にはどのようになったかというような試算はしてあるのかどうか。その3点についてお伺いいたします。

まず、第1点目の4項目のプラスマイナスについての理由をお伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、人件費、報酬から共済費までの増減の理由でございますが、まず主な理由としましては報酬等におきましては選挙のある年、それから選挙のない年でかなり変動があるということでございます、その年の選挙の状況によって数値が変わるというようなことが一番大きな理由でございます。

それから、職員手当等もやはり同じような理由が一部入ってくることも事実でございます。

さらに特徴的なことで申しますと、昨年共済費、これがかなりアップしておりますが、これは職員共済組合の掛金の率の改正がございまして、これは5年に一遍財源の再計算というようなことで、将来的な年金、それらを見込みながら在職中の共済の掛金の財源率の調整をするわけでございますが、その関係で職員共済組合の負担金の掛け率が上がったということでございます。

主な理由としましては、以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、共済費の掛け率が上がったということはわかりましたけれども、人数的にはどうなんですか。掛けた人の人数が減ったけれども、逆に掛金が相当上がったとか、何かのバランスがあると思うんですけれども、その辺の数字は。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

ここは行政改革の集中改革プランに基づきましては、職員数の削減に今努めておりまして、

結果としまして、掛金をする人数につきましては減っておりますが、それを上回る共済掛金の率の変更があったということで、これだけ上がったということでございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、昨年度の共済費を掛けた人数とそれにかかわった1人頭の平均のお金、それから今年度の共済費を掛けた人数とその平均をお答えいただけますか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 手元に正確な資料を持っておりませんので、後からお答えさせていただきます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは次に合併特例事業の利率が2.07%になったと。この経過をお答えいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、起債の利率でございますが、合併特例債につきましては縁故債というようなことで、今回お示ししているのが農協さんのほうからお借りしたということになっておりますが、これは必ず町内の各金融機関に入札制度で行っております。その中で最低利率をお示ししていただいた農協さんに借入れの契約をしたということでございますが、それぞれそのときの金利情勢、さらには借入れの額によってもそれぞれ各金融機関で提示できる利率に変動があるようでございます。したがって、一概に金融機関を変えたことによって上がったとかそういうことではございませんので、公正な入札制度に基づきながら最低利率の提示のあった金融機関と借入れの契約をしているということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 金額的にいいますと、通常であればいっぱい借りたときは貸すほうも助かるので、信用のあるところには貸すほうも助かるので率が低くて、金額の少ないときには少し少ないからということで高いと、私は一般的にはそう思うんですけれども、昨年度は合併特例債、東邦銀行から1.595%で借りたのは3億8,000万円なんです。ことしは4億8,280万円ですよね。今年度のほうが多いんです。年数も全く一緒、据置期間も一緒、それで1.595%の変化率から2.07%になったということは相当私大きいと思ひます。それで、状況からいったら逆に低くなるのが、私は日銀だとかあれの方策見ると低くなっておかしくないと思ひますけれども、入札の中が本当に適正に行われたのかというのが、例えば大きい銀行だと

か金融機関が4社で回しているとかそういう疑いを懸念されても、この率からいったらば私はそんなふうと思うんですけれども、いかがですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

まず、入札のやり方でございますが、これについてはすべてファクス提出ということでやっております。各金融機関さんがどうなりましたかというような情報が必ず入札終わった後に寄せられておまして、それぞれの金融機関の中で独自に判断をされて利率が提示されているというふうに考えております。

それで、金利の関係でございますが、これはその時々々の利率が当然ベースにあるわけでございますが、プライムレートの率をベースにしながら、それぞれ各金融機関のほうではじき出すということでございますけれども、ある一方では、確かに公共団体ということで信用性は当然ありますけれども、一般的には金額の融資額が高ければそれなりのリスクを抱えるというような部分がございます。信用性の高いところであればそういうこともあるかもしれませんが、一般的な東邦銀行さんあたりの話を聞きますと、額が上がるから率が下がるというものではないんだと。やはりそれぞれ貸し出しする上でのリスク管理というような部分がございます。それなりの金額に応じた利率の設定をされていると、こういうふうに承っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、ただいまの総務課長の話を総合しますと、南会津町の財政的な内容は前年よりも数字的にはよくなっていると。しかし反面、銀行、金融機関の信用は落ちていると、こんなふうにご覧になってよろしいですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えします。

そういうことではございません。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうということではないそうでありますので、来年の決算に向けて私ももうちょっと入札について勉強してから、来年度、再度質問をしたいと思います。

それと3点目の、結構このところ10億円ぐらい、いろいろ臨時的に国のほうからお金をもらいましたんで大分数字的には助かったと。もしも臨時的な経費が国から来なかったら南会津町の中身は一体どうなっているんだろうと、ちょっと心配なものですから、その辺の仮の計

算はしてあったかどうか、お答えいただければと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

仮の数字につきましては計算したことはございません。

それで、一般的なお話をさせていただきますと、経常収支比率は皆さんご存じだと思うんですが、経常的な経費に充てる経費に対して、分母が経常的な一般財源ということになりまして、そこで計算される数値でございまして、平成21年度におきまして各種の国からの補正予算絡みの臨時交付金をいただきましたが、これはいわゆる経常経費、経常的な収入ではないわけです。ですから、あくまでも臨時的な経費としての分類になりますので、直接的に経常経費の変動の要因には基本的にはならないということでご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、総務課長の考えとしては臨時財政対策債等も一応は分母にはこれは入っているんだよな、借金だけれども。それがもしないとすると何ポイントくらいまで影響ありますか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

経常収支比率を算出する上で、おただしのありました臨時財政対策債、これについてはいわゆる一般財源扱いでございますので、これについては当然のことながら分母の中に入ってまいります。それでこの部分がなければということになります。試算したわけではございませんが、かなりの大きな額になっておりますので、その部分が分母から外れるということであれば、かなりの率が経常収支比率のほうで上がってくるというふうと考えております。

臨時財政対策債というのは、本来普通交付税で措置すべき一般財源を確保できない臨時的な起債ということで国のほうで一定枠承認を受けると。その後、交付税でバックしますよということでございますが、我々としては、普通交付税それから臨時財政対策債含めて交付税だというような認識のもとでおりますので、その辺もあわせてご理解をいただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 私がいつも一番気にしているのは、交付税の算定額についての件なんですけれども、国のほうから書類をもらおうと必ず臨時財政対策債を入れた場合と入れない場合の2本立てで表示してあるわけです。なぜこんなふうになっているのかと思って調べたら、

やはりこれは借金のもは入れないほうがいだろう、あるいは当面は入れておいても数字が上がるからいいんじゃないかというような、そういった国のほうが目安にしているのかなと思うんです。それを見ると、大体3ポイントから大体4ポイントぐらいはもし入れないとき入れたときの差があると思うんですけれども、課長はかなりの差ということでありましたけれども、大体何ポイント前後ですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 おただしにありました経常収支比率の関係でございますが、確かに交付税だけでやる数値と臨時財政対策債を含めた数値で表記するという2通りがございます。今の地方財政の一般財源の不足というような背景のもとに臨時財政対策債を発行しておりますが、これは本来であれば異例な措置というふうに私どもは考えております。したがって、本来ですと交付税だけで割り出すのが本来の経常収支比率だというふうに思っております。ただ、そういう状況でございますので、今は一般的に経常収支比率をお示しするときには、交付税と臨時財政対策債を含めた基本的な数値を経常収支比率にしているということでございます。

それでは臨時財政対策債を含める含めないでどのぐらいの開きがあるかということでございますが、21年度の決算ベースで見ますと、臨時財政対策債を含めた場合には87.2%、これは皆さんにお示ししているとおりでございますが、これを入れないということになりますと93.9%ということになります。臨時財政対策債の額もかなり大きくなっておりますので、それだけ大きな差になってくるということをご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 以上で終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 私のほうも、これは事務報告の32ページの④中心市街地巡回バスの購入と、これに関してのことですが、これが1点。

それから、38ページに(6)の④番です。建設課のほうでやった高齢者見守り訪問というところ、それから決算概要ページ46のところ、番号でいうと41番で静川の水道のあるんですが、その3点をお聞きしたい。

まず、事務報告の32ページ、④の中心市街地巡回バスということで、これは私どもも日野ポンチョ巡回バスということで、1,900万円出して買ったんです。中心市街地、田島の町なかぐるぐる回っているわけです。ところが皆さんもご承知のように、ほとんど乗っていないというの

が現状でございます、委託料が420万円というようなことで、これは上の③のところに出ているのかな、420万円と、これだけの車をかけてどのぐらいの売り上げというか収入が月にあったのかと。人数的にどうかというのはこれも一応お聞きしたいが、一番お聞きしたいのは、これだけ目立つものを毎日やって我々も苦しいわけです。何でいつまでもああやって置いているんだと。町長の判断で見直しで町内循環バスはやめたんですけれども、中心市街地巡回バスのほうを先に見直ししてもらいたかったなと思うんですが、その辺のお考え、ただやめてもいいけれども、今度バスをどうするんだという点もあるでしょうからその辺までかねてご意見と、それからその前に収入と人数と月にすると何ぼぐらいまで、わかればお願いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは、では方向性といいますか、考え方のほうだけ答弁させていただきます。

この公共バスに関しましては、やはりいろいろ課題があると思ひまして、周遊バスは正直いろいろ議会の中でも一般質問あたり何なり、そういうことで経費の割に収益が上がらないということがあったものですからまず中止させていただきました。まして土日と祝祭日ということで。この件に関しましては総合政策課のほうともいろいろ議論を重ねてまいりましたけれども、まだ結論に至っていません。ですけれども、見直しの中、今後公共バス全体を見直したいと、そのような意向は持っています。見直しの事業の中でも上がっていますからちょっと遅いではないかというようなお話もありましたけれども、来年度に向けてではどのような、全体的に見直したときにこれは巡回バスばかりではなくていろいろバスもそのほかありますから、そういう総合的な見直しの中で見直していったらどうかなというふうな考えが1つありましたから、そういう意味でそのような状況になっております。

それから、その後のバスの活用をどうするんだというようなこともあわせてその中で検討してまいりたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 それでは、私のほうからは数字的なことについてお答えいたします。

21年度の輸送実績でございますが、7月20日から翌年の3月31日まで9カ月弱でございますが、この9カ月でトータル2,508名の輸送実績です。それによります運行収入、これが25万800円ということになっておりまして、それぞれ月当たりで申しますと、輸送人員が279名、それから運行収入については約2万7,900円ということになります。

なお、ことしの1月から3月の冬期間にかけましては折橋地区の小学生、これの登下校の足

としてこの巡回バスを利用していただいておりますので、利用人数収入とも大きく伸びております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 わかりました。

だれが見ても、費用対効果から見れば言うほどでもないだろう。ここでぜひとも今言ったように、折橋の子供たちというよりも、私は子供を乗せるとか、きのう19番も言ったように、保育所のほうで使うというのも1つあるかもしれませんが、バスを買ったら1,900万円もする、2,000万円近いわけですから、やはりそれをできるだけ町民のために稼働するというかそういうのを見せていただきたい。単に金額ばかりではなくて、本当にためになっているんだというような感じの使い方にしていただきたいというふうに思います。なかなか私どもも切ない。あなたたち決めたんでしょ、何ですか空気運んで、と大分言われましたので、できるだけ早く見直しをお願いしたいと思います。

続きまして、38ページ、これは(6)の④の高齢者見守り訪問、除雪事業者による高齢者見守り訪問実施報告書を取りまとめ、建設課へ送付したと、こういうことでございます。何で、私これを上げたかといいますと、これはかなり遅く出てきたんです。極端に言えば、冬が終わるころ、実際はもう既に高齢者のひとり暮らしとか高齢者世帯とか、そういう人たちに対してはもう11月から12月の段階で雪が降る前に、それぞれ業者が決まって契約してそしてやることになっているわけです。だから、これが出てきたときに結局戸惑いが生じたというのが1つございますし、その辺、横の連絡、例えば健康福祉課になるんだかどうかわかりませんが、社協になるんだかかわかりませんが、もう少し横のほうの連絡を取り合って。いかにもこれはいいような感じなんだけれども、それぞれのひとり暮らしとか高齢者世帯はもう契約して業者とやっているわけですから、この辺をダブったり、あるいは実際請負っている人に迷惑かからないようにしていただきたいということで、横の連絡をとっていただきたいというふうに、そういうことで質問申し上げているわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 高齢者見守りによる訪問の部分でございますが、お答えいたします。

除雪事業者においては、11月から早期にわたって除雪関係に対応すべきではないかというおたがしでございますが、現に今シーズンにおいても、実際に雪が降ってからの態勢というふうだったのが実態というふうには認識をしております。除雪の合間において見守りということ

で、老人の方のほうに行ったのも事実だというふうに認識をしてございます。

横の連絡という部分では、健康福祉課のほうと高齢者で70歳以上の補助のある方、補助のない方という部分の雪を片づける部分においてはスムーズにいったんでありますが、それを回す分、PRをする分についてはちょっと不手際があったというふうに認識してございます。そのようなことから、議員おただしのおり、庁舎内での横の連絡はもとより、業者の方にこの内容を十二分に理解してもらおうというのが必要なんだろうと思ってございます。役場の中でも高齢者、70歳以上、70歳未満、その他障害者とか複雑になっている部分があって、職員ですらなかなか理解できない部分があるというのが実態でございましたので、その辺ゆっくりと業者の方にわかっていただいて、除雪に対する対策をやっていければというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 これは前もって雪が降る前に、横の連携をとってこうしようという形だったらいんですけれども、実際大分業者とみんなそれぞれ契約を結んで、それぞれやっている途中の多分2月ごろからではないかなと思うんです。しかも業者といってもでっかい建設業者だったのではないかなと思うんですが、そうするとみんなそれぞれ個人契約している人は、そういう大きな建設業者もあるかもしれませんが、比較的小さなとか個人でやっているとかそういう形でやっていますから、その人たちの仕事を奪い取るようなそういう形にもならざるを得ないし、あと実際そこに住んでいるひとりとか高齢者世帯が迷ってしまうんです、あれっとうこういうふうな形で。ですから、もしやる場合は横の連絡を取り合って、ぜひその辺の調整をつかんでいただきたいとこんなふうに思います。

それから、3点目はページ46、決算概要です。これは問題が、するとか何かではなくて、今後この石綿はどのぐらいまだあるのか、もう大体終わったのか、その辺。全体からすれば大体終わりですとか、いや、まだ8割ぐらいでまだ2割残っているとかと、そういう感じで大体どのぐらいの状況になっているかをお聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 答えいたします。

石綿管につきましてはほとんど終わっているんですけれども、まだ桧沢のほうで金井沢のほうでちょっと残っているというような話も聞いておりますし、あと西部地区も残っているというような話がありますので、今確かな数字は手元にはないんですけれども、そのように聞いております。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、全体を100とした場合、何割かわからないんですか、およそでいいです。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 割合にしますと8割程度までは行っているみたいですが。その後につきましては今調べさせておりますので、後でお答えしたいと思います。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 そうすると、まだ2割ぐらい残っているというふうに理解していいということですか。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

今は手元に資料がないものですから、後でお答えしたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 6点について伺います。

事務報告書の、私の質問は簡単でございますので、確認的なものが多いです。

P23、工事及び委託業務等に係る指名委員会及び入札執行状況について。2点目、同じく事務報告書123ページ、商工観光課の緊急雇用対策の中の無料紹介所の開設について。それから同じく事務報告書130ページ、8の広域連携事業の(5)日光・会津観光軸元気再生プロジェクト協議会について。それから事務報告書の最後ですけれども、142ページ、田島都市計画道路網の見直しについて。それから決算概要の36ページの1税務課の所管ですけれども、納税者就労支援事業について。それからもう一点最後ですけれども、概要の中の47ページ、乾燥野菜実証事業、以上6点についてお伺いしたいと思います。

1番目、事務報告書の23ページであります。工事及び委託業務云々の中の再入札が2件、それから再審議が1件その中身をお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 今ほどありました内容ということで、理解してよろしいのでしょうか。

○6番 渡部 優議員 再入札の中身です。それから再審議の中身です。

○室井 裕総務課長 これにつきましては手元に資料ありませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

○渡部康吉議長 6番、渡辺優君。

○6番 渡部 優議員 それは後回しにするしかないですね。

それから、123ページの商工観光課、無料紹介所の開設ですけれども、求人62件、申し込み37件、あっせん延べ32名があったというふうに書いてありますけれども、どのような流れでやっているのか、お伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

ここにも書いてありますように、無料職業紹介所は本庁の商工観光課、それから各総合支援センターのほうに設置されております。したがって、相談される方がそれぞれの職業紹介所のほうにお伺いして相談されるということでございます。結果として、そこの相談の中で結びついたものが33件ということでございますが、これは特に南郷の支援センターのトマト農家、これが非常にあっせんに結びついております。そのほか、町の緊急雇用対策事業、これにもこの紹介所では結びついたということでございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ほとんど内輪のあっせんで終わってしまったということなんですけれども、一般企業等々是一件もありませんでしたか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

一般企業については残念ながら結びついておりません。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 あっせんの中身の32件、延べですから重なっている人がいらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、正社員、正職員、期間のない採用とか、そういうのはありましたでしょうか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

正社員ということでございますが、残念ながら正社員に結びついた事例はございません。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 各支援センターのほうでも資格なり取ってあっせん事業というか、無料職業紹介をやっているという努力をされていることは確かであります。なかなか求人もそういったように内輪の求人的なものが多くて、一般のほうへの何というかPRが足りないのかな

と逆に思っていますので、ぜひまだまだ緊急雇用、「緊急」外して今回雇用対策という形になりましたけれども、ぜひまだまだ緊急的なものがありますので、商工観光にも頑張っていたきたいというふうに思いますけれども、3階の商工観光課のあの窓口はいかんどと思います。なかなか来づらい。場所が悪い。だれがやっているんだかわからない。全然入りにくいところなので、そういう場所等を考え直したらいかがかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

場所の3階については、当然私も職員もそれは感じております。役場庁舎だけでなく、ご承知のように、あたご館の支援センターもございますし、そちらのほうにも行っていただければというふうに思っております。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 3点目ですけれども、130ページの広域連携事業の日光・会津観光軸元気再生プロジェクト協議会、中身がよく見えないんですが、見えるようにお話ししていただけますか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

この事業は国土交通省の100%補助事業で、ここに書いてありますように、2市2町ですから、日光市、南会津町、下郷町、それから会津若松市、その野岩鉄道、会津鉄道を結んだ路線での広域連携の取り組みということでございます。ただ、この事業は21年度で終了いたしました。その成果でございますが、鉄道利用促進による地域資源の活用ということで、温泉の活用をした取り組みという報告書が出ております。22年度以降の取り組みにつきましては、民間団体を中心に活動するというので、会津鉄道の社長さんがリーダーシップで現在動いているというところでございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 国交省が100%の事業でやったというのは知っていましたが、後ろのほうにある、周遊ルートの結びつきにつながる諸事業に取り組んだということなんですけれども、具体的に、先ほど温泉活用の面での報告書等々があったという話がありましたけれども、そのほかに何というか、効果になってしまうんだろうけれども、実績的なものはほかにあればお伺いしたいと思います。具体的に数字としてあらわれているものがあれば、よろしい

んですけれども。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

最終的な成果としては、今申し上げた温泉調査をして、その報告書ができたということでございます。今後それを活用した着地型の観光ルートをつくっていかうということでございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 活用して着地型の観光ルートをつくっていくんだという、それは民間団体会津鉄道あたりがもう考えているんだというような今お話です。すると、22年度以降は本町としてはかかわらないということでしょうか。何らかの形でかかわっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

今まで取り組んできた事業内容からしても、今までのような取り組みというよりは、我々としてはある意味、民間団体を中心にやらせてくれということでございましたので、これは理想的な動きだということで、サポートしながら各自治体取り組もうということでおります。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 本町の外貨稼ぎとか、観光交流事業等の政策の本筋の一つにあるものですから、積極的にかかわって、南会津町、日光市、下郷町、会津若松市、この線で結んだ観光ルートですよね。これはやはり積極的にやるべきだと私は思いますので、ここは一般質問ではないので余り強く言えませんが、そのようにお願いしたいというふうに思います。

それから、142ページ、田島都市計画道路網の見直しの検討会の開催状況ということで、平成21年5月26日の町長へ田島都市計画道路網見直し提言書を提出ということで、その上の(3)で、提言案に基づき、将来の道路計画について意見交換を行ったと、ということにあるわけですが、具体的に道路網の見直し等があったのでしょうか、伺います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

都市計画道路の見直し事業としてのおただしでございますが、都市計画区域の11区を対象に座談会を開催いたしまして、見直しの提案書を町長に提案をしたということでございまして、都市計画の道路関係におきましては、昭和の時代に策定をしてそれ以降変更がないというふうなことで、県下的にも進捗が進んでいない都市計画については、見直しが必要であろうという

ようなことから作業を進めてございました。

当町におきまして、西町から新町に行く道路、丸山の付近も将来にわたって都市計画の道路としてはいかがなものかというような路線もございますし、東町のほうにおきましても現在計画してもなかなか進捗がいかないであろうというような道路がございますので、委員会において見直しをしていただいたという内容でございます。まだ、結果としてそれが決定ということではなくて、今それを推し進めているという状況下でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 決定ではないということなんですけれども、いつごろまでに決定するつもりでいらっしゃいますか。やはり大事なことで、町内の振興に当たっては、確認したいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 今、都市計画を持っているのは旧田島、旧伊南でございますので、そちらのほうとの整合性を図りながらという段階でございますので、ご理解をいただきたいと思いません。年度的にはことし22年でございますので、23年か4年あたりというふうに検討してございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 3年か4年ということは未定だという、イコールですね。わかりましたと言うしかないですね。

それから、概算書の1番目、36ページ、納税者就労支援事業の税務課の施策の名称ということで事業費等も載っておりましたけれども、税務課、納税者就労支援事業ということで遠回しにその目的等が載っていますので、きちんとわかりやすく説明してください。

○渡部康吉議長 税務課長。

○馬場増男税務課長 お答えいたします。

滞納者の就労支援事業というふうなことで、滞納者の対策の一助として、実はいろいろ滞納対策で対応している、ご相談を受けている方で、仕事がなくでなかなかおつき合いできないと、ですから何でもいから少し仕事があればお願いしたいと、こういうふうな声を承っている方が何人かいらっしゃいます。そういった方に私のほうも関係各課にお願いをしまして、町の仕事でそういった仕事があっせんできれば、少しでも税のほうに向き合っていただけるんじゃないかというふうなことで情報をいただいて、そういったものを提供いたしまして、21年度の場

合には選挙の立ち会い業務とか、草刈り作業とか、学校の備品の整理作業とか、こういった業務に携わっていただきながら、その得た対価の中で少しでも納税のほうに向き合っていたいただいというふうな事業として、この表にあらわしたものでございます。

よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 今のは確認だったんですけれども、施策の目的の中できちんと大分易しく書いてあったものですから、そういったことの税務課で納税というか、収納として努力をされていると。何か悪い人というか、持っていて払わないとかそういう人ではなくて、なかなか就労できなくて納税できないんだというふうな配慮のある施策だと思imasるので、今後ともそういった納税者に対して配慮していただきながら、優しい事業展開をしていただきたいというふうに思います。すばらしい事業だと私は思っています。

それから47ページ、乾燥野菜実証事業、46番です。これも目的、内容、成果等が載っていますけれども、これは昨年度ので1,200万円の事業ですけれども、この辺の状況、口頭で若干簡単に説明願えますか。将来性とか次年度につながるものであったか、なかったのか、その辺まで含めてご回答いただければ。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

まず、第1点目の状況なんですけど、田島農村環境改善センターに減圧乾燥機、オゾン発生装置、粉碎機、真空包装機を購入しまして、その運営についてはみなみやま観光に委託しましてその実証事業を行いました。実際カボチャとかトウモロコシ、その他農産物の売れ残りとかそういうものをまず活用しようということで、そういういろいろなものについて乾燥して粉末にしました。それについてモニタリング、各町有施設のホテルとかそういうところに使っていただくようにしていたんですが、なかなか利用までにはまだ行っていないというのが現状であります。

今後の見通しとしましては、まだまだ我々PR不足もありますので、そういった地域の方にごんごん利用していただいて、その粉末等を料理等、学校教育の食材とかそういうところにもごんごん使っていただくように、PRをしなくてはいけないというように考えております。

ちなみに、今のところとんぼのめの団体がアスパラの粉末等を使っておりまして、また金山町の赤カボチャのほうでぜひ乾燥して粉末にしたいということで、実際使っていただいた経過があります。我々も昨年設置したばかりですので、ごんごんPRしながら乾燥野菜と粉末、生

ものはどうしても悪くなってしまいますので、そういうものを乾燥野菜で利用効果して、それを商品化したいというような考えでいるところでございます。

以上であります。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 実証段階ということで、売り上げとかそういう問題はまだ、そういうことは出てきていないというふうに私思いましたので、積極的に展開していただきたいというふうに思います。

1番に戻ってよろしいですか。ではお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、事務報告の23ページの再入札2件、それから再審議1件の内容についてお答えを申し上げます。

再入札2件の内容でございますが、1件は館岩地域の町道松戸原岩窓線の道路改良工事でございます。これにつきましては、落札業者が契約を辞退をしたということでございまして、再度入札に付したというのが1件でございます。

さらにもう一件は、南郷の第一小学校の体育館の耐震の基本計画、それから改修工事の委託業務でございましたが、入札におきまして落札業者がなくて、再度入札にかけたということで再入札が2件ということでございます。

それで、再審議1件の内容でございますが、これは今ほどお話をいたしました南郷の第一小学校の耐震関係の委託業務におきまして、発注側としての町の予定価格を積算する上での積算の内容についてちょっと誤り等がございましたので、再度再積算をして審議をしたという内容でございまして、あわせてそれも再入札にかけて落札業者を決定したと、こういう内容でございます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 内容だけ聞けばいいのかなと思いましたがけれども、南郷第一小の耐震関係の最初落札者なしということで、多分再審議して価格設定、予定価格を変えたんだろうというふうに思いますけれども、その後の入札業者は何社でしたか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 この業者数につきましては手元に資料ございませんので、これはまた改めて後で説明をさせていただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 質疑の途中ではありますが、ここで一たん休憩し、昼食後に審議を再開した

いと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 それでは、暫時休憩いたします。昼食にいたします。

再開は午後1時からにいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部より午前中の質疑の中での発言したい旨の申し入れがされておりますので、これを許可します。

総務課長。

○室井 裕総務課長 それでは、午前中、後からお答えしますと言って保留にしました件につきまして、再度答弁させていただきます。

まず、12番議員のほうから人件費の関係で共済費の関係がございました。それで、平成20年度と21年度比較しまして、決算概要に示してありますのは、一般会計の関係でございますので、所属の人数から申しますと、平成20年度が280名、それから平成21年度が276名ということで4名減っておりますが、職員共済組合の納付金全体で申しますと約3,200万円ほどふえてきております。これは単純に所属する職員数で割り返しますと、平成20年度決算におきましては107万7,000円ほど、それから21年度の1人当たりの額で申しますと120万円8,000円ほどになります。これは午前中もご説明しましたとおり、共済の掛金の率のアップということで、比較しますと約12%ほど伸びているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから、6番議員さんのほうからおただしのありました南郷第一小学校の耐震関係の委託の入札の業者数でございますが、指名した業者数は8つの事業所、設計事務所ということでございますので、あわせてお答えを申し上げたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 11番議員の湯田秀春議員からお示しがありました石綿管の残率でありますけれども、南会津町総管路延長が30万1,728メートルに対しまして、今残っている石綿管の延長が2万6,589メートル、割合としましては8.8%。午前中80%と言いましたけれども、

間違いで8.8%、約9%が石綿管として残っております。

なお、本年度の事業によりまして、館岩地区あと田島地区の石綿管はほとんどなくなりまして、南郷簡水のほうがその後順次簡水事業によりましてなくしていく予定であります。

以上です。

○渡部康吉議長 住民生活課長。

○長沼芳樹住民生活課長 午前中の19番議員さんの質問の中で、戸籍に関する出生、死亡の1件ずつが数字が違うではないかというような答弁の中で、違う件につきましては人口動態には上げていないと申し上げましたが、人口動態のほうに1件ずつプラスして上げているということでございますので、ご了承お願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 ただいまご説明のとおりご了承願います。

それでは、議案87号の質疑を続行いたします。

発言する際は、手を挙げながら「議長」と言ってもらって、そして議席番号を言っていたきたいと思います、そうしないと私のほうでこの議席番号を探さなくてはならないものですから。

では、9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 3点ばかり質問したいと思います。

まず、事務報告の144ページの入札の問題。

それから同じく事務報告の中の181ページ、これは館岩のスキー場の問題。それから、同じく事務報告の265ページ、図書館関係と歴史関係について質問したいと思います。

1項目ずつお願いしますが、まずこの入札、ちょっと脱線するような気もするけれども、これはAランクか何ランクかわかりませんが、きのうの質問の中で結論を私はちょっと時間なくて質問できなかったんですが、帰っていったら、どういう結果になったと勉強会の中で言われまして、はたと困ってしまって、だめだったと、だめだった理由は何だと言われたもので、再度お聞きします。

勉強グループの中には、こうやってわざわざこれは県のランク表だと、今国でさえアメリカの秘密事項だってちゃんと報告するじゃないかと。他町村でもランクを公表したのになぜ田島はできないのか、その理由は何だと。いや、私は町長ではありませんときのう言ったんだけど、よく聞いてきなさいということで、ランク表をなぜ出せないか、議会で決めたのか、執行部で決めたのか、そういう条例があるのか、内規なのか、町長と執行部でそれは公表することができるとなればしてもらい、絶対できない証拠をご披露願います。

それから……

〔「そこまで」と言う者あり〕

○9番 湊田幹夫議員 座るのですか。よろしく。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

昨日の一般質問の中で、町長が答弁した内容を再度申し上げますと、現在の南会津町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づきまして、現在のところ工事等の請負の有資格者名簿については公表していないと、こういうご答弁を申し上げたところでございます。

それで、実際これを公表している団体と公表していない団体が、ご質問にありましたとおり、ございます。一般的には福島県、それから市部等におきましては公表している団体のほうが多いようでございますが、当南会津郡の町村におきましては現在のところ公表していないというような状況になっております。

これは要綱でございまして、条例ではございませんので、町のいわゆる内規というような考え方でご理解していただいて結構かと思いますが、その中の1つの基本的な考えとしましては、これは公表することによって、ある面で談合等の不正な関与をされるおそれがあるというような考え方のもとに、公表していないということで定めているというふうに理解しております。ただし、今ほどお話ありましたとおり、必ず公表しないという絶対的なものはございませんので、今後、入札制度の透明性を高める意味、それから公平性を図るというような観点から、公表につきましては再度検討させていただきたいというふうに考えておりますが、現段階では要綱に基づいて公表しないという規定になっておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 そうすると、条例でもなければ議会で議決したのものでもない。要綱として内部で、幹部会で決めた申し合わせのようなものだね。それを見直したいと思っておりますということは、可能性があるということですか。絶対見直しますということではなくて、検討しますという意味なんですか、私返事に困りますからよろしくをお願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 検討するというところでございまして、他の団体等の状況、さらには仮に公表することによって今の入札制度に何ら支障がないというような考え方の中で、もろもろ

検討した中で判断をしていきたいとこういうことでございますので、ご理解をいただきたいと
思います。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 県の約78名公表しているんです。こういうことをやると談合になる
というのはどうも納得できない。こういうのを発表すると談合の可能性はあるんですか、発表す
れば。私は、発表することによって逆にないと思っているんです。この前も言ったとおり、不
公平だという問題が出ているから、聞くところによると、近いうちに行政がいろいろな行政の
方と話し合いすると言うから期待していますから、この問題はこれでいいでしょう。基本的に
見直してください。

次の問題言っているのかな。私も合併後初めてなもので、やり方すみません。

2番目の181ページ、これは我々の所管かもしれないけれども、所管を言うなという、どう
も納得いかないから聞きますが、たかつえスキー場のリフトの修理代1,300万円何ぼ、それか
らたかつえスキー場の降雪機六百三十何万円というのがある。普通の会社では民間だったらと
ても想像できない問題だと。そこで質問したいのは、合併したときに町がリフトとか降雪機と
か建物をどんなぐあいに貸してあるのか。その件数、あれ全部かなと思ったり、私わからない
もので、スキー場の建物全部なのか、寮から全部かな、意味わからないんだけど。一々こ
れが会社のリフトとかいろいろなものを建物修繕費なんて、毎年出てきたら大変な金額になる
と思います。その明細書が発行できるかどうか。町のもの、あるいは会社のもの、その明細わ
かれば、今でなくてもいいからはっきりしないとこれは大変な問題になるなど。仕分け人じゃ
ないけれども、行政はこういうのをぴしっとしないと、大きな負担になると思います。その辺
よろしくご返答願います。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 お答えいたします。

会津高原リゾート株式会社の中の南会津町の財産でございますけれども、これはこの前の会
津高原リゾートに行かれたときに、会社から説明ございました。その中に、これ全部入ってお
ります。

〔「何ページですか」と言う者あり〕

○星 安晴館岩総合支所長 配付いただいた事業報告書の7ページの中に全部入っております
ので。

〔「財産目録ですね」と言う者あり〕

○星 安晴 館岩総合支所長 そうです。この事業報告書とそれからこれからの21年度の実績、それから22年度の予算関係の中に町の持ち物とリゾートの持ち物とここに掲載されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 民間サイドでは考えられないことだけれども、降雪機の修繕が600万円と言うんです。新品で何ぼで何台あるのかわかりませんが、こういう数字はちょっと民間では考えられない。何台あってどういうふうな内容になっているか、降雪機修理代600万円ですよ。民間なら見積もりをとったり厳しくやるんだけれども、これはどうかなと思うんですが。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴 館岩総合支所長 お答えいたします。

当時、館岩村の時代に地球温暖化の影響がございましたので、平成10年に人工降雪機としてヨーク社製、これはフランス製ですけれども、全自動降雪機を導入いたしました。それで、コンピューターの不具合が生じまして、その当時自動システムはヒューレットパッカード社製のコンピューターのソフトを使用して降雪機を動かしておりました。でも、そのコンピューターのソフトがもう製作されていないと、ヨーク社においてはウインドウズパソコンに切りかえないといけないということでパソコン全体、それに伴う温湿度計、風力計等全部とりあえず入れかえる。早く言えば更新です。当時入れたコンピューターは全然稼働しないと、もうそれではだめだと。それも生産されていないということで、ウインドウズパソコンに全部切りかえたということで金額的に多くなったと。

それから、現在、移動式人工降雪機ですけれども、そり式17台を使用しております。

以上です。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 町長、どうですか。こういう品物は貸しておくというよりも、いっそのことくればはまずい規則か何かあるのか。全部くればしまえばいいじゃないか。貸しておくから町のものだからと全部修理費、こういうのはおかしいかと私の考えなんだけれども、くることができないのか。その会社に全部やっしまいなさい、修理は持ちなさいというのが普通です。その辺にクエスチョンマークがついていると私は思っているんです。民間企業のことを考えると、こんな会社だったらもうかってしょうがないはずだ、普通の民間だったら。大体両方で2,000万円ぐらい、ここで2,000万円以上になるのかな。決算書を見るとまあまああ

算だから、この前行って驚いたんだ。こういうので、悪い意味ではない、こういうのも水増ししてやれば犯罪かどうかわかりませんが、可能性はある。それもいっそおあげしますということはできませんか、できるか、これ法令でだめなのか。そうすると、町のうんと年間何千万円も浮くはずだから、ひとつその辺最高責任者の町長のご答弁。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ただいま第三セクターの改革プランの中で、議論をしているところでございますけれども、当面3年間ということは、これはこの中で運用していきたいと、そのような方針を持っております。その中で、維持修繕費負担の明確化ということで、それで60万円以下の場合は第三セクターの指定管理者の中でやると。それ以上のものは町で行うということの基本にしていますので、ご理解をお願いしたい。そういう中でやっていきたい。

〔「それはわかっているんだ。くれていいかどうかということ」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 とりあえずのあげていいか悪いかということに関しましては、当面、そういうことじゃなくて、この中で検討するというようなことをまず前提といたしますから、それが今度ひとり歩きすると困りますから、今の考え方はそういうことでご理解願いたいと。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 そうすると、くれれば向こうでありがたいと言うのか要らないと言うのかわからないけれども、これは民間なら喜んでもらいます。そして修繕費もこんなにかげないできちっとやる。こんな立派な会社ないんだ、抱っこにおんぶ、これが悪いけれども、官僚政治だなと思うんだ。ひとつ民間の気持ちになって今後検討してください。

次の問題は265ページ、図書館の問題に絡んで、また脱線だなんて言われるかもしれないけれども、コウトウシジョウとかいろいろな図書館がある。私も落選してから懐かしいから図書館へ行っているいろいろ探した、議会のこと。合併してからは議会の広報が全部ある。その前のもの、私懐かしくて見たらないんだ。私、振り返ってみるとまた笑われるけれども、当時私は、歴史だから合併する前に全部今までの議会広報を1冊の本にしましょうという運動をやった。そして途中でもやもやになってしまったけれども、この歴史というもの、どうも最近になって重んじていないという気がする。

例えば合併しても、伊南、南郷も館岩も支所があるはずだ。田島もある。そこに歴代の町長、議長の写真があった。全部返されてしまった。これはいいことか悪いことかわからないけれど

も、このごろ亡くなった堀金昭三さんが言っていた。とんでもない、受け取れない、田島の歴史をどう考えていると怒られたけれども、お互い議員でなかったから黙っていましたけれども、私は実に残念だ。できればせめて議長、町長ぐらい歴代の、国会に行ってみなさい、全部あります。なぜ返したり処理したのか不思議でしょうがない。これをできれば、町長の考えでこれは復活できるはずだ、頭に来て燃やしてしまった人もいるかもしれないけれども。

そういう関係で、私のお願いは今までの歴史、各伊南、南郷、館岩、田島の歴史である議会の記録を、金は相当かかると思うけれども、大したことはない。このリポートとの思いすれば何でもないんだ。そういうのをつくって図書館に置いてもらいたい。これが歴史であり先輩を敬う気持ちなんだ。

ついでに、脱線して言うけれども、まず行政に聞いたら申し合わせによって花輪とか弔辞はやめるような弾力性のある条文を見た。議会では出さない。議長も弔辞に行かない。幸い町として花輪上げてもらった。私が当時、鈴木町長を思って言うわけじゃない。これからの人もやはり先輩を敬う歴史的なそういう気持ちがないと、冷たい世の中で本当に残念でしょうがないんだ。これは町長の考えでできるはずなんだ。だから、副町長も気がきいて急遽やってもらえてありがたかった。

議会はどうなんだ。議長も行かない。東北の議長までやった人が、脱線して申しわけないけれども、花輪もあげない。議員が個人で出せば違反です、確かに。これは違反でないと思うから、あわせてその件についてご答弁をお願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

合併して5年たとうとしているわけですけども、やはり前身というものは大事だと。資料としてまた貴重なものになると、そのような観点からできる限りのことは努力してそれは図書館に設置できるような、図書館がいいのか、あるいは本当に文献としてきちんと整理できるような方向で検討しますから、その点をご理解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 町には1冊しかないんだ、議会調べてみると、古いもの。恐らく館岩も伊南も合併前の記録はあるはずだ、議会だよりの。それをぜひとも1冊ずつつくって希望者を募って販売する方法もいいたろう。そしてそれを図書館に置いてください。これがリクエストです。金食い虫と昔言われた、田島では町史編さんというのがあった。相当の金を使った。ところがその歴史調べるのに非常に苦労した。明治時代の議員から全部調べて、どういうこと

を言った、本当に苦勞してつくったんです。今あるものを今のうちにやらないとなくなってしまうおそれがある。1冊しかない、町の議会に。大事に局長がとっているけれども、私は何回かして個人でつくろうかなと思ったときもあったけれども、ひとつそういうことを重視して先輩を敬ったり歴史のことについて、今の町長の答弁、改革町長、ひとつよろしく願います。

終わり。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 脱線しないようにやります。

事務報告から質問をいたします。

125ページ、これは商工物産振興対策という項目でございますが、内容的には都市との交流関係、物販関係が載っております。都市交流について質問をいたします。

P177、館岩総合支所、同じくこの都市交流事業について、後で質問を申し上げます。

次、203ページ、伊南総合支所の事業報告がありますが、これも同じく都市交流事業関係について質問を申し上げます。

次、224ページ、この南郷総合支所の同じく都市交流事業についてでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最初に125ページの商工物産振興対策について。主に田島地域のことが書かれてあるわけですが、この中で田島地域の推進母体は観光協会の田島支部というふうに書かれております。それで、東京の中央区とか日光市とか港区、台東区ということでそれぞれ出店をされているわけですが、この中で行政の絡みで職員も一緒に派遣をされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

125ページは本庁分でございますから、本庁分で申し上げますと、物産出店のみの交流には職員は派遣をしておりません。事業内容によって職員を派遣しております。例えば、この主な交流事業の中では、ふるさと南会津会総会に出店とありますが、これは各支部、本庁、田島支部ばかりでなくて各支部とも連携してやっておりますし、職員については物産の出店の関係ではなくて、ふるさと南会津会の総会運営のために本庁職員、あるいは各支所の職員を派遣しております。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 了解しました。

続いて、117ページ館岩総合支所の都市交流事業についてお伺いをしたいと思います。

館岩地域で実施されてきたということが書いてあるんですけども、推進母体はどこでやっておられますか。行っているのはさいたま市とか墨田区とかということになっておりますが。それから出店に際して、支所の職員の派遣はあったのかどうかもあわせて伺いたしたいと思います。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 答えいたします。

177ページの国際友好フェア、それからすみだまつり、北区民まつり、それからさいたま市農業まつりは、すみだまつりを除けばほとんどがさいたま市でございます。母体でございますけれども、国際友好フェアに関しましては、商工会館岩支部の中に物産部会振興会というのがございます。その中で1名とそれから観光協会、役場1名、合計3名で出席しております。

それから、すみだまつりのほうでございますけれども、これはやはり商工会の物産部会が1名と館岩支所1名、それから観光協会1名、3名です。

それからさいたま市農業まつりにつきましては、これは母体はたていわ新そばまつり実行委員会というのがございます、これにはそば打ち婦人部、それから商工会の館岩支部物産部会が3名、それからたていわ農産、A. R. S. それから観光協会、職員が3名、計23名でさいたま市農業まつりには出席しております。

それから、さっきご質問ありました職員は出ているかということでございまして、さいたま市農業まつり、それからすみだまつり、国際フェアに関しましては、向こうからの要請がございまして、職員は出席させてほしいという旨のことが書いてありますので、職員は出席しております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 続きまして、203ページ、伊南総合支所の都市交流事業についてですけれども、これにつきましては、埼玉県伊奈町とそれからさいたま市ということで、推進母体は観光協会伊南支部ということでありましたけれども、再確認をさせていただきます。それと、出店に際して支所の職員は派遣をしてくれているのかについてお伺いをしたいと思います。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 答えいたします。

都市交流につきましては、ここに記載の5月のバラまつり、8月の伊奈まつりとありますが、そのほかに、やまぶきまつりの3回について都市交流事業の関係で参加しております。参加母体は議員がおっしゃったように観光協会伊南支部が中心となって参加しております。第1回目の伊奈町バラまつりでございますが、これは5月16日、17日に実施されまして、観光協会並びに団体から伊南の郷の参加を得ております。8月22日、23日につきましては、埼玉伊奈まつりに参加いたしました。これの際も観光協会の職員並びに商工会伊南支部の青年部の皆さんが同行して出店しております。

それと、11月8日、岩槻区民やまぶきまつりにつきましては、観光協会並びに生産者であります里の蔵から物産販売のため同行しております。

以上であります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 支所長、職員の派遣のことは。

○渡部康吉議長 伊南総合支所長。

○渡部文政伊南総合支所長 失礼いたしました。

職員については、参加しておりません。

以上であります。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それでは、224ページ、これは南郷総合支所の分でございますが、同じことを伺います。南郷地域で実施されてきた推進母体はどこでやっておられたのか。多分これはかつての浦和市の関係で中央区とか浦和に行っておられるわけですけれども、出店に際して、支所の職員の派遣はあったのかどうか。

○渡部康吉議長 南郷総合支所長。

○森 秀一南郷総合支所長 お答えいたします。ばらまつり、浦和まつり、咲いたまつり、さいたま市中央区民まつりと、場所、日程についてはここに記載のとおりでございます。

それで、これらについての推進母体ということでございますが、受け入れとしましては、南会津町都市交流推進協議会のほうで受け入れをしまして、南郷総合支所管内からの出席者、これはばらまつり、職員1名出席をしております。それからそれに対してさゆりの里6名が参加をしまして、物産販売をしております。

それから、浦和まつり、これは南郷総合支所から1名出席をしております。それから商工会青年部6名が参加をしまして、物産販売をしております。

それから、咲いたまつり、南郷総合支所から1名参加しております。さゆりの里3名が物産販売をっております。

それから、中央区民まつり、これも南郷総合支所から1名出席をしております。さゆりの里5名、それから観光協会事務局1名が参加をしております、物産販売をしております。

以上、申し上げます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 それぞれ都市交流、かつての旧町村でのつき合いということでされてきて、その延長でやっておられてきて、それなりに非常に長くつき合っておりますので、窓口といいますか非常にきずなが強いものがあるというふうに考えております。それで、決算状況を踏まえまして、23年度の予算、あるいは事業計画の立案に向けて各4地域、非常に特色がある都市交流事業を展開されているわけですけれども、いわゆるオール南会津としての取り組み、あるいは南会津のブランド化というのか、そういう観点でこれは商工観光課長に伺いたいと思うんですけれども、今後の計画というようなことで思いがありましたらばお願いしたいと思うんですが。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 答えいたします。

都市交流事業におきましては、今申されたように、各地域、それぞれの経過や思いがあると思います。これはしっかり大事にしていきたいと思っております。そして、交流事業を継続させるためにはウィンウィン関係、これがとても大事だろうというふうに思っております。したがって、23年度の予算編成に当たっては、単なる物産の販売で、持って行って、そして幾ら幾ら売れましたと、そういう交流事業から新たな発展につながるようさらに事業を検証してまいりたいと考えております。オール南会津というなお話が出ましたが、これは都市交流事業を発展させていくためには観光協会の活性化が重要だというふうに考えております。

ご承知のように、20年4月に4つの観光協会を統合しまして、新たな南会津町観光協会が誕生いたしました。課題としては、統合後もまだ支所ごとに事業を行っており、連携が余りとれていないというような状況にあります。結果として、オール南会津、南会津町観光協会というような形での取り組みになっていないというふうに思われます。

そこで、実は今年度町の観光協会の役員改制がありまして新体制ができました。そこで8月に町の観光協会正副会長会議を開催し、今月は理事会を開催しまして、各支部の連携強化時期の取り組みについて検討して、これから4地区の会員が一つになって事業を推進していこうと、

そういう将来ビジョンの協議が行われました。町といたしましても、今までの経過を踏まえて友好都市、あるいは友好団体等のパイプ役となって、観光協会と都市交流推進協会と一緒にあって取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、先ほど来、職員の派遣ということをおっしゃっていましたが、これは物産交流のみではなくて、先ほど申し上げましたように、新たな都市交流事業に発展させるという観点で事業内容を検証しながら、判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 私は、まず項目的には、奨学金の現状関係と、御蔵入交流館の利用状況と、ページ言ったほうがいいのかもわからないが、後からゆっくりページ言います。

あと、物流システム、ワンコインの、その関係と一応予告ということで、あとは観光公社、今はみなみやま観光ですが、農産物関係の事業、この辺を順次お聞きしたいと思っております。

ページ数はすみません、これから。

先に、奨学金関係は事務報告の248ページ。ここに現状が載っております。その中で年々、現在額を見ますと利用が活発でだんだん総資金額に近づきつつあるというんですが、それはそれなりでいいと思っております。その中で、一番下の償還状況で過年度分とありまして、まだ過年度分が残っていると、未収金額として。この中身をちょっと、何件くらい、なおかつ一番古いのは何年度分なのか、まずお聞きいたします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

奨学資金の償還状況の中で過年度分ということでございます。いわゆる20年度以前の分でございますけれども、人数的には18名の方がいらっしやいまして、この中で未納の状態が一番長い方が一応3年8カ月という方が一番長い状況でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 奨学金は高校3年、あるいは大学4年とか、借りる期間も長いし、その間にいろいろ家庭状況の変化もあるでしょうし、ましてや現下のこういう経済状況の中ではそうした返還も大変かなと。そうすると条例の中にはその後、例えば両親が死亡とか含めて免除規定もありますが、そういうことを検討、免除しなければならないような私は事例があればそれはそれで適用することも必要かなと思っておりますが、そういう事例はなくて今後も徴収に努めるということですか。その辺の対応をお聞きします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

奨学金の貸与規定の中では、一応返還免除という項目がございます。これは小学生、または小学生であったものが死亡または疾病等によって、返還できないと認められるとき。または連帯保証人または遺族からの願い出により、全部または一部の返還を免除するというところでございますが、現在の未納者の中にはこういう事例はございません。それで、この未納者の対策といたしまして、いわゆる原則的には本人に一応納付のお願いをしているところなんです、それができない場合には連帯保証人の方に対しまして、返納していただくような手続を進めているところでございます。

それで、昨今、今、議員の方おっしゃいましたように、雇用情勢が大変厳しくて、奨学金の返還が困難と認められると判断したときは、ご本人の方といろいろ相談しながら、今のところ返還期間の延長ということで対応させていただいているところでございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 そういうやはり収容期間といたしますか、延長といたしますか、当然、延滞金はかからないような、しっかりとした延長が必要であれば話し合いの中で返還期間の延長とかは対応よろしくをお願いします。

その中で、町長に、奨学資金関係でお聞きしたいんですが、議員時代の改善の努力により、これも合わせ貸し等々さきに、ここに大分改善されました。その中で今回ちょっとお聞きしたいのは、今の制度が借りたら、無利子ですけれども全額返済ですよね。そうではなくて半額返済、昔たしか育英会にありました特別奨学金で半分返せば残りの半分は完納した時点で免除するという、そういう何というか、それは条件は確かに家庭の状況なり、学業の成績なりいろいろな条件は当然多少厳しくなると思いますが、少なくとも返還を一部免除できる制度を新たに取り入れて、例えば5割、100万円借りれば50万円返した時点で残りの50万円は学業なり、その状況によって免除できると。家庭の、ある意味では貧困の程度とかいろいろな、審査はともかくそういう制度についての考えをぜひ改善してほしいと思いますが、考えをお聞きしておきます。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

まず、全体的な考え方から申し上げさせていただきます。

今現在、確かに雇用状況、あるいは大学や学校を卒業してもなかなか就労できないと。その

ような厳しい状況の中で、全国的にも未納がふえているような状況であるということは皆さんもご存じだと思うんですけども、そういう中で、当町でもこれだけの未納の状況が出てきていると、そういう現実の状況であります。そういう中で、国も、もう貸すのではなくて、あげてしまうんだと、そういうような奨学金制度もどうなんだろうということも話題にはなっております。乏しい基金の中から今現在は当町では運営しているわけですけども、場合によってはやはり国もそのような動きがあれば、県なり私たちの自治体の中でも、そのようなこともいろいろ念頭に置きながら、対応していく必要はあるのかなというような気持ちは持っています。

そういう中で、一部以前に聞いたことはありますのは、仮に奨学金を借りた方が町の職員になったとか、そういう中で、ではその場合は何年間就労といいますか、その職場についてもらえれば全額免除とかそういうような制度もあったやに聞きますけれども、いろいろ検討しながら、その辺は検討の土台になっていくのかなと。そのようには考えておりますが、その辺も慎重に、今まで借りた人のこともありますから、そういうのを流れの中で今後検討してまいりたいと、今考えています。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 本当に、経済状況、家庭状況で優秀な生徒が修学に困難がないように、あるいは卒業後も返還に楽になるように、免除制度といいますか、あげると言えますけれども、そういう制度もぜひ検討を、資格要件は多少厳しくなると思います。それと、総額も1億1,000万円、今のところは近いですが……

〔「未納規定あるんだと」と言う者あり〕

○4番 馬場信作議員 それは最初から、もう貸し付けるときからそういう免除要件にする、そういう新しい制度を創設と、総額もぜひこれまた基金の積み増し等も状況に応じて検討してください。

次に、御蔵入交流館の利用状況について、これは259ページです。

年々いろいろ本当に運営関係の人の努力で、7年ぐらいになるのかな、8年になるのか、利用者、利用率といいますか、私は上がったと思うんですが、まず計画段階での利用者人数というのは当然これは想定して設計なり、あるいは県から、国から補助金をもらうときに、そういう設計書があると思いますが、そもそもどういう利用計画を立てておいて、そして現在の利用計画に対する利用率といいますか、稼働率、利用率でいいですね。その辺はどのようになっているか、伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

御蔵入交流館、入館者数ということでございますが、建設計画時の利用者目標数は10万人台に設定されていると聞いております。

それで、平成16年からオープンしておりますが、複合施設ということで、文化ホールスペース、あるいは中央公民館スペース、そして図書館スペース、健診ホールスペースという形になりますが、合わせて利用者数を述べさせていただきます。

オープンの平成16年ですが、9万2,500人でございます。翌年の17年が10万8,900人、端数は切り捨てさせていただいております。18年が12万900人でございます。19年が11万2,700人でございます。20年が11万4,700人でございます。21年が11万700人でございます。トータル66万600人の方にご利用をいただいているところでございます。

18年が12万人台ということになっておりますが、これは町村合併による利用者数の増だと考えております。また、平成20年に若干伸びておりますが、これにつきましては全国生涯学習フェスティバル開催年でありましたので、それで微増になっておると考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 計画利用者人数が10万人台という、台という意味合いはちょっとあやふやなんですけど、いずれにしても11万人前後がもうことしも、去年も11万人ですから、私は利用率としては全体の数字的にはいいのかなと思います。ただ、今回は聞きませんが、個々の利用はいいですけども、ああいう廊下のところに健康づくりの自転車のようなものを置いてあるとか、いろいろ利用に当たってはまだまだ課題があるのかなと。その辺の今後の利用に当たっての課題とか問題点、どういうふう把握しているのか、大ざっぱで結構ですが、改善点含めてどういうふう把握しているかを伺います。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

文化ホールに関しましては、自主事業はもとより、貸し館事業、その辺に力を入れてまいりたいと考えております。また、図書館につきましては、ことし国民読書年でございますので、新たに子ども読書活動推進計画、それを策定いたしまして、より多くの子供たちに図書館を利用していただきたいというふうに計画策定に取り組んでいるところでございます。また、中央公民館関係についての住民のニーズ、満足度に合った活動内容、そちらのほうを来年度予算に向けて、いろいろ内部で検討をさせていただいております。

いろいろ細かいところを申し上げましたが、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 さらなる利用しやすい、あるいは利用促進のための努力をお願いしたいと思います。

次に、28ページの新物流システム、21年度に関しましては。いろいろちょっと手間取って2月以降、大分本当の運用はおくれたわけですが、その中でここに実績として協力店なり、あるいは事業費が上がっております。実際、この事業費の中の、段ボール箱をつくったのかな、その中身。

〔「事務報告ですか」と言う者あり〕

○4番 馬場信作議員 すべて事務報告です。

それとあと、これの本来の目的はいろいろたしかあったと思いますが、第一義的にはやはり観光客が帰りは手ぶらにしたいと、そういう意味で、この21年度の取扱件数421件のうちそういう第一義的な利用の人の割合。これは急遽難しいかと思いますが。ただ結構地元の人利用も多いんで、本当の観光客がどの程度利用してもらっているのか、わかれば数字的な意味合いもありますので、ニュアンス的でも結構ですが。それと事業費の中の段ボールとか含めて事業費の内容、段ボールどのぐらいつくったのか。お願いします。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えいたします。

まず、事業費の内訳でございますが、約140万円につきまして段ボールそれから宣伝用のぼり、そういった経費に充てております。それから、実際の搬送手数料のいわゆる配送業者への支援分ですが、これが約10万1,000円ということで合計事業費になっております。

それから、発送個数の内訳でございますが、これについては、取扱店そのものでも具体的な統計はとっておりませんので、ニュアンス的なことしかお答えできないんですが、恐らく、観光客の方が駅あるいは道の駅等の取扱場所において買っていく割合というのは、全体の半分以下であろうというふうには考えております。

特に、ここに書いてあるのは昨年度の実績でございますが、本年度に入って農産物等の配送によってかなり数字が大きくなっておりますが、それらについても、こちらから注文に応じて外へ発送している分が大多数を占めているのではないかというふうに考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 差額分を町で補てんして、安く手ぶらで観光客が帰られるという私は、

画期的な構想はすばらしい事業だと思うんですが、ただ今度は今本年度の話も若干出ましたが、本年度に入って恐らくはこの運用の中でいろいろ改善されたこともあると思うんですが、21年度運用した中での反省事項、段ボールが無料とか、あるいは取扱店、余り持ち込まれて手数料も取らないで忙しいだけで、取扱店が土産品売り場でもあれば自分の買ってもらったお客様の分は梱包して送り出す分にはいいですが、そうでない取扱店の苦情等ありますが、その辺、21年度の運用した結果の若干課題、反省点等内部でまとめたものがあれば伺います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

見直しについては若干何点か行っております。まず1点目が、今おただしにありましたように、取扱店が自分の店のものが売れないで、単に荷物の配送の手間だけを強いられるということも多々あるという現状から、10月以降、1個当たり100円程度の取り扱い手数料を町のほうで負担してはどうかということで考えております。それから、いわゆる自家栽培されたものなどを親戚や知人等へ無償で送るものについては、今回の事業の対象外とするということで、その辺を厳しくチェックしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 今の答弁の中で、最後の自家用農産物を親戚等に禁止とありましたが、実は一時期そこまでオーケー出したんです。私もここまで本当にやみくもに拡大していいのかと。そしてなおかつ段ボールも指定の段ボールであれば、一種の南会津町の新物流とか書いてあればすごいPRになるんです。ところが普通の一般段ボールといいますか、それもオーケーという状況の中では、ちょっと事業の解釈が拡大解釈で、それこそ住宅改造のあの事業みたいにどんどん拡大の心配ばかりですが。そうすると途中から今度は締めると言うんですから、禁止するのはまたいろいろな影響もあるのかなと。その辺、これからまた補正予算にも出てきましたので、後から詳しく聞きたいんですが、後からその辺ちょっと。一回広げたのを縮めるのは大変でしょうから、その辺はこれからの運用についてよろしく、町民が困らないように、観光客が困らないような運用をお願いして、町長にこれについて一言。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

ただいま、総合政策課長から答弁ありましたけれども、一応課長の答弁のように10月から実施しようという考えを持っています。ですけれども、やはりこれとて今、議員がおっしゃられ

るように、微妙な部分があるんです。その微妙な部分の動きがどのように動くかということをもう一回見ようと、そのような考えを持っていますので、もう1回か2回はこの見直しが必要かなと。実際には段ボールもただで配布していますし、では町で単純に100円を本当に負担して取扱店にやっつけていいのかということもありますし、実際には、今度今の大きさを果たして500円を200円上乗せして、町が今度業者さんに700円の運送費が適当なのかどうなのか、そこら辺の見直しもこれももっと詰めながらやっていきたいと思えます。

その利用状況を見ながら、やはりもう一回考えることが必要ではないかなと。そのような話の今段階でありますので、とりあえず今言ったようなことを11月からやってみようというような段階ですので、もう少し推移を見たいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 いずれにしろ、町民は非常に喜んでる事業ですので、大きな失望はさせない変更でよろしくをお願いします。

最後に、観光公社の農産物関係ですが、同じくこれの128ページで6番です。真ん中の上のほうに公社で取り組みの中で、いろいろ名前の観光公社にそぐわず、私は農産物の取り扱いをしてもらって非常に本当によしと。それでその中で内容、実績、どの程度この21年度は農産物の取り扱い高、あるいは主な品目等、現在わかる範囲で結構ですから、教えてください。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 お答えいたします。

私の課で、ここで教育旅行ということで取り上げておりますが、これは教育旅行の実績で農産物の販売を把握している内容ではございません。これについては私のほうでまだ把握しておりませんので、これについては後ほどご報告させていただきたいと思えます。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 農産物がというか、南会津観光公社、ここにしか載っていなかったの、別のページもあったかもしれませんが、それでいきなり商工観光課に農産物という言葉合わなかったんですが、では後ほど、取り扱い高だけ、主な産物等教えてください。

その中で、町長にお聞きしたいんですが、現在は、みなみやま観光ということで、同じ目的で定款にも新会社もやはり農産物の取り扱いをうたっていますので、今後も当然新しい会社もやると思うんですが、特に町長が地産地消のみならず、地産外消に力を入れるということなので、地産外消を私は受け持つ部門は新会社かなと思うんで、それを含めてみなみやま観光が扱う農産物に対するこれからの推進について伺います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

南会津観光公社、前身でございますけれども、現在がみなみやま観光株式会社になりましたけれども、いずれにしましても、農産物の販売というのは町全体であらゆる機会を設けながらそれぞれのところでやっていくということがまず主体的といたしますか、主な活動になると思うんですが、そのようにしていきたいんですが、1つにはこのみなみやま観光、どうなるかわかりませんが、直売所の関係ありますから、そちらのほうでも当然地産外消、あるいは地産地消という部分も力を入れていきたいと。そういう中で、今現在みなみやま観光で行われているもの、これももちろんその業務の内容を十分に精査しながら力を入れてやっていく必要はあると、そのように認識しております。

教育旅行も受け入れ農家の方々も少しずつはふえておりますし、そのような中で教育旅行も推進しながらあわせてそこでの提供と、それからそれらを通じての販売とそのようなことに事業展開をしていく。その考え方、その方針はそのとおりでございますので、それらも副町長、今度社長になっていただきましたから、組織一丸となってそのような形の中で推進していきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 私は2点ほど、事務報告の中の131ページ、林道とか農道の修繕とかの部分ですが、僕はこの数字のことではなくて、林道の整備とかについてです。あとそれから、一般行政報告書。

〔「事務報告だよ」と言う者あり〕

○1番 湯田 哲議員 事務報告、これでいいです。

この実際の修繕工事のほうではなくて、建設課のほうにお聞きしたいんですが、修繕とか何かはありますが、農林道の未舗装の部分の修繕というのは上がってくるんでしょうか。それは4地区の中でことしあたり、毎年送るんですが、その修繕はやられているんでしょうか。お聞きしたいと思います。つまりアスファルトとかのほうはあるんですが、未舗装の修繕についてお聞きしたいんです。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

林道の修繕関係で、雨等によりまして路面が荒れるというようなことがあれば、敷き砂利等の部分を実施してございますので、ご了承願いたいと思います。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 それはどういうことかということ、そのケースの場合、時々町の車が林道をパトロールしているというか、状況を把握するために回っていると思うんです。それで発見した場合にやる場合とか、地区のほうから上がってきた場合にやる場合がありますけれども、その比率というとおかしいですが、その流れとしてはどういうバランスなんでしょうか。どちらが多いというか、その辺の実例をお聞きしたいんですが。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 パトロールと地元からの指摘という部分の比率でございますが、指摘と申しますか、各集落で林道を持っている部分については、その林道を修繕をしていただきたいというような要望等、そういう形で大きな部分で出てきてございます。砂利敷きではなくて舗装をしていただけないとか、あと側溝の整備をしていただきたいというような要望、そういう要望と、パトロールについては通行に支障があるかどうかを点検して、支障があればそのときに瞬時に補修をしながらやっていくというような観点でございます。そのような内容になってございます。

○渡部康吉議長 1番、湯田哲君。

○1番 湯田 哲議員 未舗装の分をちょっと強調して言いたかったのは、ぜひ建設課でそういうふうに未舗装の分の、かつては町のダンプで、今も多分そういう形もとっていると思うんですが、ダンプで来てザーと流して何人かでならしたりして埋めた、雨で崩れたところなんかやっていた風景のいつも記憶はあるんです。よくいう陳情・要望でなくて、今みたいな声でやっているとそういうふうに言われましたので、ぜひその辺を臨機応変に、本当に行って現場も見ていますから、その辺期待していますので、きめ細かく、もし電話があったら現地見て即対応してほしいなということだけ伝えて終わります。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 疲れたところ大変ですが、何点かお聞きします。

事務報告の中の24ページ、それから、27ページの2点なんです。

それから、事務報告、さっき秀春君のを聞いたんですが、ちょっと私も聞いておきたいと思うのは、38ページの高齢者の見守りということの1点と、それから、決算概要の40ページです。

では1点目、ちょっと関連があるから一緒をお願いするかな。

24ページの中の項目の中に、私の記憶が間違っていなかったら、申込者とこの決定した人に

対する名前が違っているところがあるということのその説明と、それから27ページの自然資源観測システムというのがありますが、これの内訳を教えてください。

それから、この④のやまなみ泊覧会の内訳ということをお願いしたいと。その④番のほうはこの金額が出ていますが、希望でTシャツも旗も希望者に売っているわけですから、これが本当に出しっ放しの金額なのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

これだけお願いします。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 それでは、順序に従いお答えいたします。

まず、やまなみ泊覧会発展支援事業の一覧が24ページから27ページまで載っておりますが、おたはしは、事業の申請者とここに記載してある名前が違うのではないかと。大変申しわけないんですが、具体的にご指摘をいただくとありがたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 では、余り個人的な名前なものだからあれだなと思ったんですが、それでは15番、これ申し込みはタカミチ君になっていたような気がしたんですが、前回。これはもっている人が賢太郎さんになっている。

[発言する者あり]

○3番 高野精一議員 いや、ただそこら辺が最初ちょっと違っているのではないかなと、こう思ったんです。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 お答えします。

15番、田島美術協会の代表、湯田賢太郎さんで申請書は上がっております。室井尊光さんにつきましては、その事務を中心につかさどっているということで、ヒアリング等で中心に動いていただいていたというふうに認識しております。

それから、27ページ、③の自然資源観測システム開発業務委託ということで、委託料と委託先しか記載してございませんが、いわゆる定点観測のカメラを町内7カ所に設置しております。その内訳は、町内4スキー場にそれぞれ1カ所、それから駒止湿原、この駒止湿原はいわゆる天然記念物の指定区域外のミズバショウがよく咲く区域があるんですが、そこに設置しております。それから、伊南の屏風岩、それと館岩の前沢地区ということで、この7カ所に定点カメラを設置してございまして、現在はやまなみ泊覧会のホームページ、そちらのほうから映像を見られるようになっております。

それと、④のやまなみ泊覧会のその他の経費ということでございますが、この事務報告に記載させていただきましたのは、総合政策課が担当して予算消化をしたやまなみ泊覧会実行運営委員会の補助金、それから先ほど申しました発展支援事業の実績、それと自然観測システムの事業ということで3点掲載しておりますが、商工費のやまなみ泊覧会開催事業ということで予算全体を掲載しております、そのほかには各4地域のエリア事業、各地域ごとに行うイベントですとかさまざまな記念事業、これらを総合しまして約6,300万円ほどの事業費になっておりまして、これについては各予算を担当する課の決算内容に記載があるかと思えます。

最後のティーシャツ関係のおただしにつきましては、すみません、おただしの内容に正確に答えられない場合は、再度お願いします。

実行委員会のほうで記念のティーシャツ、それからのぼりなどを製作しまして、それを協力店あるいはPRしていただけるという方に購入をしていただいております。それらの収入額については実行委員会の収入ということで入れまして、支出との差し引き分を町のほうに精算で返しているという内容になっております。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 これは大体わかりました。

それでは、事務報告の38ページの高齢者の見守りという中で、さっき秀春君もちょっと言ったんですが、場所によっては、待機量の関係でこれをやった関係があると思うんですが、来られて大変困るという人が、幾人もいろいろな人が来るものだからそれで困るという人もいるものですから、さっきだれかも一本化したらどうだという言い方もあったようですが、できれば時間が、待機の時間にやるわけだから午前中に行くとかすればいいんですが、場所によっては夜行ったり何なりやっている。そうなれば、行ったか行かないかという事務の報告も義務づけているのかな、ちょっとお伺いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

除雪事業者によります高齢者見守り隊の訪問でございますが、訪問をいたしまして、その結果という報告書はいただいておりますので、どのような訪問をしたかという内容は報告ということになってございます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 業者によっては、雪だけかいてもらえばいいと、あとは来てもらいたくないという人もあるものですから、余りしつこく高齢者のうちめぐって歩くと違和感を感じ

ると言われる人もいるものですから、そこら辺の難しさがちょっとあるのかなと思います。できれば余り訪問してもらいたくないような感じのところもあるものですから、地区によっては、それは伺いを立ててみたほうがいいのかと思います。

それと、決算概要の40ページの総合政策課の政策顧問設置事業の分についてお伺いしたいと思います。これでいくと、特定の政策というのはどういうことをやったのかなと、1つは。あとこれはずっと見ていくと三セクの統合だけをやったようなイメージに私はとれたものですから、その辺をちょっとお願いしたいなと思います。

○渡部康吉議長 総合政策課長。

○宍戸英樹総合政策課長 答えいたします。

平成21年度の政策顧問の方にお力添えをいただいた内容について記載しておりますが、平成21年度につきましては、ここに大石先生のお名前が書いてありますが、もう一方、廣野穰先生につきましては健康上の問題から、21年度については活動と申しますか町のほうで協力依頼をしなかったということでご了解ください。

それで、もう一方の大石久和政策顧問につきましては、町の第三セクターの経営評価委員会が立ち上がりまして、その中心メンバーとして21年度については主にご活躍をいただきまして、そのほかの政策提案、政策提言等については特に大きな活動はなかったというふうにご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 大きな動きはなかったと言うのであれば、それではこの秀春君の一般質問の中にもあったんですが、経営評価委員会というのは何人ぐらい、だれとだれがいるのか、教えていただきたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 答えいたします。

第三セクターの経営評価委員でございますが、これにつきましては、今ほど総合政策課のほうからありました大石先生、それから東邦銀行の田島支店長さん、さらには中小企業診断士の結城先生、これらの先生方に経営評価のプランの作成について委員会の中で活動していただいたとこういう内容でございます。

○渡部康吉議長 3番、高野精一君。

○3番 高野精一議員 そうすると、この3名だけなんですか、ここの委員会というのは。そこに今度は所管の人が入るわけですか。関係ある人が入るわけですか。

[発言する者あり]

○3番 高野精一議員 いや、1人死んでいるんだ。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 今お話ししました3名については民間部門から3名入っていただきまして、もう一名は前町長が委員として参加をしていただきまして、委員としましては4名ということでございまして、事務局は総務課の行政経営係が担ってきたと、こういう内容でございます。

○渡部康吉議長 商工観光課長。

○星 光幸商工観光課長 先ほど、4番議員のほうからおただしのありました128ページの南会津観光公社の農産物の販売額の件でございますが、昨年度の4月から6月の3カ月間、南会津観光公社としてアスパラ等の春野菜を販売したということで、販売額が240万2,365円という報告でございます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 それでは、私は平成21年度の南会津町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見についてというもののうちの5ページ、この中で質問してみたいと思います。

(2)の財産に関する事項の中に、21年度末で未登記は1,538件あったと記載されております。この中で、昨年より20件ふえたというふうに記憶しておりますが、間違いがあれば訂正していただきたいと思っております。この1,538件の中で、1年以内に容易に登記ができるというのは何件ありますか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

確かに、未登記物件として残っている件数が昨年度からしますと若干ふえている状況であります。未登記のそれぞれの理由についてもいろいろあるわけでございますが、なかなか登記ができない共有地でありますとか、相続の関係等がありまして、鋭意努力しているにもかかわらず処理が3件というような状況でございまして、今現在、最新でそれぞれ拾い出しているところでございますが、昨年のたしか段階では170件ほどできるだろうというような考え方で事務を進めたところですが、さらに実際に難しいのかどうなのか再度精査させましたところ、今の段階だと二十数件ぐらいにとどまるだろうというような見通しを担当としてはしております。

ただ、いずれにしましても毎年毎年こういった形で監査委員さんからの指摘を受けることも

ありますので、改めて再度この未登記物件の解消についての意識をそれぞれ職員に強く持たせながら、今後関係各課とも連携を図りながら、確かに難しい問題ではありますが、徐々に解消できるものについては鋭意努力していきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 二十数件という今お答えありましたけれども、監査委員にお聞きしたいと思っておりますが、昨年1,518件のうち175件は1年以内に登記が完了できるものと、「175件も」という接続の言葉で審査の意見を述べられたものがありました。「も」というのは、副詞的な意味合いもありまして、こんなにもある。その費用が幾らかかるかとお聞きしたときに250万円と。175件で250万円という、これは意識によってはかなり早くこの部分は解消できるのかなと思ってことしの意見を楽しみにといたしますか、かなり解消されたのかなというふうに考えたわけですが、二十数件で間違いはないでしょうか、どうでしょうか。

○渡部康吉議長 代表監査委員。

○木下光廣代表監査委員 お答えします。

もう一度見直しをしてというような形で進めていただいた。件数的にはどれぐらいが正当か、ちょっと私のほうでも把握はできませんけれども、もう少しあってもいいかというふうには思っております。今回の指摘の中でも、早急に体制を整えて対応してくださいと、こういうふうに意見を述べてあります。

今回の決算審査の中で、なぜおけているのかということをいろいろお伺いしますと、通常業務に追われて、なかなか今までたまった分の処理ができないということのようなお話が多いようです。やはりそれなりの人を配置するなり、そういった人的な体制も整えないとなかなか進まないのかなというふうに見ております。そんな意味で、今回も建設課の担当数が多いんですけども、建設課だけでは解決できない問題でもあろうというふうに思っていますので、今回も総務課長さんにもいろいろお話しして、そういった意味で全体で取り組んでいただきたいというようなことで、早急に体制を整えて当たっていただきたいというような意見にさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠正次議員 今の監査委員さんの答弁に対して、町長または副町長の、最後の質問にします、今後の考え方、いただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 今、監査委員の方から人手が不足しているんじゃないかと、事務がいわゆるおくらしているというか、そのような状況を指摘されましたことを踏まえながら、来年度の人事とかそういう点でもいろいろ配慮していかなければならないなど、そのように削減の中でもそのようなことを配慮していきたいと考えてはおりますが、あとその中で実際に本当に事務が遂行できるのか。その辺も見きわめながら早目の解決をするために努力していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 来年の意見書を楽しみにしております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 私は決算概要を3点ほどお聞きしたいと思います。

42ページの私は昨年度も橋梁点検調査の依頼のことで県と町とでどのようになっているかということで質問をしたわけでございますが、187カ所という、目視による現況調査ということだったんですけれども、これのもっと具体的なことがわかるようだったらお聞きしたいと思います。

続きまして、37番、尾瀬国立公園の環境保全管理事業、これも町長の仕分け事業におきまして、若干今年度は仕分けされるような状況でありますから、今後私としては予算をふやしていただきたいという考えなんですけれども、これをお聞きしたいと思います。

もう一点は、49ページ、木材流通システム構築事業であります。この事業も西部地区のほうで実際建物を建ててストックヤードしているわけなんですけれども、これの今後町長の考えというか、持っていく方はどのようにしていくのか、お伺いをしていきたいと思っております。

まず最初に、橋梁点検のほうでお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 答えいたします。

平成21年度の部分につきましては、橋梁点検187カ所を実施してございますが、前年、平成20年度におきましては248橋実施してございます。合計で435橋を21年度までに完了してございます。内容的に申し上げますと、この点検した内容につきましては、橋梁を長年放置することによって劣化しまして、その修繕関係が一気にある年に来ってしまうということを防ぐために、橋梁の長寿命化ということのねらいを持ちまして橋梁の点検に入ったわけでございます。

まず、その前段といたしまして、1次試験、1次診断ということで今回20年度、21年度で実施をしました。それは目視による損傷の度合いの確認と、その橋梁がどういう状況に置かれるかというような台帳整備でございます。その結果をもって第2次の診断というふうに入っていく内容になります。

第2次診断は1次診断において早急にすべき橋梁、重要な路線にある橋梁であればランクAからDまでありますが、そういうランクづけをして早急にやるべきところ、そういうランクづけをするというのが1次診断終わった後の作業になります。その作業の中で、A、B、Cというようなランク、早急にやるべきだというふうに入った橋梁につきましては、2次診断、修繕の方法、修繕費の算定、その橋梁における整備スケジュール等を計画いたします。実際に整備したときの迂回路はどのような状況になるか等も含めながら、第2次診断で計画を立てておきます。その結果に基づきまして、早急にやるべきというような橋梁の診断がされた橋梁につきましては、国の補助をいただきながら補修、修繕という部分でやっていく計画になってございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 今、細かい分析まではまだ行ってないんですけども、東部と西部とでかなり目視による診断ぐらいではほとんど内容的には私わからないと思うんです。ファイバースコープとか、ある程度の専門的なものでコンクリートの内部の破損状況とかそういうのを調べないとわからないと思うんですけども、これは最も地域住民には大切な橋梁でありますから、西部、東部と分けてもこれだけの数があるのであれば、やはりABCランクでどこが早急にやらなければならないのか、どの辺が一番重要であるのかということを知らしめる必要が私はあると思うんです。県のほうもこれに対する考えは相当強く持っているみたいでございまして、やはり町としては住民の安全・安心を、通る道路としては私は一番診断をする上では重要ではないかと思うんですけども、その辺はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

今ほど、科学的といいますか、スコープ等を使ってというようなこともございましたが、まず現況を調査するということが第1次の診断が終了してございますので、その中で早急に必要であるという部分については2次診断に移行するというふうになってございます。

その手順といいますと、今、目視でも橋梁に関してはかなりどのような修繕をすべきかということが国・県でも明確になってございますので、こういうことを見ればこのようになるというような状況、要するに壊れる前の前段の状況という部分が出ていますので、各橋梁の種類によってそういう部分が詳細に点検事項として出てございますので、そういう点で2次診断をしながら、早急にやるべきというような橋梁が出れば、それは早急にやっていきたいというような考えを持ってございます。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 そうしますと、ランクづけになりますと、まず国道、県道、林道、市道とあるんですけども、やはり一番重要なのは私は国道、県道だと思うんですけども、その辺に地域で最も危険箇所の橋梁があったならば、早急にそういう地図なりをかなりの地域住民には知らしめて、そういう補修をしていくことが重要でないかと思うんです。その辺いかがですか。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

我々がする分につきましては、今ほどおただしございましたが、国・県道については国・県ということで、我々は町の道路という部分での調査となっております。県、国においては町より先にこの計画が進んでございます。例題といたしましては田島橋は最たるもので、調査結果として修繕が必要というようなことで、通行どめをしながら田島橋は改修したというような事例もございます。それと同じように、町においてもこの診断結果において、重要な橋梁であるという部分については、当然地元の皆様方にも公表をしながらやっていければというふうに思っております。

1次診断の中で、目視の中でも早急にやるべき橋梁という部分、すぐ、きょう上がっております。そういう部分については計画の中に織り込んだという橋梁もございますので、そういう観点からも公表しながらやっていければと思っております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町道に対しては、町のほうのランクづけとして早急に危ない橋であればやっていただきたいと思います。

次に、国立公園の環境保全整備事業に関しましてですけれども、川衣ルートの登山道の測量を実施したということですが、これはどのように実施したのか、お聞きします。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 川衣ルートの登山道測量の件でありますけれども、今手元に資料を持っておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上です。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 町長さんにお聞きしたいんですけれども、見直しということで、尾瀬田代環境ミーティング事業に対してそういうことがあったものですから、私も今後やはり国立公園を管理していく上では重要な拠点でありますから、その点お伺いさせていただきます。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

見直しと申しますと、すべて減額とか事業を縮小するんだと、そのようなことでございせん。やはり必要とあらば見直すというのが常々の作業になってくると思います。そして、この間尾瀬サミットにも参加させてもらいましたけれども、今度19年から尾瀬国立公園ということで独立して、そして南会津町の分が帝釈山それから田代山と注目を浴びてきたわけです。そういう中で、現在も私としては十分な受け入れ態勢になっていないとそのように思っていますし、それから先日も川が濁りましたけれども、田代の崩落の状況もあります。そういうもろもろのあの近辺の状況もありますから、私も皆さんと協力しながら、やはり来ていただいた方にはできるだけのサービスを、そして楽しんで帰ってもらうということを前提に、また多くの人に親しんでもらう、そして南会津の町民の方にはまたそういう自覚を持った国立公園の保護運動にも参加していただくような対策をとってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 そういう町長の前向きなご答弁、私も本当によくわかるんですけれども、私が一番危惧するのは、田代山系は栃木県と檜枝岐と旧館岩のほうと県境にあるわけです。どうしても湿原が県境にある状況におきまして、私は前から物すごく言っているんですけれども、檜枝岐村との連携を物すごく密にして今後やっていただけないかということ町長。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに、今現在主に利用されているのは檜枝岐村から帝釈山に登山といいますか、登られる方、入山ルート、それから猿倉から登られるルートが多いのかなと思います。当然出と入りがお互いにあるわけですから、その連携はしっかりやっていきたいと思っておりますし、国立公園ある

いはその周辺の観光事業、駒ヶ岳があったり、三ツ岩があったり、そういうこともありますから、やはりこれは檜枝岐村さんばかりでなくて、只見町、下郷町さんとも当然連携しながらやっていく必要があると、私はそのような認識でおりますから、ご理解のほどお願いいたします。

○渡部康吉議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 先ほど、環境水道課長の答弁で後ほどということでしたが、私のほうから川衣登山道についてお答えいたします。

川衣から田代へ登る登山道は、昔からの山道の道路ということで測量を全然しておりません。登山道として国有林からのタイフウ、民有林からの登山道の幅を決めるということで、今回確定測量ということで測量をした次第でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 今、課長申されたように、川衣ルートは非常に帝釈山から田代山からおりても困難をきわめる道なんです。どうしても川衣集落までは遠い道のりを歩くわけですから、やはり整備に対することは重要なことだと思うんです。川衣の住民の理解というものも物すごく私は大切ではないかと思うんですが、それに川衣に交流センターができたわけですから、あの交流センターを使った国立公園としてのあり方というものを、田代と水引と川衣のほうでぜひともお願いしたいと思います。

次には、木材流通システム機構です、49ページ。

現在、私もいつも毎日議会に通いながら番屋のストックヤードを見て走ってくるわけですが、非常にここら辺の施設ができてその前にかかなりの木材が積んであるわけですが、今後、町長さんはあの施設の活用をどのように考えておられるのか、お聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

番屋のストックヤードの施設でございますけれども、その隣に番屋道の駅というのが今度国より認可されまして道の駅となる。29番目でしたか、そのような状況にあります。そして、このオープンが10月20日予定しております。その隣ということで、そこで林業のいろいろな体験をしていただくと、そのような事業も今後組んでいきたいとそうように思っていますし、実際これだけ森林のある南会津町ですから、やはり今後森林を活用したそのような事業はぜひとも振興していきたい。そういう中で、いろいろ間伐なり、あるいは実際用材となるようなものの展示とか、そういうものも出てくるかと思っておりますけれども、そのような中でストックヤードの活用は今後膨らんでいくものと私は期待をしておりますし、そのような事業も展開してい

きたいと、そのように考えております。

まして隣が道の駅になりますから、特に番屋の道の駅に来られた方にはぜひそこに立ち寄っていただけるようなことも今後計画していきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 18番、菅家幸弘君。

○18番 菅家幸弘議員 道の駅というのは番屋に今度国土交通省から指定されたわけですが、道の駅の経過を見ますと、121号線の道の駅ありますね、そして、289号線の道の駅、かなり去年と比べるとデータ1,000万円以上減少しているんです。だから、うちのほうのこれから尾瀬へのルートとして、やはり道の駅の一番のおり口ですから、何とか発展できるように進めていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後3時から再開したいと思いますので、お願いします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第88号 平成21年度南会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第14、議案第89号 平成21年度南会津町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第90号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第15、議案第90号 平成21年度南会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第16、議案第91号 平成21年度南会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第17、議案第92号 平成21年度南会津町農林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第18、議案第93号 平成21年度南会津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第19、議案第94号 平成21年度南会津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第20、議案第95号 平成21年度南会津町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第21、議案第96号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 2点ほどご質問申し上げます。

1点目は、一般補正15ページ、行政改革懇談会委員報酬の追加についてでありますけれども、これは事務報告を見ても余りこの中身については出てこないし、今回これは人が追加になったのか、それとも報酬が追加になったのか、その辺のことで、実際にはどのような懇談会をやっているのか、これがまず第1点目です。

2番目、5番の財産管理費の積立金、財政調整基金の積み立てで決算の剰余積み立てが1億1,000万円あると。それと、21年度の決算でも不用額が約2億2,000万円くらい出ていると。町長も多分話を聞いていると思うんですけども、実際この前我々の委員会の中で和泉田のスロープの問題が出てきたんです。和泉田の何センターでしたか、今度新しく町の管理になった……

〔「農村環境改善センター」と言う者あり〕

○12番 星 登志一議員 はい。そこが議会の報告会でも出てきたんですけども、お金がないという理由でなかなかできなかったという事務方の報告なんです。そうすると、あそこは投票をやったり何かして非常に高齢化も進んでいるはずですから、そういったところを精査して、お金余ることはいいですけども、そういったことはやはり補正でも何でもすぐに私はやるべきだとこんなふう思うんですけども、その2点についてお伺いいたします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、行政改革懇談会委員の報酬でございますが、今年度行政改革大綱の見直しということ

になっておりまして、当初で何回かの予算化をしたところですが、これからスタートするところでございますけれども、少なくともあと1回分は欲しいというようなことで、今回追加したのは9人分の1回分ということで追加をさせていただいたという内容でございます。

それから、もう一つは積立金でございます。積立金につきましては、決算剰余積み立ては皆さんご存じのとおり、繰り越しの2分の1を積むということで、法令的に決まっております。それで、一般積み立てとして今回4億円ほど積み立てをさせていただくことになるんですが、これは歳入のほうでの普通交付税の当初の見込みがなかなか見通しが見つからない状況の中で、かなり財政的には厳しい見方をしながら当初予算を組みました。結果としまして、普通交付税の決定がございまして、この時点で財源的な余裕ができたものですから、今回は一般の積み立てとして4億円ほど積ませていただいたということでございまして、これは、来年度債務負担行為で設定しております住宅改善工事等の財源としても、当然準備しなければならないというような観点もございまして、今回あえて積み立てをさせていただいたということでございます。

それから、和泉田の農村環境改善センターの入り口のスロープの関係でございますが、これにつきましては今までも補正それから当初予算におきまして、何回か支所のほうから要求がございました。その中でその当時の財源的な問題もあって、事業の緊急性それから必要性等について検討した中で今まで見送ってきたという内容でございますが、これまでの見送ってきた主な理由としましては、それほど利用の実態がなかなか支所のほうから伝わってこなかった部分がございます。それは今までの指定管理のあり方に若干問題がございましたので、今回条例を改正いたしまして、関本地区の農村環境改善センター的な利用を図るために条例の見直しを図りましたので、その中で今後の実態それから用途、それらを見きわめながら当初予算に向けて検討しようということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると、今年度からは本格的に行政改革の懇談会やっているということなんですけれども、これの報告については議会のほうにはいつごろ報告になる予定ですか。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

この後、多分議会提案で提案されるであろう議会の基本条例、あの中でも議会の議決を要するという中に多分入っていたかと思っております。したがって、年度後半これから集中的な議論を重ねながら大綱が決まった時点、つまりは来年の3月ごろになろうかと思っておりますが、議会の

ほうに十分に説明をしながら提案をさせていただきたいと、このように考えております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 2つほどなのですが、1つは、14ページです。ここに、雑入の戸別所得補償制度導入推進事業助成金で、これは所管の委員会の分ですが、実は委員会が終わってから情報が入ったもので、それはあえてお許しをいただいてここで聞くわけですが、実はこれに関連して国の直轄事業みたいで、余り本当は町は関係ないように思ったんですが、こうやって助成金で事務費とかはやれということで収入があるわけですが、その中で農協の概算金が最近はっきりしました。

そうしたら、例えばひとめぼれの例では昨年度より1俵当たり、1等米とかいろいろあるわけですが、えいやあで4,000円安いわけです。割合にしますと昨年度が例えば1万1,900円、これが例えば3,900円安いことは8,000円です。あるいは4,000円のところもあるんですが、とにかくそうすると3割以上のダウンです。これは概算比率という考え方もあります。しかし農業の場合はやはり秋払いという、実際米は秋しかとれません、春からの田植え以降の費用というものは秋払いというところでみんな待っているわけです。そこに3割ダウンの概算金、もしかして生産後の例えば1年後の生産になればその3割分は入ってくるかもしれない。それはそれとして置いておいて、秋の段階で3割少ないという状況を私は非常に、急遽そういう情報が入りましたので、心配したので、それでもって、まず考えられる現状を聞きたいんですが。

1つは、国の戸別補償の入金といいますか、それぞれ各農家既に申請して認定受けて、これから後は年内に入るのか、振り込みです、あるいは年度末3月まで延びるのか、まずその状況によってもこれはまた変わるわけです。この点と、後は戸別補償に南会津町の場合の加入率、100%入っていれば、ましてや年内に入金すれば何とか3割ダウンの分も大分補てんされるわけです。加入率とその入金の予定日、あらかじめ通告しておきましたので、農政事務所の情報かもしれませんが、よろしく伺います。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えいたします。

補正予算の14ページの戸別補償制度導入推進事業助成の関係で、先に所管事務調査のときに説明したんですが、その後戸別補償制度に伴う米の買い入れ等の情報が入りましたので、その情報とあわせて戸別補償の入金等についてご説明させていただきます。

まず、JAの米の購入価格はコシヒカリ1等米が1万円、ひとめぼれ1等米が8,000円とい

う表示をされております。21年度から比べると2,400円からひとめぼれでは3,900円の安い価格になっております。それとは別に国では戸別補償制度がことしから始まりまして、10アール当たり1万5,000円の補償金を交付することになっておりますが、ただいまの情報ですと、12月いっぱいには農政事務所のほうから直接生産者のほうに交付されるのではないかとというようなことの情報を得ております。

あと、価格の変動に伴いました過去3年間の平均価格と現在の差額については価格変動対策ということで、平成23年2月から3月には交付されるのではないかとというような情報を得ているところでございます。ただいまの情報については以下の情報であります。

あと、2点目の戸別補償制度の加入状況ということでありますが、田島地区については606名、館岩地区では194名、伊南地区では211名、南郷では257名、合計1,268名が加入しておりまして、加入率といたしまして、75.3%が現在の加入状況になっているところでございます。

以上であります。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 年内に戸別補償が入れば、ある意味若干の緩和はされるという感じはしました。あくまでも概算金ですから、生産の段階においてはまた十分回復すればいいんですが、ましてやこれについては別組織のJAさんの話ですから、町は直接ある意味では関係ないことですが、しかしながら農家住民にとっては影響が大きいので、あえて取り上げたわけです。その中で再度質問いたしますのは、75.3%の加入率というのはこれはどう思うかです。最後に町長にこれを踏まえてお聞きしたいのは、私も前の一般質問でぜひこういう制度ができたので漏れないように、この制度は余り行政関係なく直接農政局と農家個人の契約みたいになるので、なかなか指導もしづらいかもしいないが、漏れなく加入するようにということでお願いしたんですが、これは農家の入りたくない人もいられるでしょうからあれでしょうが、75.3%、裏を返せば25%の人が今度12月までに戸別補償は入ってこないと、この概算金のままであると。これは今後どういう影響するのかわかりませんが、もしもその辺何かしら町として対策が必要になるような状況になれば、町長としてはどういうふうに考えているかなというのと、もう一点。そういえば3回しか質問なかったもので、もう1点、これは新たな別な質問。

周遊バス、決算書では巡回バスとありました、町なかの3町村、旧町村をぐるっと回るのが今回廃止ということで、17ページに減額補正してあります。端的に聞きまして、これは初年度の実証試験と私は聞いたわけです。私も公共交通の中でやはり合併地区を何とか距離的なものを一体化するには周遊バス、巡回バスが必要ではないかというのはかねがね思っていたんで、

通常回すのは大変だと、イベント型だったら回せるだろうという流れの中で昨年ようやく休日運行とかの中で、実績も後から聞いたらある意味では大変な出費といますかそう上がっていないと。2年目はさらにいろいろ周回方法なりあるいはいろいろな時間帯なりを工夫するのかなと思っていましたらいきなり廃止ということで、理由はと見てホームページでも諸般の事情ということしか書いていないので、改めて廃止の理由。恐らく改革案はあったと思うんです、前回は実証試験で2回目の次、次年度の実証試験ではもっと改革してやろうという。それにもかかわらず廃止ということの理由と、2点お願いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

今年度から国による戸別所得補償制度というのが導入されまして、当町では75.3%の加入率だったと今報告が課長からありましたけれども、福島県内全般においても福島県はなかなか減反に協力してもらえない県のワーストワンだったと。そういう中で、福島県の中でもこの加入はふえてきたんだということでもあります。

そういう中にあって、今、議員おただしのように25%くらいの方が町内では入らなかったんだと、そのようなことでありますけれども、ではそれに対しての対応はどうなんだとこう申されますけれども、私はこの制度そのものが1反歩以上、10アール以上田んぼをつくっている人が一応加入の権利があるのかなと、そういう中で実際に25%の人がどういう規模の人が加入されなかったのか、今現在私は、申しわけないですけれども、把握しておりませんが、本当にそういう手当が必要なのかどうなのか、その見きわめも私は必要だと思います。

いずれにしても、大規模に栽培されている方に大きな影響が出ると。そのように私はとらえておりますから、自家用をとってわずかに残った程度の方は、どっちにしても影響は少ないのかなというような気持ちではおりますけれども、その辺も状況をしっかり今後調査しながら、今後の対策を町は町としての対策も必要でしょうし、国・県に要望していくことも必要になってくると、私は今現在そのような判断でおります。

それから、周遊バスに関しましては、これは検証実験ということでやりましたけれども、実際に議員の皆さんもご存じのとおり、あのような実績です。周遊バスに関しましては、実際に町民の生活バスというよりも二次的利用の補完といますか、そのような用途が多かった。そして正直あの実績では今後なかなか、いずれにしても土日それから祝祭日の運行ですから余り伸びないだろうと、私はそのような判断の中で、であるならば、私はとりあえず中止できるものは中止して、そして全体的な、先ほど市街地巡回バスの話もありましたけれども、そういう

総合的な中である程度対応できればいいのかなということでそのような判断をしました。

実際、周遊バスはその間、間に走っていたり、あるいは地域によりますと、本当に続けてまた走っていたりするような状況を私も確認していましたので、本当にこれは実際必要なのかなと、そういう思いが強くありましたものですから、これは見直し検討する前に、7月の頭から実施ということが差し迫っていたものですから、6月の末の段階でそのように判断しました。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 今回は廃止でも公共交通が必要ないということではないと思いますが、戸別補償に関しては残り25%、中身をよく見て、その中で必要であれば町のほうでも対応すると。

3回目ですので、では周遊バスに関連して公共交通のあり方を最後に町長に伺いたいんですが、結局、合併してそれぞれ距離の格差というのはこれは厳然とあります。生活バスとして会津乗合その他にいろいろな補助金といますか、自治体からそれぞれお金を出して何とか維持運行してもらってそれが生活バスの一部になっていますが、まだ交通の空白地帯もありますし、これは町独自で町が一体となるような公共交通、町の責任で運行する公共交通が私は必要かなと思うんです。そうでないと、これから高齢者社会の運転免許証返上時代に備えての何かしらのあり方をしっかり考えていかないと、返上がおくれると無理して運転してそれこそ運転中に大変な病気等が起きる場合もあります。

そういうわけで、町長にお聞きしたいのは、今後の合併町村における公共交通生活バス、あるいは福祉バスといってもいいかもしれませんが、運行についての考えをお聞きします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

本町の地域の特性から申し上げまして、私も生活交通バスを廃止するという意味ではないんです。二次的交通のバスだったから周遊バスは廃止したんだと、そのようなことであります。ですから、生活交通バスに関しては、今それぞれの地区でそれぞれの状況の中で運行していますけれども、確かに町内広いですし枝線もあります。そういう中で学校それから病院に通われる人そして買い物、そして今現状としては車を運転している人が高齢になってきている、ですけれども、なかなかこれがやめるにやめられない状況であると。そういうことも考慮しながら、どのようにしたら本当に皆さんの需要と、それからそういう中で生活交通を支えるバスですから費用対効果ばかり言っていられない面もありますけれども、とはいえやはりその辺も考慮しながら、用途別のようなそのような見直しといますか検討というものも必要じゃないかなと、

そのような考えを今持っています。

ですから、そういう意味におきまして、きのう巡回バスの話も出ましたが、そういう総合的なこれからの、今の実情のもう一度把握とそれから今の状況に合ったバスはどのように運行したらいいのか、これは詰めていく必要があると思います。決して廃止するとかそういう意味じゃなくて、もっともっと利用しやすいそして便利なバスにしたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 2点について伺います。

1点目、これは所管のほうでは説明があったようでございますけれども、一般補正の15ページ、報償費、事業検証委員会への委員の謝金が出ているわけですがけれども、南会津町事業検証委員会の設置要綱なりそういうのが告示されていまして、私見つけたんですけれども、その説明をお願いしたいというふうにまず思います。所管委員会では説明されているみたいですがけれども、私ども一切説明がなかったものですから、説明していただきたいということになります。

ときどき、68事業が云々という事業見直しで出ていますけれども、オプション的に聞こえる。多分この中身がわからない人は68だけの数字何だべなというふうにしか思えないというふうに思いましたので、その中身について説明いただきたいということ、それから、委員会の委員の数7人以内ということで選んだということでもありますけれども、どんな基準で検証委員を選びなされたかということ。

それから、2点と言いましたけれども、1点やま泊の周遊バスのことが出ましたので、重なる部分があるかなというふうに思いますけれども、町内の検証を前に、7月から10月までということをやま泊の周遊バスをやらなくてはいけないということで、6月下旬にもう決断をしてやめたというふうなことが出ましたので、そのことについてはお聞きしませんけれども、一次交通ではないという、生活交通ではないということで、二次交通だからということで現状を見て中止させたというふうな中身だろうというふうに思います。

しかしながら、本町が大々的にやっているやま泊事業のいわゆる点と点を結ぶ線のような役割をしていたのが、市営バスがその一つだろうというふうに思いますので、地域力を向上させるということで、やま泊事業、さまざまな場所でさまざまな地域力を醸成させるためにみずから立ち上がって事業を起こしてきた。今検証しているわけですがけれども、そういった流れの中

でのアイテムみたいなものが一つやま泊周遊バスということで、土日、祭日、7月から10月までやっていたと。観光シーズンというか、そういうことでやっていたというふうに私は認識していましたので、そういう生活バス、何度も出ているように、身の丈に合った施策の一つのことなのかなとも思いましたけれども。

そういった大きな町の戦略としてのアイテムという考え方であれば、試行的なことでまだ1年しかやっていないということもありますので、もう少しやってもよかったのかなというふうにも思いました、実は680万円程度であれば。そんなふうにも思いますので、この事業に対しては、本町が今までやってきた戦略的な意味も大きく作用するというふうに思いますので、町長が変わったということで若干考え方が変わってくるのかなとは思いましたけれども、その辺等々も留意なさって決めたいというふうに思いますけれども、その辺のところを若干お聞かせいただければありがたいというふうに思います。

大きくこの2点について。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えします。

事業検証委員会の件について、大きな意味合いについて私のほうから申し上げます。

これは、実は私はいろいろ選挙の中でも申し上げてまいりました。無駄遣いしない、公平公正をやる。そういう中でこれはぜひやりたいと、そのようなことを考えておりましたし、そういう中で、実際に私が就任いたしましたから各課でも出していただいたものが、前に申し上げました68事業ということになります。

それはそれでありましてけれども、やはり町民の目から見た町の事業の様子とか、そういうこともぜひとも聞いてみたいと。ですから、職員のと町民の目とどのように差異があるのかなと、あるいは一致するのかなと。そういうこともありましたし、そしてその役員、それに委員としてお願いした方の基準でございますけれども、私はある程度この事業そのものも多少何と申しますか、経験の中からはわかる人もいたほうがいいのかという部分、それから本当にそういう外部の目で見られると言ったら変ですけども、いろいろな分野で見られる人、分野分野の事業を見られる人、感じる人、そういうことを一応基準として私がお願いして、そして承諾を得て6名の方をお願いしました。

それで、この間はそういう意味で委嘱状の交付と大まかなお話を第1回目としてさせていただきました。10月、11月と1回ずつ今後この委員会を開かせていただきます。そして、冬の間にもう一回と、最初の1回と含めまして計4回の検証委員会を開きたいと。本当はこれで十

分とは思いませんけれども、一応そのような予定の中で組ませていただきました。

前にも申し上げましたように、この9月の補正に間に合うと、これはいろいろ今まで検証しまして、やめられる分、見直しできる分、先ほどワンコインもそうですけれども、10月から実施するような要綱に変えさせていただきたいと、そのように考えまして、早める分はそのように各課の中でいろいろヒアリングあるいは検討しながらやってまいりました。

そして、来年度の予算に生かせる分、事業に生かせる分はこれから職員の皆さん、それからこの検証委員会の中で検討していきたい。そのように考えております。

それから、周遊バスの件ですけれども、私周遊バスは確かに目的を持ったバスだろうと。ですから二次交通、そして観光客交流人口に対応したバスじゃないかと、今、議員からのおただしでございますけれども、内容を見ると実際には移動町長室とかそういう人たちの利用があったりして、実数は私物すごく下がると思うんです。ですから、そういうことをやりながら実績だけ数字で上がってくる。やはりこれは本来の目的じゃない。そのような意味をまた持ちましたものですから、重ねて申しますけれども、そのような理由も1つありまして私は廃止させていただきます。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 検証委員会の中身若干わかりましたけれども、何回も言うようですが、所管のほうにはきっちり頑張ってください。

所管委員会のほうには説明なさっているということでありましたけれども、こういった大事なことがほかの委員会2つありますけれども、全く提示されていないというのは非常に問題だというふうに思いますので、この事業検証の中身については、3月の当初予算で我々全部かかわっているわけですから、ぜひこういった全体にかかわることは前もって各全員の議会のほうに説明していただきたいというふうに、これは町長にお願いしておきます。

それから、委員会の選定が実際に行われているということで、田島地区、館岩地区、伊南地区、南郷地区、役場OBが多いようでございます。私は知っていますけれども、ここで提示してください。

それから、今後、庁舎内の検証と検討委員会の中でも検証して、お互い情報交換しながら来年度の当初予算に向けてやるということですね。

最初の質問はそれでいいんですけれども、それからやま泊に関しては、確かに町長おっしゃるとおり、非常に情けない実績だというふうには私も承知していますけれども、1年でたたくてしまうというのはなかなか無駄なお金だったような気がしますので、やはり検証というのは

なかなか1年ぐらいでは、しかも7月から10月の3カ月ぐらいでとても周知できるような中身ではないというふうに思いますので、今後大きな計画を立てる場合は、ある程度のスタンスを持っていかないと、結果を見ないで途中で方向転換してしまうこともままあることが多いので、その辺のところは、来年度新予算をつくるときには気をつけていただきたいというふうに思います。

お答えをお願いいたします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

メンバーですか。

〔「お願いします」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 メンバーは、田島地区を先に申し上げます。室井豊一さん、委員長をやっていたくようになりました。それから、塩生カヲルさん、細井信浩さん、以上が田島地区です。それで館岩地区、星直さん。

〔「これは総務課長ね」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 はい。伊南地区、菊地新六さん。

それから南郷地域が酒井惣一さんです。

以上6名です。

それから、事業のいろいろ見直しとかありますけれども、やはり首長がかわれば、ある程度あると思うんです。私は当たり前だと思うんです。私も確かに議員をやっていたから、それは何だと、自分も認めたじゃないと言われるかもしれませんが、やはりこれは当たり前のことだと思うんです。ですからそれは私は粛々とやっていきたい、そのように考えています。そして、その説明はいずれこのようにいたしますけれども、でもそういう中で、皆さんに納得いただけるような理由の中できちんと行っていきたいと、そのように考えています。

それから、周遊バスの話がまた出ましたから申し上げますが、いずれにしても、1回当たり1人2人しか乗っていないものを生活バスなら別ですけども、そういうある程度費用対効果を考える中でのバスの、公共バスと言えるのかどうなのか。そのような状況でありますから、たとえ3カ月であろうが、これは私として判断いたしました。

○渡部康吉議長 6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 大統領がかわるんだから中身が変わるのは当然だと、私は一般質問から言っていますけれども、そんなことは承知の上で言っているわけですから。私が言ったのは、

事業が変わることじゃなくて、こういった大きな検証委員会とか全体にかかわることは議員の皆さんに説明してくださいと、こう言っただけの話で事業が変わることがどうのこうのと言っているわけではないですから、そのことを言っていないので、勘違いしないでください。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 これは大きいかどうか、それは議員のとらえ方でしょうけれども、私の諮問機関です。ですから私がそれは設置することは可能だと私は思います。

〔「何ですか、もう一回、後のほう」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 私が設置することは可能だと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 渡部議員。

○6番 渡部 優議員 設置することはいいのです、否定なんか全然してないから。どうもキャッチボールができてない。

〔「確認ということは、この設置のことについてあれしてたでしょう」と言う者あり〕

○6番 渡部 優議員 設置するとかしないとかは問題にしてないのです。設置した場合は、当初予算でみんなうんと言っているんだから、こういうものができたときは、皆さんに設置しましたよと、そこで言ってもらえばよかったのだがと言ってるわけです。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 確かに、委員会でやればよかったのかもしれませんが、この補正予算の中で説明させていただくようになりました。ご了解願いたいと思います。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一般補正の23ページ、商工費の中の新物流システムで先ほどいろいろな問題点が出たということ、4番議員の決算質疑の中で町長申されましたけれども、あれは昨年6月に提案されたころに、総務委員会の委員としてもきつと懸念された内容、私も質疑いたしました。とにかくやらせてくれと、やった結果、改善をしていくということで今回、改善なのかもしれませんけれども。

私が、今までの取扱業者、高齢者の年金暮らしの、どことは申しませんが、何方所か聞きました。この山菜の季節、トウモロコシの季節に取扱高が全くと言っていいほどなくなった人がいた。年金生活者の人で、取扱店です、協力店じゃないです、今までの取扱店です。今までの業者と直接取り扱いをしている、この新物流システムの協力店ではなくて、その人たちの低所得者の人たちのわずかな収入を町の政策が奪った形になっているんです。結局協力店のほうに

500円で送れるからと持っていくわけです。今までの取扱店のほうは手数料が入りましたけれども、取扱店の人に協力店になってくれと言っても協力店は手数料がないですからなりません。激減しているという状況がありますので、その辺も精査して、そういう高齢者が2人でわずかな生活費の足しにしていたものを町の政策で奪ってしまう。

だから、去年のときもだれでもいいのか、何を送ってもいいのかというのが問題になりましたけれども、やはり観光客、先ほども出ましたけれども、そういう人であればいいけれども、定期的に送るものでさえ、750円よりは500円のほうが安いからと。その750円で送っていた人は750円だから、業者は変わらないのかもしれませんが。でも手数料収入を得ていた取り扱いの人たちの収入は減っているということをよく精査していただいて、この10月からというものにもう一遍検討を加えるべきかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

実は、私が総務委員会におりましたときには、正直私もそこまでそういう影響が出てくるのかとは思っていませんでした。ですけれども、やはり問題あると、そのようには認識しておりました。実際に私が思っていたような状況にもなりましたし、そして今、議員がおっしゃられたような本当に困った状況の方も出てきたと。そのようなことであれば、一応は10月からということで見直しをかけたわけですが、その辺も十分もう一回といいますか、精査しながら進める必要があるなと思いますし、これは余り詰め過ぎてしまいますと、本当に今度だれも利用できなくなるということも現実の問題として出てくる可能性もあるのかなと、そのような状況もありますから、いろいろ課題はあるにしても、問題になったことを改めるような方向の中で実施を進めてまいりたいと、今現在そのように考えております。

なかなか一気に100%これはいいというまで詰めるのは、正直今の現状だと本当にいろいろ検討しました結果厳しいなというのが今の実感です。ですけれども、改められるべきところは改めていって、そしてまた様子を見ながら検討していくと、そのような段階を踏んでいきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○渡部康吉議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 業者のほうは、1つの業者のほうに聞いてみますと、昨年今の時期の取扱高とこのワンコイン物流システムができた今の時期の取扱高、総収量は変わらないということです。ということは、新物流システムで送っている分は今までの取扱店は収入が減っているということですから、その辺本当に今言われた、よく検証されるということですからそれ

を生かして、本当に弱い低所得者の取り扱い、それをもうやめると言う人がいますから、みんなやめてしまって協力店になってしまえばいいのかもしれないですけども、それはお年寄りの人たちにとっては本当にわずかな収入でも、町の政策でもう困ったという形になるわけですから、よろしく検討していただきたいと思います。

終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 何点か質問したいと思います。

まず1つは一般補正18の3の小規模介護施設等緊急整備事業補助金と、この辺の中身お願いしたいなと思います。

それから、一般補正の20で、その前からあるのかな、「女性特有のがん」と何となくわかりそうな感じがするんですけども、はっきりもし言っていたらありがたいなと、こう思います。

それからあと、一般補正22のチップ生産施設建設工事実施設計委託料、チップの工場でもつくるのかなという感じを持っているんですが、この辺の中身をどういう計画であられるのか、お伺いしたいと。

それで、最後の一般補正28の体育施設費の中で、武道館指定管理料、びわのかげ運動公園の指定管理料が追加となっているんですが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 私のほうからは、一般補正18ページ、小規模介護施設等緊急整備事業補助金についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成21年7月、自民党時代だと思っておりますけれども、経済対策の中の一環として介護施設の緊急整備を前倒しでやるというようなことで計画されたもので、その後、私どものほうで21年11月ごろから今現在大坪地区に整備される介護施設、これについての相談があったことから、県に対しまして1期分の整備というようなことで要望をしておりました。その後、施設のほうで補助金もらわないでやるというようなことがあったり、行ったり来たりはしたんですけども、最終的にはその補助金をいただくというようなことで、県のほうに再度確認したところ該当するというようなことで、緊急整備の分が2,625万円ということで町のほうで申請をしまして、それを本年の3月31日までに完成するというのが条件でございますので、完成した段階で補助金を交付すると。

あわせて、その上にございます介護施設開設準備経費等の補助金なんですけれども、この540万円につきましても同じ施設に対しての補助金でございます。これについては、施設を開設するに当たりましてさまざまな準備、それから職員の養成・研修等がございまして、今回の施設につきましてもは小規模多機能施設で、9名の宿泊、15名の通所、それから通所しながら場合によっては宿泊もできるというような施設でございまして、その対象が9名ということで、9名で1名当たり60万円の基準額がございまして540万円というようなことでございます。この内訳については、研修その他パソコンのリース等々、準備をするというようなことでの補助金でございます。

それから、一般補正20ページ、女性特有のがん検診推進事業の関係でございましてけれども、これにつきましては、昨年度女性特有のがん、乳がんと子宮がんにつきまして節目、乳がんの場合には20歳から40歳までの5歳刻み、それから子宮がんにつきましては、40歳から60歳までの5歳刻みの方に昨年度は国全額100%補助ということで実施をしました。本年度につきましては国の事業見直しの中で、本来ですと5歳刻みなんで5年間やるというようなことで当初は計画があったんですけれども、事業見直しの中でやるかやらないかというようなことの議論がありまして、最終的には今年度は国2分の1というようなことで決まりまして、通知があったことから今回補正をするところでございます。

また、このがん検診関係については、当初予算で既に健診の費用などは計上してございますので、そのほかの経費、それから歳入について今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 一般補正22ページの委託料、チップ生産施設建設工事実施設計委託料についてご説明させていただきます。

実は、町では昨年チップパーの機械を既に購入して、今伊南の森林組合のほうに保管して間もなく稼働する予定でいるんですが、このチップパー機械を買う前に、町では木質バイオエネルギー構想ということで、山の森林整備した材を搬出運搬しまして、それを木質チップ等にしまして、これを町の施設等についてボイラーで消費すると、そういう循環型森林整備の構想が計画されていまして。昨年、国の森林整備活性化基金事業という事業がありまして、町では既にそういう構想がありますので、県のほうに申請というんですか、そういう話をしましたらば、町でそういう構想があれば基金事業について内示しましょうというような内示をいただいております。

そんな関係で、チップを生産する拠点についても補助の内示がありますので、今回その設計を組んでどのぐらい工事にかかるかということで、今チップの保管場所が、整理する場所がありませんので、チップの保管とチップをつくる拠点ということで農林課のほうでは実施設計の委託料を計上したところでございます。

以上であります。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えいたします。

一般補正28ページの2目体育施設、13節の委託料、田島武道館及びびわのかげ運動公園指定管理料245万6,000円の追加でございますが、この4月に第三セクター田島振興公社職員の給与改定がございまして、当初予算に反映させることができなかつたことから今回追加補正させていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 まずこの施設はグループホームと同じく考えていいのかな。私もよくわからないんですけども、小規模介護施設いろいろありますから、9名といえばちょうど丹藤にあるから、大体そういうふうには理解していいのかなどうか、ちょっとお伺ひします。

それから、女性特有のがんはいわゆる子宮頸がんのワクチンではないんですね。

それから、これはチップ、ここの中にもいられるんですけども、チップをわざわざ作っている人がいるんですけども、わざわざそういうふうにはやらないとだめかなというのが一つございます。後で怒られるかもしれないけれども、わざわざそういうふうにはしなくてはならないのかなという、そういう疑問。それから、結局先ほど、伊南村森林組合にやったというから、そこに任せようとしているのか、その辺を伺ひたい。

それから最後、給与改定があったと。要するに振興公社で給与が上がったという指定管理料もぱっと上げる、こういう仕組みになっておられると、こういうことでしょうか。

以上のことをぱっぱっぱと答えてください。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

小規模多機能居宅介護施設ということで、今回大坪地区に施設の整備を計画しているわけでございますけれども、この中身につきましては通所が15名、通ってサービスを受けるデイサービスのサービス、それから通っているうちに例えば宿泊ができるというようなことで、泊まることができる1日当たりの定員が9名と。この施設については在宅でいる方、日常自分のう

ちで生活をしていて通所をしたり、また家族の関係で泊まったりというようなことで、通所が15名そのうち泊まりが9名。

あわせて、併設して有料老人ホームをつくるというような計画です。有料老人ホームにつきましては、また同じように9名のホームということで、この有料老人ホームは一般の有料老人ホームと同じで、1月幾らで、例えば15万円とか20万円とかと金額はちょっとあれですけども、払ってそこに生活をしながら介護のサービスを受けるというようなことで、今回計画をしている施設でございます。

それから、子宮がんですけれども、普通の子宮がん検診でございまして、頸がんのワクチンということではございません。

以上でございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えいたします。

場所とだれがやるのかというような質問かと思いますが、まず場所については今伊南地区に木材ストックヤードが西部林産敷地の跡地に今現在ストックヤードとして建っております。そのストックヤードに材を運びますので、その地域にチップの生産拠点をつくりたいと考えております。

あと、だれがやるのかということですが、これも一応町のほうで設備をしまして、これは指定管理等、伊南地域かどうかわかりませんが、その辺の周辺の指定管理を受けていただける方をお願いしたいというふうな考えでいるところでございます。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 答えします。

簡単にとということで、簡単にお答えいたします。

振興公社職員の給与が上がったことによりまして、指定管理料も当然追加したということでございますので、よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 もう一回確認だけでも、最初、私が聞いたところは9名が宿泊、これはショートステイみたいなふうに考えていいんだかどうか、ちょっと。それから15名が通所でデイサービスみたいなもの。もう一つ、もう一回9名と言ったような感じがする、有料老人ホーム。9、9、15というふうにとらえていいのかどうか。

それから、2番目のチップのほうは、だれがというのは決まっていないわけですか、早い

話が。これから決めるとこういうことですか。やはりまずだれがやるかということが非常に重要だと思うんだ。だから補助金があるからとぼっと飛びついて、さあだれにやってもらおうかというよりは、森林組合なら森林組合にきちんと話をして、そして進めていったほうがいいような感じはするわけですがけれども、その辺のお考えはどういうふうにお考えになっているか、お願いします。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 答えいたします。

私の説明が下手でちょっと理解が得られないところで。まず小規模多機能型居宅介護施設につきましては、通所利用者、通って通所ができる利用者は1日当たり15名の方が通所できます。ただその中で在宅にいて、例えば家族の関係とか、あとは施設のほう、うちに帰るのもちょっと大変だというような方の場合には、9名まではその施設に宿泊することができます。ただ、そこにずっといてしまうと老人ホームみたいになってしまうので、その限度が大体おおむね4日ぐらいというふうなことで、決められているようです。

それから、全くそれとは別に同じ敷地の中に有料老人ホームを併設をするというような計画です。この有料老人ホームは普通の有料老人ホームと同じで、何かしらの金額を払って1カ月そこでずっといると。ただ違うのは、その有料老人ホームに入る方は例えば認知の方とか体が動かない方が入れば、この小規模多機能の施設の職員が介護保険を使ってサービスをする。いろいろな介護サービス、それを介護保険のほうで請求するというようなことで、有料老人ホームに入っている方も、どんどん介護保険のサービスを受けながら生活をするというような施設というようなことでございます。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 答えします。

だれがやるのかというような話かと思いますが、今現在のチップーの貸し付けは伊南森林組合に貸し付けしております。ですので、そういう方向でも考えておるんですが、まだ私の時点でだれだれと言うこともできませんでしたので、そんな感じで今いるところです。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 今回の補正で、事業見直しの結果で補正予算に計上されているわけですが、基本的なことをお聞きしたいと思います。

各課から事業見直しが出されているわけですが、対象事業は何だったのか。すべてと

言われるのかもしれない。何を基準、見直しの基準、そして何を見直ししたのか。それをお示しいただきたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

皆さんのほうに一覧表行っていないですか。それらを見直してその中でヒアリングといいますが、いろいろお話し合いをさせていただいた中で見直しが必要であるという、当初から各課からこれは見直したほうがいいと、そういうような報告を受けたものもあって、私のほうも提案したものもあって、そのようなことで見直してまいりました。そして、一般質問の中でしたか、廃止したものですると、3事業、それからあと別に私が先ほど申し上げましたように周遊バスは廃止しましたと。そういうものがあって、基準というものは、やはり各課それぞれの考え方があって、実際やってみたらこうだったとか、やろうとしたらこうだったというそのふぐあいの部分を見直そうということを基準にしましたし、それから先ほど申し上げましたように、9月の補正に間に合うものを最初にやっただ。

ですから、全然これから見直していないものも多々いっぱいあるわけで、そのようなことの中にはいろいろ見直しの幅はありますけれども、このようなものでどうでしょうかというものを提案をしたと。今現段階はそのようなことをございます。

○渡部康吉議長 5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 先ほど、6番議員から事業見直しの委員ですか、検証委員会、これから4回ほど開かれるということで、町長の諮問的なことでやられるということで、それは非常にいいことだなと思います。それで1点だけ、町長の見直しのキーワードといえますか、それをぜひ教えてください。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私のキーワードといえますか、公平公正です。

そして、費用対効果を求めないものの中にはありますから、そういうものは当然費用対効果は求められないわけですが、例えば福祉とか教育とかそういうものがありますけれども、事業ということになれば費用対効果も、これだけ金かけてどうなのかなということも当然視野に入っていると、そのようなことをございます。そして、継続性といえますか、これで終わるのか、またはずっと続けていられるのかということも当然そのようなことも検討材料に入ると、そのようなことをございます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 27ページの教育費の中に報償費というのがあります。それから28ページに委託料50万円上がっているんですが、この内容を歌舞伎の指導者かなと期待して聞くんですが、よろしく。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 お答えいたします。

一般補正28ページ、13節委託料のほか、前ページからごらんいただきたいと思います。

一般補正27ページ、4目の文化財保護費、4節の共済費から次のページの14節使用料及び賃借料まで地域伝統文化総合活性化事業に必要な経費500万4,000円を計上させていただいております。

この地域伝統文化総合活性化事業でございますが、ちょっと長くなりまして、申しわけございません。地域に伝わる伝統文化の活性化や復興等のため、各地域の主体的・総合的な取り組みを支援することにより、有形無形の歴史的な文化遺産を生かしたまちづくりや伝統文化の確実な継承と地域の活性化に資することを目的とした文化庁の委託事業でございます。

町では、本年度から3年間事業として取り組んでまいります。

内容でございますが、事業要件として複数の伝統文化に係る取り組みが必要なことから、田島祇園祭屋台歌舞伎保存事業、いわゆる子供歌舞伎保存事業でございますが、それと各地域の地芝居等の民俗芸能等調査事業を行うとともに、その他の保存事業として、湯ノ花神楽、それから古町の祭り、そして南郷の早乙女踊りの保存に係る事業を展開していくものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 子供歌舞伎に期待しています。

28ページの50万円の映写をやるというのかな。それを記録撮るといふ、さっき説明したのかな、ちょっと聞こえなかった。

○渡部康吉議長 生涯学習課長。

○酒井直伸生涯学習課長 委託料の50万円の映像製作委託料につきましては、先ほど申しました湯ノ花神楽、古町の祭り、南郷の早乙女踊りの保存事業に係る記録映像を撮るための製作費でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 ほかにございませぬか。

16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 すみません、さっき11番議員が聞いたチップの生産施設について若干お聞きします。さっき11番議員の質問聞いたんですが、まだ私ちょっと納得いかないものですから、若干お聞きいたします。

この施設は、これからの森林整備には絶対欠かせないと、そのように考えています。そして間伐事業をやって出てくれば、もう絶対にこれもやらなければならない事業なんで必要だと思うんです。まず施設を建設するのはいいんですが、まず最初に年間数量はどのぐらいで見ているのか。原材料は単価幾らで見ているのか。製造費が幾らかかるのか。管理費は幾らかかるのか。できた製品は幾らなのかと。それを第三セクターに持って行って第三セクターのチップボイラーで燃やして果たして採算ベースに乗るのか、そこまでのコスト計算をしてやったのかどうかその辺を聞きたい。

コスト計算もしないで、補助金があるからつくったと言ってしまうと、これは宝の持ち腐れで後は何も役に立たないとそんなことになるんで、これを実施するとすれば、そのコスト計算をきっちりやってそれでやってもらいたいです。そうじゃないと、なかなかこの後実際にやりましようと言っても、そのときに私は賛成できなくなってしまう。これが一番大事なんです。やはりコスト対費用、これがきっちりできないと先に進めないんじゃないかなとそんな感じがしますんで、答弁よろしくお願いします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

このチップの生産についても、内部でいろいろ検討したところなんです。それで今現在チッパーを利用する中で、間伐材を利用した中で年間1,900立米等を搬出運搬してつぶせばチップに売れると、ボイラーを設置した場合。町の施設2カ所ほど予定しているんですが、本来は民間のチップを購入すればいいんですが、まず自前でつくって自前の施設で投入すると、そういうような循環型を考えている中で今回の事業を進めています。

その関係で、チップも今の農林課の算出でしますと、約立米3,000円ぐらいでは何とかできるんじゃないかというようなことも想定しています。そんな関係でこの事業を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 年間1,900立米やって、立米3,000円で仕上がるというのは、これは幾らになるんですか。計算すると何ぼになるのかな。570万円で製品ができると。そうする

と、原材料はゼロとやるんですか。じゃ、人件費が幾らで、それから例えば電気使えば電気料が幾らで、それから軽油だ何だでいろいろかかります。それをどのぐらい見ているのか。この辺がちょっと甘いような気がするんですが、これで1,900立米で立米当たり3,000円でできるとすれば、これは今の燃料費プラスしてあっても非常に安くできると。私はもう大賛成いたしますが、この辺本当にできるのかどうか、もう一回お聞きします。

○渡部康吉議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

原材料は町有林野のほうから、町の町有林から搬送運搬したいと思っています。この関係で民間から購入するという事じゃなくて自前の材を使ってやっていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○渡部康吉議長 16番、渡部東君。

○16番 渡部 東議員 最後です。もう一度じっくり検証して実行に移してもらえればありがたいと思います。

以上。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 やはり事業をするときには、その後の経営運営、大事です。経費大事です。ですから、そういうことを十分検討しながら実施に向けて検討していきますと、そのようなことでございます。

ご理解願います。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第22、議案第97号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第23、議案第98号 平成22年度南会津町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第24、議案第99号 平成22年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第25、議案第100号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第26、議案第101号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第2号の質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第27、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は諮問のとおり適任とすることに決しました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成22年請願第2号の委員会報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第28、平成22年請願第2号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書

についてを議題といたします。

産業建設委員会に付託してありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ただいま議題となりました付託案件について、産業建設委員会で審査をいたした結果をご報告申し上げます。

本委員会に今議会に付託され、受理番号が平成22年請願第2号、件名が、森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する請願書、請願者は森林労連、全国林野関連労働組合、南会津分会執行委員長、山口茂幸であります。

慎重審査の結果、今後の林業活性化に向けた内容としては全く請願の内容と当委員会が一致し、全員一致で採択をいたしました。

何とぞよろしく皆さんのご審議をお願いいたします。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより平成22年請願第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成22年請願第2号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成22年請願第2号は委員長報告のとおり決しました。



◎平成22年請願第3号及び平成22年請願第4号の委員会報告、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 日程第29、平成22年請願第3号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願について、日程第30、平成22年請願第4号 「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願についてを一括して、議題といたします。

文教厚生員会に付託してありますので、文教厚生委員長の報告を求めます。

6番、渡部優君。

○6番 渡部 優議員 ただいま議題となりました請願2件につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、審査におきましては、議員6人、議員必携にある願意が妥当であるか、そして実現の可能性があるかを念頭に質疑、審議をいたしました。

平成22年請願第3号 「複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書提出」方の請願並びに平成22年請願第4号 「2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願につきましては、平成22年9月6日付で19番、大竹幸一議員の紹介により福島市上浜町10の38、福島県教職員組合中央執行委員長、竹中柳一氏より提出されたもので、平成22年第3回定例会において文教厚生委員会に付託されたものでございます。

審査に当たり、これら第3号、第4号は非常に関係が深くリンクする内容でありますので、一緒に審査をいたしました。請願第3号の請願趣旨は子供たちに豊かな教育を保障するために、複式学級を解消する教職員定数基準の改善及び小規模学校における事務職員、養護教員、栄養教職員の配置基準の改善を求めるもので、請願第4号の請願趣旨は子供たちに豊かな教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級を標準とする教職員定数の早期改善と学校施設整備費、図書費、教材費、就学援助、奨学金など2011年度の教育予算の拡充を求めるものでございます。

本委員会といたしましては、9月13日、14日と主に文部科学省が公表している資料と請願紹介議員の資料を参照しながら、さらには委員会として調査した本町の学校の状態を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審議の結果、これらの請願は平成20年第3回定例会、平成21年第3回定例会と同様の請願が本議会に提出され、全会一致にて採択されている経過があり、今回その請願内容を否定する者がいないということ、過去請願後も国においては40人学級の方針も変わっておらず、開かれるべき第8次教職員定数改善計画も見送られ、さらには新学習要領の全面実施が小学校では平成

23年度から、中学校では平成24年度からとなっており、さらに教職員の負担や都道府県の負担がふえるおそれがあること、民主党政権の中でも請願内容の改善の見込みが予想されること、本町においても南郷地区における栄養職員の不在など、都道府県の財政力により地域格差が生じている点、子供たちが平等に教育を受けるナショナルスタンダードの設定・履行が必要だなどの観点から、両請願ともに請願の趣旨のとおり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○渡部康吉議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより平成22年請願第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

平成22年請願第3号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成22年請願第3号は委員長報告のとおり決しました。

次に、平成22年請願第4号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

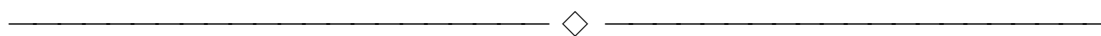
平成22年請願第4号に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、平成22年請願第4号は委員長報告のとおり決しました。



◎会議時間の延長

○渡部康吉議長 議長から通告いたします。

本日の会議時間は、議案審議の都合により、会議時間をあらかじめ延長いたします。

以下、追加議案の提出がありますので、暫時休憩いたします。

○渡部俊夫議会事務局長 事務局から連絡します。

なお、議会運営委員会を議長室で開催させていただきますので、議運の方はお集まりいただきたいと思います。

なお、再開については放送いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 4時31分

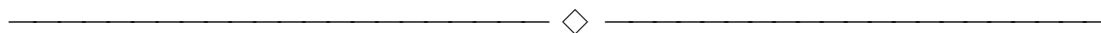
〔議会運営委員会開催〕

再開 午後 5時00分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせいたします。

16番、渡部東君が都合により早退しましたのでご了承願います。



◎日程の追加

○渡部康吉議長 先ほど委員会提出議案4件、議員派遣の件、各常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申し出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第1、委員会提出議案第3号 南会津町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

これより提出者から提案理由の趣旨説明を求めます。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 ただいま議題となりました南会津町議会基本条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

当委員会は、平成20年12月議会で議会活性化委員会の答申を受け、議会基本条例策定委員会を設置し、これまでに28回の委員会の議論と議員説明3回、平成22年4月7日から5月7日までは町情報紙とインターネットでパブリックコメントを実施し、町民に対しては町内4カ所で説明会を行い、その間5名の方より封書による意見が寄せられております。このことについては、中身については議員懇談会でご説明を申し上げましたので、省略をいたします。

それでは提案理由を説明申し上げます。

地方分権が推進される中、地方公共団体が担う役割はますます増大し、住民の代表機関として自治体の最終意思決定をあずかる議会の役割と責任は格段に重くなってきています。また、地方自治体の最終意思決定機関である我々地方議会の役割は、審議機能、監視機能の一層の充実に加えて、対案も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

南会津町議会は二元代表制のもと、町民から選挙で選ばれた議員で構成される議事機関として、同じく町民から選挙で選ばれた執行機関である南会津町長とともに町民の負託にこたえる責任を負っています。

これまでの議会は、議会運営を行うための会議規則と議会運営申し合わせ等の慣習によって

運営されてきました。議会基本条例は、これらの上位に位置するものとして位置づけ、議会のあり方、議員の責務、町長等との関係や町民との関係について示そうとしているものであり、そうした目標に向かって議会改革の取り組みの中で、一つ一つ南会津町議会基本条例を制定するものであります。

なお、前回の議員懇談会の中で討論されました政務調査費については条項より削除しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、星和男君。

○13番 星和男議員 この内容については、私は別に問題はないと思いますけれども、ただ最終案が決定されてからまだ日がたっておりません。それで、まだ町民もこの最終案というものを見ていないと思うんです。だからこそもう少し町民の皆さんに示して、そして意見があるならば意見も聞いて、最終案ですからそのぐらい、3カ月ぐらい延ばしてもいいんじゃないかと私は思っております。その考えはないかどうか、お伺いします。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星登志一議員 昨日の議員懇談会でも延ばしてはどうかというような意見が出ましたけれども、私たち委員会は町民に対しての直接の説明会、それからインターネットによる意見の申し込み、あるいは手紙による意見の申し込み等、十分に町民には説明しているつもりであります。

なおかつ、町民からもありました意見の中には、政務調査費に関しては少し慎重に審議してくれというようなことでありましたので、我々委員会としては議会全員で恥のないように政務調査費を堂々と使おうと、こういった考えもありましたけれども、前回の議員懇談会では、少し時期尚早じゃないかというように、町民から指摘されたことで条文を削除しておりますので、決して時間が早いとは言い切れないとこういうことで本日の提案になりましたので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第4号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第4号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第4号は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第4号 森林・林業再生に向けた基本政策の推進に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎委員会提出議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第3、委員会提出議案第5号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第5号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第5号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第5号 複式学級解消、小規模学校における教職員の配置基準の改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◇

◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第4、委員会提出議案第6号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長。

〔局長議案朗読〕

○渡部康吉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員会提出議案第6号は、今期定例会の本会議における請願の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員会提出議案第6号は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

採決いたします。

委員会提出議案第6号 2011年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議会雇用対策調査特別委員会の設置に関する決議の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、追加日程第5、議会雇用対策調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、渡部東議員ほか5名から提出されたものであります。

ここで提出者より趣旨説明を求めます。

5番、山内政君。

○5番 山内 政議員 提出者、議会運営委員長の渡部東議員が早退をしておりますので、副議長委員長の私から提案理由の説明を申し上げます。

議会雇用対策調査特別委員会設置に関する決議の提案理由について。

ただいま議題となりました議会雇用対策調査特別委員会設置に関する決議について、提案理

由の趣旨説明をさせていただきます。

昨今の厳しい雇用状況は町民の生活に大きな不安を与え、また町財政にも多大なマイナス影響を与えています。給与所得者の納税者は平成19年度5,665人、平成21年度は5,255人と41人の減、国保税では平成19年度で5億2,621万円、平成21年度では4億5,195万円と7,426万円の減となっています。このような地域の雇用不安の状況を打破するために、議会は、議会活動の中で現状把握、課題抽出やこれらの対策を検討し、提案していくことが町民生活の安定と福祉の増進に寄与するものと考えられます。

今後、私たち議員の在任期間は平成23年4月までであります。一日も早い調査・研究に着手し、雇用の安定を図るため、専門的にかつ集中して調査・研究を進めることを目的に、委員定数6名による議会雇用対策調査特別委員会を設置するものであります。

失礼、給与所得者41名と申しあげましたけれども、給与所得者410名に訂正をお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の趣旨説明といたします。

よろしく願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議会雇用対策調査特別委員会委員の選任

○渡部康吉議長 ただいま設置されました議会雇用対策調査特別委員会の委員の選任を行います。

委員の選任に当たっては、各常任委員会2名の推薦により指名し、これを会議に諮って指名し選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員会において議会雇用対策調査特別委員会委員2名の選出をお願いいたします。

会議室は総務委員会が第2会議室、産業建設委員会が議長室、文教厚生委員会が議員控室でお願いいたします。

なお、選出が済みましたら議長あて報告願います。

それまでの間暫時休憩といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時22分

再開 午後 5時28分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議会雇用対策調査特別委員会の委員の選任を行います。

ただいま各常任委員会からそれぞれ2名の方々の推薦がありましたので、次の方々を指名します。

お諮りいたします。

総務委員会より9番、湊田幹夫君、11番、湯田秀春君。産業建設委員会より12番、星登志一君、13番、星和男君。文教厚生委員会より7番、星光久君、18番、菅家幸弘君。

以上、6名の方を指名し選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、さきの6名を議会雇用対策調査特別委員会委員に指名し選任することに決しました。



◎議会雇用対策調査特別委員会の正副委員長互選

それでは、ただいま選任いたしました議会雇用対策調査特別委員会は休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成をお願いします。

委員会の会議室は、議長室でお願いします。

なお、委員長、副委員長等が決まりましたら、議長あて報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時30分

再開 午後 5時42分

○渡部康吉議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において互選された結果は、委員長に11番、湯田秀春君、同じく副委員長に7番、星光久君、それぞれ互選されましたので、報告します。



◎議員派遣の件について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。

◇

◎閉会中の継続調査について

○渡部康吉議長 次に、追加日程第7、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◇

◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

上着の着衣をお願いします。

以上をもちまして、平成22年第3回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重審議、まことにありがとうございました。

閉会 午後 5時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員